

平成24年3月2日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主査

議事日程第1号

第1回定例会

平成24年3月2日(金曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告  
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告  
(1) 市政の概況について
- 〃 5 議第 1号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 6 議案説明
- 〃 7 委員会付託
- 〃 8 質疑・討論・採決
- 〃 9 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 10 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 11 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 12 質疑
- 〃 13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))
- 〃 14 議第 2号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
- 〃 15 議第 3号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 〃 16 議第 4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 17 議第 5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 〃 18 議第 6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 19 議第 7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 20 議第 8号 平成23年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 21 議第 9号 平成24年度寒河江市一般会計予算
- 〃 22 議第10号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 23 議第11号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 〃 24 議第12号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 25 議第13号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 26 議第14号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 〃 27 議第15号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 28 議第16号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 29 議第17号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 30 議第18号 平成24年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 31 議第19号 平成24年度寒河江市水道事業会計予算

- 〃 3 2 議第 2 0 号 寒河江市課制条例の一部改正について
  - 〃 3 3 議第 2 1 号 審議会委員の公募等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 〃 3 4 議第 2 2 号 寒河江市振興審議会条例の一部改正について
  - 〃 3 5 議第 2 3 号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
  - 〃 3 6 議第 2 4 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
  - 〃 3 7 議第 2 5 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
  - 〃 3 8 議第 2 6 号 寒河江市特別会計条例の一部改正について
  - 〃 3 9 議第 2 7 号 寒河江市市税条例の一部改正について
  - 〃 4 0 議第 2 8 号 寒河江市手数料条例の一部改正について
  - 〃 4 1 議第 2 9 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
  - 〃 4 2 議第 3 0 号 寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について
  - 〃 4 3 議第 3 1 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
  - 〃 4 4 議第 3 2 号 寒河江市環境基本条例の制定について
  - 〃 4 5 議第 3 3 号 寒河江市環境審議会設置条例の制定について
  - 〃 4 6 議第 3 4 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
  - 〃 4 7 議第 3 5 号 寒河江市暴力団排除条例の制定について
  - 〃 4 8 議第 3 6 号 寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
  - 〃 4 9 議第 3 7 号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例の制定について
  - 〃 5 0 議第 3 8 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
  - 〃 5 1 議第 3 9 号 寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について
  - 〃 5 2 議第 4 0 号 寒河江市下水道条例の一部改正について
  - 〃 5 3 議第 4 1 号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
  - 〃 5 4 議第 4 2 号 市道路線の変更について
  - 〃 5 5 議第 4 3 号 字の区域及び名称の変更について
  - 〃 5 6 請願第 1 号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する請願
  - 〃 5 7 施政方針説明
  - 〃 5 8 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

## 開 会 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、情報観光課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可したことを申し伝えます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

### 会議録署名議員指名

○高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、7番沖津一博議員、13番新宮征一議員を指名いたします。

### 会 期 決 定

○高橋勝文議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました平成24年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月28日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数などを勘案し、本日から3月21日までの20日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月21日までの20日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成24年3月2日(金)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、固定資産評価審査委員 選任議案上程、同説明、委員 会付託、質疑・討論・採決、 報告、質疑、議案・請願上 程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月 3日(土)		休 会		
3月 4日(日)		休 会		
3月 5日(月)		休 会		
3月 6日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(水)		休 会		
3月 8日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 9日(金)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月10日(土)		休 会		
3月11日(日)		休 会		
3月12日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、質疑、予算 特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月13日(火)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月14日(水)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室

月 日	時 間	会 議		場 所
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月15日(木)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月16日(金)		休	会	
3月17日(土)		休	会	
3月18日(日)		休	会	
3月19日(月)		休	会	
3月20日(火)		休	会	
3月21日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

## 行 政 報 告

○高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から12月定例会以降、現在までの主な市政の概況について御報告申しあげたいと思います。

ことしの冬は、1月から2月にかけての降雪により昨年に続いての大雪となり交通機関の運休や道路通行どめなど、市民に大きな支障を来したところでございます。

県の豪雪災害対策本部によりますと、2月末現在での県における雪おろしや落雪、除雪に伴う死傷者数は295名に上り、平成18年豪雪の総死傷者数283名を超え、また農業関連ではパイプハウス等の被害が785棟など被害総額は4億円を超えたとのことでございます。

本市におきましても、去る1月17日に豪雪対策連絡本部を設置をし、2月1日には豪雪対策本部に切りかえをいたしまして、チラシの全戸配布による注意の喚起やひとり暮らし高齢者等除雪費支給事

業、さらには排雪場所等の周知、ホームページでの雪おろし事故の防止についての啓発、さらには主要幹線道路や通学路のパトロールの強化及び除排雪の徹底などを行い、市民生活に支障が出ないよう市民の安全確保などに努めてきたところであります。2月末現在では、死者1名、負傷者13名という事故の発生が報告されているところであります。

また、農業関係被害につきましては、詳細は雪解け後を待たなければなりません、2月末現在ではさくらんぼハウスなどの被害が89カ所、被害総額で3,300万円を超え、また市内各所で果樹の枝折れが発生している状況であります。

市といたしましては既に2月15日から農道の除雪を進めており、融雪剤散布に対する支援につきましても事業を推進するなど例年より時期を早めて対処しているところであります。さらに、農業施設等の被害に対しては今後営農活動等に支障を来すことがないように、国・県や関係機関と連携し補助事業等を活用しながら速やかな復旧を支援してまいりたいと考えています。

なお、このたびの豪雪に対しまして、去る2月16日には吉村県知事、さらに2月18日には中川防災担当大臣による管内の雪害現地視察が行われ、その際私のほうから十分な支援が行われるよう要望したところであります。

次に、放射性物質検査について申し上げます。

県におきましては、昨年12月に県内12市町の26カ所で道路側溝汚泥に含まれる放射性物質の調査を実施いたしました、本市内では、島北地内と高松地内の2カ所でサンプル調査が行われました。その結果、島北地内において通常の廃棄物処理が可能な基準を超える1キログラム当たり1万7,400ベクレルの放射能濃度が検出されたところであります。

本市では、1月18日に県から連絡を受け、その翌日に調査地点の周辺5カ所の側溝汚泥に含まれる放射性物質の調査を専門検査機関に委託するとともに、空間放射線量を調査いたしました、いずれも基準値を下回る結果でございました。

市民の皆様に対しましては、市報配布時に合わせ放射性物質の調査結果と健康に影響のあるレベルではないことをお知らせするチラシの全戸回覧を行うとともに、南部地区公民館におきまして2月3日に説明会を開催したところであります。今後におきましても、引き続き空間放射線量の調査を行うとともに、各地域で道路側溝の清掃を行う場合には事前に汚泥の放射性物質の調査を実施をし、国が定めたガイドラインに沿って適正に処理を行ってまいりたいと考えているところであります。

また、子供たちが食する給食の安全性を再確認するため1月30日から放射性物質検査を開始しております。検査対象は小中学校及び市立保育所の代表の調理済み給食を1週間ごとの輪番で検査をし、結果については、市のホームページ及び市報にて公表することにしております。これまでの検査では、いずれも不検出ということであり、今後とも、市民の安全・安心の確保には万全を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

次に、市内小中学校のインフルエンザの発生状況について申し上げます。

県は、1月第4週に県全体の報告数が警報発令基準を超えたために、1月31日にインフルエンザ警報を発令をいたしました。その後におきましても依然として警報レベルを超えている状況にあり、A型からB型への新たな拡大も見せております。本市におきましては1月中旬以降、小中学校においてインフルエンザがやや拡大をし、複数校で学級閉鎖から学年閉鎖等の措置がとられ、現在も新たな拡大が危惧されているところであります。今後とも、児童、生徒の健康安全への指導を徹底してまいり

たいと考えております。

次に、企業誘致について申し上げます。

寒河江中央工業団地の第4次拡張地に第1号の進出企業が決定し、2月23日に分譲契約を締結いたしました。立地いたします企業はニチレイロジグループの一員として全国に物流ネットワーク事業を展開している株式会社ロジスティクス・ネットワークで県内各地に向けた小売業用物流センターを新設するものであります。

分譲面積は9,200平方メートルで、4月からセンター建設に着工、10月には操業開始する予定であります。また、予定従業員は50人規模となりますが、そのうち約40人は地元から採用される見込みであります。このたびの立地が、本市経済の活性化や雇用の確保に大いに寄与するものと期待しているところであります。

本市におきましては、今後とも交通アクセスに優れた立地条件をアピールしながら、寒河江中央工業団地への企業誘致に精力的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上が、12月定例会以降の主な市政の概況となっております。御報告申しあげた次第であります。以上であります。

## 質 疑

○高橋勝文議長 ただいまの市政の概況について質疑はありますか。

なお、行政報告についての質疑であります。後日行います一般質問の通告内容等と重複しないように議員において配慮されますようお願いいたします。川越議員。

○川越孝男議員 今の報告で2点お尋ねをしたい。一つは放射能汚染の関係で、側溝の泥上げをする際には事前に調査をしてそしてという報告が、説明がありました。実際それぞれの地域で実施するわけですけれども、調査してからの結果が出るまでの日数といいますか、どれぐらいかかるのかということが1点。

それからもう一つは、もし8,000以上の数値が出た場合に、もちろん県などの要綱あるわけですけれども、袋詰めして穴掘って入れるという、遮水シートといいますか、そういうのを敷いた上でということがあるわけですけれども、もし出た場合そういう場所というのは既に寒河江市の場合選定されているのかどうか。この点お尋ねをしたいと思えます。

それから、企業誘致の関係で今、物流センター、流通センターというお話がありましたけれどもいつから操業開始になる予定、10月ですか、はいわかりました。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 一般質問のほうで、いただいておりますので、そちらのほうで回答申し上げたいと思っておりますのでございます。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第5、議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題いたします。



## 議 案 説 明

- 高橋勝文議長 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。  
〔佐藤洋樹市長 登壇〕
- 佐藤洋樹市長 議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。  
固定資産評価審査委員会委員のうち、森谷富芳委員が本年3月27日をもって任期満了となりますので、新たに五十嵐良子氏を選任いたしたく御提案するものでございます。  
御同意くださいますようよろしくお願い申しあげる次第であります。

## 委員会付託

- 高橋勝文議長 日程第7、委員会付託であります。  
お諮りいたします。ただいま議題となっております議第1号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

- 高橋勝文議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。  
議第1号について質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
これにて質疑を終結いたします。  
討論に入りますが、討論の通告がありませんので討論を終結いたします。  
これより、議第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。ただいま議題となっております議第1号については、これに同意することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
御異議なしと認めます。よって、議第1号はこれに同意することに決しました。

## 議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第9、報告第1号から日程第11、報告第3号までの3案件を一括議題といたします。  
市長から報告を求めます。佐藤市長。  
〔佐藤洋樹市長 登壇〕
- 佐藤洋樹市長 報告第1号、報告第2号及び報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分

告について、一括して御説明を申しあげる次第であります。

報告第1号は、寒河江市中央1丁目地内において市有自動車の公務運転中、原動機付自転車に接触して発生した交通事故について、報告第2号は寒河江市本町1丁目地内の駐車場において市が設置した置き看板が倒れ車両を破損させた事故について、報告第3号は寒河江市仲谷地3丁目地内において、市有自動車の公務運転中、軽自動車に追突して発生した交通事故についてそれぞれ示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげる次第であります。

以上であります。

## 質 疑

○高橋勝文議長 日程第12、これより質疑に入ります。

報告第1号について質疑はありませんか。佐藤議員。マイクをお使いください。

○佐藤良一議員 市の設置の看板が車に倒れて……

○高橋勝文議長 今は報告第1号についての質疑であります。

報告第2号について質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 市の設置の看板が倒れて、車に損失を与えたわけでありまして。その後の措置、どのように対策なされているのかお聞きいたします。ことしもかなり雪降っておりますし、いろんなところの看板や街路樹もあるわけでありまして。その辺の対策、どのように設置しているのでしょうか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 現在につきましては、従前の倒れた看板については撤去しまして、新たにつくりかえて設置場所につきましても変更して設置しているところでございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 看板はそのとき、固定していたのか、ただ丸いコンクリートに立っていたのか、あと柱に番線というのか、そういうので設置したのかどうかであります。そのときの天気等はどうかであったのかであります。風が吹いていたのか。いろいろな条件があるはずであります。その辺はどうなんでしょうか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 看板については木製の看板でございまして、その転倒しないようにコンクリートでの片側のブロックでそれを押さえていたということございまして、平場に置いてありますので針金で結ぶとかそういう措置にはなっておりませんでした。

それから、当時の状況でございますけれども、当時12月4日でございますけれども、強風が吹いておまして、12月4日の左沢駅の風速ですけれども、平均で5.4メートル、最大で10.9メートルで最大瞬間風速で17.6メートルという強風が吹いたということございまして、それに伴ってこういう事態が生じたものと認識しているところでございます。

○高橋勝文議長 報告第3号について質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 車の事故でありますけれども、相手に損害賠償を払っておりますけれども、市所有車

の修理代は、幾らぐらいかかっているのかどうかであります。その辺御報告願います。

○高橋勝文議長 安孫子情報観光課長。

○安孫子政一情報観光課長 市のほうの車のほうの修理代金については6万5,656円かかっておりました。それで、加入しております保険のほうから対処したところであります。

以上です。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第13、承認第1号から日程第56、請願第1号までの44案件を一括議題といたします。

## 施政方針説明

○高橋勝文議長 日程第57、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 本日、平成24年第1回寒河江市議会定例会が開催されるに当たり、平成24年度の市政運営に臨む基本方針と施策の大要を申しあげる次第であります。

私は多くの市民の皆様の御支援、御支持により市政を担わせていただきましてから、早いもので3年余りがたちましたが、一貫して市民の声に耳を傾け、市民主体のまちづくりを基本姿勢として、子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる寒河江の確かな未来づくりに渾身の努力を傾注してまいりました。

これまで、議員各位並びに市民の皆様の御協力のもと子育て支援の推進を初め中学校給食の実施、地域座談会の開催、財政健全化への取り組み、仙台寒河江会の創設、農産物のブランド化の推進など、着実かつ誠実に公約を実行していただくことができましたことに厚く御礼申しあげる次第であります。節目の年度を迎えるに当たりまして、市民の皆様方の貴重な御意見を大切にしながら市民主体のまちづくりをさらに推進してまいり所存でございます。

昨年を振り返りますと、あの3月11日に発生しました東日本大震災から間もなく1年になろうとしておりますが、大震災発生後は被災地、市内避難者への支援、そして福島第一原子力発電所の事故に伴う農作物等の風評被害への対応などに全力に取り組んできた1年でございます。被災地の方々が笑顔を取り戻し、安心して生活できるまでにはまだまだ時間が必要かと思っております。被災地の復興なくして本市はもとより東北、そして日本の発展は語ることはできません。本市といたしましても引き続きできる限りの支援を行い、同じ東北にある自治体としてしっかりと役割を果たしていかなければならないと考えているところでございます。

一方、このような中にありまして、平成23年度は本市のまちづくりの基本的な方向性を示す新第5

次寒河江市振興計画の具現化に向けて取り組むスタートの年でもございました。大震災後の影響に対応する中でありましたが、振興計画に掲げた目標の実現に向けて立ちどまることなく精力的に取り組んできたところであります。子供の医療費無料化の拡大を初め、紅秀峰のトップセールスによるブランド化の推進、住宅建築推進事業、デマンド交通の導入に向けての取り組み、工業団地への企業誘致、都市計画道路の整備など振興計画の具体的な施策の着実な実施とともに花咲かフェア I Nさがえ、神輿の祭典、駅前自由市場「さがえちえり〜マルシェ」の開催などを通して、多くの市民の力を結集してにぎわいと活力あふれる元気な寒河江を市内外に発信してきたところであります。

これらの取り組みにつきましては平成24年度に向けて、さらに費用対効果、事業内容を検証し、スクラップ・アンド・ビルドの視点でこれまで以上に効率的な行政運営を推進してまいります。また、特に重点的に推進する施策としております重点プロジェクトについては、昨年初めて市民の各界、各層から成る「市民100人評価委員会」により事業評価をいただいたところでありますが、市民の皆さんからの貴重な御意見は平成24年度の事業展開に大いに反映させていかなければならないと考えております。

昨年の東日本大震災より、私たちは多くのことを学びました。大震災により得た教訓を十分検証し、市民が安全で安心して暮らせる基盤づくりの構築の重要性を痛感したところであります。「備えあれば憂いなし」と申します。まずは平成24年度市政運営の最重要課題として取り組んでまいりますとともに、市民から要望の多い子育て支援や雇用の創出を初め、農業、商工業、観光等の産業の振興、福祉医療体制の充実、都市基盤の整備など多くの課題がありますが、これら課題の解決に向けて一つ一つ着実にかつスピーディーに取り組んでいかなければならないと決意を新たにしているところであります。また、ことしは花咲かフェア I Nさがえが第10回、神輿の祭典が30回を数えるなど記念すべき年でもあります。節目の年にふさわしいものとなるよう工夫を凝らし、全国に「寒河江の元気」を発信してまいります。

昨今の本市を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進展、長引く景気の低迷などにより税収の伸びは期待できず財政的にも厳しい状況にあります。国や県の有利な補助制度などを活用しながら限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を得られるよう努めていかなければなりません。また、国においては地方主権を推進する取り組みが行われており地域が持つさまざまな課題についてみずから考え、みずから解決するという地域の自主性と自立性が求められております。

本市においては、これまでも市民、団体、企業が行政と一体となつての協働のまちづくりや、昨年からは「市民が主役のまちづくり、自らの地域は自らでより良い地域に」をテーマとした地域いきいき元気づくり事業など、地域主体、市民主体のまちづくりを推進しております。なお一層、市民の視点と地域の特性を生かした取り組みにより寒河江の未来に明るい展望が開けてくるものと確信しているところであります。

次に、平成24年度当初予算について申し上げたいと思います。

市税については、個人市民税が税制改正による年少扶養控除の廃止の影響や給与所得の動向などから増額を見込んだものの、特に固定資産税については3年ごとの評価がえや設備投資の抑制等により大きく減額となり、その結果、市税全体でも減額になる見込みであります。

地方交付税については地方財政計画と平成23年度の決算見込みを勘案し、ほぼ同額を見込んでおります。市債については、臨時財政対策債が地方財政計画を受けて減額を見込んだものの、公共施設の

耐震化等の投資的事業充当分が増額したことにより、全体では大きく増額を見込んでおります。

歳出予算については、市民100人評価委員会による評価等、広く市民の声を取り入れ施策の展開に「選択と集中」によるメリハリをつけながら、新第5次寒河江市振興計画の着実な実現に努めること、東日本大震災の教訓を受けて災害に強く高齢者にとっても安心・安全なまちづくりを推進すること、加えて緊急の課題である子育て支援や少子化対策、地球温暖化防止や再生エネルギーの活用など環境保全対策、そして被災者を含めた地域雇用対策を重点テーマとして予算編成を行ったところであり、その結果、平成24年度一般会計当初予算は前年度当初予算対比2.2%増の153億7,500万円となり、特別会計と企業会計を合わせた予算総額は289億9,079万円となったところであります。

以下、新第5次振興計画の六つの施策の柱に沿って施策の概要を申し上げます。

一つには、「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の創造」であります。

まず、「みんなで子育てを支える地域づくり」についてであります。寒河江の未来を担う子供たちの健やかな成長をはぐくむことは最重要課題の一つであり、それには安心して子供を産み育てることができる環境づくりが必要であると考えております。

このため、乳児に対する全戸訪問や妊婦相談・育児相談等を通し子育てに関する個別支援を強化するとともに、不妊治療への助成、妊婦健康診査の拡充に加え、子供の医療費無料化制度を小学校6年生まで拡大するなど経済的負担の軽減対策の充実を図ってまいります。また、市内避難者の保育所、幼稚園の保育料についても支援してまいります。

さらに、新たにハートフルセンター内に子育て支援センターを開設し、子育て中の親子が気軽に集い相互交流や子育てに関する育児相談や援助の実施などを行い、子育て支援機能の充実を図ってまいります。

安心して子育てをしながら働き続けることができる環境の整備として、待機児童ゼロの保育体制を構築するため認可保育所運営の充実と認可外保育所への支援を行ってまいります。また、放課後児童対策の充実を図るため、学童保育所の未設置小学校区への設置支援の取り組みを進めるとともに、学童保育運営委員会のネットワークづくりを図るなど、仕事と家庭の両立を支援してまいります。

次に、「生涯を通じた福祉社会の形成」についてであります。地域福祉の推進については、新たに策定しております「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づき、地域住民、福祉関係団体、行政が連携しながら協働、支え合いを基本に据えて、地域の実情に合った見守りを行う地域福祉ネットワークの構築など地域福祉の推進に取り組んでまいります。

高齢者福祉については、特別養護老人ホームしらいわの増築工事の完成により、この4月から30床の増床とショートステイが10床増床されます。また、小規模多機能型居宅介護施設・ケアセンターとこしえ三泉の開所など施設整備が進み、平成24年度はさらなる福祉サービスの充実が図られるものと考えております。

高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の初年度として、高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けるためには地域包括ケアの構築がますます重要となっておりますので、計画に基づき円滑な実施に努めてまいります。

介護サービスの基盤整備では、計画に基づき地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護事業所の公募を行い整備を進めてまいります。

介護予防事業については、対象者把握事業の充実を図り、新たに認知症予防教室を開催するなど計

画的に事業を展開してまいります。

さらには、本市独自のあんしんカード運動やあんしん訪問サービス事業等を継続して実施し、見守り体制の構築を推進してまいります。

高齢者の生きがいがづくり支援としては、身近な公民館等で実施される「ふれあい元気サロン」事業のさらなる充実を図るべく、交流と研修の場を設定し活性化を図ってまいります。また、老人福祉センターの送迎用マイクロバスを更新いたします。

障害者福祉については、自立と社会参加促進のため福祉タクシー券、給油券助成事業の充実と、特別支援学校通学支援事業を引き続き実施をし、共同生活介護事業所建設等への支援を図ることにより、障害者の地域生活への移行を推進するとともに、市立図書館前に障害者用駐車場を整備するなど、障害者福祉向上のための施策を充実して実施してまいります。

次に、「心と体の健康づくり」についてであります。

全国的に死亡率の高い3大生活習慣病の予防を初め、働き盛り世代のメタボリックシンドロームの予防や健康づくりに対する市民の意識高揚が課題となっております。このため「健康元気がえ21」計画に基づき、メタボリックシンドロームの予防に重要な食事と運動に注目した保健指導の実施や、健康ウォーキングマップの普及啓発、運動メニューの開発などにより生活習慣病予防対策の推進に努めてまいります。

健康診査については、受診率の向上が課題となっており、健康診査の受診の必要性についてなどの啓発活動の強化や健康診査の土曜日実施の継続などにより、健康診査を受けやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、「連携・協力に基づく医療体制の整備」であります。子供からお年寄りまでだれもが健康で安心して暮らせる地域社会の形成は市民一人一人の願いであります。そのため、多様な医療ニーズに対応できる医療供給システムの確立が求められております。

本市の医療については、昨年策定された西村山地域の医療提供体制将来ビジョン及びこのたび策定する寒河江市立病院アクションプランに基づき、県や山形大学医学部、関係病院・施設等、地域医師会などと連携しながら、病態に応じた円滑な医療提供体制の整備、休日などの初期救急体制の充実、在宅医療の充実などについても協議、検討を進め良質で安心できる医療供給体制の確保に努めてまいります。

寒河江市立病院については、アクションプランに基づき地域医療提供における市立病院としての役割・機能の明確化を図るとともに山形大学医学部初め村山地域の3次医療機関、県立河北病院、地区医師会や関係医療機関との連携を深めながら市民が安心して受診できる医療体制の整備を進めてまいります。

二つには、「地域を元気にする産業の創造」であります。

まず、「地域特性を生かした農業振興」についてであります。本市の農業についてはこれまでも農産物のブランド化や農業経営安定に向けた取り組みを推進してまいりましたが、就農者の高齢化や減少が進行していることから、持続可能な農業経営基盤の確立が喫緊の課題であります。また、原発事故による影響が解消されていない中、本市農産物の安全・安心を大きくアピールしていかなければならないと考えております。

まず、本市の基幹作物であるさくらんぼについては、「日本一さくらんぼの里 さがえ」ブランド

を維持発展させるため、紅秀峰初め紅シリーズの導入促進と無加温ハウス等の施設整備を促進するとともに、紅秀峰のトップセールスや西村山地域5首長によるトップセールスの実施などにより高品質生産安定と消費拡大に努めてまいります。また、米については新たにつや姫の里推進事業としてつや姫の圃場団地化や統一した肥培管理等によるブランド産地化の活動を支援してまいります。

さらに、本市農産物の安全・安心をアピールするため安全安心シールの配布、ホームページでの「さくらんぼ便り」等の動画配信などを行ってまいります。

本市の農業構造は就農者の高齢化が急速に進行しており、また就農者の減少から新たな就農者の確保と加速的な農地集約が急務となっております。そのため、新たに地域農業経営安定推進事業に取り組み、地域での話し合いに基づく地域農業マスタープランを作成するとともに、青年新規就農者への支援や農地集積の推進に取り組んでまいります。

中山間地域の農業振興については、中山間地域等直接支払制度を着実に実施するとともに、中山間地域における小規模な土地改良事業を支援する「中山間地域活性化事業」を新たに創設し、一層の活性化に努めてまいります。

早急な対応を迫られている耕作放棄地については、その解消を図るため、耕作放棄地再生利用交付金に本市独自に加算金を交付するなどにより積極的に取り組みを進めてまいります。

また、中向東地区の農道整備を進めるほか、新たに最上堰頭首工の改修工事に着手するとともに西根宝・下河原地区の用排水路整備等に取り組み、農業生産基盤の整備を進めてまいります。

次に、「寒河江の宝を活かした観光振興」についてであります。観光による交流人口の拡大は、本市の活性化に大きな役割を果たすものであります。本市の宝であるさくらんぼ、慈恩寺、祭り・イベントなどの観光資源をさらに磨き上げ、より魅力あるものとしてまいります。そのためには、さくらんぼ祭りは10周年を迎える花咲かフェアと一体となった開催とし、また寒河江まつり神輿の祭典は30周年を記念して、県内外から多くの神輿を招聘し、今までにない華やかな祭りとなるよう支援してまいります。

本市の特産品であるさくらんぼについては、去年は原発事故の風評被害などにより観光客数が大きく落ち込みましたが、本年は仙台圏、首都圏を対象にしたさくらんぼ狩り等バスツアーの実施、楽天イーグルス公式戦への協賛、全国さくらんぼの種吹き飛ばし大会予選会を全国10カ所で開催するなど、規模を拡大してさくらんぼキャンペーンを展開してまいります。

あわせて、首都圏交通機関において「日本一さくらんぼの里 さがえ」の広告宣伝や市内の関係団体や企業等の協力を得て本市観光のPRを強化するなど観光客を呼び戻すため全力で取り組んでまいります。さらに、市周年観光農業推進協議会に対して、さくらんぼ狩りの観光客を案内する「さくらんぼ狩りネット案内システム」構築の支援を行ってまいります。本市観光の核である慈恩寺については、観光案内機能をあわせた休憩施設の整備など受け入れ体制の充実に向け全市的な推進組織を立ち上げるとともに、国史跡指定及び道路等のハードの整備、景観形成に向けた取り組みなどと十分連携し、地域と一体となって進めてまいります。

広域的な観光資源の活用と連携強化については、西村山観光振興計画を踏まえて西村山1市4町等で構成する山形どまんなか探訪プロジェクト会議を設立し、湯めぐり事業、合同パンフレット・ポスターの作成、各市町の祭り・イベントへの相互交流など西村山観光の拠点地としての役割を果たすべく積極的に取り組んでまいります。

次に、「活力ある工業の振興と雇用の創出」についてであります。企業を取り巻く環境は欧州の債務危機等による世界的な経済の混乱や国内消費の低迷、歴史的な円高による影響、そして東日本大震災による景気の下押し圧力等により、非常に厳しい状況が続いております。これらを反映し雇用についても、西村山地域の有効求人倍率は平成20年秋のリーマンショック以来極めて低率で推移し、厳しい状況にあります。ことし1月末現在での西村山管内高校新卒者の就職内定率は96%と前年同期比プラス5ポイントとなっており、厳しい中にも改善傾向が見られ引き続きさらなる工業振興と雇用の創出について重点的に取り組むとともに活力あるまちづくりを推進してまいります。

本市が持つ地域資源のさらなる活用と引き続き付加価値を高めることが産業振興にとって極めて重要であり、そのため企業間連携促進事業の推進や産学官ネットワークの構築を一段と確立するとともに、山形大学等との交流を一層深めるなどにより企業の課題解決を支援し、地域資源を活用した魅力ある製品や独自性のある製品の開発を推進してまいります。また、見本市や展示会への参加支援による販路拡大、技術研修派遣参加支援による人材育成などの地元企業の支援を通して地域産業の活性化を図ってまいります。

雇用の確保については、引き続き景気・雇用対策が重要な課題でありますので、国や県の経済対策や緊急雇用対策を活用するとともに、県が策定した西村山地域雇用開発計画を受けて寒河江市雇用アクションプランを策定し、寒河江市就業支援サポーターを新たに配置するなど雇用の確保に努めてまいります。

企業誘致の推進については、平成23年度に工業団地の分譲単価の見直しや被災企業に対する市独自の誘致支援策を打ち出すとともに、県東京事務所に職員を派遣し、県と一体となって企業誘致活動を展開しているところであります。このたび1社の立地が決定し平成24年秋の操業見込みとなっておりますが、こうした企業誘致は本市の産業活動の活性化と雇用確保に直結するものであり、引き続き精力的に取り組んでまいります。

次に、「人が集う、賑わいのある商業の振興」についてであります。商業を取り巻く環境は、景気後退による消費低迷、消費者ニーズの多様化、消費人口の減少及び商圈の広域化等により年々厳しさを増してきております。商業の振興については地域商店街と地域住民が一体となった集客に結びつくイベントや祭りによるにぎわいづくりが重要であります。

商工会を初め、関係各団体等と十分な連携を図りながら、今年も駅前ふれあい盆踊り大会や名物ひっぱりうどんまつりの実施を初めとする各種イベント等を支援し、商店街や地域住民との協働によるにぎわいを可能な限り切れ目なく創出してまいります。また、寒河江駅前自由市場（さがえちえり〜マルシェ）については、平成24年度は4月からスタートし、昨年を上回る7回の開催を予定しており、仙山交流や震災復興支援に力を入れながら内容を充実して実施してまいります。

さらに、「ザ・寒河江」特産品等開発支援事業等による小規模商店等の特産品などの開発支援を行うとともに、中核となる商店街等の活性化や魅力アップ、空き店舗の活用等に引き続き積極的に取り組む団体等を支援し、地域に密着し愛される商店街とまちづくりを推進し、地元商業の振興に努めてまいります。

また、中心市街地の居住人口の減少、商業機能や文化交流機能における中心性の低下など、中心市街地の空洞化が進む中、中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定や中心市街地活性化協議会の設立を視野に入れ、中心市街地の核としてのフローラ・SAGAEの機能充実に努めてまいります。平



成24年度は中心市街地活性化センターリニューアル事業として市民の声や専門家のアドバイス、そして外部委員による検討委員会等の意見を踏まえフローラ・SAGAEの利活用促進計画の策定を行ってまいります。

三つには、「暮らしに便利な都市基盤づくり」であります。

初めに、「住みやすい快適なまちづくり」についてであります。本市の住宅建築等の促進を図るため実施しております「寒河江市住宅建築推進事業」については、住宅の新築、増改築及びリフォーム等の住環境の整備と地域経済の活性化に大きく寄与しているところであります。平成24年度におきましても事業を引き続き実施し、市民の住環境の改善と建築需要の拡大による景気浮揚及び地元関連業界の振興を図ってまいります。また、子育て世代への支援及び市内への定住人口の増加を図るため、昨年度より実施しております「子育て定住支援住宅建築事業補助金」については、対象地域の拡大など、より利用しやすい制度として進めてまいります。

本市のまちづくりの重要事業であります木の下土地区画整理事業については、昨年中に一般保留地が完売し、都市計画道路下釜山岸線の完成も見えてきたことから良好な住宅地として一層の宅地化の促進が期待されているところであります。区画整理組合では今年度換地処分等を実施していくことから、引き続き事業の円滑な推進に向けて支援してまいります。

また、昨年から日常生活の移動手段の確保のため、路線バスなどの公共交通機関の運行がなされていない地域での実証実験運行を行っておりますデマンドタクシーについては、引き続き運行時における需要や課題を調査し、本格運行に向けて準備を進めてまいります。

次に、「くつろぎのある都市空間づくり」についてであります。本市のランドマークであります長岡山については、「市民憩いの花咲か山」として整備するため、市民参加によるワークショップを引き続き開催し、総合的な整備計画の策定を行ってまいります。また、既存公園の再整備については、南町公園を防災機能を付加した公園として整備するとともに、遊具等の点検を実施し、安全安心な公園づくりを行ってまいります。

ことし、事業完成の最上川寒河江緑地については、コースブイや艇庫、案内看板等の整備を図り、秋には本格的運用に向けオープニングイベントの開催を行ってまいります。

また、住民参画のまちづくりについては、寒河江八幡宮の門前町の歴史と、文化の薫る町並みの形成を進めている「流鏝馬通りまちづくり協議会」に対して引き続き支援するとともに、慈恩寺についても市民参加による景観計画の策定を進めてまいります。

花咲かフェアINさがえは、これまでも本市の魅力を発信するイベントとして開催し、緑化の推進に寄与してまいりました。平成24年度は第10回の節目に当たり、新たに自然環境に優しいまちづくりに向けた展示を行うとともに、特に子供連れの来場者が安らげる空間を整備するなど、さらなる交流の拡大を図ってまいります。また、期間中震災復興支援の日を設定し、本市の魅力と併せて被災地支援を市内外に情報発信してまいります。

次に、「安全で機能的な道づくり」についてであります。交通量が増加し、交通安全対策が求められている市立病院前の都市計画道路山西米沢線は、平成23年度より測量設計調査等を実施しておりますが、平成24年度は用地買収・物件補償を実施し、事業の着実な進捗を図ってまいります。

また、現在施行中の中心市街地とほなみ団地との円滑なアクセスを図る都市計画道路下釜山岸線については、今秋の完成に向け整備してまいります。県施行で進められている都市計画道路柴橋日田線

(主要地方道天童大江線)は、本町3丁目から八幡町の用地買収・物件補償・電線類地中化等が進められており、引き続き早期完成に向けて県に対し要望してまいります。

市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設等については寒河江市公共事業整備優先順位基準に基づき順次整備を進めてまいります。また、現在実施している地域住民による側溝のふた板設置等についてはより事業内容を充実し、市民との協働による道づくりを進めてまいります。

老朽化している橋梁については、長寿命化計画により予防的な修繕を行い、橋梁の保全と安全性の向上に努めてまいります。平成24年度は、島橋等の補修詳細設計等及び稲沢橋の補修工事を実施してまいります。

次に、「暮らしを支える上下水道の整備」についてであります。本市の水道は昭和29年の供給開始以来、昨年田代地区で給水が開始されたことにより市内全域で水道が使用できるようになりました。平成24年度は、現在推進している第4次拡張事業として老朽管の布設がえによる管路の耐震化を重点的に進め、災害に強いライフラインの構築と、安全・安心な水道水の確保に努めてまいります。

また、幸生地区では新たに導水管の更新工事に着手するなど、引き続き施設整備を進めてまいります。さらに、平成24年度から平成33年度を計画期間とする寒河江市水道ビジョンを踏まえて、水道料金の見直しに取り組むなど、市民サービスの一層の向上を図ってまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。身近な河川等の水質保全と水洗化による生活環境の改善を図るため、下水道整備計画区域外の区域において、平成24年度から市町村設置型による寒河江市浄化槽整備事業を実施することとし、浄化槽からの放流先については用排水分離を進めるため、浄化槽排水管の整備を行ってまいります。

公共下水道事業については、未整備箇所の計画的な汚水処理整備を行うとともに、越井坂地内の雨水幹線整備を引き続き行ってまいります。また、浄化センターについては適切な汚水処理を行うため、平成24年度は国の指針に沿って長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。

四つには、「安全安心で支え合う地域社会と快適な環境づくり」であります。

まず、「災害につよい地域づくり」についてであります。東日本大震災の教訓を受けて、「災害に強い地域づくり」が喫緊の課題となっております。まず地域における防災力の強化を図るためには自主防災組織の新たな組織化への助成枠を拡大するほか、地域防災力の強化支援制度を新たに創設し、地区ごとの防災訓練や安全マップの作成を支援するとともに組織のさらなる強化を図ってまいります。

また、災害が発生した場合のスムーズな避難所の開設と運営、さらには防災機能の強化のための防災資機材の備蓄倉庫を避難所に設置するとともに、災害対策本部設置場所としております市庁舎を初め、避難所としております保育所等公共施設の耐震化を進めてまいります。

民間住宅の安全・安心対策として実施しております耐震化事業については、耐震診断の個人負担無償化を継続するとともに、新たに耐震工事費用の積算を補助対象とし、木造住宅の耐震化を促進してまいります。

消防団活動の充実を図るため広報機能を備えた消防ポールの設置を初め、消火栓の新設、更新等により消防水利の拡充を図るとともに、消防ポンプ庫整備事業への支援、さらに軽積載車や消防用小型ポンプの更新等の整備により、非常時における迅速な対応を確保してまいります。

また、平成24年度は山形県と合同の林野火災防衛訓練が本市皿沼河川敷を会場に開催されることか

ら、多くの方々に参観いただき、防災に対する市民の意識高揚を図ってまいりたいと考えております。さらに住宅用火災報知器の全世帯設置に向けた啓発活動を進め、広域消防本部、消防関係団体との緊密な連携のもと、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

原発事故に係る放射線対策については、県において種々の対策を講じているところではありますが、市としましても定期的な空間放射線量測定、水道水の放射性物質検査及び下水道汚泥の放射線量測定等を継続するとともに、公園等の空間放射線量測定や、小中学校及び保育所給食の放射性物質検査を実施してまいります。

また、農作物の放射性物質検査に対する助成事業を創設するほか、各地区で側溝清掃を行う場合には事前に汚泥の放射性物質検査を実施し、国が定めたガイドラインに沿った適正処理を行う考えであり、これらの放射線対策を講じて市民の安全確保、不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、「交通事故や犯罪のない地域づくり」についてであります。交通安全活動の推進については、何よりもまず市民一人一人の交通安全に対する意識の高揚が必要なことから、昨年策定した「第9次交通安全計画」に基づき地域の实情や各年代に応じた交通安全教室の充実に努めてまいります。特に、市内の事故多発路線をモデル路線として、関係機関、団体、地域住民と一体となって事故防止対策を講じてまいります。

また、防犯活動の推進についてはLED防犯灯設置を推進するなど、地域の防犯や通学路の安全確保に努め、また各地区の防犯協会と連携し、地域パトロールの充実強化を図ってまいります。

消費者保護の推進については、消費者トラブルの防止を図るため、市民への迅速な情報提供や高齢者教室、出前講座等を実施してその未然防止に努めてまいります。

次に、「環境を守り快適な暮らしの実現」についてであります。環境美化の推進については新たな環境の指針となる環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、地球温暖化対策については市全域を対象とした「地球温暖化対策推進計画」の策定に向けて市内の温室効果ガス排出量等把握のための調査を実施します。さらに再生可能エネルギー利活用のため、太陽光パネルを設置している市内小学校に蓄電池等の設備を導入するとともに、試験的にクリーンエネルギー自動車の活用を図ってまいります。

廃棄物対策の推進についてはごみ排出量の抑制と適正処理、リサイクルの推進をより一層高めるため、「ごみ処理基本計画」の見直しを図ってまいります。

次に、「市民のニーズに応じた住民サービスの推進」であります。市で発行している各種証明や届け出について、市民にとってより利用しやすい方策を推進する必要がありますので、窓口利用の実態把握や意向調査を行い、具体的な窓口業務延長の拡充や、斎場の夜間予約体制の整備を検討してまいります。また、住民基本台帳カードの多目的利用や案内業務の内容等を検討するなど、サービスの一層の向上に努めてまいります。

五つには、「新しい時代を切り拓く人づくり」であります。

まず、「美しく豊かでたくましい心、元気な身体を育む人づくり」についてであります。昨年策定しました「さがえっ子育みアクションプラン」の推進については、基本的な生活習慣の確立、食育の推進、確かな学力の習得など、子供たちの生きる力を社会全体ではぐくむために、「さがえっ子の育み10か条」に基づいて、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進してまいります。

暮らしの中に健康、楽しみ、交流を広く生み出す効用を持つスポーツは、人生を豊かにし、活力ある地域づくりには大切なものであります。そのためには、「いつでも」「どこでも」「だれでも」がスポーツを親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブや体育振興公社さらには各種団体と連携を図りながら成人層のスポーツ参加率の向上を目指して、市民のニーズに合った各種スポーツ教室等を実施し、「1人1スポーツ運動の展開」を進めてまいります。

また、スポーツをしやすい環境の整備に努め、年間を通したスポーツに親しむ環境づくりのため、屋内多目的運動場の整備に向け検討を進めてまいります。

次に、「郷土を愛し、次世代を担う意欲ある人づくり」についてであります。幼稚園・保育所等と小学校の連携を密にし、入学時の就学指導を充実させるとともに、指導者の合同研修会を開催し、互いの教育内容の理解を深め指導の改善を図ってまいります。また、一人一人の学力を適切に把握し実態に応じた指導を行うとともに、学校研究や研修活動の充実を図り教師の指導力の育成に努めてまいります。

平成25年4月1日に白岩小学校と統合することになっております田代小学校については、田代小学校閉校記念事業実行委員会が中心となって実施する閉校記念事業に対して支援するとともに、今後の閉校に伴う通学方法や校舎等の利活用方法などについて田代区などと十分協議を進めながらスムーズな統合が図られるよう努めてまいります。

また、幸生小学校についてもよりよい教育環境の実現に向け、地元関係者と連携してまいります。

次に、「歴史と文化を活かし、新たな文化を育む人づくり」についてであります。本市の誇れる慈恩寺文化の保護と活用については、本山慈恩寺と連携を密にし、各種調査・研究を進める「慈恩寺国史跡指定総合調査事業」を実施し、国史跡指定に向けて取り組んでまいります。加えて、昨年引き続き慈恩寺文化をさらに掘り起こし、磨き上げ、広く県内外に発信する慈恩寺シンポジウム等を実施してまいります。

さらに、本市には県や市の無形民俗文化財に指定されている田植踊、獅子踊、流鏝馬などの民俗芸能や生活に根差した伝統行事が数多くあり、それらの貴重な文化財の保存伝承を図る「山形ふるさと塾形成事業」に取り組み、後継者の育成に努めてまいります。

次に、「地域主体の活動による心豊かな人づくり」についてであります。まちづくり、地域づくりを担う自主的で創造力ある人材を育成するために、地域住民の学習要求と課題を把握し、ライフステージに応じた学習会、講座を展開するなど公民館活動の一層の充実を図ってまいります。

さらに地域の特性を生かした地区公民館運営を図るため、各分館との連携を強めながら学びのふるさと事業等を開催して、地域における連帯感の再構築と住民自らが考え行動する地域力の醸成を進めてまいります。

また、小学校保護者向けの子育ち講座や、幼稚園・保育所保護者向けの家庭教育講座を実施し、家庭の教育力向上を支援するとともに、青少年健全育成事業を実施し、地域の教育力向上に取り組んでまいります。

六つには、「市民が主役のまちづくり」であります。

「市民による人輝くさがえづくり」についてであります。前段でも申しあげましたが、昨年から住民主体の地域づくりを推進するための「地域いきいき元気づくり事業」がスタートしております。地域の公園整備や世代間の交流、地域を活性化させるイベントの開催など多様な事業に取り組んでいた

だいており、引き続きみずからの地域はみずからでよくする取り組みを支援してまいります。

また、市民の市政参画を推進する市民100人評価委員会を実施し、多くの貴重な御意見をいただきました。この委員会の運営をさらに市民にわかりやすいものとなるよう工夫していくとともに、市民の声をより市政運営に反映するよう努めてまいります。

近年、若者の未婚化、晩婚化の傾向が顕著であります。結婚を希望する独身男女の出会いの機会を提供するため、婚活コーディネーターの登録制度を創設し、定住人口の拡大と地域の活性化を図ってまいります。

また、地域に密着した高校づくりを推進するため、地域課題の解決に向けた活動や地域貢献活動に対し、新たな支援を行ってまいります。

次に、「未来志向の行財政運営」についてであります。寒河江の元気と魅力を効果的に伝えるために、トップセールスや昨年誕生した本市イメージキャラクター“チェリン”を活用しながら、県内市町村はもとより仙台圏、首都圏、さらには全国を見据えたキャラバンの実施やパブリシティの活用による情報発信を強化してまいります。また、新たに原動機付自転車等の標識をオリジナルデザインで作成し、本市のPRに努めてまいります。

税の公平性と納税意識の高揚を図るため、新たに市税等電話納付案内事業を開始し、新規滞納と累積滞納の防止に努めてまいります。

平成24年度は行財政改革推進指針前期アクションプランの最終年度であります。これまでの取り組みについて評価・検証を行いながら、後期アクションプランを策定し、引き続き「市民が安心して豊かに暮らせる行財政基盤の確立」を目標に市民本位の行財政改革を推進してまいります。

最後になりますが、私自身にとりましては任期4年の最終年度、いわば仕上げの年度、400メートル走に例えれば最終コーナーを回りラストスパートのところであり、全身全霊を傾け、子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる寒河江の確かな未来づくりの推進に向け取り組む所存でございます。しかし、その推進には、議員各位はもちろん、市民の皆様、行政の力、すべての力を結集し、創造性と実行力、そして思いやりの心を持って取り組んでいくことが何より重要であります。そうした皆さんの熱意によって、新第5次寒河江市振興計画の将来都市像「夢集い人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」の実現にさらに近づくものと確信しているところであります。

以上、平成24年度の市政運営の基本方針及び施策の大要を申しあげましたが、市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第58、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、承認第1号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。大雪による除排雪経費等の追加を内容とする平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について議会を招集する時間的余裕がなく急を要したため、専決処分を行ったものであります。御承認を得ようとするものでありますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に、議第2号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、国の第3次補正予算で追加交付される消防団安全対策設備整備事業費や病院事業会計補助金等を追加するものであります。その結果、3,280万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ155億7,045万1,000円とするものであります。

次に、議第3号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、公共下水道建設事業の年度内の完成が困難なために翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、議第4号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、国民健康保険給付基金積立金等を追加するものであります。その結果、383万2,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ44億5,626万7,000円とするものであります。

次に、議第5号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、保険基盤安定繰入金納付額の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。その結果、18万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ4億318万3,000円とするものであります。

次に、議第6号平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、介護認定審査会共同設置特別会計繰出金を減額するものであります。その結果、107万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ30億8,725万7,000円とするものであります。

次に、議第7号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催件数減少等に伴う介護認定審査会費の減額を行うものであります。その結果、53万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,525万9,000円とするものであります。

次に、議第8号平成23年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、患者減少による入院・外来収益の減額に伴う他会計補助金の追加等を行うものであります。その結果、予算総額は収益的収入及び支出それぞれ18億674万6,000円とするものであります。

次に、議第9号平成24年度寒河江市一般会計予算について御説明を申し上げます。新第5次振興計

画の目標具現化のため、重点プロジェクト事業を初めとした諸施策の推進、東日本大震災を教訓とした安全・安心なまちづくり、少子化対策や子育て支援の充実、被災者を含めた地域雇用の創出を重点テーマとして予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額歳入歳出それぞれ153億7,500万円で、前年度当初予算と比較し3億2,500万円の増となったところであります。

次に、議第10号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。下水道事業については、公共用水域の水質保全と快適で文化的な生活環境の改善を目指し、適切かつ効果的な整備促進に努めるとともに、社会構造の変化を踏まえて事業内容を精査し、一層の経費節減に努めながら予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ15億8,913万4,000円で、前年度当初予算と比較して1億6,632万3,000円の減となっております。

次に、議第11号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。浄化槽整備事業については、整備初年度として浄化槽整備区域における公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善を目的に予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2億3,543万9,000円となっております。

次に、議第12号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。田代簡易水道施設の維持管理等に要する一般管理費などを計上したところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ818万5,000円で、前年度当初予算と比較して286万1,000円の増となっております。

次に、議第13号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めるべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ43億5,749万円で、前年度当初予算と比較して1億6,475万2,000円の増となっております。

次に、議第14号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。保険料徴収と各種申請などの窓口業務などを行うための経費を計上するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ4億3,242万2,000円で、前年度当初予算と比較して2,942万8,000円の増となっております。

次に、議第15号平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。高齢者が住みなれた地域で安心して継続したサービスが受けられる体制の整備に努めるとともに、介護保険給付額の増に対応するため、安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ32億9,231万8,000円で、前年度当初予算と比較して2億5,030万9,000円の増となっております。

次に、議第16号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明を申し上げます。介護認定審査会に係る経費を計上するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2,634万7,000円で、前年度当初予算と比較して55万8,000円の増となっております。

次に、議第17号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明を申し上げます。各財産区とも管理運営のための経費を計上したものであります。歳入歳出それぞれ66万3,000円で、前年度当初予算と比較して1万3,000円の減となっております。

次に、議第18号平成24年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。地域の医

療ニーズに的確にこたえるべく、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりと深刻な状況にある病院経営の再建を図るため、全体的な業務改善に引き続き取り組むことを念頭に予算編成を行ったところであります。収益的収入及び支出については収入総額及び支出総額とも19億745万3,000円とし、資本的収入及び支出については収入総額を1億5,302万6,000円、支出総額を1億9,534万4,000円とするものであります。

次に、議第19号平成24年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。安全安心な水道水の確保に取り組むとともに、現在策定しております水道ビジョンに基づきながら経営基盤を強化し健全経営に努めることを重点目標として編成したところであります。収益的収入及び支出については収入総額11億6,345万2,000円、支出総額10億1,296万1,000円とし、資本的収入及び支出については収入総額2,979万円、支出総額5億4,803万4,000円とするものであります。

次に、議第20号寒河江市課制条例の一部改正について御説明を申し上げます。外国人登録法の廃止に伴い、事務分掌について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第21号審議会委員の公募等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。審議会委員の公募等に係る規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市振興審議会条例の一部改正について御説明申し上げます。寒河江市振興審議会の所掌事務等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正等に伴い、印鑑登録資格等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。障害者自立支援法の改正に伴い、条文整理のため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。非常勤職員として環境審議会委員、スポーツ指導員及び身体障害者相談員等を設けることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市特別会計条例の一部改正について御説明申し上げます。市町村設置型の浄化槽整備事業の実施に伴い、新たな特別会計を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。東日本大震災の被災者等に対し、入湯税の課税の免除措置を行う期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。外国人登録法の廃止に伴い、手数料の種類及び金額について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。社会教育法の一部改正により公民館運営審議会委員の委嘱基準が条例委任されたことなどから所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。図書館法



の一部改正により図書館協議会委員の任命基準が条例委任されたことから所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市環境基本条例の制定について及び議第33号寒河江市環境審議会設置条例の制定については関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。議第32号は市の環境の保全について基本理念を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で安全な生活及び豊かで潤いのある生活の確保に寄与するため、議第33号は、市の環境の保全に関する基本施策を調査、審議及び評価するため本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第34号寒河江市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。介護保険給付準備基金の取り崩しと財政安定化基金交付金による保険料率の抑制を図りながら、第5期介護保険事業計画において平成24年度から平成26年度までの保険料率を設定したこと、及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第35号寒河江市暴力団排除条例の制定について御説明申し上げます。暴力団の活動を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展を期するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第36号寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。土地改良法の一部改正に伴い、条文整理のため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第37号公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について御説明申し上げます。公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴い、用途地域内の都市計画施設等の区域の土地を譲渡する場合の届け出に係る面積規模を定めるため本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第38号寒河江市営住宅条例の一部改正について御説明申し上げます。公営住宅法施行令の改正に伴い、市営住宅の入居者の資格等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第39号寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について御説明を申し上げます。寒河江市都市計画審議会委員の公募等に係る規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第40号寒河江市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。下水道法に定める排水基準等に準じ改めるなど、条例の規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第41号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に係る協定の締結についての一部改正について御説明申し上げます。寒河江市公共下水道寒河江市浄化センター機械及び電気設備更新工事の内容変更等に伴い、協定金額について変更しようとするものであります。

次に、議第42号市道路線の変更について御説明を申し上げます。道路網の再編に伴い、1路線の起点を変更しようとするものであります。

次に、議第43号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。寒河江中央工業団地の第4次拡張に伴い、大字米沢字山田及び字東並びに大字柴橋字山田の一部の地域について、立地企業の利便性の向上を図るため、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上、43案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御承認、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

散 会 午前11時28分

○高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

平成24年3月6日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主査

議事日程第2号

平成24年3月6日（火曜日）

第1回定例会

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 高橋勝文議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

## 一般質問

- 高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。  
この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成24年3月6日(火)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	今後の豪雪に対する取り組みと今後に生かすべき教訓について	<p>(1) 雪に強いまちづくりのために今回の豪雪対策の教訓と当面の取り組みについて</p> <p>ア 道路の幅員の確保について</p> <p>イ 生活道路の排雪のための報償金制度の創設について</p> <p>ウ 高齢者世帯への雪下ろしや雪片付けボランティアの本格的な組織について</p> <p>エ 低所得世帯への福祉灯油の支給制度について</p> <p>(2) 雪に強いまちづくりのために中長期的課題について</p> <p>ア 流雪溝や消雪道路を市内に張りめぐらすことについて</p>	3番 遠藤智与子	市長
2	放射能汚染から市民生活を守るために	学校給食食材など食料品の放射性物質汚染検査のための検査機器(レンタルも含め)の市独自の活用について		市長 教育委員長
3	介護保険制度のあり方について	今回の介護保険料の大幅な引き上げについて		市長
4	放射能汚染について	<p>(1) 市道島北団地1号線島北緑地付近の側溝汚泥から放射線が検出された事に対する南部地区民の要望等について</p> <p>(2) 本市内の小中学校プールの水質検査について</p> <p>(3) 放射能測定器の台数を増やす事について</p>	10番 辻登代子	市長 教育委員長
5	結婚支援事業について	<p>婚活コーディネーターの登録制度について</p> <p>(1) 登録人数について</p> <p>(2) 研修会の方法について</p> <p>(3) 成婚時の報酬について</p>		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
6	行政サービスの拡大について	(1) 諸証明書のコンビニ交付による市民利便性の向上について (2) 市税、上下水道料金等のコンビニ納付について	9番 杉 沼 孝 司	市 長
7	新住宅団地の造成について	定住促進のため、今後の住宅団地造成について		市 長
8	デマンド型タクシーについて	(1) 実証運行を開始しての利用状況について (2) 予約期限の短縮について	5番 太 田 芳 彦	市 長
9	花咲かフェアについて	(1) 入場料の設定について (2) イベントの充実について (3) 来年以降の開催について		市 長
10	福祉有償運送サービス事業について	NPO法人民間福祉有償運送サービス事業に対しての支援について	2番 阿 部 清	市 長
11	子どもの擁護について	(1) 児童虐待の実態について (2) 子ども条例の制定について		市 長
12	除雪について	ロータリー除雪車の配備について		市 長

### 遠藤智与子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号1番から3番までについて、3番遠藤智与子議員。

[3番 遠藤智与子議員 登壇]

○遠藤智与子議員 おはようございます。

記録的な豪雪と低温が続いたこの冬が、ようやく峠を越しつつあります。肌に触れる風にも春のにおいがまじっているようです。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長並びに教育委員長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、通告番号1番、今回の豪雪に対する取り組みと今後に生かすべき教訓と、浮き彫りになった課題について以下4点伺います。

2月1日、豪雪対策本部が立ち上げられ、市民生活を守るために日夜寝食を惜しんで除排雪活動に取り組んでいただいた市職員と委託業者の皆さんには心からの敬意と感謝をあらわしたいと思います。時には大変無理な除雪のお願いにも快く対応していただき、本当にありがとうございました。

震災復興のため被災地に出向いている事業者や個人が多く、市内の除排雪に従事できる人手がとてもしなかつたとお聞きしました。このような中で、通学路の幅員の確保はどうだったのか、第一に伺いたいと思います。児童生徒の通学の安全の確保のために通学路の変更を行った学校もありました。私も、実際に朝、西根地域の通学路を歩いてみました。通学している中学生に話を聞いたりもしまし

た。道が狭くなっているところが多く、車との距離が近い上に歩くところが滑りやすく怖い思いをしながら歩いているという子供さんもいましたが、私も全く同じ感想でした。通学路の確保については、降雪前にPTAや地域の町会長などと打ち合わせを行い、幅員の狭くなる場所や歩道のない箇所を把握しておき、計画的に除排雪をする必要があるのではないかと思います。子供を巻き込んだ事故が起こってからでは取り返しがつきません。この点の、ことしの冬の取り組みの状況と今後の課題について伺いたいと思います。

二つ目は、快適な市民生活を守るために欠かせない冬期間の生活道路の確保について、特に排雪について伺います。ことし、市はチェリークア・パーク内に臨時の排雪場を設置し、生活道路の排雪を希望する町内会へ除雪機械と運転手を派遣して、町会にはダンプやトラックを準備してもらい排雪する取り組みを実施しました。2月17日時点で申請した地区及び町会は15でした。市内201町会あるうちの町会数は24とのことですので、多くの町会が実施できませんでした。ダンプやトラックの手配がつかない、借り上げの金額が折り合わない、町内会で話がまとまらない、2から3の町内会が入り組んでいて調整がつかないなどの原因があるようですが、つまるところかかる経費の負担が絡んでいると思います。そこで私は、山形市で行っている町内会で実施する排雪に除雪機械の派遣とともに、トラックの借り上げ費用の一部を支給する報償金制度を創設できないかと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目は、高齢者世帯など自力での雪片づけが困難な方々への本格的なボランティア組織づくりについて伺います。社会福祉協議会が募集したボランティアや高校生が頑張っけて雪片づけに取り組んだことなどが報道されました。また、ある地域では建設会社が地区内の高齢者世帯の屋根の雪おろしを自主的に行って感謝されたという話をお聞きしました。そうしたすぐれた経験が生まれている一方で、まだ多くの高齢者世帯の雪おろしは放置されたままです。むろん、屋根に上がっての雪おろしは危険が伴います。一定の経験や技術が必要で、傷害保険も完備したしっかりしたボランティア組織を立ち上げる必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

4番目に低所得世帯への福祉灯油の支給の実施について伺います。市では、平成19年度と平成20年度に原油価格高騰した際、低所得者への福祉灯油支給制度を実施したことがあると伺いました。

冬期間は灯油代や電気代がかさみ家計を圧迫します。特に、ことしのように豪雪に加えて長期間にわたって低温状態が続くような年は、低所得世帯にとって暖房費を節約しなければならないとなると死活問題にかかわります。ことしのような冬は、過去のいきさつにとらわれず新しい視点で福祉灯油の復活を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、2の雪に強いまちづくりを目指して、中長期的課題として1点伺います。山形県は今回の県内の広範囲にわたった豪雪と低温被害を受けて、豪雪地域の見直しを政府に要望すると伺っています。寒河江市は、これまでは過去に何度かの豪雪の時期以外は除雪予算も使い残したと聞きました。ですが、この地球温暖化の影響もあるのか不明ですが、いつ今回のような除排雪に苦勞する厳しい冬が来ても不思議ではないと思います。私たちは雪が消え花も咲く春になると、それまでの苦勞を忘れてしまいがちですが、この雪のない時期にこそきちんと、今後来るであろう災害に備えることが大事だと思います。そこで、米沢市や大石田町で進めている流雪溝の整備を中長期的な課題として考えていく必要があると思うのですが、この件について市長の見解をお聞かせください。

次に、通告番号2番、放射能から市民生活を守るために学校給食食材など食料品の放射能検査のた

めに検査機器の市独自の活用について伺います。市は1月30日以降採取した1週間分の給食食材を委託先の県の理化学検査センターで行った放射性物質検査結果について2月7日から順次検査結果を発表しています。幸いにも、これまでの結果は不検出が続いています。しかし、この検査方法は給食に供した後の食材を1週間分まとめて攪拌して検査しています。本来は、食前に調べてこそその検査だと思うのですが、時間的な問題や検査検体の多さもあり、今のところこの方法しかないとしています。市が検査機器を独自に購入して機動的に検査をするのが最もいい方法ですが、高額なため買い取るとは難しいということです。

しかし、文部科学省は給食の放射能測定器の購入に対する都・県への補助金を出すとしています。この中には山形県も入っています。補助率は2分の1、残りの2分の1は震災復興特別交付金で措置されます。ただし、1県当たり5台分ですので、まず寒河江市に配備されるよう県と交渉してみるべきではないでしょうか。この点について、教育委員長の見解を伺います。

もう一つの方法は、食品の検査機器をレンタルで導入する方法もあると思います。購入するなら高額でも、レンタルすれば負担が少なくて済むという利点があります。この方法は、給食食材だけでなく一般市民も農産物の検査に利用できるという利点もあります。

ある人は、「春になると山菜とりが楽しみだけれど、ことしは食べられるだろうか。はかるものがあるといいのに」と言っていました。家庭菜園を楽しみにしている人もいます。これら多くの市民の不安を解消するためにもぜひ独自に食品の検査機器を導入すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

最後に、通告番号3番、介護保険制度のあり方について伺います。2月20日の市議会議員懇談会で寒河江市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画素案が報告されました。これは、平成24年度から26年度までの今後3年間の介護保険事業計画の全体について示したものです。時間の問題もあり、その詳細については後日取り上げたいと思いますが、今回は大事な1点について伺います。計画では、介護保険料の引き上げを提示していますが、このとおりに実施されれば過去の引き上げ幅を大幅に上回り、平均で月額980円、年額で1万1,760円の引き上げとなります。これは前期より率で28.9%の大幅値上げになります。この保険料は所得額に設定されているので、これより少ない方も多い方もいるのですが、全9段階のすべてで値上げとなります。

御存じのように、特別養護老人ホームやグループホーム、介護老人保健施設のいずれも不足しているだけでなく在宅介護への誘導が進められています。認知症の方を対象とするグループホームなどへは、月額10万円以上の負担が求められます。十分な介護が保証されない中での保険料の3年ごとの連続した値上げは、高齢者にとって納得しがたいのではないのでしょうか。

保険料は介護保険法の定めに従って3年ごとに見直すことになっており、国、地方自治体、第1号被保険者、第2号被保険者のそれぞれが案分して負担することになっているのですが、低所得者が圧倒的に多い第1号被保険者である高齢者の負担を軽減していくべきだという立場に立って、佐藤市長の努力をお願いしたいと思います。

一つは、一般会計からの繰り入れを法定分にこだわらず増額すること。二つには、高齢者介護については政府の責任を明確にして財政面でも十分な支援を行うことを全国市長会、東北市長会などあらゆる場で主張していくことを求めまして第1問としたいと思います。

よろしくお願いたします。



○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

遠藤議員からは豪雪対策、さらには放射能問題、そして介護保険制度のあり方についてということで大きく3点について御質問をいただきました。順次お答えをしたいと思います。

最初に、豪雪対策であります。道路、通学路の幅員の確保についてであります。ことしは平成18年の豪雪を越すような、1日2回連続して除雪をしなければならないというような大雪になったわけです。また、低温による路面の凍結、融雪による路面の悪化が繰り返す異常な事態となりました。このため、除雪作業のおくれが出てくるなど、市民の皆様に対して大変御不便、御難儀をおかけしているところでございます。

道路の除雪作業については主に除雪グレーダ・ドーザで行いますけれども、幅員の確保にはロータリー除雪車が必要であります。この2種類の機材を併用して市民の冬期交通の安全確保に努力をしているところであります。幹線道路については今年度購入をいたしました大型ロータリー車を投入いたしまして幅員を確保したところであります。それ以外の通学路を含めた、主に幅員の狭い生活道路の幅出しについては除雪機械が入っても排雪・運搬する場所がない路線などは十分な幅員確保ができなかった状況もございまして、歩道につきましてはほとんどが通学路にもなっております。歩道は小型ロータリー車で除雪を行っておりますが、歩道のない通学路については、先ほどもございましたがPTAの御要望などを踏まえまして順次除雪を行ったところでございます。

ことしの冬は、御指摘のように児童生徒の安全確保のために通学路を変更せざるを得ないという学校もあったと聞いております。今後の対応として、関係者と事前に通学路の変更を含めた打ち合わせを実施するなどいたしまして、通学路の安全確保について支障を来すことのないように十分検討をしてみたいと考えているところであります。

次に、生活道路の排雪のための報償金制度の創設について御質問いただきました。市道の排雪作業につきましても、排雪を希望される町会へ除雪機械と運転手を派遣をして、町会からは運搬用のダンプロックを準備していただきまして、市民と行政がともに活動する協働作業として実施をいただいているところでございます。先ほどもございましたが、ことしは15地区24町会で実施をさせていただきましたが、大変好評であったと聞いております。しかしながら、御指摘のように車両借上げの経費の問題などで話がまとまらなかった町会もあるというふう聞いておりますので、今後他市で実施している排雪作業に対する報償金制度の状況なども調査しながら、寒河江市の実情に合った排雪作業の支援について研究をしてみたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、高齢者世帯へのボランティアの組織づくりについてお答えを申しあげたいと思います。ことしの豪雪に対しまして、市といたしましては高齢者世帯への負担軽減を図るために除雪支援活動さらに除雪費支給事業を行っているわけです。除雪支援活動といたしましては、2月2日付で福祉事務局長、市民児協会長の連名で大雪に伴う地域住民の見守り・支援の強化について民生委員・児童委員の方々に対して依頼をし、また社会福祉協議会では会長名で豪雪によるひとり暮らし高齢者等への支援についての文書を町会長さんあてへ送付して、ひとり暮らし高齢者等の見守り・支援の強化を依頼したところでございます。また、除雪費支給といたしましては自力で除雪することが困難な高齢

者の方々等に対して1回につき1万2,000円を限度として年2回まで支給しているところでございますが、2月末現在で497件の申請となっております。また、地域の活動としても先ほどもございましたが市内各所での住民の方々による除雪支援活動、さらには民間の建設事業者によります除雪支援も行われております。大変ありがたく思っているところでございます。

御質問にもありましたが、社会福祉協議会で募集した除雪ボランティアの取り組みといたしましては、2月4日と11日の2日間、高校生54名とボランティア団体11名によりまして市内11カ所で除雪ボランティアが実施されたところでございます。今回の豪雪を踏まえボランティア団体のさらなる充実ということで御質問がありましたが、その充実はもちろんでありますけれども、屋根の雪おろしということになりますと非常に危険を伴う作業でもあります。また、高齢者の方々のみならず地域の中で見守りが必要な方々への支援も含めて、やはりここは総合的な支援体制の充実というのが必要であると認識しているところでございます。なお、県内の豪雪地域では、既に社会福祉協議会の地域福祉活動の一環として雪かきのネットワークを立ち上げているところもあるようでありますので、今後社会福祉協議会におきましてもボランティア活動のさらなる充実に向けて取り組んでいただくことを大いに期待しているところであります。

次に、低所得世帯への福祉灯油の支給制度について御質問がございました。寒河江市におきましては、御指摘のように平成19年度と平成20年度に灯油購入費助成事業を実施したところであります。平成19年度は灯油高騰に伴い、住民の生活に大きな影響が及ぶということから低所得者の方々に対して灯油代の補助を行う地方自治体に対して国が特別交付税を支給するなどの支援方針を出して、その方針を受けて緊急対策事業として実施したところであります。また、平成20年度につきましても、原油高騰を受けた国の総合経済対策として実施をされた県の灯油購入費助成等の緊急対策に係る事業を受けまして実施をしたところであります。

議員からは低所得世帯への福祉灯油の支給制度の復活ということで御提案がございましたが、ただいまも申しあげましたように前回は原油の高騰による非常事態を受け国策として対応されてきた経緯があるわけでありまして、今回の豪雪につきましても私どもは災害であるという認識を持っておりますので、本来的には国あるいは県による手厚い支援がなされるべきであって、低所得世帯への支援につきましてもそうした中で対策が講じられるべきだと考えているところでございます。

なお、市といたしましても低所得世帯の皆さんへの生活支援策として生活相談の窓口を常時設けておりますし、社会福祉協議会の制度資金の活用などもございますので、現在の福祉施策の中で活用できる支援策で適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

雪の問題で3点目でありまして、流雪溝の設置について考えてはどうかということでございますけれども、御案内のとおり流雪溝は道路の路側等に設置する排雪運搬用の水路でございますけれども、設置する場合の主な条件といたしましては豊富な水量と適当な流速を維持できる勾配がとれること、また雪の塊の大部分が解けずにそのまま流れていきますので、放流地点では流れ出た雪を受ける河川等で水害を起こさないことというのが必要になってくると言われているところであります。これには流雪溝用水の水利権取得とあわせまして、流雪溝までの導水の方法、場合によっては放流先の検討等について既得水利権者また、国交省や県などの関係機関との協議が必要になってくるとなろうかと思っております。

寒河江市におきまして流雪溝は三泉地内の道生堰用水路に国が事業主体として設置をし、寒河江川

土地改良区と地元水路管理組合が協定を結び管理している施設があるわけでございます。

ことしのような大雪の状況を見ますれば流雪溝を望む市民の方々も大変多いのではないかと思います。ただいま申しあげましたように実現していくためには課題も多くございますので、先ほど御指摘のようなこれまで取り組んでいる他の市町の状況などを調査をし、メリット、デメリットなどを分析しながら中長期的な課題として今後その実現可能性について研究してまいりたいと考えているところでございます。

次に、食料品の放射性物質検査のための検査機器の活用についての質問をいただきました。市独自の活用方法につきましては貸与事業やリース契約などさまざまな形態があるわけでありまして、機器によりまして検査の精度、時間、検査を行う人の資格等も異なっているようでございます。市といたしましても対応可能な方法と機器の選定を検討をし、昨年より消費者庁と独立行政法人国民生活センターが実施しております全国の自治体向けの放射性物質検査機器の貸与に申し込みをすることにいたしまして、12月に実施された第3次配分に貸与申請を行ったところでありますが、残念ながら貸与には至っておらなかったわけでありまして、今月中にさらに第4次の配分の募集が行われるということになっておりますので、再度申請を行っていくことにしているところでございます。この申請を予定しております機器はいわゆる簡易測定器でございます。食品を初めさまざまな物質の簡易検査が可能なものでありますので、一日も早く決定を望んでいるところであります。

引き続き、食品のみならず各分野におきまして物質検査や放射性検査を実施をいたしまして、市民の皆さんの不安解消と健康を守る環境を整備してまいりたいと考えております。

最後に、介護保険制度の御質問をいただきました。介護保険制度がスタートしてから今年度で12年を経過するわけでありまして、この間、介護保険の利用者の皆さん、さらには介護給付費が増加をするなどが生じているわけでありまして高齢社会を支える制度として今後も持続可能な制度の確立が求められている状況にあるわけでありまして。

介護保険の費用につきましては、高齢者の保険料が平成24年度から原則21%、市町村の一般財源が12.5%というようにそれぞれ負担割合が決められているわけでありまして、このうち高齢者の保険料につきましては、高齢者の方にも支え合いに加わっていただくということから支払っていただいているものでございます。市がその負担割合を超えてさらに負担をしていくことにつきましては、その制度の趣旨に照らしてどうなのかということであろうかと思っております。また、御指摘のような一般財源の投入については適当でないという指導も受けているわけでありまして、議員にはその点を御理解を賜りたいと思っております。

いずれにせよ、介護保険制度が今後とも持続可能な制度となるように国の財政支援の充実強化については引き続き全国市長会、東北市長会、さらには国・県に対して機会をとらえて要望してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

遠藤議員から放射能汚染から市民生活を守るための御質問の中で、私には学校給食食材の放射性物質汚染検査のための機器の活用についてお尋ねをいただきました。お答えをいたしたいと思っております。

御質問にありました検査機器に対する文部科学省の補助金、これにつきましては学校給食検査設備整備費補助金という今年度国の補正予算によって創設されたものでないかと思っております。議員から話がありましたように、その内容は山形県を初めとする17都県が小中学校の給食用食材にかかわる放射性物質検査を実施するための機器を購入する場合、その購入費を補助するというものであります。しかしながらといいますか、残念ながらいいまじょうか、県においていろいろと検討した結果、機器の設置環境、それと訓練を受けた検査員の確保などの受け入れ環境、この整備がなかなか大変だというなどの理由から、この補助金については申請しない、利用しないということにしたように伺っておるところであります。したがって、この補助金の活用について本市において導入することは困難ではありますけれども、今後県が検査機器を導入する場合にあっては本市に配置になるよう働きかけてまいりたいと考えております。

なお、県では来年度、衛生研究所などが保有いたします検査機器を活用して市町村の学校給食用食材の事前検査を受け入れることを検討していると聞き及んでおります。本市といたしましては、来年度につきましてですが、現在実施しております1週間分の丸ごとといいますか、事後検査方式、これを現在は各学校区、ブロックごとの代表校にのみ実施しておりますけれども、これを全部の小中学校に拡大して実施するということのほかにただいまの県で検討しております事前検査についても、内容の詳細わからないものですから検討する必要があるところではありますが、可能な範囲内で取り入れましてこれらを組み合わせながら検査体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 市長並びに教育委員長の答弁、ありがとうございました。

まず初めに、ことしの冬の気候はどういう特徴があったかということ、長岡山にある県立森林研修センターの観測記録のもとに公表されているのを見て、少しちょっとことしの冬はどんな状態だったのかということ客観的に見てみたいと思います。

1日で降った最大降雪量は、2月2日の58センチ、次の記録が5日の30センチでした。最大の降雪量は降雪量と比例しまして2月2日が1メートル29センチ、5日が1メートル28センチとなっております。この観測値は31年前、1981年の豪雪の際に記録された1メートル19センチを上回り観測史上最高値ではないかと思えます。雪の降った日は3カ月間で67%に当たる64日間でした。最低気温が氷点下だった冬日は12月から2月の3カ月間の日数の90%を超える82日もありました。この期間の最低気温はマイナス9.7℃でした。こうした観測記録から読み取れることしの冬の特徴というのは、曇りや雪の日が続いて雪の降った量が多く、気温が低い日も多かったため降り積もった雪がかたく締まってなかなか解けなかった、そういうことが挙げられます。その結果、かたい雪のために除排雪が困難をきわめたり、道路の路肩に積み上げられた除雪後の雪がなかなか解けず高い壁となって歩道や交差点での見通しが妨げられてしまったり、通学路の確保がままならず児童・生徒の登下校が危険にさらされてしまったということがありました。また、工場への資材の搬入が雪で狭くなった道路に阻まれまして操業に支障を来した商工業者もいたり、除排雪の作業で亡くなった方1人いらっしゃいましたが、けが人も出たり、そういうことが挙げられております。

このような、ことしのような豪雪、低温の年は今後もいつ起こらないとも限りません。繰り返し起こる可能性があります。しかも急速に高齢化世帯がふえていく現状を考えれば豪雪に対する抜本的な

対策を立てていくことは大切な市政の課題として位置づけていかなければならないと心しておりますが、市長の答弁の中では大変前向きに考えてくださるということが言われました。

その中で、危険なところの通学路の把握についてですが、PTAとか町会長さんなどと相談の上、雪が降る前にそのデータを建設管理課で把握してもって雪が降る前から対策を講ずることが大事だと思うんですが、そのデータの把握といいますか、そういうことは今どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御答弁申しあげましたが、いろんな形でこの雪の問題について、一つは除雪をしていただいている除雪協会の皆さんも今一生懸命除雪をしていただいている、その中で、今回のことしの場合にどういう課題があるのか、地域ごとにどういう課題があつてどういふことを対応していかなければならないのかということ、これからお聞きをしていかなければ、まだ途中でありますから、していかなければなりませんし、先ほど申しあげましたけれども、PTAの代表の皆さんと、雪の問題だけでなく子供たちの安全確保の面からいろんな毎年意見交換をさせていただく機会もありますので、そういった形で先ほど御指摘にもありましたけれども、雪が解けると忘れてしまうようなことがないよう、そういった時点でしかるべきいろんな課題を掘り起こして、抽出をして対応を検討していかなければなりません。

それから、一番地域の中で御指導をいただいている町会長さん、連合会等ありますから、そういった方々の代表の方などともいろんな形で協議をして、それぞれの課題あるいは市全体として取り組まなければならない課題なども整理をしておっしゃるよう到来年の冬に備えていく、事前の準備に備えていくということ、我々は3.11でもう大きな教訓を学びましたけれども、今回の先ほど申しあげましたとおりことしの雪も一つの災害でありますから、そういった災害の教訓を生かして住みよいまちづくりのために努力をしていかなければならないということを考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 それでは、詳しくことしの冬を振り返っての課題の整理をぜひともよろしくお願いしたいと思います。

次に、福祉灯油ですね。平成19年度と20年度、国や県からそれぞれ支援があつての福祉灯油だったということでしたけれども、それでは市独自ではこれはないということになると思うんですけれども、このところ、やはりこんなに寒い冬を過ごす灯油代というのは本当に、この辺の言葉で言うところめろとなくなっていくわけですね。それ、もったいないからといって暖房つけなかつたりする、そういうお年寄りもいるんです。そういうところでぜひとも市としても独自の補助制度、これについても考えていただけないものかということをお伺います。

そのほかのことでは大変いろんなことが補助されておりますけれども、この福祉灯油についてもぜひ考えていただけないかお聞きします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 遠藤議員も御承知かと思っておりますけれども、県内でも村山市が以前からやっておられる、総じてことしの冬の豪雪を踏まえてか、天童市あるいは東根でもこうした制度の導入をしているやに、失礼しました、これは違いますか。そうですね、そういうことです。そういう形でしていると聞いております。

今回は我々としても新たな取り組みということについてはその予定はないわけでありますけれども、先ほどいろんな形での、これから来年に向けたいろんな検討をしていく中でこの支援、低所得者の皆さんに対する支援というものをやはり充実をしていく必要があるとは考えておりますので、そうした中で研究しながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、一番大きな、この除雪の問題の中では流雪溝のことでありますけれども、先日大石田町まで実情を視察してまいりました。これは大変、町の中心部の幅員4メートル以上の町道の大半に総延長21キロメートルにわたって張りめぐらされていたわけですが、これ実現すれば除排雪に最大の威力を発揮するというふうに大石田町の建設課の担当者もおっしゃっておりました。これを実現するには、先ほども言われましたように数々の困難があると伺いました。本当に大変なことだと思っております。

ですが、これですね、夢を持って一步を踏み出してはどうでしょうか。ますます高齢者もふえていき、私たち自身も年々体力が衰えていく、そういう中で、雪を片づける場所がないというのは、本当に苦痛だった、そういう冬でした、ことは。ですので、これ、一朝一夕にできないことは重々承知しておりますが、私たちロマンを持ってこの仕事に取り組んでいけたらいいなと思っております。やはり、水利権の問題ですとか、水の量の問題ですとか、さまざまな困難があります。けれども、これをいづれつくるんだという意思があれば困難を少しずつでも実現していけるとなるのではないかなと思うんです。ぜひこれは時間をかけてもいいですので、風穴を開けていきたいなと思っております。

そして、教育委員長の答弁もあり、給食の食材の放射能測定についてありがとうございました。このことについては、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故とその後の放射能拡大に端を発しまして、これは人体に害を及ぼす放射能は限りなく少ない方がベストだという立場で対処すべきですし、放射能検査機器の値段や貸し出し状況は変化していきます。その情報に注意を払いながら食べる前に検査ができるようになればいいなと重ねて希望したいと思っております。そして市としても食料品の放射能検査機器の導入、これ考えていただいているということですが、12月に、今月に決定すればいいなというふうに市長も望んでいるというお話でしたが、たとえ決定しない場合でも市独自として考えていっていただきたいと思っております。

科学・平和事務所の所長であります安齋育郎さんは、過度に恐れず事態を侮らず理性的に心配する、こういう態度が大事だと言っております。私たちもこれに即していろんなことを考えていきたいと思っております。ぜひ善処のほう、よろしくお願いいたします。

続きまして、最後の3番であります介護保険制度について伺います。ただいま市では普通徴収による保険料の納入なさっている世帯数どのくらいあるのか、そしてその納入状況わかりましたらお聞きしたいのですが。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 普通徴収の人数でありますけれども、2月分で939名ということでありまして。2月分では939名。1月末の調定額としては2,377万7,000円という状況であります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 済みません、この2,377万円というのは、この分入っているということですね。は

い、わかりました。徴収した額ですね。はい、失礼しました。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 定額を申しあげたので、賦課をした、お願いするという、納めてくださいとお願いした、簡単に言うとお願した額という。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 その中で、平成17年6月議会で佐藤陽子前議員が普通徴収の保険料納入者の数と滞納状況を質問しております。そのときの答弁ですと、特別徴収の割合が88.4%で普通徴収が11.6%となっていて、人数が1,100名程度、滞納額は350万円ということでした。それで、平成22年度の決算でいきますと現年分の未納額が268万円、過年度分が233万円で合計501万円となっていました。そのことから、徴収を断念した不納欠損額も158万円となっています。

これはすべておおよそで1円まで正確ではありませんけれども、この不納欠損額、徴収を断念した、その理由と申しますか、その滞納状況と申しますか、そういうのはどのようになっているのかかわればお願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 健康福祉課長のほうからお答えさせていただきます。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 今議員がおっしゃられるのは普通徴収ということですが、介護保険料につきまして第1号被保険者は御案内のとおり初めに65歳以上になっても普通徴収からになりまして、その後大体6カ月間ぐらいの期間を経て、特別徴収、すなわち年金から徴収される仕組みになっております。したがって、そういう形で進むんですが、先ほど市長から答弁あったように普通徴収からの調定額がそのようになっているわけです。

議員御質問の不納欠損あるいは徴収状況ということですが、さきにも前にもお答えをしているところでございますが、いわゆるそもそも課税はするのですが、どうしても徴収できないような状況になった方についてそうした形で不納欠損になっているということで御理解いただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

先ほど市長は、この介護保険制度について高齢者にも支え合いに加わってもらい、持続可能な制度にしていくために高齢者からもいただくこと、それが大事だとおっしゃってございましてただいまの福祉課長のお話も伺いましたが、私これは徴収断念せざるを得ないぐらいの理由がやはりあると思うんです。普通徴収の方は、少ない年金の中からやりくりをしてつめに火をともしようとして暮らしております。そしてことし、2年に1度見直しをされる後期高齢者医療制度の保険料も値上げになると報道されました。このような中で、高齢者にとって介護保険料や後期高齢者医療制度、そういうものが値上げされる、これは本当に過酷なことだと思います。

この介護保険料の値上げ問題は国の制度と深くかかわっておりまして、この介護保険の法律を国民のためになるものに変えていく、そういう運動、それが不可欠だと私は思っております。この介護保険制度と申しますのは、介護サービス、介護報酬を上げると言えばサービス料も上がってしまう、そんな矛盾を含んだ介護制度です。そしてこういうお年寄りが必要としている介護を受ける、これは社

会保障として国で保障されるべきものことなんです、これは。ですから、そういう高齢者に負担を強いる、そういう介護保険制度、見直しをする必要があると私は考えます。それであえて私はこのことに問題提起する意味でも値上げによってますます困窮する高齢者のためにも、この値上げを見直すべきとあえて市長に要請いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

## 辻 登代子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号4番、5番について、10番辻 登代子議員。

〔10番 辻 登代子議員 登壇〕

○辻 登代子議員 おはようございます。早朝からの傍聴、御苦労さまでございます。

私は新政クラブの一員として通告番号に従い順次質問させていただきます。

通告番号4番、放射能汚染について。初めに市道島北1号線島北緑地付近の側溝汚泥から放射線が検出されたことに対する南部地区民の要望について伺いいたします。

昨年3月11日の東日本大震災から間もなく1年になろうとしています。1000年に一度とも言われるこの大震災では、死者・行方不明者を合わせて2万4,000人以上にも上ると言われておりまして、また家や職を失うなど多くの被害をもたらす大惨事でした。お亡くなりになった方々へ心から御冥福をお祈り申しあげますとともに、一日も早い復興を願っております。

大震災の影響で東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染については、収束の兆しは全く見えず国全体の最も大きな問題になっております。本県において放射能物質による側溝汚泥の検査が県内12市町村で計26カ所で実施され、その検査結果が公表されました。

このうち本市では平成23年12月13日に測定された市道島北団地1号線島北緑地付近と高松市道高松駅前線の2カ所の測定結果は、島北では放射能濃度1キログラム当たり1万7,400ベクレルで空間線量は高さ10センチ地点では0.41マイクロシーベルト、50センチメートル地点では0.19マイクロシーベルト、高さ1メートル地点では0.13マイクロシーベルト、高松地区においては放射能濃度1,780ベクレルであり10センチメートル地点では0.15マイクロシーベルト、高さ50センチメートル地点では0.09マイクロシーベルト、高さ1メートル地点では0.07マイクロシーベルトという検査結果でした。

この検査結果は、島北緑地付近から国が定めている指定廃棄物の基準1キログラム当たり8,000ベクレルを超える放射能濃度が検出されましたが、県の調査地点及び1月19日の市の調査地点5カ所の全ての汚泥から1メートルの高さの空間放射線は、周辺の放射線と変わりなく人の健康に影響のあるレベルではなかったと報告されました。

去る2月3日、南部地区公民館において地区民に対しての説明会を催していただきました。この説明会を催すことにより、出席された方々はある程度の不安は緩和されたものと思っておりますが、当日参加された人数は140名ほどであり、出席できなかった方々も多いと感じます。この説明会の中で、市民が不安に思っていることに対し質問させていただきます。

一つ目、農家にとって一番心配されているのは風評被害であり、本市ではどのような対応をとられるのか。

二つ目、南部地区1,623戸のうち参加者は140名ほどであり、参加できなかった人への説明内容の報



告はどのように行ったのか。また市民全体への報告義務もあると考えるがどのように行ったのか。

三つ目。島地区並びに高松地区だけでなくほかの地区へも測定範囲を広げる予定ですが、その測定結果をわかりやすいように公表すべきであると考えがいかがか。以上3点についてお尋ねいたします。

次に、本市の公園敷地内の土壌検査と学校プールの水質検査について伺います。原発事故で検出された放射能物質、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137が問題視されており、農作物や水道水では放射性ヨウ素と放射性セシウムではセシウム137の方が放射性ヨウ素131に比べると寿命が長く、土に含まれる粘土や有機物と強く結びつくことや半減期が30年と長いことが問題視されています。放射性ヨウ素は多量に摂取した場合は甲状腺に集まり、甲状腺がんなど大人よりも子供の方が発症しやすいとされています。放射線障害には外部被曝と内部被曝がありますが、放射線障害の防止としては外部被曝については放射線発生源から離れて放射線を浴びる時間を少なくすること、また内部被曝は呼吸や食べ物で放射性物質を体内に取り込まないことで防止することができます。

本市の学校給食につきましては、平成24年1月30日から2月3日の5日間分の給食を山形市の専門機関に検査を依頼し、2月7日に公表されています。その検査結果は、1キログラム当たり10ベクレル以上の放射性物質は検出されず市民に対し安心感を与えたものであり、またその対応は早く今後も継続して1週間ごとに検査を続けていることは私は評価いたします。

本市の市政運営の演説の中で、公園等の空間放射線量測定や小中学校及び保育所給食の放射性物質検査を実施していくとの話であり、公園等の測定は行う方向でありますから、私といたしましては学校のプールの水質検査も行うべきと思いますが、この件について教育委員長の御見解をお伺いいたします。

放射能汚染関連の質問では、最後になりますが、放射能測定器の台数をふやすことについて質問いたします。本市では貸し出し用の放射能測定器は2台あり、半日単位での利用ができると伺っておりますが、より多くの市民が身近に放射線量を測定し安心を得るためにも放射線測定器の台数をふやしてみたいか、この件について市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号5番、結婚支援事業について質問させていただきます。全国的に抱える大きな問題の一つに少子化に伴う人口減少が挙げられ、このことにより地域社会の活力だけではなく地域とのかかわりや年金問題、介護医療サービスの維持など国の将来においても深刻な問題とされています。2010年の国勢調査によると、日本の総人口は1億2,805万7,352人で5年前の前の調査から比較すると日本人に限り37万人の人口減少であると昨年10月に公表されました。本県の人口は平成24年1月1日現在で115万9,638人で、昨年12月1日現在より762人の減少で、5年前の調査から比較しても4万739人の減少となり、平成32年には104万5,000人になると推計されています。本市において新第5次振興計画最終年度の平成27年では4万2,447人と推計されていますが、平成22年10月1日現在の国勢調査によると人口は4万2,373人で平成17年度から1,522人の減少となり、推計よりも人口減少が進んだ結果となりました。

人口減少の主な原因と挙げられるのは、結婚適齢期を迎えた若者の未婚率の大幅な上昇が挙げられています。国勢調査によると、30代後半で日本全体の未婚率は平成2年では男性は19%、女性は8%であり、平成22年では男性が36%、女性が23%となっており、未婚率は男性が1.8倍、女性が3倍になったと報告されました。未婚率の上昇は、日本人の人口減少と深くかかわっており、晩婚化や未婚

化が進むにつれてクローズアップされるようになってきました。

婚活支援について、本県においては「山形婚活応援団」を平成21年度から設立し、企業間合コンを企画するなど出会いの場づくりを積極的に推進しております。平成21年1月には「山形お見合い支援センター」が開設され、平成22年度にはイベント数は194件で総勢3,478人が参加し、カップルは234組と成果を上げています。本市の未婚率は、平成22年度国勢調査結果報告書によると平成12年度の30歳から34歳の男性は34.7%であったのが、平成22年度は40.5%と増加しており、25歳から29歳の女性は平成12年度では45%であったのが平成22年度では50%と増加しております。平成18年度厚生労働省の調査では、未婚者の9割が結婚を望んでいるとの結果が出ておりますが、若者の出会いの場がないことが未婚者の増加につながっていると私は思います。

本市では、佐藤洋樹市長就任以来、NPO団体や寒河江市商工会青年部等が企画する婚活事業等に対して支援をいただいております。そして平成24年度、このたびの予算書には結婚支援対策事業費として82万円を計上し、その内容としては仲人希望者を募り、研修会の実施も含め未婚者の結婚支援を行い成婚時には報酬を支払うとしております。これまで婚活事業に対して私も過去に質問させていただいておりますが、行政がかかわることで力強く思っているところであります。来年度から新規に結婚支援対策事業として婚活コーディネーターの登録制度を創設し、定住人口の増加と地域活性化を図るとしてありますが、その内容について伺いたします。

一つ目に、登録人数についてであります。どのような方になっていただき、主な活動方法はどのように行われるのか。また、その登録人数はどの程度考えているのか。

二つ目に、研修会はどのような内容であるのか。

三つ目に、成婚時の報酬はどの程度であり、年間何名を見込んでいるのか、以上3点について市長の御見解をお伺いいたし、私の第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 辻議員からは、放射能汚染の問題、それから結婚支援事業について何点か御質問いただきましたので順次お答え申し上げたいと思います。

まず、第1点、今回市道島北団地1号線島北緑地付近で側溝汚泥から検出された件について地域の皆さんからの御要望を踏まえての御質問でありますので、その点からまずお答え申し上げたいと思います。

一つ目ではありますが、風評被害への対応ということでもあります。農家の皆さん方が大変心配をされておられる農作物に対する風評被害の対応ということでもあります。農作物に関する放射性物質検査については、御案内のとおり県におきましてこれまでその季節の農作物の検査を随時実施しているわけでもあります。昨年3月24日のハウレンソウの検査を皮切りにことし2月末まで70品目246点の検査を県全体として行っているわけでもあります。またこれとは別に特定の検査として春先農作物作付前の土壌の検査、そして御案内のとおり肉牛の全頭検査、米やソバ、大豆に関する検査などきめ細かく対応してきているわけでもあります。寒河江産の農産物などについても検査が行われているわけでもありまして、さくらんぼや梅など8点、それから土壌検査は1カ所、肉牛の検査では189頭、米は9点、大豆は1点などの検査が行われましたが、いずれも不検出あるいは暫定規制値を大きく下回り安全であるということが確認されているわけでもあります。また、その検査結果については速やかに公表され

ているところでございます。

平成24年度におきましても、今年度と同様の検査を実施していくということが予定されているところでございますし、さらに4月からは米、大豆、牛肉を除きこれまでの暫定規制値から新基準値が適用されるということになっているわけでありまして、一般食品については現在の500ベクレルから100ベクレルと定められていることになるわけでありまして、これまでの検査結果について見ますと、すべての検査について新基準値についても下回っているというところであります。

寒河江市の取り組みといたしましては、平成24年度新たな事業として農産物安全確認推進事業という事業を行う予定にしております。これは農業者あるいは生産組織の皆さんなどがみずから放射性物質検査を行う場合に、その費用の2分の1を1件1万円を限度として補助していこうという事業でありました。農業者の皆さんなどの独自の取り組みを支援していくということにしているところであります。また、昨年度作成し配布をいたしました「安全安心シール」につきましては、多くの農家の皆様から活用いただいて「自分がつくったものを安心して売れる。自信を持って売ることができる」という言葉をいただいており、大きな成果を上げることができたと考えておりますので、平成24年度につきましても引き続き取り組みを進めて寒河江の農産物の安全・安心をアピールしていきたいと考えているところであります。

正確な情報を時機を失することなく発信していくということが風評被害から寒河江産の農産物を守ることになると考えておりますので、今後とも県や関係機関との連携により安全・安心の確認と情報発信に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、2月3日に行いました説明会に参加できなかった皆さんへの報告あるいは市民の皆さん全体への報告についての御質問をいただきました。島北地区の側溝汚泥から高濃度の放射性物質が検出されたことにつきましては、2月3日に全世帯向けの回覧文書を配布をしてその中におきまして県の調査結果とその後実施をいたしました市の調査結果、さらには空間放射線量について人の健康に影響のあるレベルではない旨の報告をしているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、他の地域での測定はどうなのか、あるいはその結果の公表についてはどうかということですが、ことし1月に施行されました原発事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法、施行されたわけでありまして、それによりまして側溝汚泥を廃棄物として処理する場合には放射性濃度の物質検査が必要となりましたので、例年各地区において実施をしております側溝清掃につきましても汚泥の検査を実施をして法に基づいた処理を行うことになるわけでありまして、

側溝清掃につきましては、早いところで4月早々に行われる町会もございまして、2月17日から各地区単位で平成24年度の側溝清掃の実施方法について説明会を実施させていただいているところであります。各地区の説明会が終了いたしますのは3月中旬ころの予定であります。そのころには各町会に申込書をお送りして、清掃を実施される町会から申し込みをいただいた後に順次汚泥のサンプルを採取し検査を実施してまいりたいと考えております。申し込みをいただきましてからおおむね10日間程度で結果が出るとお考えいただけますので、その結果につきましては市のホームページ等でわかりやすく公表してまいりたいと考えているところであります。

次に、放射能の検査測定器台数を増加してはという御質問ですが、昨年12月から2台の空間放射線量測定器の貸し出しを行っているわけでありまして、2月末現在でこれまで18件の御利

用があったところでもあります。利用される方が少ないのではとも思っておりますが、豪雪の影響なども想定されますので、今後の利用状況などを踏まえてその増設については鋭意検討してまいりたいと考えているところでもあります。

続きまして、結婚支援事業についてお答えを申しあげたいと思います。辻議員の御指摘のとおり、若者の未婚率というのが年々追うごとに上昇を見せているわけでありまして、未婚化、そして晩婚化の進展というのが人口減少に拍車をかけているわけでもあります。また、地域の活力の低下、ひいては市勢の発展にも大きな影響を及ぼすということでもあります。

結婚というのは極めて個人的な問題ではありますが、未婚率の上昇というのは行政にあっても看過できない極めて重要な課題になってきておりますので、市としても本腰を入れて取り組む時期に来ていると認識しております。市といたしましては、さまざまな形で人口減少対策というものを講じてきているわけでもありますけれども、このたび新年度、若者に対する結婚推進対策として、昨年の9月定例会でも御答弁申しあげたところですが、日本に古くからございます仲人制度というものに着目をし、仲人の方が婚活コーディネーターとして登録をいただいて仲人さんが活動をしやすいようにその環境を整えることで若者の結婚を大いに支援してまいりたいと考えているところでもあります。仲人あるいはお見合いというのは一時期本人同士の恋愛結婚がもてはやされたことにより敬遠される雰囲気がありましたわけではありますが、最近は芸能人のお見合いがテレビ番組として放送される、またこうした分野に詳しくて幅広い支持を得ている大学の教授によりますと、「お見合いほど有効な出会いはない」とお見合いの有効性を高く評価をして若者にお見合いを勧めているということもございまして、再評価されつつあるのではないかと考えているところでもあります。このような流れが出てきておりますので、そのお見合いというものを仲立ちをする仲人に対し市が積極的にかかわることによってその活動に信頼感を与え、また研修などによりましてスキルアップを図っていただいて、さらに成婚に至った場合には報償金を支給するといったモチベーションを高めるという形をとりまして存分に活動していただきたいという事業であるわけでもあります。

仲人の登録人員についても御質問をいただきましたが、仲人の登録につきましては一般公募を考えているところでもございまして経験のない方も含めて登録者については特に人数制限は考えておりませんが、市報などで大いにPRをさせていただいて常時10名から20名以上の登録があるように目指していきたいと考えております。

研修の内容についても御質問がありました。常日ごろ若者に接している著名な講師を招聘して意見交換をしたり、また全国を見渡しますと何十組と成婚をさせたお見合いの達人と言われる方もおられるようでもありますので、そうした方々をお招きしてそうしてお見合いを効果的に進めるための実践的なお話をお聞きをしたいと考えております。

研修会の開催の方法につきましては、登録されておられる方のみならず市報やホームページなどで一般の方にも広く聴講していただくということで考えております。そしてこれをきっかけに新たに登録していただくなどして徐々に登録数をふやしていくということも考えているところでもあります。

活動方法ということも御質問がありましたけれども、その人なりのやり方があろうかと思っておりますので、基本的にはお任せをしたいと考えているところでもあります。

成婚に至ったときの登録している仲人の方に対する報償金については、一組当たり10万円というものを考えているところでもあります。予算上は少し固めに組数を見込んでいるところでもありますけれども

も、多くのカップルが誕生しうれしい悲鳴が上がることを期待しているところでもあります。

以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 辻議員から、放射能汚染について市内の小中学校のプールの水質検査、なかんずく放射性物質検査を行うべきではないかという御質問に対してお答えをいたしたいと思います。

直にお答えする前に、昨年の対応、若干紹介させていただきたいと思いますが、福島の大原発の事故発生を受けて山形県では県内における学校プールの安全確保を図るため水泳シーズンを前にした5月27日、置賜地域2カ所の小学校について清掃前のプール水に含まれる放射性物質検査を行い、さらに6月3日、この際には山形市と米沢市の小学校2校について新しく入れたプール水の検査を実施しております。その結果や空気中の放射性物質の状況も安定しているということをお知らせして、いずれもその安全が確認されたとされたところでありました。

このことによりまして、本教育委員会では市内の小中学校のプール使用については安全が確保されているものと判断したわけでしたけれども、一部の保護者の方のほうからなお心配する声が私どものほうに寄せられたことから、市内の学校で最初にプールの水を張りかえた寒河江小学校、それに地元組合が管理する水道水を使用している田代小学校の2校について新しく入れたプール水の検査を実施するとともに、さらには寒河江小学校などのプールサイドにおいても放射線量の測定を行い、安全の確保の万全を期したところでもあります。

今後の学校プールの検査についてであります。昨年の県及び本市独自の放射性物質の検査によりましてその時点でのプール水の安全性は確認されていること、また県の放射線安全情報によれば、これが県が出しておるところですけれども、この情報によりますればその後放射性物質の新たな降下がなく、それから学校敷地内の放射線量も安定していることから現在においてもその安全性は維持されているものと考えております。

今後につきましては安全の確保は当然のことです。また安心してプールに入るといいますか、利用するということが大変大事なことでありますので、なお県が実施する調査や検査計画の動向なども踏まえて本市独自の検査の必要性を十分に判断しながら、引き続き安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時20分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻議員。

○辻 登代子議員 質問に対する丁寧な答弁、ありがとうございました。

学校プールの水質検査は原発事故後早期対応されまして、その結果は安全であったとの教育委員長からの御答弁がなされました。プールの水は流れないので、放射能濃度が高くなるのではないかと心配しているところがございます。子供たちが安全・安心してプールの使用ができるように、常に安全

確認をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、島北の汚泥について市長にお伺いたします。人体への悪影響はなかったとのことですが、その汚泥は国の指示があるまでそのまま放置されるのでしょうか。その汚泥の保管と回収についてお伺いたします。早い時期に回収していただきまして保管することを、よろしくお願いたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 汚泥は今後どういうふう処理していくのかと、こういう御質問でありますけれども、今雪がありますので雪解け後直ちに再調査してその結果指定廃棄物の基準であります1キログラム当たり8,000ベクレルを超える値が再度検出された場合には、国が最終処分を行うまでの間、県の指導を受けながら適正に保管をしていくということになるわけであります。

これまで、放射能対策として土壌の回収等が実施された県内の事例を見ますと、回収した土壌は同じ敷地内に、周囲に影響が出ないような対策をとって埋設保管をしていると聞いております。他の場所に移動せず現場保管をしているという状況にあるようであります。

市といたしましても、他の地区に持ち込むということについては受け入れ先の同意を得るという点でなかなか難しいのではないかと考えているところであります。仮に、基準値を超える汚泥が検出された場合には、町会の関係の皆さんと別途協議させていただいて近くの公園でありますとか市有敷地内に仮保管をすることとして、各地区で御説明を申しあげているところであります。島北地区の場合におきましても近くの公園などの市有敷地に法に基づく対策をとって仮保管をしてみたいと考えております。

この処置については法に基づく保管基準というのがあるわけであります。遮水シートなどを敷設をして防水シート等で覆って飛散・流出防止などの対策を施して立ち入り制限さらには線量等の監視と記録、保管完了後の跡地の線量確認などを行っていくことになるわけであります。そういった保管体制をとりながら地域の方が安心して生活できるような環境を確保してみたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ありがとうございます。

市民にとって安全・安心を確認できるのは、測定された数字からだけあります。見えない放射能から命を守り風評被害を防ぐためにも定期的に測定していただいて、そして市民に対する周知の強化をお願いしておきたいと思っております。

次に、結婚支援についてお伺いたします。本市におかれましては「地域いきいき元気づくり事業」の中でも、地域が応援する婚活に対して昨年度に引き続き今年度も実施されると伺っております。本当にありがとうございます。

全国の自治体でも婚活事業を強化し工夫を凝らしているようでございますが、愛知県におきましては出会いの場の提供だけでなく会話術の講座などの実施や、本県の最上町では最上町の男性と東京の板橋区の女性が交流して農業の体験ツアーを開催しているとのことでございます。若者の結婚支援事業は少子化・人口減対策として最も重要であると思っております。

そこで、私の提案でございますが、市長に伺います。行政が加わることで参加しやすいとかプライバシーが保護されるなどが考えられます。未婚者数の情報を把握し婚活コーディネーターとも連携を

図りながら婚活支援事業を充実するための担当部署を設けることに対してどのようにお考えになれるのか、市長の御所見をお願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 辻議員も今御指摘のとおり、結婚支援というものはその直接的な事業展開ということももちろん大事でありますし、また広い意味で若者の定住促進策というものを講じていく、総合的にいろいろな対策を講じていくということが重要であろうと思います。今回そうした中で新規事業というものを立ち上げるわけでありますので、そういったことを十分踏まえながら展開をしていくということが大事だなと思っております。

先ほど御指摘のとおり、JAでありますとか商工会青年部の皆さんの自発的なと申しましょうか、各団体での活動というものも支援しながら総合的にということは、一つの部署だけでなく各部署においてそうした若者定住あるいは結婚支援のためのいろんな取り組みを念頭に置きながら事業展開していくということが必要であろうかと思っております。今回の新たな事業の成果なども十分に勘案しながら、その効果というものを見きわめた上で新しい市としての組織体制というものについても今後検討していく必要があるかと考えているところであります。

○高橋勝文議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ありがとうございます。

近い将来担当部署が設けられまして、寒河江市の若者が結婚して子供をたくさん産んでいただく、それを私は本当にこれからの時代に私といたしましても取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも市長からも特別の御配慮をいただきながら御支援をお願いしたいと思っております。今後とも成婚率アップを目指していただきますよう心からお願い申しあげまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

## 杉沼孝司議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号6番、7番について、9番杉沼孝司議員。

〔9番 杉沼孝司議員 登壇〕

○杉沼孝司議員 11時半にもなりますと、おはようございますと言うのはどうもちょっと変なようでありますけれども、改めておはようございます。

昨年は3月11日の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故と大変な年でした。しかも、原発事故などはまだ終わったわけでもありません。

ことは平穏な年になるようにと祈っておりましたが、1月下旬よりの記録的な大雪により雪おろしや除雪、落雪などによる死傷者が県内で3月5日現在で302人と過去最悪となっているようであります。本市におきましても雪おろし中に雪に埋まって亡くなるという大変痛ましい事故も発生し、市内の死傷者が13人となっており、さらに屋根からの転落などにより今も事故が発生しているようであります。また、さくらんぼ雨よけハウスなど農業施設被害も89カ所となっているようですが、りんごやラ・フランスなどの果樹の枝折れ被害も雪解けとともにますますふえ、甚大なものになってくるものと思われまます。これらの被害は今後の農作業や農業経営に支障を来し、経済活動にも大きな影響を

及ぼすものと危惧されます。よって農道除雪や施設復旧・農業再生に国や県の支援はもちろんですが、市独自でも最大限の支援をしていくべきと思っているところでもあります。

私は、新政クラブの一員として、議員活動の中で寄せられた意見について通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

通告番号6番、行政サービスの拡大、諸証明書のコンビニ交付による市民利便性の向上について伺います。本市では、住民票や印鑑証明書など各種証明書の交付枚数が年間4万4,290枚ほどとなっているようであります。市民サービスのため、毎週月曜日の午後6時半まで3名で時間延長によるサービスを行っているようですが、交付枚数は年間で220枚程度となっているようであります。しかし、市民からは土曜日や日曜日の交付はできないのかという意見が折に触れ出てまいります。これらに対応するため、土・日・祭日も24時間営業のコンビニを活用した交付を導入すべきと思いますが、どうでしょうか。

また、市税や上下水道料金などの納付についても、日中金融機関に行けない納税者からコンビニでの納付を望む声が数多く寄せられております。近隣の自治体では、上下水道料金など一部既に実施し、また全市税対象にコンビニ納付を検討して準備を進めているところもあると伺っているところであります。

定住人口の増加には生活環境のよしあしやその町の魅力は何なのかが重要な要素を持つものであると考えられます。新第5次振興計画にも盛り込んでいるように、市民の利便性の向上のため、本市においても諸証明書の交付とともに市税などのコンビニ納付を導入し、市民ニーズにこたえるべきと思うが、市長の御所見を伺います。

次に、通告番号7番、新住宅団地の造成、定住促進のため今後の住宅団地の造成について伺います。攻撃は最大の防御なりということわざがあります。先ほどもありましたけれども、先日発表されました国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、2060年の日本の人口はこれから48年後でありますけれども、8,574万人と、ちょうど33%も減少すると推計されております。これは本市においても同じような傾向になるのかなと思うと身震いする思いであります。

人口の減少は生産人口の減少とともに消費の減少が大きく、経済活動に多大な影響を及ぼします。しかし、各自治体とも産業や財政などを維持発展させ、市民の生活を守るため人口の維持に躍起になって取り組んでいるようであります。本市においても企業誘致や住宅団地の造成に力を入れ、工業団地の第4次拡張整備事業にも着手しており、先日には進出企業の報道もされておりました。この不況下、関係者の努力に敬意を表したいと思えます。

住宅団地の造成については、みずき団地の完売に続きほなみ団地の保留地89区画についても昨年12月に完売し、今後は住宅の建築促進に力を傾注するものと思えます。ほなみ団地の区画整理につきましては平成15年の事業着手から8年が経過し、組合が解散できるまでにはまだ相当の期間が必要と思えます。このように住宅団地の開発造成には構想から計画達成まで相当長い期間を要するものであります。工業団地の開発同様、守るだけでなく攻める姿勢で魅力ある町をつくり定住人口の増加のため住宅団地についても次なる開発が必要と考えられますが、今後どのように進められるか市長の御所見を伺い第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕



○佐藤洋樹市長 杉沼議員からは行政サービスの拡大について、そして新住宅団地の造成についてということで2点御質問いただきましたから、お答え申しあげたいと思います。

まず、諸証明のコンビニ交付についてお答えを申しあげたいと思いますが、コンビニ交付につきましては全国的に見ますと総務省のモデル事業として平成22年度2月に東京都渋谷区、それから三鷹市、千葉県市川市の三つの自治体による住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付が開始されているところであり、平成24年2月現在で全国では43の自治体で実施されているという状況になっています。東北では福島県で三つの自治体、岩手県が一つの自治体ということで実施しているようでありまして、県内では実施団体はない状況であります。また、対象の店舗としては現在はセブンイレブン1社ということになっているようでありまして、来年度以降他社の参入予定の話もあると聞いているところでもあります。

このコンビニ交付のメリットとしては先ほども御指摘もありましたが、休日や夜間でも証明書などを取得できること、勤務先や外出先など住所地以外の場所でも取得できるということが挙げられるわけでありまして、住民の皆さんにとって利便性の高い制度であると評価しているところでもあります。

しかしながら、そのコンビニ交付を受けるためには、現在は個人を特定するための住民基本台帳カードを持っているということが前提となっております。ことし1月現在で、寒河江市における住基カードの有効な枚数というのは575枚と少数にとどまっているところでもあります。そういった状況を見ますと、利用者が限定されてくるのではないかと考えているところでもあります。また、費用の面から申しますとコンビニへの手数料というのが1件当たり120円必要となるようであります。また、市町村とコンビニを仲介するためのシステム運営費などとして年間約400万円の負担金、さらにはシステムを導入する時点で機器整備費やシステム構築費なども必要になってくると聞いているところでもあります。

こうした課題もあるわけでありまして、おっしゃるように市民の皆さんの利便性の向上のためには住基カードの普及・拡大などに努めながら、コンビニ交付の実現に向けて検討していかねばならない時期に来ているのではないかと考えているところでもあります。また、コンビニの交付とあわせまして休日や夜間における証明書の交付方法あるいは窓口業務の拡大につきましても、来年度に市民の皆さんへのアンケート調査などを実施しながらその充実を検討してまいりたいと考えております。

あわせまして、市税、上下水道料金のコンビニ納付についてもお答えを申しあげたいと思います。現在、市税、上下水道料金の納入方法というのは、金融機関の窓口で現金で納入していただく方法と口座より自動的に引き落としされる口座振替方法の二つの方法で行っていただいているわけでありまして、市といたしましては、市民の皆さんが手間がかからなくて納付忘れもなく収納率の向上が見込める口座振替の利用を勧めている状況にあります。

このコンビニ納付の県内での実施状況であります。軽自動車税につきましては二つの市で実施をされています。上下水道料金については、28の水道事業体のうち8事業体で実施していると聞いているところでもあります。

寒河江市におきましても、過去に軽自動車税のコンビニ納付の実現に向けて検討した経緯があるようであります。その時点では時期尚早という結論になったようでございますが、御案内のとおりコンビニ納付というのは時間や休祭日に関係なく買い物のついでに気軽に納入できるということで、都市

部では利用者が増加していると聞いております。また、コンビニにつきましては店舗が全国に展開しているということでもありますので、特に市外の納付者にとって利便性が高いと認識しているところでもあります。

先ほど御指摘のとおり、新第5次振興計画におきましても市民のニーズに応じた住民サービスの推進という事業として、コンビニ活用による休日、夜間でも証明書の取得や市税を納められる体制を進めるということにしておりますので、いろいろ今後研究を重ねながらコンビニ交付とあわせてこのコンビニ納付の実施に向けても検討を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、新住宅団地の造成についてお答えを申しあげたいと思います。先ほど御質問にもありましたが、新聞等に公表されておりますとおり我が国の人口につきましては2004年の12月の1億2,784万人というのをピークに減少して2060年には人口が現在の3分の2に減っていく。高齢者が4割を占めることになるという推計が出されたところでございます。そして15歳から64歳までの生産年齢人口も半減するという予測であります。御指摘のとおり、経済を初めとする社会保障制度、多くの若年層を必要とする自衛隊や警察など安全保障や治安の維持、伝統文化の継承などあらゆる分野で支障が生じるという懸念があるわけでありまして。寒河江市を含みます地方においても人口減少はさらに顕著であろうかと思っております。国の推計では小さい都市ほど人口減少が激しくなっていくということでございます。ただし、世帯数については2015年ぐらいまでは増加するという推計であります。

この人口減少の問題については御案内のとおり、一朝一夕に解決するというにはなりませんけれども、国、地方、それからもちろん国民の皆さん、企業の皆さんにおいてもさまざまな分野でいろんな対策を講じていかなければならないと思っております。雇用の問題、そして子育て支援など具体的に取組みるところから対策を講じていかなければならないと考えているところでもあります。

御質問の、新住宅団地の造成についてということでございますけれども、定住人口の確保は御案内のとおりどの自治体でも存続がかかるような重要課題と認識しておりますし、寒河江市におきましては将来においても西村山郡の中核都市としての役割を果たす、担っていかなければなりません。そのための一つの方策として、優良宅地の供給があるとも認識しているところでもあります。寒河江市ではこれまで八幡原土地区画整理事業を初めとして、最近ではみずき団地、ほなみ団地の宅地開発を行い、市民の皆さんはもちろんのこと、近隣市町さらに西村山郡全体の需要にこたえてきたところであります。今後もその需要というのは見込むことができるものだと考えているところでもあります。

しかしながら、御指摘にもありましたが、将来の人口減少、経済動向をかんがみますとこれまでのように長期間時間をかけて大規模に市街地を拡大する宅地供給のみならず、より効率的に公共投資を行うことができるようなコンパクトなまちづくりを目指していく方法も大事だろうと思っております。具体的な施策を考えてみますと、既に完了済みの区画整理事業地内にはいまだ20ヘクタールを超える農地があるわけでありまして。まずはこの宅地化の促進を図っていくことが必要なのだろうと思っております。また、民間の活力を十分大いに活用していくことも必要でありますので、宅建業界の皆さんと御意見を交わしながら、民間の事業者が宅地開発をしていく場合の支援、施策なども今後検討していきたいと考えているところでもあります。

御指摘のとおり、いずれにいたしましても機を失することのないよう適時適切な対応を図っていかなければならないと考えているところでもあります。

以上であります。

○高橋勝文議長 この際暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。杉沼議員。

○杉沼孝司議員 先ほどは大変前向きな御丁寧な御答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。

諸証明のコンビニ交付につきましても、これまでは民間企業等ではオフィス、事務処理はパソコン、金融機関ではATMを導入といった顧客ニーズへの対応により、経営の改善と財務基盤の強化を図ってまいっております。人口2万人から4万人弱の我が町同様の地方の自治体においても住民の利便性の向上を図るためコンビニ交付を導入し、町の生き残りを図っているところもあるようであります。先ほどありましたように既に43団体、しかも東北では福島、岩手の自治体で行っているということもあります。コストの面ではかかるわけでありませうけれども、来年以降数社の会社の参入というものもあるようでありますので、コストも下げることができないんじゃないかなと思います。さらに、数年前からの懸案であります住基カード、先ほどですと575枚の有効な住基カードとありますけれども、何年も前からこれも、住基カードの普及も図らなければならないということを言われているわけがあります。したがって、コンビニでの交付とともに住基カードの普及にも当たっていただけるものではないかなと思います。

さらに、市税や上下水道料金の納付、これについても前向きな答弁で大変ありがたいと思っております。隣町では上水道のコンビニは既に行っておりまして、来年から、ことしだけか来年からは全市税に対してコンビニ納付を導入していくという検討もされております。いろんな、定住人口の増加のためにいろんな方策をとってきておいて特に子育て支援などもありますけれども、こういう余り日の当たらないようなものにも目を向けてやっている、そういうところはやはり人口もふえているということもありますので、ぜひできるだけ早く導入をしていただくように要望いたしましてコンビニ納付については終わりたいと思います。

それから、新住宅用地の開発でありますけれども、やはり大型の宅地開発には当然時間もお金もかかる。

しかし隣の、これも人口のふえているところはただ二、三年でふえてきたわけではなくて過去20年も前から何回も何回も宅地の開発、組合施行なりあるいは団地の開発という方法で行っているようでもありますけれども、そういうところはまた特に今回については73町歩という大型の宅地開発を計画し、しかも新駅の設置やらあるいは商業開発、さらには子育て支援施設などもつくるということで、さらには515戸もの保留地の処分を計画し、これらについてはかなり町を挙げてかかってくるというか取り組んでいくものかと思えます。

したがって、これまで西村山地区の地方の定住人口というか、人口の流出には寒河江でとめられたんじゃないかと思えますけれども、今度は片わきからかなりな勢いで来られるということが非常に心配されますので、それについては今後は大型のものでなくて小型というか民間開発、民間の活力を生かしたものでやっていくとするならばいち早くこれらについての取り組みを強化して、人口の流出を防いでいただきたいということをお願いをしたいわけがあります。

ただ、民間活力を生かして開発をする場合については市のほうの指導も徹底しながらできるだけ袋小路などの出ないような開発の指導、これらをやっていただきながらしていただきたいものだと思います。これらについては簡単にいかないと思いますけれども、それでもさらにこういう問題もこれから出てくるんじゃないかと思います。そのときには適切に対応していただければありがたいと思っておるところであります。

いずれにしましても、人口減少に対しましての取り組みはどこでも同じような問題なわけでありませぬけれども、特に力を入れていただきたいと思いましたので、宅地の住宅団地の開発等についても質問にさせていただきました。これらにつきまして市長の御見解ありましたら伺いまして私の質問いたしたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 住宅団地の造成ということでありませぬけれども、先ほど議員もおっしゃいましたけれども人口減少に対していろんな対策を講じていかなければならない、総合的に対応していかなければならないということで、市を挙げて取り組んでいるわけでございますし、定住人口の確保あるいは拡大ということはやはり西郡あるいは寒河江市のこれからの発展を考えていくと一番重要な課題の一つではないかと思っております。

天童市などでは、御説のとおりそういう区画整理事業なども引き続き対策を講じていくということでありませぬ。先ほど申しましたけれども、西郡の中核としての寒河江を今までよりさらに受け皿として充実していくという住みよい環境をつくっていくということは我々の大きな使命でもあろうかと思っておりますので、そういった意味での居住環境の整備というのは今後とも大きな柱になっていくと思っておりますから、いろいろ状況を見ながら適切に対応していかなければなりませんし、今後いろんな形で先ほど申しあげましたけれども、民間の事業者の皆さんの声なども十分踏まえながら市としてもそういったところに支援をしていくなり、あるいは行政指導でしなければいけない部分については行政も積極的に取り組んでいくということにして、乗りおくれることのないように対応を進めていきたいと考えております。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ありがとうございます。

とにかくは一人二人でなくて、町を挙げて市を挙げて関係する人全員で当たっていかなければならない問題ではないかと思っておりますので、よろしく願い申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

## 太田芳彦議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号8番、9番について、5番太田芳彦議員。

〔5番 太田芳彦議員 登壇〕

○太田芳彦議員 お世話さます。新政クラブの太田芳彦であります。

今回が2度目の一般質問になりますのでよろしく願いいたします。

初めに、通告番号8番のデマンドタクシーについて質問をさせていただきます。昨年の11月14日か

ら16日まで新政クラブの広島への研修視察の際、安芸高田市における生活路線確保対策事業を研修させていただきました。貴重な公費を使わせてもらっての視察でございましたので、研修内容を紹介しながら本市のデマンドタクシーの運行状況について何点か質問させていただきます。

安芸高田市は広島県の中北部に位置し、人口が3万3,096名で議員数が19名、毛利元就の里で三矢の教え、三本の矢を重ねることで折れにくくなるで有名な町です。安芸高田市の現状としては平成16年3月に6町が合併し発足した町で高齢化率が32%を超えており、過疎化と高齢化が同時に進行している地域です。

安芸高田市の新公共交通システム運行開始前、平成21年9月までは広域路線バスに依存した交通システムでありました。交通手段が公共交通からマイカーへと移行していること、少子高齢化・過疎化の進行などを理由にバス利用者は減少し、ほとんどの系統が赤字路線となり、市が補助金1億1,000万円を支出しなければ路線を維持できない状態になっておりました。これまでも補助金額抑制のために利用の少ない区間の廃止や利用の少ない時間帯の便数を削減するなどさまざまな合理化を実施してきましたが、どの対策も利用者には利便性の低下につながり利用者のさらなる減少という悪循環に陥っている状況でありました。

こうしたこれまでの公共交通体系を見直し、各地域の住民ニーズを十分に反映した満足度の高い新たな公共交通体系を見直し、平成20年3月に安芸高田市公共交通協議会を設立し、平成21年3月に安芸高田市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成21年10月に新公共交通システムの実証運行を市内一部地域で開始し、活力ある都市の実現、観光交流の促進を図る観点から地域公共交通の見直しと活性化の実現が必要との観点から安芸高田市公共交通協議会を設置、アンケート調査やヒアリング調査を行い安芸高田市地域公共交通総合連携計画策定後、新公共交通システムの実証運行を開始しました。その後、ニーズ調査に関してアンケート調査及び交通不便地区における聞き取り調査などを行い、その結果、安芸高田市の公共交通の特徴や課題が浮き彫りになりました。

1、生活圏とバス運行の方向が一致しておらず目的地に行けない地域がある。2、バス停まで足が痛くて歩いていけないとか乗りおりに不安があることなどの身体的な課題がある。3、朝夕の通学や通勤の時間帯には一定の人数を同時に運ぶ大きさの乗り物が必要。4、乗客の少ない時間帯は小型車両の導入を希望する声が多いことから、次のような安芸高田市の新公共交通システム、路線バスを朝夕運行し、予約乗合型のお太助ワゴンを昼のみ運行と、市町村運営有償運送の三つの公共交通の組み合わせとして全市民が利用できる形にしました。

利用方法であります。利用する前に登録が必要です。お太助ワゴン、これが寒河江市のデマンドタクシーに当たると思います。これを利用するときには事前に予約が必要で利用の2日前から利用当日の乗りたい便の出発時間30分前までとなっており、寒河江市のデマンドタクシーよりは利用しやすい形になっています。また、お太助ワゴンの利用者数ですが、月平均3,310人の方が利用されており、これは人口の約1割に当たり、利用率が高い市と思われれます。

これまで述べたように、このシステムの開始に当たっては地域住民のニーズの把握に市主催の会合などではなく地域のサロンや老人クラブの会合の場、すべて地域の会合に向いて徹底した市民ニーズの把握に努め、市民との話し合いのもとに住民本位の交通システムにしたところが成功の秘訣と思われました。

さて、寒河江市のデマンドタクシーの実証運行も4カ月が経過したところでありますが、利用状況

を含め市長の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、デマンドタクシーの利用方法について質問させていただきます。先日、デマンドタクシーを利用されている方から苦情がありまして、内容をお聞きしたところが病院に行くために行き帰りの予約をするそうなのですが、行きは特に問題ないのですが、帰りの予約時間を診察や薬をいただく時間を予想しているわけですが、病院の都合が優先し、遅くなったり早くなったりで予約した時間のタクシーに乗れないときがあるとのことでありました。さきに紹介した安芸高田市も30分前まで可、朝日町でも30分前まで可になっておりますので、寒河江市でも1日前でなく運行30分前まで予約可能にできないかお尋ねしたいと思います。

次に、通告番号9番の花咲かフェアについて質問させていただきます。2003年開催以来10年目を迎えるということで、これまで花咲かフェアを盛り上げるために御尽力いただいた方々には御苦労さまと申しあげたいと思います。

2012年度の開催日程も6月9日土曜日から7月1日日曜日との予定のことで、節目の10周年にも当たりいろんな催しをお考えのことと思いますが、私も昨年開催のときにボランティアで1日お手伝いをさせていただいてフェアの全体像が少し見えてきましたので、質問をさせていただきます。

入場の仕方を見ますと、駐車協力金100円、入場協力金100円で賄っているようですが、私も協力金をいただく仕事を担当したのですが、内容をよく理解していない入場者は駐車場で100円の協力金を支払い、入場する際入場協力金100円を支払うわけで、ほとんどの入場者が二重に徴収されていると勘違いをしているので一々説明をしなければならず、お金をいただくのが心苦しかったというのが私の感想です。ほとんどの方が寒河江の花咲かフェアは無料だというイメージで足を運んできてくれているのではないかと思います。

そこでお尋ねしますが、入場設定を有料にできないのでしょうか。その方が払うほうもいただくほうもすっきりした形でのよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、花あかり月うたげのイベントでの花火についてお伺いいたします。このイベントは2007年から2011年まで5回実施されておりました。花火が開催された日で2008年以来花咲かフェア期間中で一番入場者数が多く記録されております。やはり花火は圧倒的に人気のあるイベントのようであります。私も近所の友人と某温泉で食事をしながら花火を鑑賞させていただきました。夜空に花開く大輪に大きな歓声に包まれておりました。3.11の震災後で被災地の復興への願いも相まって2万5,000人の人が花火に酔いしれたようでした。

そこで2点目の質問させていただきますが、昨年は6月18日土曜日に実施され、400発の花火を打ち上げたとの発表でありましたが、時間にして15分くらいだったそうです。「寒河江の花火って時間が短いんだね」といったことがささやかれておりました。過去には9月の寒河江の祭りに合わせて行われていた寒河江川の花火大会も終息し、新たに慈恩寺で昨年末に地元の有志により花火を打ち上げたとのことでしたが、そのときも400発、15分くらいと聞いております。私も見ていて感じたのは時間が短いなという思いでした。

ちなみに、山形市は2万発、大江町が4,000発、大石田は3,000発を打ち上げており、いずれも8月のお盆に合わせて開催されておりますが、寒河江市は6月のさくらんぼの時期の花火は非常に珍しいと思われるし、本年は花咲かフェア10周年にも当たり予算縮減の中大変な中とは思いますが、何とか800発30分ぐらいなレベルにアップできないか、そして将来は寒河江を皮切りに大江町、大石田とい

った最上川花火回廊みたいになったら30年後には子孫に大いに喜ばれるのではないかと思います、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

次に、花咲かフェアの今後であります、皆様も御承知のことと思いますが、入場者数も2007年の30万7,739名をピークに2010年が25万409人、昨年は震災の影響とは思いますが、11万2,402人で激減しており、今後観光客をふやすには創意工夫を含め大きなパワーが必要と思われるし、うわさでは今年度で終息するようなお話も聞こえてくるのでありますが、今後どのようにされるのか市長の御所見をお伺いし、私の第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 太田議員からは、デマンドタクシー、それから花咲かフェアについて何点か御質問いただきましたから順次お答えいたしたいと思います。

デマンド型タクシーについては、昨年の11月末から実証運行ということでは、御案内のように、田代、幸生地区など路線バスが運行していない五つの地域を対象にタクシー車両を用いて実施しているわけであり、乗られる方は登録をいただかなきゃいけないわけですので、その利用登録者数については運行開始時点、11月時点では1,233人でしたが、3月1日現在では1,733人ということであり、運行地域の人口の約27%の方から登録をいただいているところであります。利用実績でございますけれども、手元のほうには1月までの利用者数が届いておりますけれども、11月、12月の3カ月で約750人ということであり、車両の平均稼働率については20%、最大輸送旅客数に対する乗車率は5.2%となっております。運行した車両の平均乗車人員については多い地域で1.96人、少ない地域で1.32人という状況であります。運行の約4割については1人乗車という形になっているわけであり、

この実証運行を開始する際には、運行の計画案について対象地域の町会長さんなどへの説明、さらには意見交換などをさせていただきました。また、運行地域の各分館などにおきまして実証運行の説明会を開催をし、その制度の周知徹底を図ってきたところでありますけれども、ただいま申しあげましたように実際の利用がまだまだ進んでいないというふうにも認識しているところであります。運行の方法と利用者のニーズが合っていないのではないか、まだ地域住民の方々に十分理解されていないのではないか、またそもそも需要が少ないのではないかなど、その理由を分析していく必要があると認識しているところであります。

そこで、先月デマンドタクシー利用に関して誤解をされている方もおられるのではないかと、改めてPRチラシを作成して市報とともに対象地域各世帯に配布をして、さらなる周知を図ってきたところであります。また、今月中にタクシー車両の中に料金受取人払いのはがきを置きまして、実際に御利用されている方の御意見とか感想をお聞きしたいと考えているところであります。さらには、新年度早々にアンケートを実施をし、デマンドタクシー運行における課題、さらには地域住民の皆さんのニーズの調査を行うとともに利用状況を勘案し、今後のデマンドタクシーを含めた地域住民の移動手段の確保についてさらに検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

御質問の中に、安芸高田市の公共交通システムについてお話がございました。寒河江市におきましても既存のバス路線との連携ができないかということで、白岩地区におきます路線バス補完輸送機関

として日中のバスが運行されていない時間帯においてこのデマンドタクシーの運行ができないか、その可能性を探ってきたところであります。その結果については、路線バス事業者の経営がさらに圧迫されることへの懸念から事業者のほうから前向きな回答が得られなかった状況であります。安芸高田市のような路線バス事業者と連携した取り組みというのは本市においてもすぐに実現できるというような状況にはないわけでありますけれども、さらに事業者の理解をいただきながら、よりよい地域住民の移手段の確保について研究をしていかなければならないと考えているところでございます。

次に、予約時間の改善についても御質問いただきました。御案内のとおり、デマンドタクシー実証運行においては予約に応じて運転手などの手配と運行ルートの設定を行うために予約は前日の午後5時までとさせていただいております。しかしながら、病院などでの診察時間が遅くなる、遅くなりそのような場合などについては1時間前まで予約の変更ができるようにしておりますので、利用者の方からは御理解をいただきたいと思っております。

議員が御指摘のような運行30分前までの予約ということになりますと、運行の有無にかかわらず運転手あるいは車両の確保が必要になってまいります。現行の運行状況においてはさらに負担が事業者や運転手の方に加わるということもありますから、実証運行中の対応というのはなかなか難しいと考えているところであります。

本格運行へ移行するという場合におきましては、さらにこのたびの実証運行の結果あるいはアンケートなども踏まえまして、より利用しやすいデマンドタクシーを目指して改めて運行内容についても検討することになりますので、予約のあり方についてもその中で十分検討していくと考えているところであります。

次に、花咲かフェアについて御質問いただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。御案内のとおりでありますけれども、花咲かフェアINさがえについては市民参加の自然と調和した美しいまちづくりのシンボルイベントとして、多くの方々より寒河江市を訪れていただくことができるようにさくらんぼの時期に合わせて開催しているわけであります。ことしは10周年の節目の開催になるわけであります。

入場料の設定について質問をいただきましたが、御案内のとおりこの花咲かフェアINさがえについては平成14年の全国都市緑化フェアの開催を引き継ぐ形で開催されているわけであります。その全国都市緑化フェアについても無料で開催されて、入場料は無料であったわけでありますが、これはより多くの皆さんに御来場いただくために無料に設定をしたと伺っております。当時も有料にすべきかどうかということで、大分検討がなされたと聞いております。仮に有料ということになりますと会場のさくでありますとか入場ゲートの設置、撤去あるいは管理するための人件費などということで当時の試算では約1億2,000万円の費用が必要だという試算もあったと聞いています。また、今回改めて御指摘のような、御提案のような入場料徴収するということになりますれば県の都市公園条例によりまして公園の使用料について発生をしていくということもあると聞いています。10周年の記念の大会ということでもありますから、より多くの皆さんに御来場いただくというのが趣旨であろうと思っておりますので、これまで同様に協力金という形で御理解をいただくことがこれまでの経過からしても運営しやすいのではないかと、多くの皆さんに訪れていただけるのではないかと考えております。

ただ、協力金という形でお金をいただく方法については先ほど御指摘もありましたが、来場者への



足かせになっているのではないかというのが御指摘もございます。一人でも多くの方に来場いただくことが目的でありますので、募金箱の設置など自主的に協力をいただけるような方法に改めるなど、検討して進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、花火の打ち上げの充実ということで御質問がありましたが、御案内のとおり当日のメインのイベントというのはキャンドルの明かりで花々を照らして幻想的な雰囲気の中で来園者に初夏の夕べを楽しんでもらうということのために、平成19年から市内の若者が実行委員会を組織をして実施する「花あかり月うたげ」というイベントになっているわけでありまして。このイベントをさらに盛り上げるために、花咲かフェアの実行委員会ではこのキャンドルライトが夜空に照らし出されることをイメージしてラストを飾って花火を打ち上げているわけでありましてね。6月ですから、この時期での花火の打ち上げはほかで行われていないわけでありましてけれども、会場内はもちろんであります、多くの市内外の方々からも好評を得ているイベントであります。

ことしは記念大会ということでありますので、その花火の打ち上げについても数をふやすなど検討をしてまいりたいと考えているところであります。

花火につきましては、確かに一般的に大変人気のあるイベントということであります。寒河江市内でもこれまでも花火大会があったわけでありましてけれども、御案内のとおり終了した、なくなったということであって、ことしは去年の暮れから慈恩寺などでも新たに花火の打ち上げの取り組みを始めたという地域での盛り上がりというものもあります。我々としてもそうした市民の皆さんの盛り上がり大切にしながら、そういった御要望にこたえていく必要があると考えているところでございます。

最後に、来年以降の開催についてでありますけれども、さくらんぼを生かした観光による交流人口の拡大というのは本市の活性化にとっては大変重要な課題でありますし、その役割を果たしているものであります。さくらんぼの時期にさくらんぼ観光と連携した集客力のあるイベントを開催するということは経済効果を高めることはもちろんでありますけれども、寒河江からの情報発信をしていくという意味からも大変重要なことであります。取り組んでいかなければならないと考えておりますので、これまでの10年間の成果を踏まえつつ年間を通した寒河江市のイベントをどのようにしていくかなども含めまして、来年度以降の開催については早急に検討を進めなければならないと考えているところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 太田議員

○太田芳彦議員 第1問に対する御答弁、本当にありがとうございました。

最初の質問の件ですけれども、やはり登録者が多い割には利用者が少ないという結果が出ているようであります。こういう状況をどのように分析しているのかわかりませんが、2月の全体協議会の中で新宮議員がデマンドタクシーについてちょっと触れられておりましたが、一言で使い勝手が悪いという発言がありましたけれども、実際利用している方のお話などをお伺いしても病院、医者に行った際、ついでに買い物、用足しができないとやはり使い勝手が悪いといった意見が多いんですが、このことについて市長はどう思われるかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 何度も申しあげておりますけれども、1年間の試験運行であります。いろんな課題が出てくると思いますので、そういったことについてどういうふうに改善をしていくのかということも含めて、先ほど申しあげましたけれども、1年間というのは来年10月まででありますけれども、早急

にいろんな形での利用者の御意見なども拝聴しながらできるだけ早目に対応できるところは対応していくということで、利用者の拡大、周知の徹底というものを進めていければと思っているところであります。そういった中でそういう声に対応していければと思っているところであります。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

先ほど、市長の答弁の中にもありましたけれども、やはり今実証運行中でいわゆるテストパターンなわけでありましてけれども、市民のニーズにこたえるためにも利用者のアンケート調査等さまざま行って利用数を上げる方向でいるというお話でしたので、そういう方向でひとつ努力をしていただきたいと思います。やはり利用者の目線でだれもが利用しやすい使い勝手のよいデマンドタクシーにしていきたいと思います。

それから、9月にもデマンドタクシーについて質問したわけなんですけれども、寒河江市地域公共交通会議を昨年8月に設置したということで説明がありましたけれども、その協議会といいますか、交通会議はどういった人たちで約何名で構成されているのかお尋ねしたいんですが。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 担当課長のほうからさせていただきます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 地域公共交通会議につきましては、国のガイドラインでこういう人を充てろということが指導ありますので、市、県、それからバス事業者として市内を走っています山形交通、それとタクシー業者の2社、それと県のバス協会、ハイヤー協会、あと利用者代表として3地区の区長さん、さらに運輸支局、国の機関など、あと警察の方もいますので15名ということで構成をしております。

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

利用者側からは3地区の区長さんが出ているということのようですけれども、この辺やはり利用する側の委員を広く募らないと公平な意見が出ないんでないかなみたいな私は気がして今聞いたわけがありますけれども、やはり県・国、これも大切でしょうけれども、利用する側の人の多くの意見を尊重して取り上げていただきたいと、このように思うわけでありまして。

次に、昨年9月の一般質問で強く要望させていただきましたが、現状では寒河江の東側に住んでいる方にはデマンドタクシーが始まったとは、違いますね、ごめんなさい、そうですね、現在寒河江を東と西に分けますと西のほうでの利用しか始まっていないわけで、東側に住んでいる方にはデマンドタクシーが始まったよと、とても言えない状況にあります。

今年度から本運行になると思われますが、ぜひ安芸高田市のように全市民が利用できるようお願い申しあげまして、デマンドタクシーについては質問を終わらせていただきます。

次に、花咲かフェアの入場料の有料化ということについてでありますけれども、やはり県指定の公園ということで、はっきり言って入場料は取れないのかなという説明がありました。冒頭にも申しあげましたが、協力金を駐車場と入場の際に2回お願いするのはいかにも心苦しく感じましたので、これを一括していただくシステムに何とか今後考えていただきたいなと思います。

次に、花火の件であります。予算が厳しい中での開催でしょうから、従来行われてきた事業を縮

小するとかできないのでしょうか。例えば、具体的に挙げるとフラワーロードも24年にわたり継続されてきたようですが、マンネリもありこれを縮小すとか廃止して花火に向けることはできないのでしょうか。お尋ねします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 最初にデマンドタクシーについてお答えを申しあげたいと思いますが、先ほども申しあげましたけれども、この実証運行、デマンドタクシーの制度というのは公共交通機関のない地域、五つの地域を対象にして新たに取り組む制度であります。そういうことで、先ほども白岩地区に昼間の間タクシーを運行できないかということも交渉させていただいた経緯もあるわけでありまして、そうした従来の今運行している公共交通機関の事業を圧迫することのないような形というのが基本になって制度が発足をしております。我々としても地域の皆さんの声というものは十分尊重していかなければならないということもありますけれども、そういった点も十分御理解をいただきたいなと思っ

ているところであります。太田議員については花火に大変こだわっておられるとお伺いをしましたけれども、寒河江はこれまで、先ほどお話もありましたけれども、フラワーロードということで花で沿道を飾ってそして管内に入れば非常に美しい町並みを形成しているというこれまでの歴史があるわけでありまして。それはそれとして大変現実、実際は今の段階になると市民の方々も負担になってきているという声をお聞きするところでもあります。そういった状況も十分踏まえながら、美しい寒河江の町並み形成については考えていかなければならないと思っ

ているところであります。花火は花火として先ほどもお答え申しあげましたが、いろんな地域の皆さんの取り組みあるいは要望なども踏まえて対処していく、新たなイベントとして取り組んでいくような形になれば我々としても大いなる支援をしていくということになろうかと思っ

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

大変しつこいようなんですけれども、お金に関してもう2点ほどお聞きしたいんですけれども、行政でばかりお金を使うんでなくて、企業とか会社、お店等の協賛を募って花火を開催するなんていうことはできないんでしょうかね。お尋ねしたいんですが。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ほかの地域での花火大会などもそういった形でしているようなところでもありますね。山形市なんかは青年会議所が主体的にそれにある程度の行政の支援もしてということに形としてなっているようでもありますし、大江町についても1戸、それぞれの世帯が負担をしている、全町民が負担をしているという形になっているようでもありますし、行政としてもそれなりの負担をしているというようなことになるわけでありまして、そういうことを考えればやはり市民の皆さんの理解というのが前提だろうと思っ

○高橋勝文議長 太田議員。

○太田芳彦議員 どうもありがとうございました。

大変お金のことばかりで恐縮でありましたけれども、どうか本当に盛り上がりの、何ていいますか、

盛り上がった花火というよりも花火大会に近いような、そんな運営にさせていただきよう御努力をいただきたいと思うわけであります。

最後ですけれども、花咲かフェアの今後についての答弁がありました。時間はまだまだあることで、じっくり時間をかけて決断をしていただきたいと思います。いずれにしましても本年は10周年という節目の年に当たりますので、行政も私たち議員も力を合わせてすばらしい花咲かフェアにらんことをお願い申しあげ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

## 阿部 清議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号10番から12番までについて、2番阿部 清議員。

〔2番 阿部 清議員 登壇〕

○阿部 清議員 こんにちは。

新清・公明クラブの阿部 清といいます。よろしくお願いを申しあげます。

早いもので議員生活1年目になろうとしております。昨年3月11日に起きたあの未曾有の東日本大震災から始まり、夏の猛暑、そして秋の台風による全国的な災害、そしてこの冬の豪雪と大変な1年でありました。ことしは穏やかな1年を願いながら通告番号に沿って一般質問をさせていただきます。

通告番号10番、福祉有償運送サービスについて市長に質問をさせていただきます。このたび、寒河江市にNPO法人による福祉有償運送サービス事業が立ち上がります。寒河江市の平成23年12月末現在の人口は4万2,982名、65歳以上の人口は1万1,503名であります。また、日本の高齢化率は総人口の23.1%でありまして、この寒河江市の高齢化率は26.5%と急速な高齢化率が進んでおります。このような状況から老夫婦やひとり暮らしなどの高齢者世帯が増加するとともに、家族と同居していても昼間は一人になる高齢者がふえていくと思われまます。高齢化や核家族化の進行により介護サービス支援はますます必要とされる時代になってくるものと思ひます。

この福祉有償運送サービス事業は、1970年代から行われており、1981年の国際障害者年の中で、障害者や高齢者など社会的に不利になりやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来の姿であるという考え方が広く紹介されました。当時の厚生省、現在の厚生労働省の社会参加推進事業の中のメニュー事業に位置づけられ少しずつ広まり、そして2006年5月12日に道路運送法の一部改正案が成立し、福祉運送のサービスを提供する非営利移動サービス事業が法律の枠組みの中に位置づけられ現在に至っているようであります。

山形県には福祉有償運送事業者は35市町村の中で山形市に14事業所、鶴岡市に8事業所、その他の市町村には1事業所から3事業所くらいであります。ほとんどの市町村でかわりを持っており、要支援者や要介護者登録会員の皆様への有償移動支援活動をいたしてあります。

残念ながら西村山地区には他市の事業所が1社活動しているだけで、地元で立脚した福祉有償運送事業者は今までありませんでした。現在、寒河江ロータリークラブでは社会奉仕委員会が中心になり、本市の状況を踏まえた上で自分たちのできることを研究しNPO法人の立ち上げを支援することが自分たちの役割であると認識し、有償福祉運送サービス事業の立ち上げをしているようであります。平成24年の6月ころから事業のスタートを考えているようであります。「NPO法人スマイル協働さが

え」に運営をゆだね、要支援認定の方や要介護認定の方々に登録会員になっていただき、買い物や遠距離の通院、また床屋さんなど玄関から目的地まで車で送迎し、その前後の介助を行う有償移動支援サービス事業を展開する計画のようであります。

新しく民間事業としてNPO法人スマイル協働さがえという福祉有償運送サービス事業が寒河江市にスタートするわけでありますが、私は寒河江市だけでなく西村山地区全体として成功させていかなければならないと思っております。

高齢者が心身ともに元気に生活するには、社会参加はもとより日常生活の中で外に出て自分で何ができるのか、その喜びなどの達成感やそしていつまでも住みなれた地域の中で元気に暮らし続けることが一番だと思っております。地域福祉計画施策の基本理念である「互いに声かけ 支えあう笑顔あふれるまち寒河江」、そして基本目標としての「住民参加の支えあいの地域づくり」、「住民一人ひとりにあったサービスが受けられる体制づくり」、「安全・安心に暮らせる住みよい環境づくり」を掲げております。これに照らし合わせますと、地元住民参加型の福祉有償運送サービス事業を地域に定着できるような対策も必要であると思えます。また、団塊世代の雇用創出にも貢献できることにつながると考えます。

NPO民間福祉有償運送サービス事業が地域に根差した事業の展開になるように市としましても支援すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号11番、子供の擁護について伺います。子供の権利について1948年世界人権宣言の中に「すべての人は平等であり、それぞれが同じ権利を持つ」と宣言がなされ、1979年国際児童年では児童の権利宣言20周年となり、世界じゅうの子供の権利について考える機会になりました。そして国際人権委員会の中に、子供の権利条約の作業部が設置され、1990年に子ども権利条約として発効されており、日本では1994年5月22日に発効されております。そして2006年12月現在198カ国の地域がこの条約を締結しております。寒河江市におきましても児童虐待など、療育養護や不登校などの育成問題、障害児やその他の児童に関する相談があると思えます。

昨年の11月に会派におきまして福岡県筑紫野市子ども条例について視察研修を行ってまいりました。筑紫野市ではこれまで児童虐待、いじめ、不登校や体罰など子供の人権を侵害する問題が生じており、子供を取り巻く環境の悪化は非常に深刻な状況になっているようであります。このような子供を取り巻く環境の悪化などの諸問題に対し、筑紫野市としてどのように対応していくのか方針を明示するとともに子供たちが安心して健やかに育つことができるように、筑紫野市子ども条例の制定について検討を進め、平成19年度には市役所内に条例検討委員会の組織を立ち上げ調査研究し、平成20年度には子ども条例市民委員会から基本的な考え方の提言を行い、平成21年度には子ども条例市民委員会からの提言を参考として子ども条例に関する骨子案を策定しております。作成に当たっては教員や子供に深くかかわる方からも今後の参考となるさまざまな意見を聞き、策定に反映しております。また、パブリックコメントを実施し多くの市民の皆様から意見を拝聴し平成22年筑紫野市3月議会において全員一致で可決されております。

子ども条例は公布から施行までに1年間の時間を設け、十分な周知を図りながら執行してまいりました。また、筑紫野市の子ども条例の特徴といたしまして子育て家庭を社会全体で支援し、子供たちにとって住みやすい町にする子育て支援、また子供の権利を大切にすることの子供の権利の尊重という二つの考え方を掲げております。そして、子ども条例とあわせて次世代育成支援計画の後期計画も策

定しておられました。また、見直しについては、市のみで考えるのではなく関係機関や団体、子育ての当事者である親や子供の施策の対象者である子供からも意見を聞きながら進める必要があります、このため次世代育成支援対策地域協議会において、関係機関と協議をしながら現行の子供施策が筑紫野市子ども条例の趣旨に沿ったものとなっているか検証を行っていくということでありました。

各自治体の子ども条例の制定を見ますと、自治体の70団体が定めております。まだまだ少ないように思いますが、このような少子化の時代だからこそ今後必要になるものと思います。

これらを踏まえて伺います。一つには寒河江市での子供虐待などの実態はどうなっているのか伺いをいたします。

二つ目には、筑紫野市子ども条例についてどう思われるのか伺いをいたします。

三つ目には子供を取り巻く環境悪化による諸問題に対して積極的に対応していく必要があると考えます。そのためにその子供を育てるなら、寒河江で、あそこは子供が育てやすいと言われるような環境づくりと子供たちが安全・安心な生活ができ、そして子供は地域の宝として子供を擁護する観点からも、そして市民の意識啓発を図るためにも子ども条例を制定すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

次に、通告12番、除雪について伺います。除雪につきましては午前中の質問にもありましたし、以前にも諸先輩の議員の方々から一般質問がなされております。私はロータリー除雪車の配備について質問させていただきます。ことしも豪雪の中、市民が安全・安心な生活ができるように補正を組み除雪体制を強化していることに対し、市長初め関係者の皆様に感謝と敬意を表するものであります。特に、ことしの冬は積雪の量が多かったために一斉除雪回数も多く除雪協力会の皆様には毎日早朝からの除雪作業大変御苦労さまであります。心から感謝を申しあげたいと思います。

寒河江市の一般的な生活道は狭い道路が多いために、その一般道を通学する子供たちの通学路幅はなお狭くなります。一番に除雪をしてもらいたいのではありますが、狭い道路は思うように除雪がなされておられません。1台の車が通るのが精いっぱいあります。ことしはグレーダやドーザによる除雪だけでは道路幅の確保をすることは大変なように思われました。2車線の道路でさえも輪型から外れると道路で動けなくなる車や、すれ違えず接触する車もありました。

寒河江市で活動しているロータリー除雪車は大型車が1台、小型車が4台、協力会の大型車が4台と協力会に委託している歩道用小型ロータリー車が1台、ハンドガイド除雪車が1台で活動しております。ロータリー除雪車は、本市の除雪状況から見ても道路幅をできるだけ確保するためには足りないと思っております。ぜひ1台でも多くふやしていただき、狭い道路ももう少し除雪がなるようにお願いしたいと思います。

もし、難しいのであれば、除雪協力会の中でロータリー車を準備して除雪に協力しようという会社もありますので、当局からも積極的に働きかけていただき、1台でもロータリー車がふやせるような手だてをお願いしたいと思います。そして、早目の除雪や排出により狭い生活道路も市民の足として十分活用できるような体制づくりをお願いしたいと思います。また、住宅が密集しているため、雪置場が確保できないところは早目の排出をお願いいたし、市民の皆さんが少しでも冬場を安全・安心な生活ができるようによろしくお願いを申しあげ、市長の見解をお伺いをいたしまして、第1問とさせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 阿部議員からは福祉有償運送サービス事業について、それから子供の擁護について、それから除雪についてということで大きく3点御質問いただきましたので順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、NPO法人民間福祉有償運送サービス事業についてお答えを申しあげますが、御案内のとおり平成18年10月に道路運送法が改正をされてNPO法人等による福祉有償運送事業について許可制度から登録制度に変更されたわけであります。

福祉有償運送につきましては先ほど阿部議員から質問の中でありましたから私からは省かせていただきますけれども、福祉有償運送事業を行おうとするNPO法人などは運輸支局への登録申請をするということになるわけでありますが、その際には利害関係者を含めて構成する福祉有償運送運営協議会において合意したことを証する書類の添付が条件になっているわけであります。その運営協議会におきましては福祉有償運送の必要性や運送の区域、旅客からの受け取る対価、いわゆる運賃ですね、運賃とか運送しようとする旅客、お客さんの範囲などを十分審査し妥当かどうかを議論いただいて協議会としての意見をまとめていただくということになっているわけであります。

先ほど御質問にもありましたけれども、寒河江市におきましては寒河江市を含む1市4町でこの西村山地域福祉有償運送運営協議会というものを平成21年7月に設置をいたしまして、福祉有償運送についての協議をする場を設けているわけであります。構成委員を、ちなみに申しあげますと寒河江市社会福祉協議会会長、寒河江西村山地区民生児童委員協議会代表者連絡会会長、さらには寒河江西村山地区のハイヤー協議会会長など12名となっているところであります。

このたびのNPO法人スマイル協働さがえにつきましては、既に1月に法人の認可を受けて2月1日に法人登記をされ福祉有償運送に取り組むことについてこれまでも市とも十分協議を重ねながら進めてこられているところであります。御質問にもありましたが、今後さらに研修を受け、登録する車の整備などに時間を要することから平成24年6月ごろに事業をスタートしたいと考えておられるようでありますので、今申しあげました西村山福祉有償運送運営協議会でその必要性などについて十分協議されるということになるかと思えます。その協議が整った後に運輸支局への登録申請がなされるという手続になっているわけであります。市といたしましても、今後とも事業が速やかに進められるように連絡をとりながら進めていきたいと考えているところであります。

先ほど阿部議員からもありましたけれども、NPO法人によります民間福祉有償運送サービス事業がこの西村山地域に根差した事業として大いに展開されますように、これまで登録されている事業所も含めて市といたしましては市報、ホームページなどで十分事前のPRなどをさせていただきながら、いわゆる交通弱者と言われる方々への利便性の向上について積極的に支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っているところであります。

次に、子供の擁護について御質問をいただきましたが、まず児童虐待の実態についてお答えを申しあげたいと思います。平成22年度の山形県全体の児童虐待相談の状況についてまず申しあげますが、児童虐待の通告は児童相談所、それから市町村合わせて600件ということでありますが、調査の結果虐待と認定された相談件数は250件ということであります。平成22年度250件ということであります。

この相談件数の推移でございませけれども、平成9年度から増加し、平成12年度にピークを迎えてその後一時減少傾向にあったわけですが、通告の対象範囲の拡大、虐待を受けた子供から虐待

を受けたと思われる子供へ対象範囲の拡大もございまして、平成16年度から再び増加に転じ200件を超える状況が続いているところでございます。

寒河江市における児童虐待の状況でありますけれども、平成22年度に虐待と認定された相談件数は6件でございます。平成20年度が8件、21年度が7件ということになっております。この平成22年度の6件の内容でございますが、主な虐待者については実母が3件、実父が2件、同居の家族が1件となっております。虐待の種類についてはネグレクトが3件、心理的虐待が2件、身体的虐待が1件となっております。被虐待児の年齢構成でありますが、3歳未満が3件であります。その他は3歳から6歳、小学生、同居の家族がそれぞれ1件となっております。市におきましては、こうした通報や相談があった場合には速やかに家庭相談員や保健師等が事実確認のために訪問し、近隣からの聞き取り調査なども行いながら面接指導に当たり対処しているところでございます。

児童虐待の防止や対策については、要保護児童対策協議会がその中心的な役割を担う機関として各市町村に設置が義務づけられております。寒河江市におきましても平成19年に設置をし、児童虐待や非行、不登校、障害児に対する対応など複雑・多様化する児童問題の未然防止や発生時の迅速かつ適切な対応のために関係機関全体で連携しながら取り組んでいるところでございます。

具体的には、実務者の会議を月1回定期的に開催をいたしまして、要保護児童の実態把握や関係機関の支援状況などについて協議を行っているところであります。さらに個別ケース検討会を年24回開催をし、個別の要保護児童について直接かかわりを有する各関係機関、担当者が連携をいたしまして、具体的な支援の内容を検討し児童の健全育成を図っている状況であります。

次に、筑紫野市子ども条例について御質問がありました。筑紫野市の子ども条例制定までの取り組みというものを先ほど議員からもありましたし、見てみますと御指摘のように今日の児童虐待、いじめ、不登校など子供を取り巻く環境が悪化し、子供が安全で安心して健やかに育つことができるようにということで子どもの権利条約にある子供の権利の尊重の観点から意識啓発を図るためにも子ども条例を制定されているということでもあります。筑紫野市、行政側と多くの市民の方々とが一体となって制定をされているわけでもあります。子供を大切にする姿勢というものを官民挙げて新しい条例を制定することで表明するということは、極めて意義のあることだと認識をしているところであります。

現在、全国で約70の自治体がこうした子ども条例を定めているようでございますが、各自自治体で定めている子ども条例における権利というものは、児童の権利に関する条例に掲げている四つの権利であります。この四つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利ということではありますが、どれをとってみても当然に子供が保障されるべきものと認識しているところであります。

当寒河江市におきましても、子供たちを安心して産み育てることができるような環境づくりというものが極めて重要な施策であります。平成22年3月に策定をいたしました、次世代育成支援行動計画、さらには昨年度策定をさせていただきました新第5次振興計画、さがえっ子育みアクションプランの中で子育て支援、さらには子供の権利尊重などを盛り込んでいるところでありますし、保育サービスの充実や教育環境の整備、児童虐待防止、さらには子供の相談体制の整備など子供たちの健全育成政策を進めてきているところであります。

阿部議員からは、本市においても子ども条例の制定をしてはどうかということでもあります。その筑紫野市の理念、さらには目的などについても私どもも十分理解できるところであります。今後、多く



の市民の皆様の御意見も伺いながら筑紫野市初め他の自治体の事例などについて鋭意研究を進めていきたいと考えているところでございます。

最後に、除雪について、特にロータリー車の配備について御質問がありました。先ほど、御質問の中にもありましたが、寒河江市におきましては大型が1台、小型が5台、そのほかに乗用タイプでないハンドガイド式が1台あるわけでありまして。小型ロータリー除雪車については主に歩道の早朝除雪を行っているわけでありまして、このうち、小型ロータリー車のうち市直営除雪に使用しております4台の小型ロータリー車、除雪車については昼間に道路幅が狭くなった箇所の幅出しの作業に使用しております。大型のロータリー除雪車、昨年11月に県から払い下げを受け取得したわけでありましてけれども、当初は主に山間部などの冬期間閉鎖路線の春先除雪への活用を考えていたわけでありましてけれども、このたびの大雪でありますので、幹線市道の幅出し作業、排雪時の雪の積み込み作業に有効に活用してきたところでございます。

先ほどもありましたが、市の除雪協会の皆様も事業者の皆さんも4台のロータリー車を保有していただいで活用していただいでいるところでございます。

この冬は、御案内のとおり道路の端に除雪した雪がたまって通行幅が十分に確保できなくなったという声も聞き、またそういう箇所も大変多うございました。幅出し作業については昼間だけではなくて夕方から夜間にかけての作業も行いまして、その道路の幅員の確保に努めてきたところであります。

ことしの場合のような事態はロータリー除雪車の稼働というのは欠かせないわけでありましてけれども、新たに購入するということになりますと小型ロータリー除雪車でも1台当たり2,000万円を超えるという高額な機械でもあるわけでありまして。ことしは大型ロータリー車を取得・配備をいたしました。今後既存の除雪機械の更新なども予定されているわけでありまして、そうした更新なども含めて計画的な配備というものを検討していかなければならないと考えているところであります。

それから、民間事業者によるロータリー車導入の働きかけについてどうかということでございますが、民間事業者の除雪機械取得に市として直接的な支援というのはなかなか難しいのではないかと考えておりますけれども、先ほども申しました除雪機械の計画的な配備にあわせて市所有のロータリー車の貸し出し、民間への貸し出しなどについては今後十分検討していく必要があると考えているところであります。

最後に、住宅密集地の排雪についても御質問をいただいでいるわけでありまして。ことしの雪でありましたから、大変排雪場所に困難な地域もあったわけでありまして。何度も御答弁申しあげているかと思っておりますけれども、ことしも市で機械を配備をして地域の方から運搬用のダンプトラックを手配していただくということで、15地区24町会で実施をさせていただきました。特に、早期の排雪実施ということがいろいろ声も出てきておりますので、これまでの地域の皆さんとの協働作業ということを基本としながらも、ことしの除排雪作業の経過、課題なども十分検証させていただきながら各地区・町内会の皆さんの御要望なども踏まえて、さらには排雪の場所の確保などいろいろ御指摘もありますので、そういった点も含めてよりよい方法を検討していきたいと考えているところであります。

以上であります。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 市長からは通告10番から12番まで、丁寧な御答弁をありがとうございました。まず最初に、通告10番の福祉有償運送サービス事業について伺わせていただきます。

今、市長のほうから私よりも詳しくいろいろと説明をいただきました。また、現在のところではまだ運行しておりませんので、市長の答弁で十分なところではありますが、少し質問をさせていただきます。

この福祉有償運送サービス事業というのは、やはり要支援者と要介護者の障害者の方々が個人サービス事業になるわけですので、料金も必要になるわけです。ただ、自分の足として使えるようなシステムをやはり構築していかないとなかなか難しいのかなと思いますので、やはり会員になっていただいて、そして自分が本当に料金は必要であっても安値でできるようなところでのシステムになっていただければありがたいと思っております。

ただ、現在のところ、市長が、私が言ったとおりまだ運行しておりませんのでそのところは省かせていただきますが、先ほど市長のほうから市報とかそれからホームページで広く市民のほうに知らせていくということでありましたが、市長のほうからもやはり多忙な市長でありますので、いろいろなところでいろんな会合がありますので、そのときにはぜひ広報をよろしくお願ひしたいと思っております。

今のところ、この有償サービスにつきましては西村山地区にありません。ですから、とにかく温かく見守っていただいて定着できるような御配慮を願いますようによろしくお願ひをしたいと思います。

市長のほうから、それにつきましてちょっと内容ありませんけれども一言よろしくお願ひします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどもデマンドタクシーの関係で御答弁申しあげましたけれども、会員の確保というのがまず一番重要なのではないかとということで、そのためには取り組む事業の趣旨を多くの西村山地域の皆さんに知っていただくということがまず大事なのではないかと思っております。私も1市4町の首長さんともお会いする機会も多々ありますので、そういった関係で寒河江市報のみならず他の4町の広報などにもいろいろお話をしていきながら事業のPR、会員の登録ということにつながっていければと考えているところであります。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。よろしくお願ひを申しあげます。

続きまして、通告番号11番の子供の擁護についても市長のほうから前向きな答弁をいただきました。先ほど、お伺いしましたところ、山形県では平成22年で250件ということでありましたが、寒河江市の件数を見ますと、平成22年度で6件と非常に少ない件数であることを痛感いたしました。これはあくまでも、当局とそれから各地域の連携による指導のたまものと思っております、非常に感謝を申しあげたいと思います。

3月3日、先日であります、山形新聞に全国法務局の1年間の救済手続を始めた人権侵害事業の中に「被災者の訴えが目立つ」という見出しでいじめや虐待が過去最高という記事が載っております。その統計によりますと、学校でのいじめが21.8%、3,306件、そして東日本大震災の被災者からの訴えや転校先でのいじめ、それから避難先での嫌がらせ相談ということで、498件という件数があったようであります。その中で山形県には1件あったという記事がありました。

やはり、寒河江市でも表に出ないようなこういう、今寒河江市に500名近い避難者がいるわけですが、表に出ないようないじめとか、そういうものがあるかないのかわかりませんが、その実態調査などもやはり必要なのではないかなと思っております。寒河江市ではそういういじ

めとかそれから虐待、そういうものは1件もないような寒河江市にさせていただいて、今後も地域と連携によって体罰、それから虐待などのないまちづくり、ということも必要だと思いますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

それから2問目の筑紫野市子ども条例に対しまして、非常に御理解のあるお言葉をいただきました。私も子ども条例の必要性を感じながら研修させていただきましたので、非常にありがたい答弁でありました。

そして3問目の寒河江市子ども条例制定につきましては、市長からも前向きな御答弁をいただきました。やはり、少子高齢化の中、寒河江市とそれから地域の温かい御支援を受けながら、子供たちは安心・安全な学校生活や、また地域での生活というものを送っていただきたいなと思っております。そんな中で、市のほうとしても民と官が協力しながら、そして相談しながらこれから検討していくということでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

通告12番の除雪についても答弁をいただきました。これに関しましては、ロータリー車に関しまして市のほうから県の払い下げや協力会社の大型のロータリー車の数を伺いました。ただ、実際に大型のロータリー車は田代地区、雪の多いところが主力になっているようでありまして、なかなか裾のほうには回ってこれないのかなというのが実態だと思っておりました。

そんな中、協力会社のほうから、「おれ、ロータリー車買ってもいいので、やはり自分で除雪をしていて感じることは、やはりハイドバンでは限界来たのかな」という声が聞かれました。そんな中で100%満足できなくてもロータリー車を買って除雪に協力していくのも我々業者の務めなのかなという話もありましたので、今回ロータリー除雪車の配備ということで、御質問をさせていただいたわけですが、やはり中にもそういうふうに積極的に寒河江市の豪雪対策として協力しようということもありますので、よろしく検討のほうお願いしたいと思います。

これも市長のほうから一言お願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、こういう豪雪になりますとその除雪について大変市民の皆様にも御負担かけて御難儀をかけている状況であります。そういったことから除雪車、特にロータリー車についてはやはり今の保有している台数などではちょっと今回の除雪には十分ではなかったかなということも感じているところでもありますし、そうした中で民間事業者の皆さんからそういう声も上がっているということをお聞きしますと、大変我々としても心強いところでもあります。

先ほども申しあげましたけれども、払い下げで、新品を買えば大変高価な買い物になるわけでありましてけれども、払い下げを譲り受けるとかでありますれば、それなりの金額だということでもありますから、そういうことを我々としても注意深く見ながら今後の来年度ということになりましようか、来年以降の冬期間の除雪作業のスムーズな展開というものについて配備を検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

除雪車につきましては、やはり安心・安全に、どうしても狭いところの道路というのは一番生活するのに、毎年そうですけれども、問題起きるのは狭いところが特にそういう傾向がありますので、よろしくお願いを申しあげまして、大きいところもやはり確保というのは十分わかりますが、狭いとこ

ろの確保というのも考慮していただいでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど雪捨て場というところで民と官の協働作業という話の中で、やはりことしの場合には行政側としてロータリー車とそれから運転手を貸して、民間側からはトラックとそれから交通指導員を出してやられました。できれば、それも必要だと思ひんですが、余り雪のたまらないうちにできるだけ早い除雪と排雪のほうをお願ひして除雪体制を整えていただければ、非常に我々市民にとって狭いところの住民はますます助かると思ひますので、よろしくお願ひを申しあげまして、質問を終わらせていただきます。

きょうは本当にありがとうございました。

散 会 午後2時45分

○高橋勝文議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

平成24年3月8日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主査

議事日程第3号

第1回定例会

平成24年3月8日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開

午前9時30分

- 高橋勝文議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一般質問

- 高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。  
通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成24年3月8日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
13	寒河江市の地域ブランド戦略について	寒河江市を代表する農作物「さくらんぼ」「つや姫」のブランド化について	4番 後藤健一郎	市長
14	企業誘致の現状と今後について	県東京事務所に職員を派遣しての成果・手ごたえと、現在の企業誘致状況、今後の見通しについて		市長
15	子育て支援について	(1) 子育てに対する父親の意識向上について	6番 國井輝明	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
16	新学習指導要領について	(2) 訪問事業の充実について (3) 第2子の保育料免除の拡大について (4) 学童保育連絡協議会の設置について (5) 学童保育に対する支援の拡大について (1) 中学校の武道の必修化について (2) 運動機能の低い生徒への対応について (3) けがへの対応について (4) 巧緻性をはぐくむことを念頭に置いた取り組みについて		教育委員長
17	福祉・医療政策について	(1) 障がい者自立支援法改正案に対する見解について (2) 第5期介護保険事業計画(素案)について (3) 在宅医療の推進について	15番 内藤 明	市長
18	少子化・子育て支援施策について	不育症治療の助成について		市長
19	教育行政について	橋下大阪市長の市教委に対する「留年検討」指示と文部科学相の見解について		教育委員長
20	平成24年度市政運営について	「新しい時代を切り拓く人づくり」を謳い、その中で次代を担う意欲的な人づくりに言及しています。以下の3点について伺います。 (1) 教師の指導力育成の具体的な中味について (2) 本市内の小中学校の病気休暇者数について (3) 病気休暇者への対応について	11番 荒木 春吉	教育委員長
21	分権時代における市政運営について	(1) 規制緩和とまちづくりについて (2) 経費削減と市民の暮らしについて (3) 民主市政の推進と人づくりについて	16番 川越 孝男	市長

## 後藤健一郎議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番、14番について、4番後藤健一郎議員。

〔4番 後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 おはようございます。

早速ではありますが、私は通告してある二つの事柄について順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、通告番号13番、寒河江市の地域ブランドの戦略についてです。

私は、これで一般質問3回目となりますが、一貫してどうやったら交流人口がふえるかということについて質問させていただきました。リトル東京やリトル仙台といった大都市を模倣するのではなく、よそにはない寒河江だけの魅力を打ち出す。そしてそれを広く皆さんに知ってもらおうということが、私は交流人口をふやす最善の方法だと思っております。

寒河江の魅力というのはたくさんありますけれども、特に私は、この不況の時代、最も人を動かす力があるものはおいしい食べ物だと思っております。夏暑く冬寒い盆地気候、そしてきれいな水と空気に恵まれた寒河江にはたくさんのおいしい農作物がありますが、何といても一番はさくらんぼ、そしてつや姫ではないでしょうか。「さくらんぼの里 寒河江」、「つや姫の里 寒河江」と、佐藤市長もいろいろな場所でこの二つをPRしているのを拝見し、私もそうだと思います、農家の方々に話を伺い、県内外に情報発信を行ったりもしております。私は、この二つをさらにブランド化することにより、寒河江にはおいしいものがたくさんあるという地域ブランドをも確立するのではないかと思っております。そのさくらんぼとつや姫についてお伺いいたします。

こういった商品あるいはブランド化戦略を立てるに当たり基本となるのは、具体的にどういった目標を掲げ、どういうプロセスでその目標を達成していくかであります。さくらんぼもつや姫も、寒河江市でしかとれない独自の農作物ではありませんので、県内外にたくさんのライバルがおります。同じさくらんぼでもつや姫にしても、消費者の方に他の地域より名前を覚えてもらうためにはそれなりの理由、ランチェスター戦略で言うならば、「ナンバーワン」でなければならないと思います。例えば日本で一番高い山は富士山。これはだれでも知っていることではありますが、二番目に高い山を知っている人はどれだけいるのでしょうか。

さくらんぼに関しては、今までも長期にわたり取り組んできていることを承知しております。しかしながら、「日本一のさくらんぼの里 寒河江」と今以上に強く打ち出すためにも、どのジャンル、どういったこだわりで日本一なのか、あるいは日本一という目標を掲げてこれから取り組んでいくのでしょうか。

また、つや姫に関しては、山形県が主体となり一生懸命今勧めしておりますので、寒河江市が独自に戦略を立ててやっていくということは非常に難しいことだと重々承知しております。しかしながら、そんな状況下においても次年度の予算には、つや姫の里推進事業費という新しい予算項目も追加されておりましたし、「つや姫の里 寒河江」というキャッチフレーズをさらに定着させていくためには、山形97号という名前のときから寒河江で取り組んでいるというだけではなく、例えば今後これぐらいの収穫量を目指していくであるとか、こういった品質、おいしさにこだわる、あるいは山形県が推奨する基準よりもさらに厳しい基準を設けていくなど、目標とそれをクリアするためのプロセスを定め



ていかなくはないと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、通告番号14番、寒河江市の企業誘致についてです。

地域に多くの雇用を生み出し、地域経済の活性化、そして活力あるまちづくりの財源である税収アップ、企業誘致は地域社会の発展に大きく寄与するものです。その企業誘致の動きとこれからについてお伺いいたします。

今年度、山形県東京事務所に職員を派遣し、県の職員という形ではありますが、企業誘致に鋭意努めてきたかと思えます。もちろん、このような世界的な金融危機、そして超がつくほどの円高という大変厳しい状況下での誘致活動ですので、すぐに結果が出るということはなかなか難しいことではあるとは思いますが、1年間東京事務所へ派遣をし、どのような成果があったのか。それは企業誘致ができたできないという目先の結果だけではなく、企業を回ってみての手ごたえ、あるいは企業側の今後の動きや考えをしっかりと認識するという意味でも成果はあったかと思えますので、その成果についてお聞かせいただければと思います。

また、先日新聞にも掲載されておりましたし、今定例会初日の行政報告にもありましたが、寒河江中央工業団地の第4次拡張地への誘致が1件決まり、約40名の地元採用者を予定しているという非常にうれしいニュースがありました。できれば寒河江にとってもっとうれしいニュースがふえてくれることを願い、寒河江中央工業団地及びチェリークア・パークに対しての現在の引き合いの状況、そして、市として支援特別措置を行っている被災企業への誘致に関する状況など、そして今後についてをお聞かせいただければと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

後藤議員からは、地域ブランド戦略について、それから企業誘致の現状と今後についてということで、大きく2点の御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思えます。

初めに、本市のさくらんぼ、そしてつや姫のブランド化についてお答えを申しあげたいと思えます。さくらんぼは現在、他の作物に比べ有利販売のできる作物でありますことから、県内の産地のみならず東北、北海道などでも産地化を目指している地域もあり、厳しい産地間競争の中で新たなブランド化戦略を立てていかなければならないということは、私自身も市場などでのトップセールスなどを通じて実感しているところであります。

農産物のブランド化を行うためには、まずはほかからその商品を識別するブランドを開発し市場に導入する。そして育成し、それを皆に知られるように育てあげ、それが確立されると、その価値が下がることのないように管理するということが重要であります。そして管理の過程では、環境の変化に応じて新たな開発も必要になってくると言われているわけでありませう。

特に、高価なイメージのさくらんぼについては、昨今の経済情勢の中では、他の地域と差別化された、うまく高品質な品物が市場や消費者から求められております。量から質への環境の変化に応じた新たなブランド開発の時期にあると認識しているところであります。そのため、先ほどもありましたが、このたびの新第5次振興計画の重点プロジェクトの中に「さがえのさくらんぼきらきらプロジェクト」というものを掲げ、これまでの主力品種の佐藤錦に加えて、寒河江市で育成された大玉の糖度が高い、そして収穫期間の延長ができる紅秀峰を新たなブランド品として奨励していくということに

しているわけであります。さらに長期生産体制を確立し、天候に左右されない無加温ハウスの普及、さらには栽培労力を低減できる低木Y字仕立の普及などを通して高品質のさくらんぼの生産を目指しているところであります。

そのため、24年度の予算につきましても、紅秀峰の里づくり推進事業で雨よけハウスの導入、さくらんぼオーナー育成、さくらんぼ無加温ハウス、さらにY字仕立について支援していくということにしておりますし、トップセールスなどについても引き続き実施をして、さくらんぼの寒河江、寒河江のさくらんぼというものをPRしてまいりたいと考えているところであります。

御案内のとおり、さくらんぼの販売体系というものは、JA等の系統販売、そして観光さくらんぼ園、個人贈答というものがあるわけでありますけれども、今後寒河江市のさくらんぼが他産地の上を行くブランド構築戦略を立てて、寒河江のさくらんぼを全国的にさらに売り出していくためには、関係者が一丸となった取り組みが必要であると考えております。そのため、去る1月27日に寒河江市さくらんぼ部会長を初め市内のさくらんぼ組織の長の皆さんをメンバーとする「寒河江市さくらんぼ振興会議」というものを新たに設立していただきまして、「日本一さくらんぼの里 さがえ」の持続的発展を図るための課題の把握や施策の提言をお願いしているところです。今後この会議などを通じてそれぞれの分野の生の意見をお聞きしながら、ブランド構築のための効果的な戦略というものを確立し、それに基づいた具体的な施策を展開してまいりたいと考えているところであります。

明治時代に当時の篤農家の皆さんが、輸入されたばかりのさくらんぼの苗木を、栽培方法なども何もわからないままに汗水流して栽培し、普及させてきた。そしてナポレオンを中心とする缶詰加工用中心の時代から、佐藤錦等の生食用の時代へ移り変わり、転作田への植栽や観光さくらんぼ園の拡大など、寒河江市が常に本県のさくらんぼシーンを引っ張ってきた経緯があるものと認識しております。いわばさくらんぼは寒河江の文化そのものだと思っているところであります。

作家の五木寛之氏が書かれた「百寺巡礼第68番本山慈恩寺」は、「山形県寒河江市といえば、やはり何といっても“サクランボの里”として有名である」という書き出しから始まります。文中にも、「さくらんぼのふるさといえる場所が、寒河江である」という一文がございます。また、市場に参りましても「さくらんぼは寒河江」という声をいただくわけであります。このことは、寒河江のさくらんぼが全国的にも既に認知をされており、大変うれしく思っているわけでありますけれども、状況は常に変化しておりますし、厳しくなっていると思っております。今後とも引き続き市場の動向や消費者ニーズなどを的確にとらえながら、新たな戦略を樹立し、総力を挙げて対応してまいらなければならないと思っているところであります。

次に、つや姫についても御質問をいただきましたが、ことしで本格的に栽培が始まってから3年目を迎えるわけであります。栽培面積も順調に拡大しているわけであります。

平成24年の本市のつや姫の栽培予定面積は127ヘクタールで、本市の水稲作付面積全体の1割を超えるまでになっております。昨年度に比べまして2倍の生産量が見込まれているという状況であります。ことしから南部地区に県内初となります15ヘクタールのつや姫団地がつくられ、組織化されているところであります。「つや姫ヴィラージュ」という、その組織の名前はフランス語で村や集落という意味でありますけれども、「のどかだけれども味にはうるさい」という、こだわりのある組織が発足したと思っているところであります。ここでは、つや姫をPRするためのイベントの開催でありますとか、看板の設置、品質向上のための用水浄化を図ることなどを計画しているところであります。

県がつや姫栽培のプロとして認めたつや姫マイスターお二人も参加しているところでもあります。市としても応援すべく、新年度の予算に盛り込んだところでございます。

また、寒河江市独自の取り組みとして、たんぱく含有量の少ないおいしいつや姫を「厳選つや姫」として差別化して販売しております。昨年、県の創意工夫プロジェクト支援事業により、厳選つや姫専用の精米機が導入されております。さらに、寒河江産つや姫専用の米袋、米の袋もつくられているわけでもあります。寒河江ブランドのつや姫の里づくりが着々と進んでいるわけでもありますけれども、今後つや姫の作付が、御指摘のとおり、御案内のとおり全国に拡大するのは必須でありますので、全国の中での「つや姫のトップランナー」を目指して、一層取り組みを進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、企業誘致についてお答えを申しあげたいと思いますが、企業誘致の推進につきましては、雇用の確保、さらには本市経済の活性化に直結するものでありまして、元気で活力ある地域づくりのためには重要な施策でございます。寒河江市におきましては、これまで立地企業の用地取得費に対する補助制度でありますとか、固定資産税の課税免除制度などの創設を図ってきたところでもありますけれども、23年度におきましては、工業団地の分譲価格の引き下げ、さらには先ほど御案内ありましたが、山形県東京事務所への職員派遣、そして東日本大震災の被災企業に対する誘致、支援策というものを打ち出して、企業誘致の推進を図ってきているところでもあります。

議員からは県の東京事務所への職員派遣について御質問をいただきましたが、派遣した職員はこれまでに、11カ月になるわけでもありますけれども、東京を中心に関東全域にわたって118社、延べ135回の企業訪問を行って、随時市とも連携をとりながら企業誘致活動に取り組んでもらっております。

派遣の成果ということでもありますけれども、企業誘致という業務の性格からして、地道なPR活動の積み重ねということが必要であります。すぐに誘致の実現とまではまだ至っておりませんが、東京事務所を通じての企業の引き合いもいただいているところでもあります。また、東京に常駐することでより多くの情報に間近に触れることができ、企業訪問のスピードアップが図られ、また企業からの要望に対する機動性や対応力の向上にもつながっていることから、それらのメリットを今後企業誘致活動に生かしていくことができるものと思っております。

一方、円高の定着によりまして、国内の操業を縮小あるいは撤退し海外移転を図る企業も出てきているのは御案内のとおりであります。このような情勢にあっては、現に操業している企業から国内にとどまっていたりすることも企業誘致と同様に重要なことでもあります。そういう意味では、派遣職員は日ごろから本市に立地している企業の本社などを訪問しながら情報収集、提供などを行っているところでありまして、企業と本市を結ぶパイプ役として大変重要な役割を担っていると考えているところでもあります。

次に、企業誘致の現状と今後の見通しについてお答え申し上げますが、御案内のとおりリーマン・ショック以降の景気の低迷、急激な円高など企業誘致を取り巻く環境は大変厳しい状況になっているわけでもあります。こうした中で、工業団地に対する引き合いにつきましては、平成23年度、まだ3月ですので終わっておりませんが、新規の引き合い件数は6件と、昨年、一昨年と比較してふえてきております。また、継続した引き合いの中からも立地が具体化してくるなど、明るい兆しも見えてきつつあるなど感じております。

先ほどもございましたが、市政の概況で申しあげましたとおり、先月には工業団地の第4次拡張エ

リアに物流関係の企業の進出が決定したわけであります。この秋にも操業開始の予定となっております。雇用の確保、経済の活性化に大いにつながっていくものと期待しているところであります。またこのほか、現在のところ工業団地には被災企業を含め4件、チェリークア・パーク民活エリアには2件の引き合いをいただいているところでありますが、それぞれの企業の状況を踏まえながら、できるだけ早期に誘致が実現するよう交渉を進めているところでございます。市といたしましては、今後とも交通アクセスにすぐれた工業団地としての立地条件でありますとか、自然災害の少ない地域としてリスク分散など大いにアピールしながら企業誘致の推進に一層努力をしまいたいと考えているところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 御答弁いただきましてありがとうございます。

ちょっと順番が逆になりますが、企業誘致のほうのお話をさせていただきたいと思います。

今お伺いしたところ、引き合いが6件ということで、あと今回決まったところが1件あるというわけなんですけれども、やはりその誘致が決定するまでには非常にたくさんの企業を回らなくてはいけないと思うんですね。一番最初決まったところが1件あって、その下に6件の引き合いがあって、その下には複数回訪問している企業があって、その下には多分なかなかこちらにいると寒河江という漢字の読み方すらわからないけれども、やっぱり工場とかの誘致を探している企業さんというのが一番下のところにあると思いますので、そういうところに対しては、やはりこちらからお声がけするにしても、どこにお声がけをしたらいいかわからないというような現状ではあるかと思っておりますので、ぜひ東京事務所の職員の方から頑張ってください、まずはその一番下の、底辺の、まず寒河江という場所を知っていただく、そしてこういうところに誘致をしていただくという、まず認知をしていただくという、ここの部分はやはりそういった一番の企業が集まっているところにいる方ではないとできないことと思っておりますので、やはり一年ではすぐすぐ結果は出ないと思いますが、複数年にわたりぜひその活動をしていただければなと思っております。

そして、農作物のほう、13番のほうの質問に入らせていただきたいと思います。今いろいろとお話をお伺いさせていただきました。そして、市役所の前にも「日本一のさくらんぼの里 寒河江」と大きく看板が立っているわけなんですけれども、今のお話からすると、その日本一というのは、まずは品質を高めてブランド力を高めていくということを目指しているということに理解してよろしいのでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども答弁申しあげましたけれども、現在は国内では70%ぐらいのシェアを占めている山形県のさくらんぼであるわけでありますけれども、先ほど申しあげましたけれども、秋田県、それから青森県、そして今は北海道でも生産をして市場に出荷をしている、そして大変意欲的に取り組んでいるという状況もあります。温暖化という自然条件もあるのでありましようけれども、そういったところの中で、これまで以上に山形のさくらんぼ、そして寒河江のさくらんぼをブランドとして売り出しをしていくか、あるいは知名度を上げていくかということを見ると、品質にこだわるということがやはり重要なのではないかと我々は思っております。生産量を最大に持つということも大変重要なブランド力の一つではあるかと思っておりますが、先ほども申しあげましたけれども、これからはやっぱり量より質の時代と認識しているところでありまして、その品質を維持、さらに充実をして

いく、レベルを上げていくということについて努力をしていかなければならない、保持をしていかなければならないということになるかと思えます。

そういった意味でその品質の確保のための農業に従事している方々が力を合わせてそういうことについて知恵を出しながら、あるいは戦略を練りながら力を合わせて取り組んでいくということが、やっぱりこれから一層重要になってきているのではないかと認識しております。

そういった中で、具体的ないろいろな、先ほど申しあげました会議をこし立ち上げたわけでありますけれども、そういった中でこれからどういう取り組みを具体的にされている農業者の方が取り組んでいけるか、そしてそうした品質向上のための行政的な支援は何なのかということを改めて、これまでもその努力をしてきたわけでありますけれども、そうしたこれまでの努力を改めて検証し、そして何を、足りないところを補っていくか、進めていくかということも十分検討した上で、さらに上を目指していくための戦略というものを立てていくということがやっぱり重要なのではないかと考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

わかりました。この品質についてこだわっていくということで、私はここがやっぱり最初の一步だと思うんです。市長もトップセールスその他の機会で寒河江の情報を発信していると思いますし、市役所の職員の方も、そして我々議員も寒河江の情報を外に発信しております。しかしながら最もほかの地域の方と接する機会が多いのは、何よりも市民の方であります。寒河江市民の方が他の地域の方に「寒河江は日本一のさくらんぼなんだよ」と寒河江のさくらんぼをPRしようとしたときに、必ず「何で日本一なのか」ということをしっかりと把握しているのと把握してしないとでは、PRする機会、そしてそれに込める力というものも大分変わってくると思うんです。そのためにも、やはりこういう目標で市、そしてつくられている方々が頑張っているという共通認識を、市民の方にやっぱり周知していく必要があるのではないかと思いますので、それを明確にするために聞かせていただきました。

何といってもやっぱり食べていただくのが一番だと思ひまして、私自身も昨年6月下旬に、関東の百貨店にてさくらんぼPRのお手伝いをさせていただきました。その際に感じたのは、少量の、いわゆるフードパックというものの重要性でありました。店頭にて試食販売を行っていたんですけれども、お客さんの99%ぐらいが手ごろなお値段のフードパックを購入しております、こちらでやはり贈答用に一般的なものという箱詰めになるわけなんです、そちらのほうというのは本当にごくごくわずかしか売れないというような状況でありました。もちろん価格の違いと、それを買う予定をしておらずに店頭に来ているものですから、1,000円とか2,000円ぐらいで買えるものということでそちらを選んだというのはもちろんあると思ひますけれども、やはり大多数の方はこのプラスチックのフードパックに入ったさくらんぼを食べているというのが実情であります。

農家の方からお話を聞くと、やはり主力となるのは箱詰めされたものであって、ほとんどの場合やっぱり毎年同じ方が買ってくれる、いわゆるリピーターであると。フードパックのほうは箱詰めよりも取り扱い量も少ない、あるいは取り扱っていないという方も多いようでございます。しかしながら、先ほどの実情を考えますと、寒河江のさくらんぼを口にする方はフードパックを購入する方が、一番最初に食べる方は大多数であると思ひますので、ここまで行政が協力して指導できる立場にあるかど

うかわかりませんが、まずはその品質、そして地域ブランドを上げるためには、この少量のフードパックに対する取り組みというのにも必要かと思えます。農家の方の意識改革というのものも必要になってくるのではないかと思いますけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私もトップセールスなどで、デパートなどで都会の消費者の皆さんにお配りをして、いろいろな声を聞きます。もう一つ東京のほうに県のアンテナショップがあって、チェリーランドも参画をして、寒河江の物品、農産物なども店頭で売っていただくということではありますが、お話を聞きますとやはり同じようなことでもあります。要するに、あちらの方は基本的に電車で移動するものから、電車で持ち運びできるような少量の買い物をする。それにふさわしいような商品づくり、パッケージづくりというものがやっぱり現に求められています。どちらかというところらで商品化したものは大ぶりでありますので、それをもう一回小分けにして店頭で展示をする必要があるというようなこともお聞きをしております。

おっしゃるように、そういった消費者ニーズも一方であるわけでありますので、生産者側の取り組みと、あるいは消費者ニーズというものをいかにマッチングさせるような取り組み、新たな商品化というものがやはり販売を拡大していく、いい品質のものを消費者にストレートに提供していく戦略の一つになるんだと思っておりますので、そこら辺についても行政の立場でどの程度お話しできるかということもありますが、いろいろなお話を聞いておりますので、そういう場の提供、あるいは一緒になって検討する場の提供などについても意をめぐらせていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

そうですね。私も電車で移動するときに運べるというところまでは意識はしていなかったんですけども、なるほどやっぱり市長のお話を聞くと、確かにそういうことがあってああいう少量のものを選ばれているのだなということが非常にわかりました。やはりこれはブランド化の戦略の一つとして、その場の提供、そして皆さんとの共通の認識のもと進めていただければと思います。

ちょっと変なたとえになってしまいますけれども、「男性の心をつかまえるためには、まずは胃袋を押さえるといい」などとよく言われます。私は、地域ブランド戦略はこれに似ているのではないかなと常に思っております。例えば百貨店などで「大北海道市」という名前の物産展を行ったりすると、何を売っているのか中身はよくわからないけれども、何だかおいしそうなのがあるから行ってみようという気になる方というのは多いと思うんです。それだけこの北海道という名前だけでも既にブランド力、そしてその名前で胃袋をつかまれていて「ああ、食べたい」というような気持ちになってしまうという訴求力があると思うんですね。

私は、特にお米というのは毎日食べるものですから、寒河江も今までさくらんぼ非常に頑張っておりましたし、これからも頑張っていくんですが、やっぱり2番目のブランドの目玉として、つや姫をさらにもっと進めていければと思うんですけれども、この地域を代表するつや姫、そしてそのブランド力を高めて、それによって地域自身がイメージを上げるという手法が、やっぱり地域のブランド戦略、寒河江という名前を上げるには最も近道だと思っております。

ですから、先ほどさんくらんぼについていろいろな会議を持たれたり、場を持たれているというようなお話でありましたけれども、このつや姫について、ブランド化についての、例えば協議会である

とかという、そういった横のつながりというものの場というのは、現在のところいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 つや姫につきましては、先ほども申しあげましたけれども、栽培を拡大してこととして3年目という状況であります。県を挙げて、県がどちらかという主導的に生産、そして県外向けの販売というか、生産を拡大していくという状況であります。そういった意味では、まだ過渡的というんですか、途中の段階ということでもあります。

御案内のとおり、日本の米は3分の1はコシヒカリなわけですね。それにつや姫というものは闘いを挑んでいるわけでありまして。闘いを挑む限りは、ある程度ロットというものを確保していかなければ闘いにはならないということもあるわけでありまして、そういった意味で生産を県内、そして県外でもつくっていただくということで、今進めているところでもあります。ことし3年目、寒河江市内でも面積を拡大していくということにしておりますから、そういった取り組んでいる農家の皆さん方の御意見を聞く場なども、お聞きをしていきたいと思っておりますし、やはりそのロットを拡大した暁に、やっぱり魚沼産コシヒカリに対抗できるような、地域産のつや姫というようなものを確立したいというのが我々の、寒河江産のつや姫の目標でありますから、早い段階からそういった差別的な、個別的な取り組みというものを進めてブランド化の確立につなげていくということが必要だと思っておりますので、御提案の趣旨も十分踏まえながら今後対応してまいりたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

非常に前向きなお話をいただきましたので、これで最後にさせていただきたいと思うんですけども。やはり先ほどありました、県としてはたんぱく質の含有率ですね、7.5%と。さらに寒河江はそれよりも厳しい基準で、寒河江の厳選のつや姫ということ販売されているということで、寒河江はやはりこの寒河江特有の土壌と寒河江川の清らかな水と、そしてこの空気ということで、非常にそのたんぱく質含有量が低い、低ければ低いほど食味がいいわけなんですけれども、非常に低い、本当においしいつや姫ができ上がっていると思いき、私も毎日食べているところでありますので、ぜひこのつや姫をさらにブランドの、寒河江ブランドの商品の一つとして育てていただければと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

## 國井輝明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号15番、16番について、6番國井輝明議員。

〔6番 國井輝明議員 登壇〕

○國井輝明議員 おはようございます。早速質問に移らせていただきます。

私は、新政クラブの一員として、市民を代表し、通告している課題について順次質問させていただきます。

初めに通告番号15番、子育て支援について、会派の視察で山口県光市を視察し、私なりに学び、そして感じてきたことを含めて質問させていただきます。

私の考えていることに、何度か一般質問して定住人口をふやすための取り組みはどのようにしたら

よいかを常に考え、述べさせていただいております。子育て世代として身近に感じていることに、寒河江市においても離婚する夫婦が多いように感じます。特に子供が幼いころ、若い世代で離婚者が多いように感じられます。離婚するということは、子供に対し親の愛情が半分になると言っても過言ではないと思いますし、子供のことを考えれば、両親がいることが望ましいということは言うまでもありません。私は、若い世代での離婚件数を少なくすることで、新たに第2子、第3子と子供がふえるのではないかと、そして寒河江の人口増加につながるのではないかと考えております。どのような取り組みをしたらよいものか私なりに考えたときに、子育て支援を通じて取り組めることがあるのではないだろうかと感じました。

私の身近な御家庭を見たときに感じるのは、乳幼児の段階から、子の面倒を見る割合を見ますと父親はほとんど母親に任せっきりであると感じます。ここで言いたいのは、父親と母親との間で子育てに対する温度差が生じていると思うのです。特に父親側であります。子育てに自分の時間がとられることに懸念しているように感じるのです。もっと子育てに対する意識を高めていただくことにより、母親側の子育ての大変さを理解していただくことで父親としての意識が高まり、子育てに対してもっと協力してもらうことにより絆が生まれ、離婚件数を減らす効果があるのではないかと考えます。

本市でも、パパママスクール、祖父母学級とのネーミングで事業を行っているようですが、こうした事業を通して、また、毎年父親、母親それぞれに「子育て通信簿」などと称して点数化し、夫婦間で採点していただき、お互いに子育てに何が欠けているのかを認識してもらい、もっと子育てに関心を持ってもらうような取り組みなどをしてみてはいかがでしょうか。

次に、訪問事業についてであります。山口県光市で私が最も注目したのがこの事業であります。光市では、母子健康推進員として母と子の健康づくりを中心に、行政と家庭のパイプ役として身近な相談などをボランティア活動を通して行っておりました。現在、メンバーは57名で活動し、子育て家庭の頼れる近所のお母さんとして大活躍中であります。主な活動は訪問活動で、妊産婦訪問、乳幼児訪問、生活習慣病予防推進活動であり、研修会を年10回開催し、常に新しい情報を取り入れ会員の資質向上を図りつつ、妊婦期から3歳児の間、1人のお子さんにつき12回以上の訪問を行っているというものです。初めての子を産む親の不安の解消はもとより、子育てに関する新しい情報を提供できる事業であると感じてきました。

本市では乳幼児訪問を行っており、出産後3カ月になるまでに最低1回訪問しているようですが、ボランティアを募り訪問回数をふやすなどし、子育てに対する不安の解消や常に新たな情報の提供に努めるなどのサービスの向上を図ってみたいかがでしょうか。

次に、第2子の保育料免除の拡大について質問させていただきます。

現在、本市においては、保育所に2人以上同時に入所している場合は、2番目に年長の児童は半額免除、3番目以降の児童については全額免除になっており、幼稚園等でも、申請が必要となりますが同じように免除しております。このことは、子育て中の親の負担軽減になり大変助かっている制度であるということもありません。本市でも核家族化が進む中、夫婦共働きの世帯も多いように感じます。さきに離婚の割合を減らすことを述べさせていただきましたが、子育てで最も大変な時期は就学前までであり、この時期の子育てに関する負担の軽減を図ることにより、第2子、また第3子を産み育てやすい環境をつくることは重要であると思います。子育て支援の充実を図る上で、保育所に2人以上入所していなくとも、第1子が小学生であっても、保育所に入所していれば第2子の保



育料は半額にしてみてもいかがでしょうか。以上3点につきまして、市長の答弁をお願いいたします。

次に、学童保育への支援について質問させていただきます。

この質問に関しましては12月議会で新宮議員からも触れられており、現在検討されているものもあると思いますが、私も現場の声を聞いておりますので、多少質問がかぶることもあるかと思いますが御理解をいただきたいと思っております。

現在、本市の学童保育は9施設あり、平成25年には新たに高松地区に開設を予定していると伺っております。本市で学童保育ができてから24年を迎え、当時から学童保育への支援は他の自治体に比べ充実した支援を行っておりますことは理解しております。現在、学童保育に対するニーズが高まり、年々利用者数がふえている実情があります。私に対し要望があったことについて、市長のお考えを伺いたいと思っております。

まず一つ目ですが、寒河江市内にある学童保育を利用する方々は、核家族、共働き世帯が多く、増加傾向にある中で、1年経過するたびに学童保育に対するニーズが変化しているというのです。このことに関しましては、それぞれの施設で抱えている問題もさまざまであり、問題を解決するには学童保育の連絡協議会を設置していただき、情報交換や情報の共有、また施設運営のガイドラインを作成したいということのようです。このほか特に要望されたことに、市長並びに我々市議会議員に対し直接意見交換ができる場を設けてほしいということです。

二つ目に、学童保育に対する支援についてであります。学童保育に携わる指導者の勤務時間は1日8時間を超え、また、その保育に関する仕事以外にも、児童一人一人のアレルギー体質の把握、利用者からの負担金の管理、また夏・冬の長期間休みになるときは朝8時からの勤務になるなど等々、このほかにも多くあるわけですが、賃金と仕事量を比較すると釣り合わない現状にあるように思えます。単に保育するだけの学童であれば、運営に支障を来すことはないかもしれませんが、本市の指導者の方々は施設運営に一生懸命であり、各クラブ独自でさまざまな事業を取り入れ、児童に対し真剣に向き合い接していることや、仕事に専門性が必要であることなど、さらに学童クラブの中では二、三施設を運営しているところもあり、こうした施設では維持管理費が増加し、利用者の負担金をふやすなど検討しており、実際負担金を上げる話をしますと、預けられないという声も出ているようです。こうしたことを考えますと、寒河江市独自の支援を拡大すべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、通告番号16番、新学習指導要領について質問させていただきます。

文部科学省が学習指導要領を2008年に改訂した結果、今年2012年度から中学校の保健体育で武道及びダンスが必修化となります。柔道、剣道、相撲の3種類から学校で一つを選択して中学校1、2年生の生徒に教えるというのですが、剣道には防具や竹刀、相撲には土俵やまわしなどの備品にお金がかかる上、準備などが大変だということもあり、全国的に見ると、比較的柔道を選択する学校が多い傾向にあるようです。

この件に関しましては、NHKで特集を組み放送されており、その内容としては、中学校で起こった柔道の事故は、1983年から2010年までの28年間で、死亡39件、障害93件に上ること、事故の大半は、投げられたときに受け身がうまくとれず頭や首を強く打ってしまうことが原因であるというものでした。学校におけるスポーツの事故として、学校リスク研究所のデータを見ますと、中学校の各部活に関して、その死亡率は柔道が他のスポーツと比較して突出して高く、死亡した生徒数だけでいえば、柔道とバスケットボールは同数であります。死亡率を用いると、柔道はバスケットボールとは比較

にならないほど死亡率が高い結果が出ているようです。しかしながら、ここで言うデータは部活動で起きた事故がほとんどであり、また学年ごとの事故発生件数で見ますと、1年生すなわち発達段階における初心者で事故が多発しているようです。

私は、必修化に柔道を入れるなどというのではなく、さきに述べさせていただきましたが、発達段階で事故発生件数が多いことを見れば、学年に応じたきちんとした指導方法を取り入れれば事故を防ぐことができると考えます。武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、武道に積極的に取り組むことを通じ、武道の伝統的な考え方を理解したり、礼儀作法や相手をいたわる気持ちを持つなど、道徳心をも学べるものと考えております。

関連して、基礎体力の向上について質問させていただきます。

私は、小学校低学年までの基礎体力の向上を図ることにより、先ほどから述べていることに関係するのですが、けがの防止、また競技力の向上にもつながると考えます。私には8歳と5歳になる二人の子供がおります。初めて父親になり日常子育てをしていて感じたことに、兄弟でも激しい殴り合いのけんかをするものだと驚いたものでした。ここで言いたいのは、こうした兄弟げんかでも、道徳心を学んだり、基礎体力の向上等、巧緻性をはぐくむ一つの例であると思っております。

現在、寒河江市でも一人っ子の家庭も多く、何もなければ自宅にこもりっきりになり、私の幼いころと違い、外で木登りや鬼ごっこといった経験のない子供も多いようですし、また親にしかられたことがない子供すらいるようです。こうした実情がある中、基礎的な体力を身につける経験は小学校低学年まで身につけ、また学ばなければならないと思いますが、教育委員長のお考えを伺いたしたいと思います。これまで述べさせていただいたことを踏まえて質問させていただきます。

一つ、必修化に当たって、寒河江市では柔道、剣道、相撲、何を選択し、生徒の指導に当たる先生方へはどのような指導をされてきたのか。二つ、運動機能が低い生徒への対応はどのようにされるのか。三つ、けがの対応はどのように考えているのか。四つ、家庭、学校の立場は違いますが、巧緻性をはぐくむことを念頭に置いて取り組むことも必要と思っておりますが、どのように考えているのか。以上4点について教育委員長にお尋ねし、私の第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 國井議員からは、私に子育て支援に関して何点か御質問をいただきましたので順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、父親の子育てに対する意識向上についてでありますけれども、子育ては地域社会の支援というのはもちろんでありますけれども、やはり母親、父親が主役であろうと思います。親になる準備というのは妊娠期間から始まるわけでありまして、その期間中は女性だけではなく、男性にとっても父親として育っていくための大切な期間であるとも言われているわけでありまして。母子健康手帳には、父親の子育ての役割というものもきちっと記載されているわけでありまして、ともに親になる情報が共有できるというふうに手帳にはなっているわけでありまして。

御質問にありましたが、寒河江市におきましては妊娠期の妻を持つ夫に対して、育児の関心をより高めていただくために、パパママスクール、祖父母学級というものを実施しております。パパママ妊娠編、パパママ出産・育児編、それからもうすぐパパママ編という3編を一つのクールとして開催しているわけでありまして。最後のもうすぐパパママ編では、妊婦ジャケットを使用した妊娠疑似体験で

ありますとか、妊娠中の妻への支援方法、沐浴体験、さらにおむつがえ、調乳、赤ちゃんのお世話など、父親としての役割を知っていただく内容を実施しているわけであります。開催に当たっては、父親の参加を促す上で土曜日に実施するなど、参加しやすいよう配慮しているところであります。参加いただいた方のアンケートによりますと、夫婦で参加した御主人から「妻の気持ちに寄り添えた」など等の感想も多くいただいております、このパパママスクールは、ともに子育てを行っていくという準備のきっかけになっているものと認識しているところであります。いずれにいたしましても、このパパママスクールのみならず、市報あるいはホームページなどさまざまな機会をとらえて子育てに対する情報を発信して、父親の意識の向上につながるよう取り組んでまいりたいと思っておりますし、議員の御提案の内容などについても、今後鋭意検討してまいりたいと考えているところであります。

なお、寒河江市において公表されております離婚数であります。平成18年73件、平成19年55件、平成20年77件、平成21年74件という状況になっておりますので御理解をいただきたいと思っております。

次に、訪問事業の充実についてお答えを申しあげたいと思っております。

光市の例を出しておられましたけれども、寒河江市におきましては、御案内のとおり保育士などの専門的な立場から事業を展開しております、保育士による訪問につきましては……、保健師。大変失礼しました。保健師による訪問につきましては、乳児の発育・発達を初め母子の健康づくり、子育てに対する不安の解消・情報の提供などを目的といたしまして、妊娠期から乳児の全戸訪問、また必要に応じて就学前の幼児を対象にして実施をしている状況であります。さらに家庭の状況によっては、家庭相談員、婦人相談員による家庭訪問なども実施をしております。

御案内のとおり、近年の核家族化の進行などによりまして家庭訪問の受け入れ状況も大きく変化してきているわけであります。また、乳幼児施設での保育率というのも高まっておりまして、直接施設に出向いてお子さんの様子を見る場合もありますし、また日中留守になる家庭もふえております。親御さんとの連絡も困難なケースというものもふえてきているようであります。御提案のボランティアを募り訪問回数をふやすなどして子育てに対する不安の解消や新たな情報の提供に努めるなどのサービスの向上につきましては、今後利用されている方のニーズ調査でありますとか、近隣の自治体でも実施をしているようでありますので、そういった事例調査などを進めながら検討を進めていきたいと考えているところであります。

次に、第2子の保育料免除の拡大についてお尋ねがございました。

寒河江市におきましては、多子世帯、子供さんが二人以上いる世帯における保護者の負担軽減、経済的な負担軽減を図るためにさまざまな支援策を行っております。そして保育所・幼稚園及び認可外保育施設に入所している児童に対して支援をしているという状況であります。保育所については、同一世帯から保育所・幼稚園等に二人以上の児童が同時入所している場合は、第2子の保育料は半額、第3子以降の児童は無料としているわけであります。また幼稚園に同時入園している児童が二人以上いる場合も、保育料の補助をしているわけであります。さらに今年度23年度から、認可外保育施設に入所している第2子以降の児童につきましても、同時に保育所・幼稚園等に入所・入園している児童がいる場合に保育料の軽減補助を実施しているところであります。いずれの軽減措置についても、第1子は未就学児の場合としているわけでありますが、これは御案内のとおり就学前が子育てで最も大変な時期であって、その時期の世帯の経済的負担も大きいということから、保育料に対する軽減措置を拡充しながら支援してきたところでございます。

また、そのほか国の制度として子供のための手当というものも引き続きと申しましょうか、実施を予定されているわけでありまして、来年の1月から子供の医療費無料化制度を市として小学校6年生まで拡大する予定にしております。また、市内に避難されている方々の子供さんの保育所・幼稚園の保育料についても新たに支援していくということにしているところでございます。こうした子育て家庭への経済的負担軽減策については、徐々に充実をしつつあるとも認識しておりますが、まだまだ支援が必要だとも思っているわけでありまして、御提案の第2子の保育料免除の拡大につきましても、今後とも子育てに対するさまざまな支援策を取り組んでいく中で、総合的に検討していくということにしたいと考えているところであります。

次に、学童保育連絡協議会の設置についてでございますけれども、現在、御案内のとおり各学童保育所の指導員の方が毎月1回程度集まって、地区指導員会議というものを開き、学習会や情報交換をしていると聞いております。今年度、市内の学童保育所は9カ所であります。学童保育の利用者も増加している中でありますので、市政運営方針でも申しあげましたように、新年度、学童保育連絡協議会というものを設置して、各学童保育所の運営委員、指導員、そして保護者の方も交えて、学童保育所の運営方法の協議や研修会などを実施していければと考えているところでありますので、この事業展開には大変意義があるものと理解しているところであります。

また、懇談する場を設けてほしいという御提案でありますけれども、私も各団体との座談会でありましてか意見交換会などを随時実施しておりますので、御要望があればいつでも参加をさせていただきたいと認識しているところであります。

次に、学童保育の支援の拡大について御質問がありました。御案内のとおり寒河江市では各学童保育所の運営を各運営委員会に委託をしているわけでありまして、委託料については、国・県の補助基本額に市独自として上乗せをさせていただいております。24年度につきましても、前年度よりは増額して支援していくことにしております。

国のほうでは、今般、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」というものを取りまとめて、その中で、学童保育の質を確保する観点から職員の資格、職員数、施設、開所日数、時間などについて、法令上の基準を新たに児童福祉法体系の中で設定をするとしているようでございます。また、山形県におきましても、独自の学童保育の運営マニュアルというものを作成していくということになっておりますので、それらを踏まえて寒河江市におきましても、運営費を含めて基本となる運営方針について検討していきたいと考えているところであります。

いずれの学童保育所におきましても、指導していただいている方々には日夜御尽力をいただいておりますことに心から感謝申しあげる次第であります。市といたしましても、子供たちの第二の家庭としての学童保育所の運営につきましても、さらに充実に向けて一層支援してまいりたいと考えているところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

國井議員から私に、新学習指導要領について、中学校の武道の必修化、それにかかわるといいますか、関連する4点にわたる御質問をいただきましたのでお答えを申しあげたいと思います。

新たな学習指導要領ですけれども、これは平成20年に示されておるわけですが、小学校では今年度

より、中学校では来年度より、もう間もなくでございますけれども、全面実施となります。この新学習指導要領におきましても、子供たちの生きる力をはぐくむという基本理念が引き継がれておりまして、柱の一つである「たくましく生きるための健康や体力の育成」の実現のために、体育の授業の充実は極めて重要であると位置づけられております。

近年の子供たちの体力、運動能力テストの結果などを過去のデータと比較してみますと、野外での遊びなど日常の生活経験の少なさから、柔軟性や握力、投げる力など特定の運動能力が低い子供がいるということや、運動している子供としていない子供との格差が大きくなりつつあるというふうな、いわば二極化といえますか、傾向が見られます。こうした課題を踏まえまして、すべての子供たちに生涯にわたって運動に親しむ素地を培うことが小学校、中学校段階の体育の授業の重要な役割であるかと思えます。

新学習指導要領におきましては、小学校全体で57時間、6年間でございますけれども、同じく中学校で45時間、体育の授業時数そのものが增加されておまして、このような量的充実といえますか、充実が図られております。また、すべての子供たちがさまざまな運動に触れる機会を提供するという観点から、中学校でこれまで選択となっておりました武道及びダンスが必修となったわけでありまして。また、このたびの指導要領では、我が国の伝統的な文化を理解することを大切にしております。武道は礼に始まり礼に終わると言われますように、伝統的な礼法を身につけたり相手を尊重する気持ちを養ったりといった態度面での能力をはぐくむことも期待できます。議員からお話いただきましたけれども、こうした観点からも、すべての子供たちが武道を学ぶことは大変に意義のあるものと考えているところで。

前段、前置きが長くなりましたけれども、お尋ねの本市の中学校における武道の種目についてでありますけれども、本市では従来から男子は選択の形で柔道の学習を進めてまいりました。こうした経緯から、移行期である昨年度、あるいは今年度につきましても既に各学校の実情に応じて柔道の学習が進められているところであります。このようなことから、来年度からの武道の必修化におきましても、引き続きこの柔道の学習を行うことを計画いたしております。

次に、指導に当たる教員についてですけれども、中学校の保健体育科教員は武道の指導を行うことを前提としておりますので、教委免許の取得時点あるいはその後の講習などによりましてほとんどの教員が柔道初段、黒帯ですね、柔道初段以上の段位を有しておるところであります。また、今申しあげましたとおり、本市の中学校では既に柔道の授業を実施しているところでありますので、来年度の必修化に向け、さらに効果的な学習のあり方について研究を進め、必要な研修も行ってまいります。

第二の御質問、運動機能の低い生徒への対応についてでありますけれども、中学校体育で実施する運動種目の中でも、この武道、柔道につきましては、ほとんどの生徒が初めて経験する運動ではないかと思えます。小学校で学習してきた運動の場合、より技能の個人差が大きくなる傾向にありますが、この柔道の場合は、いわばスタート地点が同じといえますか、これまで運動が苦手であった生徒でも意欲を持ちやすいのではないだろうかと考えております。また、いわば1対1で行う競技ですので、同じ程度の体格や技能を持った相手と組ませるなど、個人差に配慮がしやすい種目であるということもできます。この個人差に配慮するということは、安全の面からも極めて重要なことではないかと思えます。実際に中学校で行われています授業の様子を伺いますと、柔道は他の種目に比べ、運動が苦手な生徒でも意欲的に参加し楽しんでいるというふうな実態が見られるようであります。こうした生

徒の意欲を生かしながら個人差に十分配慮した指導を進め、すべての生徒が柔道に親しめるような学習環境、学習方法を工夫してまいりたいと考えております。

3番目のけがへの対応についてであります。

御指摘のとおり、柔道が他の競技に比べけがが多い種目であるということについては、私どもも十分に認識しているところでありますし、また大いに懸念をしているところでもあります。まず大事なことは授業を行う指導者と指導方法にあるのではないかと思います。県の教育委員会では、これまでも柔道に関する保健体育課教諭への研修を行ってまいりまして、次年度以降も引き続き実施することといたしております。私ども市の教育委員会といたしましても、こうした機会を活用しながら安全な指導方法を徹底してまいりたいと考えております。また、施設、用具面でも十分なる配慮が必要であります。学校との連携を密にし、これまでの経験も生かしながら、安全に学習が進められますように万全を期してまいりたいと考えております。

最後の、巧緻性をはぐくむことを念頭に置いた取り組みについての御質問であります。

近年、子供たちは野外での遊びなど日常の生活経験が少ないために、体育の時間の充実が重要であること、これは冒頭申しあげたとおりであります。しかしながら、1週数時間の体育の授業だけで子供たちにとって十分な運動機会が確保されるというわけではありません。本市では、このたびの新第5次振興計画のプロジェクトの中で、学校と家庭・地域が連携して子供たちをはぐくむために「さがえっこ育みアクションプラン」を推進しておるところであります。その指針となる「さがえっこの育み10カ条」の一つに「グラウンドで、自然の中で外遊び」という項目があります。これはまさに子供たちが幼少期から体を動かす活動に触れることの大切さをうたったものであります。具体的な内容を紹介させていただきますと、まず学校では「遊びや体育の授業などを通して進んで体を動かす態度を育てます」、家庭においては「子供と一緒に外遊びやスポーツをします」、地域においては、「大人や子供のスポーツの活動の場、環境をつくります」、といったアクションの例を挙げておるところであります。さがえっこの健やかな心と体をはぐくむために、より多くの方々にかかわっていただきながら、この取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。以上であります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 御答弁ありがとうございました。

一つずつちょっと気になる点、私の考えなどもちょっと入れさせていただいて、2問目に移らせていただきたいと思っております。

一つ目、子育てに対する父親の意識向上についてということですが、市長からは鋭意検討していくというようなことで、検討されるということなので、その結果などを後で私は知りたいと思っておりますけれども、検討項目に挙げていただけるということであれば、実はちょっと御紹介したいものがもう一点ありまして、「目指せ！イケてるパパ」という題名でパパの子育てノート。先ほど市長の答弁の中に、母子健康手帳の中に父親とはどうあるべきか、どのように携わるべきか、どうあるべきかというような答弁いただいたわけですが、この冊子も同じようなものであります。これも光市が出している冊子なんですが、父親としてどのような父親が理想なのか、そういったことを述べているものでありまして、先ほど私の質問の中で、夫婦間でのコミュニケーションをとるという意味でも、子育てに対する通信簿のようなことを発想させていただきましたけれども、これにも同じような

項目がたくさん載っております。こうした冊子をつくっていただくことで夫婦間のコミュニケーションをとって、私も離婚件数余り多くなかったのはちょっと正直驚いておりますが、私なりに調べたときに離婚件数というのが寒河江市では、はっきりとした情報ではないかもしれませんが結婚数は年々減少しているんですね。それから見ますと、先ほど市長から、平成17年から21年の間では、平成19年の55名を除き70名程度で推移している、横ばいですね。そうしますと結婚数が少ないということと、離婚数は一緒ということであれば、ただ、そこで私の感覚で言えるのは、どうしても若い世代での離婚率が高いのかなと思っていますので、そうした事業を今後も検討していただきたいと思っていますし、この冊子のいいところは、子供の顔を、写真を張って長期間使わせるというような意識があると思います。子供の写真を張って捨てる親なんてまずいないと思いますので、こうした冊子といいますか、そういった訪問事業に関してもあわせてさせていただきますが、できましたら先ほど訪問件数をふやすということはまず検討もしていただくということでございますが、いろいろなところでこういった冊子を通じて夫婦間、また訪問者とか相談に乗る方との信頼関係の構築ということも必要だと思いますので、そういったこともぜひ行っていただきたいと思っております。検討していただくということです、特に2問目の質問でなく、そういったふうな思いだけ述べさせていただきたいと思いません。

次に、第2子の保育料免除についてであります。市長からは1問目で答弁ありました、国の動向とか県の動向とかいろいろ、ほかの市でもあると思うんですけども、動向を見ながらというような、総合的に検討していただくというふうにありましたので、特に子育てに関することではありますが、市長は子育て支援の一番目に掲げていると私は感じております。ですが、私のほうでは第2子の免除ということで御提案というか、したらどうかと述べさせていただきますが、市長におかれましては医療費の無料化の拡大とか、市長にはその優先順位があるんだろうと思っておりますけれども、私の世代ではどうしても子育てに対する負担が、経済的な負担が重いというような意見が多いことでもありますので、今後もこういった検討を含めてしていただきたいというふうなことだけ御要望申しあげたいと思います。

次に、学童保育連絡協議会の設置について質問させていただきますけれども、この件に関しましては協議会ということで設置を予定しているという御回答、答弁だったと思っております。私のほうでも指導員会議という実態があるのはよくわかっております。本来ならばその協議会、そういった指導員会議、各学童クラブ9施設ありますが、各指導員が当番制で何か行っているようなんでありますが、その指導員会議の中で、その中から自分たちから協議会を立ち上げようというような意識が生まれてできれば本来いいのかなと思っておりますけれども、その中身ですね、協議会の中身。単なる要望団体であってはならないと私は思っております。その協議会の中身として、運営上の悩みとかその悩み事等の情報の共有、課題の解決の場とするような位置づけで、学童クラブの質の向上を高めていく目的で設置していただきたいと私は思いますが、この点に関して市はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 それぞれの学童保育の運営については、いろいろな御努力をされて大変御苦勞をいただいているわけでありましてけれども、先ほどお話にありましたけれども、指導員の皆さんの会議はあるわけではございますが、運営全体について共通の悩みでありますとか、情報交換でありますとか、

あるいは研修でありますとか、そういう横の連携の組織がないというようなことを、若い人たちのグループと意見交換をする際にお話がありまして、それでは市でそういう音頭をとって差し支えなければ、そういう音頭をとりましょうということで、市政の概況の中でも、市政の運営方針の中でも申しあげて取り組んでいこうと、こういうことでありますので、これからその立ち上げまでには、少しいろいろな協議をさせていただく中で、どういった点についてその協議会自体で取り組んでいくのかということも出てくるんだろうと思いますし、また、中には行政に対する要望なども出てくるんだろうと思いますので、そういった点は、我々としても真摯に受けとめていきたいなと考えているところがあります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

要望事項の中で、市長並びに市会議員との直接意見を聞ける場を設けてほしいということで、ぜひその協議会が設置しましたら、市長は先ほど要望があれば意見交換をしたいということですが、ぜひ市長のほうから声をかけて懇談を行っていただければと思っております。この件に関しても市会議員との設置、意見交換の場ということで、私のほうから申しあげれば、私、現在厚生常任委員長という立場で申しあげれば、今議会では各常任委員会単位で各種団体との懇談会というものを開催しております。ぜひ私のほうでもそういった各種団体との意見交換会、もし協議会ができましたらそういった場を通じてぜひ懇談させていただきたいと考えておりますので、市長のほうもどうぞよろしくお願いしたいと思っております。

学童保育に対する支援の拡大についてであります。市長の答弁では24年度は増額しているということで御理解をいただいていると思っております。今後も国・県の動向を見ながら考えていきたいということですが、複数の施設を運営する学童クラブではその管理費がかかる、また指導員には長く勤めてもらうことでその児童との信頼関係、親とのいろいろな信頼関係ができるということも思いますので、長く勤めていただきたいと私は思っているんですが、そうしますと、長く勤めるということは賃金も上がっていくということもあります。運営費が変わらなければその分……、すみません、失礼しました。賃金を上げることによって運営費が変わらなければ、その運営費、うまく使える額が少ないということで大変な現状だというようなこともあるようなんであります。

ある学童クラブでは9,000円、どこも一律そうだと思いますが保育料9,000円ということですが、それだけの運営費ではちょっと賄えないということで、児童1人に対して500円を協力金として出してもらっておりまして何とか運営している状況にもあるようです。2人いれば1,000円ということで、1人目9,000円、2人目5,000円、その中に1人ずつ500円というようなお金をいただいて何とか運営しているということですが、こうしたことを考えても、施設運営が大変だからただお金を出すという発想ではなくて、何事にも頑張っている人には評価して、積極的に支援していきたいと私は感じるんですが、市長もこの点も含めて今回の予算に盛り込んでおられるのか、今後の考え方、どのように思っているのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたとおり、なかなかそれぞれの学童保育の運営については大変御苦労をされているという状況もお聞きしておりますし、その指導される先生というのですか、指導される方々の待遇というものについても、いろいろ改善をしていかなければならないという状況もあ



るというふうにも聞いております。そういった中で、その運営全体を将来にわたってもスムーズに行っていくためには、こういった行政的な手だてがあるのかということを引き続き考えていかなければなりませんし、またそういったことについても、その協議会の中でもいろいろ議論が出てくるのではないかと我々も思っておりますから、そういった皆さん方の御意見なども協議会を通じて拝聴しながら、よりよい運営の改善に向けて支援していきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

いろいろと市長のほうでも考えているということで、私はほっとしているところであります。市長に対しての質問はこの程度にさせていただいて、次に新学習指導要領、中学校の武道の必修について質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど教育委員長からはいろいろと詳しく説明いただきましてありがとうございます。柔道の指導に当たることに対して、これまで選択制として中学校では柔道をやっているということで、寒河江市でもすべて柔道をする、柔道を指導していくというような結果でありましたので、いろいろ研修会等をされた、また柔道の初段をほとんどの方が有しているということでもありますので、これまでも事故の件数なんてまずないと認識しておりますが、今回の移行期間では、1、2年生に対して皆さんに指導する、特に女子生徒になると思うんですけども、その辺も皆さん一緒にされるということでもありますので、そういった女子生徒への、体力も違いますのでそういったことも含めて教師への指導というのは十分に行えたのか、その点お尋ねしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 この辺は教育長のほうから答弁を申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

柔道は、全生徒といいますか、男子も女子も同じく学習するということになるわけでありまして、当然女性と男性の体力の問題とか、体の発達の問題等さまざまあると思います。実際県の教育委員会でも柔道の実技指導に関する実技研修会というものをもうやっておりますし、これからもやる予定でおるといっております。私たち教育委員会としてもできる限り、柔道の授業を担当する教員については、県と連携を図りながら、市独自でも実技の授業におけるその指導のあり方という、実技だけでなくその指導の仕方についても、できれば具体的な個々の子供のレベルの実態、それから男子、女子のいろいろな体格、体力の違いに応じた指導のあり方についても具体的に検証しながら、けがのないように楽しく学習ができるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 十分な配慮をされていると認識させていただきました。

次に、運動機能の低い生徒への対応について伺います。運動能力が低い、ちょっと言葉は悪いですが運動音痴、そういったことでなくても、ある程度障害を持つ生徒もいなくもないと思いますがその辺、もしそういった生徒がいらっしゃった場合、健常者と比較してですけれども、柔道の、先ほど1問目で申しあげましたが伝統的な考え方や礼儀作法。同じように組むこともできませんし、こういった指導に当たるかは、ちょっと私はまだわかりませんが、伝統的な考え方や礼儀作法、そういう柔道で得られる道徳心、そういったものはどのように学ばせるのか、そういった配慮といいますか、どの

ように考えているのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 先ほどから申しあげていますように、個々の生徒の実態に応じた指導というのが非常に大事だと思います。健全な生徒と障害を持った生徒であれば、当然その指導のあり方についても同じようにはできないわけでありますので、その点については十分配慮してまいりたいと思っています。

先ほど委員長の答弁にもありましたように、柔道というのは、伝統的な礼法を身につけたり、相手を尊重する気持ちを養ったりといった態度面での能力をはぐくむことができる種目であります。技ということだけでなく、そういった態度面でも学ぶことができる種目であります。そして我が国の伝統的な文化を理解するという、また知識、理解の面でも効果が期待される場所でもあります。こういった観点は、技能面で苦手な生徒とか、体に障害を持った生徒であっても同じように学ぶことができるものだと思いますので、そういった点を学習の中で十分配慮してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ちょっと細かい質問になるかと思いますが、ちょっとお伺いしたいことがあります。

次のけがへの対応についてであります。各中学校で柔道の設備はきちんと対応していると伺いましたけれども、陵西中学校だったでしょうか、教室に畳を敷いて指導していると伺ったことがあるんですけども、その辺の改善はどのようにされているのかなんですけれども。実は、先ほど1問目でも言いました学校リスク研究所。ちょっとホームページから引っ張ってきたんですけども、このデータを見ますと、きちんとした道場であればすき間があくとかそういったことはないと思いますけれども、この学校リスク研究所のデータを見ますと、畳のすき間に足の指を挟んでけがをするという事例が結構多いと伺っております。その辺の対応はしっかりとられているとは思いますが、女子生徒も全員指導されるということもございますので、そのキャパ的な問題とか、すき間等そういったけがの万全性、そういったものはどのように対応されているのかお伺いさせてもらいたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 各中学校の柔道の設備については、安全面についての設備についてはどうなのかということについての質問だと思います。

陵東中と陵南中につきましては専用の柔道場が設けられておりますので、そこで学習をしておるところであります。ただいま御指摘のありました陵西中学校については、以前はあき教室に畳を敷いたスペースというものを使用しておりました。それで周囲の広さが十分でないのが危険な面もあるということで、それは昨年度撤去したということでもあります。体育の授業の際は、ある一定期間、例えば柔道の授業でありますと大体10時間前後の学習ということになりますので、週3時間の体育の授業であれば、3週間ぐらいの期間集中して柔道の学習をするということになりますので、体育の柔道の授業の際は、体育館に一定期間畳を敷いて柔道の学習の場として使用しているということでもあります。

今御指摘のありましたように、指を挟んだりということがあるということでもあります。この際には御指摘いただいたように畳のすき間が生じることによる事故が懸念されますので、専用の滑りどめストッパーというものがあるんだそうでもありますけれども、それを購入して、そしてさらに周囲にはマットを敷いて、子供たちが設備面でけがをすることのないように十分配慮しているということであり

ますので、教育委員会としてもそういったことについて、なお一層配慮をしながら、学校と一緒に  
なって安全の確保に努めてまいりたいと思っています。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

時間がありませんので、最後の質問にさせていただきたいと思います。

あるスポーツの情報誌なんですが、この情報誌を見ますと、題名に「運動が脳を活性化させる」と  
ありまして、実はアメリカのほうである調査をされたわけです。その内容というのは、端的に申しあ  
げますけれどもシャトルラン、全身持久力の高い子供ほど学力が高い。これは巧緻性に関係している  
質問なんですが、100万人を対象に学力テストの結果と体力テストのスコアを比較したところ、学年  
ですべて体力テストの結果がよいほど学力テストの結果もよいというようなことで、相関関係という  
ことを言われております。その巧緻性をはぐくむことによって、ますますはぐくませることによって  
本市の学力の向上、また体力の向上、そして競技力の向上につながるかと思っておりますけれども、詳しく  
はちょっと述べられませんが、その点どのようにお考えなのか最後に伺って私の質問を終わらせてい  
ただきたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 運動能力と学力の相関関係についての質問だと思いますが、近年運動能力と学力の  
関係に関する調査結果が数多く発表されておるわけでありましてけれども、毎年文部科学省で全国学  
力・学習状況調査というものをやっていて、いわゆる学力テストですけれども、それからもう一つ、  
全国体力・運動能力、運動習慣等調査というものも行っているわけです。その中で学力調査で常に上  
位に好成績を残している秋田県とか福井県が、その全国の体力・運動調査でも上位にあるという、相  
関関係が見られるということが指摘されておりますし、外国の調査結果でも体力テストの結果がよい  
ほど学力テストの結果もよいというような相関関係があるということは言われておりますので、議員  
指摘のとおりだと思います。

ただ、運動能力、学力だけでなく、そこの中には生活習慣というものも非常に相関関係があるとい  
うことが言われておりますので、私たちは「さがえっこ育みアクションプラン」に言われているよ  
うに、生活習慣の確立と、そして学力と運動、体力の向上とあわせて取り組んでいきたいものだと考  
えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

ぜひ体育の指導等も通して本市の学力向上、また競技力の向上に努めていただきたいと思います  
以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩とします。

再開は午前11時25分といたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号17番から19番までについて、15番内藤 明議員。

〔15番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 通告に従って一般質問を行います。市長並びに教育委員長には誠意を持って御答弁いただきますようお願いを申しあげたいと思います。

最初に、障害者自立支援法改正案に対する見解について、市長にお尋ねをいたします。

厚労省は去る2月22日、障害者自立支援法の改正について、法律の名称を障害者生活総合支援法と変更し、新たに難病患者を福祉サービスの対象に加える案を民主党の厚生労働部門会議に示しました。その後民主党の同部門会議は、「法施行後5年をめどに見直し」とした当初案を3年に短縮したほか、障害区分程度に応じ市町村がサービス内容を画一的に決めている現状も見直すといいました。一方で、現行の障害者自立支援法は、基本的人権を侵害し憲法に違反するとして、国を相手に起こした障害者自立支援法違憲訴訟団が求めているサービス利用の原則無料化は見送られております。現行法の障害者自立支援法は、障害者団体による違憲訴訟を受け当時の長妻厚労大臣が廃止を約束し、和解の基本合意文書にも明記されています。しかし、この障害者生活総合支援法案は、現行法の枠組みの中で名称や目先を変えた小手先の改変で、障害者を社会全体とする国連の障害者権利条約にも逆行しております。障害者福祉を担う自治体にも大きなかかわりがありますので、市長はこの改正案についてどのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

次に、第5期介護保険事業計画についてお尋ねをいたします。

さきの全員協議会の中で、本市の高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画の素案が示されました。保険料など問題は幾つかありますが、きょうは介護老人保健福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療福祉施設の、介護保険3施設の増床という1点について伺いをいたします。

素案によりますと、高齢者人口がふえる中で、先ほど申しあげた特養、老健、介護療養施設の増床はなく、要介護度4、5の認定者における待機日数は1年程度としております。高齢者人口が少しずつふえて高齢化率も高くなる中で、保険料を負担する保険制度という趣旨からすれば、もう少し増床を行って待機者数を減ずることが、市民の期待し求めている介護福祉政策であると思います。

市内におけるこれまでの待機者数の推移と、県内13市の待機日数の現況を伺いながら、市長の見解をいただきたいと思います。

次に、在宅医療の推進についてお尋ねをいたします。

近年、高齢化の進展や医療費の抑制策のもとで、また住みなれたところで病気療養や終末を迎えたいとするにニーズもあって在宅医療の推進が叫ばれております。しかし、在宅医療の推進は、医療関係者や市民の意識改革なくしてなし得ず、現行の医療制度や社会状況の中ではなかなか難しい課題と思われれます。在宅医療については、今般の寒河江市立病院のアクションプランにも示されておりますが、中長期を見据えた取り組みが必要と考えております。在宅医療の推進のため、地域連携をどのように図る考えか伺っておきたいと思います。

続いて、不育症治療の助成についてお尋ねをいたします。

平成24年度の市政運営にあります。市長は「未来を担う子供たちの健やかな成長をはぐくむことは最重要課題の一つとして位置づけ、各種子育て支援を実施しながら特定不妊治療への助成や妊婦健

康診査の拡充に取り組む」としております。そこで私は、妊娠はするものの流産や死産を繰り返す不育症の治療にも同様に助成すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、橋下大阪市長の市教委に対する「留年検討指示」と文部科学大臣の見解について、教育委員長にお尋ねをいたします。

当初、マスコミ等においてこのようにセンセーショナルな記事で報じられておりましたので、そのような趣旨で通告をいたしました。その後の報道は「橋下大阪市長、懇談会で市教委に対して留年検討を要請」というような、少しトーンダウンしたような報道になっております。マスコミの勇み足か、事の事実はわかりませんが、私はたとえ要請であっても問題があると思いますので、以下の点について教育委員長にお伺いいたします。

一つは、市教委に対して首長が留年検討を要請することは、教育行政の独自性を損なうおそれがあると思いますが、教育委員会の見解を求めたいと思います。二つは、そのことに関して文部科学大臣は、目標の学力水準に達しない小中学生を留年とする提案に対して、校長の権限で現行法でも問題なしとしておりますが、本当に問題はないのかどうか、あわせて教育委員会の見解をお示しいただくようお願いをして、第1問を終わります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 私のほうには、内藤議員からは福祉・医療政策について何点かお尋ねがありましたので、それから子育て支援ということでお尋ねがありましたので、順次お答えを申しあげたいと思います。

まず、障害者自立支援法改正案に対する所見ということでもありますけれども、御案内のとおり障害者自立支援法というのは、身体障害、知的障害、精神障害の障害者施策を一元化することを基本にして平成17年10月31日に成立し、平成18年4月1日から施行されているところであります。その内容につきましては、サービス体系を見直して利用者がわかりやすいものとされたこと、働きたいと考えている障害者の方に対して就労の場を確保する支援が強化されたこと、福祉サービスの支援の必要度を判定する尺度が導入され支給決定の過程が明確にされたこと、国の費用負担の責任を強化し、費用の2分の1を負担し、同時にサービス費用をみんなで支え合う仕組みとなり、原則として費用の1割負担となったものでございます。その後、平成21年9月9日に連立政権合意によって、障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされているわけでありまして。

平成21年12月8日には、障害者の方々や福祉サービス事業者などさまざまな関係者の意見を十分に聞きながら検討を進めるために、内閣に障がい者制度改革推進本部が設置され、平成22年1月12日からは障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で議論がなされてきたものと承知しております。昨年8月30日に障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、いわゆる新法の制定を目指す骨格提言と言われるものがまとめられているわけでありまして。

そして、ことしの2月8日に、総合福祉部会に障害者基本法の改正を踏まえ、法に基づく日常生活、社会生活の支援が可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、新たな理念として掲げる厚生労働省の案が示されたところでございます。その内容は、障害者自立支援法の名称そのものを見直すこと、障害者の範囲に

治療方法が未確立な疾病その他の難病を加えること、法の施行後5年をめどに障害程度区分のあり方について検討を行うこと、障害者に対する支援の充実を図ることなどであります。

議員の御質問にもありましたように、厚生労働省は2月22日に法の名称を障害者生活総合支援法などとする新制度案を民主党の厚生労働部門会議に示したということであります。その内容については、障害程度区分について法施行後5年をめどに見直すとしていた当初案を3年に短縮、障害区分程度に応じ市町村がサービス内容を画一的に決めている現状を見直すとして、政府は今国会に法案を提出し、来年平成25年4月の施行を目指すものとされているところでございます。

全国市長会におきましては、国の施策及び予算に関する提言として、昨年11月28日に障害者福祉施策の提言を全国会議員及び関係府省等に提出をし、新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないように十分な準備期間を設けた上で関係者や自治体の意見を十分反映し、国民が理解しやすい制度とすること、障害者の個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費を含めて十分な財政措置を講じることなどを要請してきているところであります。

ちなみに先月22日に開催いたしました山形県の市長会におきまして、障害者自立支援法の事業に当たります市町村地域生活支援事業の補助金について、要綱で国が2分の1以内、県が4分の1以内で補助できるとされているわけではありますが、例年補助金額が補助率を下回り、その不足分は市町村が負担している状況にあるため、厳しい財政状況の中で障害者福祉の充実を図る観点から、国及び県に対してこの市町村地域生活支援事業補助金の予算確保を強く要望することとしたところであります。

市の平成24年度障害福祉関連予算については、23年度予算に比しまして大幅に増額をしているわけではありますが、障害者が市内企業に雇用されるための就労支援策でありますとか、障害者福祉施設、ケアホーム建設に補助するなど、障害者が地域の中で生活するという共生社会の一層の推進を図るため予算を充実したところであります。市といたしましては、法改正がなされた場合でも障害を持っておられる方が現在受けられている福祉サービスが低下することがないように、国の動向を見極めながら、今後とも地域で安心して暮らせるように障害者福祉施策の一層の充実強化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、第5期介護保険事業計画についてお尋ねがございましたが、介護保険制度については、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う仕組みとして創設された制度ではありますが、その事業計画については、介護需要の推計や介護施設等の整備状況を踏まえながら、今は3年ごとに見直すことになっていることは御案内のとおりであります。

市内特別養護老人ホーム入所待機者の数についてお尋ねがございましたけれども、入所申込者のうち在宅での待機者で要介護4及び5の方は、平成21年及び平成22年それぞれ12月末現在で62人となっております。平成23年12月末現在では73人となっております。一方、平成23年中の施設の入退所者数は85人ということでもあります。また、第5期介護保険事業計画の初年度となります平成24年4月には、特別養護老人ホームにおきまして30床が増床になる予定になってございます。

また、各13市の待機日数についてお尋ねがございましたけれども、資料がこちらのほうにはございませんので把握できませんが、県平均では、待機日数は15.6カ月であります。本市におきましては13.8カ月ということでございます。

介護保険制度におきましては、御案内のとおり介護サービスの利用が増加いたしますと介護給付の

増につながってまいります。保険料に影響をもたらすわけでありますので、給付と負担の関係を明らかにして、それに対して市民の声を反映していくということが必要であろうと考えているところであります。第5期介護保険事業計画の策定に当たりましては、日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしましたが、それによりますと、介護保険料とサービスの関係では「サービス提供体制を整えるために保険料が上がってもやむを得ない」とする回答が、要介護認定者では15.3%、一般高齢者で20.1%にとどまっております。また希望する介護について「家族の介護を受けて自宅で暮らしたい」「主に介護サービスを利用して自宅で暮らしたい」という二つを加えた、いわゆる自宅で暮らしたいとする方が、一般高齢者では62%、要介護認定者では72%という調査結果でございました。

第5期計画期間中におきましては、こうした調査の結果なども踏まえまして、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護事業、いわゆるグループホームを公募により整備し、またショートステイやデイサービス等在宅サービスの充実を図りながら地域包括支援センターを中核とした地域包括ケアを構築推進することによって、住みなれた地域や家庭での生活が継続できるようさらに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、在宅医療の推進についてお答えを申しあげたいと思います。

急速な少子高齢化が進展する中で、医療制度改革とともに市民の医療に対する意識の変化など、医療を取りまく環境は大きく変わってきているわけであります。病気や高齢になっても住みなれた地域で療養生活を送ることを支援する在宅医療体制の整備というものは、これからもますます重要になってきているということであります。県におきましては、平成23年6月に「西村山地域の医療提供体制将来ビジョン」が策定されまして、この将来ビジョンの中で在宅医療を含めた高齢者医療に重点を置き、介護・福祉分野と密接な連携を図る等の目標が示されておりますのは御案内のとおりであります。また市におきましても、市立病院アクションプランの中に、在宅医療の支援と地域連携の構築を図ることを取り組みとして掲げているわけであります。

この在宅医療の推進につきましては、今後西村山郡の各首長初め郡医師会、郡歯科医師会、さらには郡の訪問看護ステーション、そして地域の医療関係者の皆様方の御協力をいただいて、寒河江市としても地域包括支援センターの活用も図りながら、この西郡の将来ビジョン、そして市立病院のアクションプランの具現化を進めていかなければならないと考えております。県におきましては、平成24年度の新規の事業として、新聞などにもありましたが、在宅医療連携拠点事業に取り組むと聞いておりますので、関係機関と十分に協議をしながら、在宅医療の支援と地域連携の構築のために、市としてもこのモデル事業に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、不育症治療の助成についてお尋ねがありました。

御承知のとおり、妊娠はするけれども2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡を繰り返すいわゆる不育症により、結果的に子供さんを持たない方もいらっしゃるかと伺っております。不育症治療に当たっては、一部保険適用がなされるわけでありますけれども、大部分は自費診療となっているわけであります。また、不育症を引き起こす原因はさまざまで、適切な検査や治療が行われることによって出産を迎えることが可能な方もいらっしゃるかと聞いています。

議員からもありましたように、寒河江市では特定不妊治療への助成、妊婦健康診査の拡充に取り組むことにしているわけでありますけれども、この不育症についても助成をすべきではないかということでございます。一部自治体におきましては単独で取り組んでいるようでありますけれども、本来は

不育症治療に対する助成のみならず、先ほど申しあげました特定不妊治療への助成でありますとか妊婦健康診査についても、本来的には国策として取り組むべき事業であると考えておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど障害者自立支援法の質問の中でもお答え申しあげましたが、全国市長会としても、不妊治療に対する経済的負担を軽減するために不育症に係る治療費などについても必要な支援措置を講じるよう、国の施策あるいは予算に関する提言を全国市長会として行っているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。以上であります。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 内藤議員からは、橋下大阪市長の大阪市の教員に対する留年検討の指示、後で要請というようなこともされておりましたけれども、それと文部科学相の見解についてのお尋ねがありました。お答えしたいと思います。

初めに、橋下市長の発言についてということでございますけれども、まずはほかの一自治体の執行機関内といいますか、執行機関の間の問題ということがまずありますし、私どももマスコミの報道等によって断片的に承知している程度であります。何分、その内容や経緯といいますか背景といったものもよく把握しておりません。したがって、このようなことだけから今回の発言が教育行政の独自性が損なわれるものであったかどうかということにつきましては、判断することが困難であるといえますか、言及することが困難であります。この点、御理解を賜りたいと思っております。

次に、児童・生徒の原級留置、いわゆる留年ということの考え方について述べさせていただきたいと思っております。

まず、小中学校における進級または卒業については、学校教育法施行規則において、「校長が平素の児童生徒の成績を評価した上で認定すること」としておりますので、義務教育であっても校長の判断で進級や卒業を認定せずにその学年にとめ置くという措置はとり得るものと言うことができます。

しかしながら、条文でいうところの「平素の児童・生徒の成績」といいますのは単に学力の到達のみを指すものではないと理解しております。具体的には、学習面での成績に加えて児童本人の性格や資質、能力、健康状態、生活態度、さらには今後の本人の発展性を考慮し、教育的な配慮のもとに総合的に判断しなければならないものであることが判例においても示されているところであります。

また、現在の我が国の義務教育制度は、年齢に応じて進級させるということを基本としております。学校教育法でも15歳になる学年までを義務教育としておりますので、原級留置となった生徒が15歳を超えた時点で、法例上の義務教育から外れるといえますか、就学義務から外れることとなります。加えて、実生活の上でも社会的な違和感に耐える必要があるなど、少なくとも現在の社会では留年によって相当程度の不利益をこうむることを想定する必要があるかとも存じます。

したがって、原級留置の措置は現行でも取り得るものの、校長の総合的な判断のもとに、本人に及ぼす影響を十分に考慮することはもちろん、教育的な見地から慎重な手続や判断が求められるものと理解しております。

議員の文科相の発言に対する直接的なお答えにはならなかったかと思っておりますけれども、何せその発言の趣旨等、あるいは文脈がわからないものですから、私からはこのお答えにさせていただきたいと思っております。以上であります。



○高橋勝文議長 この際暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○内藤 明議員 第1問に対して御答弁をいただきましたが、昼を挟みましたが、2問に入りたいと思います。

まず、障害者自立支援法改正案に対する所見について御答弁をいただきましたが、市長からは、全国市長会などを通じながら国に対していろいろ要望しているというようなことでもございました。その中でちょっと気がかりだったのは、確かに現行法を変えれば時間はかかりますね。また制度的に周知するような時間も必要ですし、作業も大変に煩雑な作業が待っていると思いますが、しかし私は、その見直しをするという約束のもとで政権をとられて、しかもそうした障害者団体との和解に至った経過、また結んだ合意文書等を見れば、明らかにその内容に沿って法案は作成されるであろうと期待感を持っておりましたが、残念ながら内容は、先ほど申しあげましたように、一つの大きな問題点として障害者団体が求められていた原則このサービス料の無料化などが見送られたことであると思っておりますが、先ほど市長が答弁されたように、現行制度は2006年に施行されましたけれども、障害者が生きるために必要な支援を利益としてとらえて、それでサービス料の1割負担ということを応能負担ということで導入したわけでありまして、つまり障害の重い人ほど負担が大きいということになるわけでありまして、訴訟団が言うには、基本的人権を侵害して憲法に違反することとしてこの訴訟に踏み切ったと、こういうふうに言われております。

それを受けて、先ほど申しあげましたとおり、当時の政権につかれた長妻厚生労働大臣が廃止を約束して、和解の合意文書を結ばれたわけでありまして、でありますから、そうしたことをやっぱり政権としては当然守るべきことであると私は基本的に思っています。それで、3月5日にこの障害者自立支援法違憲訴訟団の原告団と弁護団と一緒に記者会見をしております。つまり「基本合意を守れ」ということでの記者会見でございます。つまり、そうした約束をほごにするということにはあってはならないことであるということで、つまり基本合意とはその改正案というのは明らかに異なるということを指摘しながら記者会見を行ったわけでありまして、そうした点について、全国市長会でいろいろ要望をされたというようなことではあります。法のこの体系整備を行った現行の政権に対してどのような御見解をお持ちか、改めてお伺いをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたけれども、今回のというか、その自立支援法が発足を、1割負担という形で進んできたわけでありまして、先ほど内藤議員御指摘のとおり、そういうことについての、新たな政権のもとで改正していくということでスタートしたわけでありまして、そういうことについて、実際の当初の考え方と随分ずれてきているというようなことについてどう思うかということでありまして、我々としても先ほど市長会のほうへの要望内容の中でも申しあげましたけれども、やっぱり関係者も含めて、あるいは多くの市民、国民も含めて、そうしたある程度の合意形成、納得のいくような形でよりよい障害者福祉のための法改正というものがなさ

れていくべきだと思っておりますし、市長会としても、全体としてはそういう考え方で要望しているところであります。私もそういう方向で改正案がまとまっていく、あるいは実施に向けて、内藤議員からは、この5日にもまたいろいろ記者会見等もなされたということでありますから、そういった今後の状況などを十分関心を持って見ていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 こうした内容になったということに対しまして新聞等でも報道されておりますが、一つ目は、さっき市長おっしゃってました要件として、この作業が非常に大変になるというようなことも配慮したというふうに新聞には報道されております。それからもう一つは、その法案に対して現行法を成立させた自民党、公明党が反発をしておいて、衆参のねじれ現象なんかありまして、それも配慮したという——新聞報道ですよ。というふうになっておりますが、私はやっぱり、それは国会のことですから私の答弁じゃないというふうになるかどうかわかりませんが、それをきちっと受けて法案を出して、それで合意に沿った法案を出す中で、それでどうするかということだろうと本来なら思っていますけれども、しかし現行法の改正案なるものが出されたわけでありますから、それを受けて、ぜひ市長にも今の制度の矛盾点、あるいは問題点、先ほど私申しあげました。つまり現行制度のもとでも低所得者に対しては既に8割程度の配慮をしていると、無料化して配慮しているとは言っているわけでありますが、問題は障害者個人の所得でなくて、家族の合算した所得なんです。配偶者がいれば配偶者がその所得に合算されるということでありまして、それはつまり障害者と家族の責任にしていると私は思います。したがって、社会全体でということからすれば、もちろん先ほど申しあげました国連の障害者の権利条約にも反しますし、その点のところをもう少し配慮しなければならぬんじゃないのかなと思います。

市長も多分私と同じようなそのような見解をお持ちだろうというふうに思いますので——思っていない。ああ、そうですか。じゃあぜひ見解を承りたいと思いますし、もしお前の言うとおりでということであればそれで結構ですし、いや違うというんであれば改めて見解をお示しいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 いや、基本的には、やはり最後の段階になるとというか、原点ということを考えれば、障害者の皆さん、それからそれを取り巻く家族の皆さんの生活の安定、暮らしやすいための支援策ということになるわけでありますので、そこら辺は一層制度の改正が充実をする方向でやはり取り組んでいただきたいというのがまず大きい1点であります。そういう意味で、この改正の案についても我々としても大変注視しておりますし、その内容についてまだ明らかになっていないような部分も多々あるわけでありますので、そこら辺は今後とも情報をとりながら、必要に応じてやはりしかるべき機会、あるいは市長会などを通して、言うべきところは言うべきということにしていかなきゃならぬと思っているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この問題にだけ時間をとっているわけにはいきませんが、つまりこの問題は、障害者団体が言っているとおり問題を家庭や個人の責任に矮小化しているという、その点が問題だと私は思うんです。その点を十分含んでいただきたいと思えますし、まだ法案が成立したわけでもありませんし、それぞれの立場で、もちろん私たちも私たちの立場の中で頑張ってまいりますけれども、

含み置いて頑張っていたきたいと申して、その点よろしくお願ひしたいと思っているわけでありませぬ。答弁はいいです。

それから、第5期の介護保険事業計画についてもお尋ねをしていました。待機者の数字についてもお尋ねしましたが、徐々に待機者がふえている現況があるようであります。今、御答弁なさいましたが、そういう点もありますし、もう一つ、県の平均の数字も出されましたね。県の平均数値というのは、お手元に資料がないということで県の数値が15.6カ月とお答えになりましたが、平均はどのようにして求められているんですか。どのようにして出されたんですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 担当課長のほうから御答弁申しあげたいと思います。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 県では、介護保険の計画に従ってその時期時期で調査をしております。先ほど市長が申しあげたのは、平成23年6月1日現在であります。算定方法ですが、いわゆる待機されている方というのは何人いるかということでは私どもも報告をしております。そういった中で、入退所の関係もどうなっているかということもあまして、待機される方で、この方が入所されるまでの期間どのぐらいかかるだろうというのが、先ほど申しあげた待機日数、15.6カ月ですから1年と数カ月というふうになるんですが、それは今申しあげた、申し込みされている方で待機している方を、実際に入った期間がこのぐらいだということでの積算と聞いております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 多分県のほうでは、それぞれの市町村の人数を調べたものがあるんだろうと思います。私も人を介して調べるように頼んでありますので、その点も含んでお聞きしたいと思いますが、平均となりますと、それぞれの実態がわからなければ出てきませんのでね。多分そうだと思います。私も聞きますが、ぜひ当局でもお調べになっておいていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、つまり13.8カ月、1年ちょっとになりますが、この実態をどのように見るかだと思いますね。私は市内各地それぞれ歩いてきますとこのような相談をよく受けるわけですが、1年というところかなり長いですね。市長、どう思われますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 長いか短いかということよりも、待機者がいて、そして待機期間もあるということについては、その解消に向けて我々としては努力をしていかなければならないという姿勢であります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ努力をしていただきたいと思ひますし、私は、つまり保険制度の持つ意味というのは、健康保険じゃありませんけれども「いつでも、誰でも、どこでも」と、こういうのが基本であると思ひています。したがって、待機日数なんかはなかなければないほどいいわけでありまして、今高齢化社会にますます高齢化率が高まっている状況からすれば、もう少し増床してもいいんじゃないのかなという気持ちもあります。ただ、引き受けるといいますか、建てるほうも問題もあるでしょうし、これは一朝一夕にはいかないと思ひますが、何かで読みましたのは、ここ30年ばかり高齢人口がますます市でふえるというのは何かありましたね。市立病院のプランでしたかな、何かでありましたね。とすれば、ましてこれからの社会状況を考えれば老老介護なんていう問題もあるわけでありませぬから、

増床を図った上で対応もするという方向性が重要なんじゃないのかなと思いますので、ぜひ改めて御見解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども若干申しあげましたけれども、要するに特養を初めとする施設の増床によって待機者を減らしていくということも一つの方法になりますけれども、やはり施設の介護ということになると、それに伴う負担というのですか、介護保険料というものの費用と負担のバランスというのがやっぱり大事だろうと思いますし、加えて先ほどもアンケートの調査を申しあげましたけれども、利用されている方、あるいは入所されている方、地域で介護を受けている方の声などを見ると、やはり自宅のほうでいろいろな在宅サービスを受けて生涯を過ごしたいという声も多いわけがありますので、一概にそういう施設の増床、施設の整備ということがニーズに合っているかどうかということもやっぱり考えていかなければならないと思います。

そういった意味で、この第5期の計画の中では、先ほど申しあげましたようなプランを立てて進めていくということになるわけでありまして、3年間の計画でありますから、またその期間中のいろいろな状況の変化というものを踏まえて、次の新たな計画というものを立てていく必要があると考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長の答弁されることも私は理解できないわけじゃないんですが、ただ、アンケート調査なんかをしますと、多分そのような結果が出てくるんだろうと思いますけれども、たまたまかどうかわかりませんが、やっぱり待機をしている方々の中には、非常にそうした希望が強いということだけはぜひ念頭に置いていただきたいなと思います。これから市立病院の整備計画なんかもあるわけがありますから、そんなのを含めてぜひ御検討をいただくようお願いしたいと思います。

それから、これは在宅医療の推進について次に改めてお伺いをしたいと思います。申しあげたいことはいっぱいあるわけでありまして、この在宅医療を進めるといいますか、それが進んでいるかどうかの指標に在宅死亡率というのがありまして、その度が高いほど在宅医療が進んでいるという一つの指標になると言われております。それで、寒河江市の現行における在宅死亡率というのはおわかりになりますか。わからなかったらいいです——じゃあ結構です。ぜひ現行のものをきちっと把握しながら、そして先に目標と言っちゃ何ですが、その在宅医療を進めるための指針として、どのぐらいに置くのか目標設定をしていただきたいと思いますが、やっぱり一つ問題は、地域連携をどういうふうに進めるかということだろうだと思います。難しい課題いっぱいあると思いますけれども、時間もなくなってまいりましたので……。県では何か六つの柱を掲げているそうではありますが、人づくり、きかけづくり、連携づくり、多様なサービスづくり、意識づくり、コミュニティづくり。つまりそこで重要なのは、私は意識改革だと思います。そうしたところは自治体の取り組むべき課題だろうと…、全部取り組まなくちゃならないんですが、その辺が最重要課題だろうというふうに思いますので、連携と意識改革づくりですね。意識改革をどう進めるかだろうと思いますので、ぜひその点を含めて、いろいろこれから少し長くかかるとは思います。御検討いただきながら早急に手を尽くさなければならぬものについては早急に進めていただきたいと思っております。

次に、不育症についてもお尋ねをしましたが、私は特定不妊治療であっても、あるいはこうした不育症の治療であっても、つまり子育て支援といえますか、少子化対策という視点では同じだろうと思

うんです。ただ、要するに国でお金を出しているか出さないかの問題だけであって。財政的に大変厳しい状況でありますから、何もかにも取り組むということは不可能だろうと思いますけれども、しかしめり張りをつけて、同じそうした対策であっても、一方が手つかずで一方に事業費を助成するというのは、私はいかかなものかなと思っておりますので、課題はいろいろあると思いますが、改めて市長の御見解をいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これも先ほども御答弁申しあげましたけれども、基本的な子育て支援の中の一環ということになりましようけれども、医療に関する部分が多々あるわけであります。一部は医療のほうで見ているという状況にありますから、いろいろな医療制度というのはやっぱり国策としてきちっと基盤を整備していくということが基本だろうと私も思っておりますし、そういった底上げをしていく、そういうことの中の一環として、不妊治療についても国のほうの支援策というのが出ているわけでありますから、同じように不育症の対策についても国のほうでも十分考えていただくということが基本なのではないかと思っておりますし、市長会のほうでも当然のところながら国に対して要望していくということにしているわけであります。

ただ、先ほども御答弁申しあげましたけれども、県内でも一部の自治体でそういう独自に取り組んでいるところもあるようでありますので、我々としてもそういった状況などもいろいろ調べていきながら、今後の総合的な少子化対策、子育て支援対策の中で検討をしていくということになろうかと思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この不育症というのは、ものによりますと、適正な検査と治療によって85%の方が出産にたどり着くと言われておりますので……。確かに第一義的には、市長言われますとおりこれは国の問題なんですね。しかし、今までずっと振り返ってみますと、いつかも申しあげたかもしれません。特に福祉政策なんていうのは、各自治体が国に先駆けてそれぞれ今までずっとやってきた経過があります。それでもって国を動かしたという形になっているのがほとんどだと思いますので、横をにらみながらというのも一つの方法であるとは思いますが、寒河江市がそのことを踏み切ることによって国を動かすこともあり得ると思いますので、いずれはこれは国でされるものだと思いますけれども、ぜひ市長にはそうした先進的な判断もお願いしたいなと思っておりますがいかがですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたけれども、いろいろな子育て支援の対策というものはもちろん十分ではないし、これから充実をしていかなければならないわけであります。そういった施策の、これから取り組む施策の中の一つではあるとはもちろん理解しています。その中でどれを優先して、どれが一番最初に手がけていく、これからの取り組みとして重要視していかなければならないかということを常に検討しながら、次の予算というものを、施策というものを考えている中でありますので、そういった中でこの不育症の対策についても十分検討していきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 速やかに御検討をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから最後に、橋下大阪市長のことで見解を求めましたが、他の執行機関でありますからどうの

こうのという背景はわからないということでの御答弁でございました。では少し具体的にお尋ねしたいと思いますが、本市の市長が教育委員会に対してそのような御要請があった場合どうしますか。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 なかなか微妙な御質問なので答えにくいところでもありますけれども。

一般的に言いまして、教育委員会の政治的中立、安定性と、したがって独立した行政委員会であるということは十分尊重されるべきものというふうに考えておりまして、本市におきましてはその辺は十分理解を賜っているものではないかというふうに思います。仮にこういう留年の問題とかについてどうなんだというお話がありますれば、私どもは、その今のあるような尊重されている現在の関係のもとで検討してまいるといいますか、御説明を申しあげ対応してまいりたいと思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そのような答弁ですと私も理解できるんですが、他市だからどうだと言われると今のよう聞き方しかできないわけでありまして。

これは教育委員会にも住民意向を反映させるというふうな一つの問題があると思うんですね。したがって、多数の住民の思いを背景としたものであれば、ぜひそれを酌み取るということも必要だろうと思いますので、何が何でもこれは長の要請がだめだとか何かではなくて、例えば中学校給食の問題なんか振り返っていただくとおわかりになると思いますが、市民の要望が非常に大きかったわけですね。ですから、そうした要請があったのかどうか、私は当時わかりませんが、多分何らかの形でアクションがあったんだろうと思います。そうした問題であれば別ですが、この思いつきのよう形で出されることについてはいかがなものかなと、こういうふうに思いますので見解を求めたところでもありますけれども。

それでは、次に文科大臣の見解といいますか、問題なしというような見解のことについて御答弁ありましたが、要するに学力だけではないという、総合的な判断でという御答弁だったろうと思います。端的にお聞きしますが、学力だけでは、目標の学力水準に達しないということでの留年というのは可能なんですか。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 学力のみで、そのことだけによって留年を判断するということはないだろうと、ないものというふうに考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大体出尽くしたと思いますので、時間もありませんからこれで終わりますが、何といいますか、あおるような、そんな全国的にいろいろな政治家の発言あると思いますので、ぜひ惑わされないで教育行政に携わっていただきたいということをお願いして終わります。

## 荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号20番について、11番荒木春吉議員。

〔11番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 私は、新清・公明クラブの一員として、通告20番、平成24年度市政運営について伺いますので、教育委員長の御答弁よろしく願いいたします。

一昨年の夏、朝日新聞社会面に掲載され、昨秋刊行された「いま、先生は」という本によれば、教師の年齢構成をあらわす人口ピラミッドは、50代が膨れその下の世代がしぼむ「ワイングラス」としばしば表現されています。第2次ベビーブーム、1970年代前半生まれの子供たちを指導するために採用された50代の教師が最近次々と退職を迎え、それを補うために各地で若い教員が採用されている。

文科省によれば、全国の公立小中校の教員55万5,000人のうち2011年度以降10年間で定年を迎えるのは20万4,000人、全体の37%にもなります。年齢別に見て最も多いのは、54歳が2万4,000人いる。これに対して、少子化の影響で採用数が全国的に抑制されていた30代前半の各年齢は、その半分以下の1万1,000人程度しかいない。高度成長期の人口増で大量に教員を採用した首都圏などでは、既に大量退職とそれに伴う大量採用が始まっている。東京都教委によれば、09年度に定年退職した人は1,190人、一方、採用した人は2,314人、都内の公立小中校全体で4万4,000人いる教員のうち8%が入れかわっている計算になります。しかし、そうした採用されて間もない若手たち、すぐ上にいる30代の教員が少ないということは、相談できる頼りがいのある先輩たちが学校にほとんどいないということを意味する。この世代交代の波は大都市圏から地方へと広がりつつあり、この10年間で3分の1が入れかわる（2011年当時文科副大臣の鈴木 寛氏）と言われるほどだ。我が国の教員の大転換と言われるゆえんです。

中学校の先生が「学校にいるとき」と答えた平均時間は、1980年が9時間50分、1991年は10時間40分、1997年は10時間58分、そして2007年11時間48分、27年間で2時間近く在校時間が長くなった。自宅への持ち帰り時間は、両年とも1時間程度に達していた。それと対照するように、睡眠と読書の時間は減って生活にゆとりがなく、寝不足中の師弟ともども得心のいく教育が大丈夫ですか。また、1日当たりの平均労働時間は職階によって違いがあり、小学校では教頭が12時間近くで、校長、教諭は10時間程度、中学校では教頭が12時間弱、部活にかかわる教諭も11時間程度、校長だけが10時間程度だった。

OECDが2011年にまとめた教育統計では、2009年度時点の海外の教員との勤務時間の比較をしている。我が国の小学校は、OECD平均より年間で236時間多い1,899時間働いている。その割に授業時数は平均より72時間短い707時間、全勤務時間の37%でしかない。「いま、先生は」の中で、早期退職を選ぶベテラン、力尽きて過労死する者、心を病む者、病から復帰する者、迷い苦しみながら仕事を覚えていく新人たち、過酷で人を引きつけてやまない教師という稼業の現在をあぶり出しています。

3月定例会初日に公表された平成24年度市政運営についての中の5番目では、次代を担う人づくりをうたい、そこで次代を担う意欲的な人づくりに言及しています。以下3点について伺い、第1問とします。

- 1、教師の指導力育成の具体的な中身について。
- 2、本市内小中校の教師病気休暇者数について。
- 3、病気休暇者への対応について。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

〔渡邊満夫教育委員長 登壇〕

○渡邊満夫教育委員長 荒木議員から、教育行政につきまして3点にわたる御質問をいただきましたのでお答えをいたします。

ただいま御質問にありましたとおり、教員の多忙化につきましては、私どもも大きな課題としてとらえておるところであります。多忙化の要因としてはさまざまなことが考えられるわけですが、

教員の業務は、授業や生徒指導、校務分掌に関することなどのいわゆる本務のほか、事務的作業や保護者との対応など多岐にわたっており、こうした広範な業務に対応しなければならないことにあるかと思えます。

こうした多忙化解消のために、県の教育委員会では「教師のゆとり創造運動」を展開し、県や市、各学校での改善の取り組みを進めております。私ども市の教育委員会における取り組みといたしましては、人的な支援が最も効果的であることから、学習補助員を配置し学習活動自体を支援するとともに、教員の事務の軽減を図るために各校の事務補助員を配置いたしております。もちろんこうした施策は、単に教員の多忙化対策ということだけでなく、児童・生徒の個に応じた教育を進めていくためにも極めて重要なことであります。今後とも一人一人の子供に応じた教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、教員の年齢構成のアンバランスについても触れられておりました。このことにつきましては、本県においても同様のことがうかがえます。最も多い年代こそ40代でありますけれども、人数のピークは50歳を超えておまして、全国同様3分の1以上を占めます50代の教員がこの10年間ですべて入れかわることになります。一方、30代は17%、20代は5.9%と極端に割合が少ないため、それぞれの経験に合わせてどう教員の指導力を育成していくかというのはまさに喫緊の課題と考えております。

さて、最初御質問いただきました教員の指導力の育成についてでございますけれども、こうした点を踏まえまして、まずは研修の充実を図っていくことが重要であると考えているところであります。教員の研修は、地方公務員法に基づき任命権者である県がその役割を担うものとされております。県教育委員会では、個々の教員の経験年数や職務に応じて体系的な研修を進めており、市の教育委員会といたしましても、こうした県の研修を計画的に活用し、各学校、あるいは個々の教員に応じて適切な研修を受けることができるよう指導を行っております。

一方、教員の研修については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市町村教育委員会においても行うことができるものとされております。本市教育委員会では、教員自身が主体的に研修に取り組むことができるよう教育研究所を設置し、市内の教職員全員によります教育に関する調査研究を行うとともに、研修機会の充実を図っております。

具体的な中身として、今年度の取り組みを例として申し上げたいと思えます。全体研修会では、講演を行いまして、新学習指導要領の最重点であります言語活動の充実についての理解の共有を図りました。また、授業改善や生徒指導、特別支援教育など課題に応じた7つの研修部を設け、すべての教職員がいずれかの研修部に所属する中で部会ごとに計画を立て、それぞれ2回の研修会を実施いたしましたところであります。また各学校では、テーマを設けて学校研究に取り組むとともに、課題に応じた校内研修会を実施しております。こうした実際の授業や教育活動に即した研修も、教員の指導力向上には欠かせないものであります。教育委員会といたしましても、指導主事を派遣するなど市内すべて学校における研究の充実を目指しているところであります。さらに、こうした学校研究の中から毎年2校を研究指定校として委嘱しております。この研究会につきましては公開発表の形をとっております。今年度は総務文教委員の皆様方にも例年御参加をいただいております。今年度は陵西中学校を会場に実施いたしました。この研究会も市内各校の教員が一堂に会して授業改善について学ぶ貴重な場となっております。

次に2番目、本市内の小中学校の病気休暇者数について、3番目の病気休暇者への対応について、



関連がありますのであわせてお答えをいたします。

本年度、本市小中学校におきまして休職した教職員はおりません。数週間程度の特別休暇を取得した教職員は3名ほどおりますけれども、いずれも外科的な治療のためでありまして、いわゆる心の病気といえますか、病による休暇はございません。

教職員の健康管理につきましては、教育委員会といたしましても定期的な健康診断を実施するとともに、長時間の勤務を行っております職員や希望する職員に対する学校医の面談指導の制度などを設け、健康の保持増進に努めておるところであります。特に心の病気につきましては、議員御指摘のとおり全国的に、あるいは県内においても増加傾向にありまして、休職を余儀なくされる場合も少なくありません。県の教育委員会では、メンタルヘルス相談窓口を設け、初期の段階で教員の心の健康に対応するとともに、校長先生方を対象としたメンタルヘルスクエアの講習会などを実施しております。本市教育委員会といたしましても、こうした取り組みを踏まえ、各学校におけるメンタルヘルスクエアの体制が整えられますよう指導を進めております。

また、健康を害し、特に心の病気の要因となる教員のストレスにつきましては、児童・生徒や保護者との対応、管理職や同僚との人間関係などが挙げられております。教育委員会では、冒頭に申しあげたところですが、多忙化の解消に向けた取り組みを進めるとともに、学校や個々の教員が抱える問題を適切に把握し、場合によっては直接保護者に対応するなどの支援を行っております。今後とも学校が、児童・生徒が学びやすい環境であることはもちろん、教職員の方々が働きやすい職場となるよう努めてまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 三つ質問しましたが、2番目、3番目、うまくいった話。県内の小中校では、高校も含めると大体200人ぐらい休んでいる先生います。今回見ていただいても本市内では休んでいる先生がいないということなので、私の大空振りだったなと思っています。どうしてこんなに休む人がいないんですか、逆に。何でこんなに丈夫一点張りの先生しかいないんですかって聞きたいぐらいです。どうかひとつよろしく。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私どもの努力といえますか、それもあると思いますけれども、まずはやっぱり学校現場での先生方一人一人が子供に向き合って、健康管理に努めようという意識のあらわれといえますか、そういう効果のあらわれかと思っておりますが、教育長から……。では、教育長からちょっとお話をさせていただきます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今、荒木議員からは大変お褒めの言葉も入っているのかなというふうに思っておりますけれども。

寒河江市の小学校は大体190名、中学校100名近くの教員がいるわけでありましてけれども、今のところ、今年度3名の、いわゆる心の病でなくて病気で休む先生がおりましてけれども、それ以外の先生方は非常に意欲的に仕事に取り組んでいただいて、子供たちのために頑張ってもらっているということに私も大変感謝申し上げているところですが、その原因ということについてはいろいろな面が考えられると思いますが、まず基本的にはやっぱり個々の教員が働きがいのある、つまり意欲を持って仕事ができるということも非常に大事なことなんじゃないかなと思います。それから同じ職場の中でお

互いの教員同士が支え合うということがあって、ちょっと具合悪いときに休んでお医者さんに行けるという、管理職に相談できる、なるべく早く対応して、深刻な事態にならないような対応をとっているということも挙げられると思います。あとやっぱり教員と子供、そして保護者、地域の関係ということも、いろいろ問題点もあることもあるんですが、そう大きな問題にならずにきちっと学校全体として対応できているということも、教員が生きがいを持って仕事をできるという大きな部分を占めているんじゃないかなと思っています。

こういった状態がずっと続くように、結局子供たちの指導、教育にはね返ってくることでありますので、職員が意欲を持って仕事できるような環境づくり、私たちの支援も今後とも考えていきたいなと思っていますところなんです。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私、先日中部小学校へ行ったんでした。だから私、荒木さんの言っていることを実際体験してまいりました。というのは、卒業式に出席できない旨をただ言っただけなんですけど、対応していただいた女の教頭先生と男の教務の先生の対応に感心いたしました。私、先生の悪口言うつもりで行ったんですが、遊びにですね。実を言うと、女の教頭先生に「荒木さん、協力してね」と一言言われました。そういうだけの余裕というか、職場の空気。そしてその後対応してくれた佐藤先生という男の教務の先生ですが、両名とも私の3番目の息子がサッカー一緒だったか、私を覚えていて気楽に対応していただきました。多分バッジをつけていないから市議員ではないつもりで行ったんですが、その雰囲気にもなるかなと思いました。先ほど引用した「いま、先生は」の本の中で、教育活動がうまくいくための一つだと私の印象に残った話があるんです。職員室の中にちゃんとしたお茶菓子を用意して、コーヒーを飲みながら情報交換できるだけの時間的ゆとりがあれば学校教育はうまくいくと。まさに我が地元の中部小学校はそのとおりでした。もちろんヒラの先生方は私に背中を向けてパソコン作業をやっておりましたが、もちろん一生懸命稼ぐ先生とゆとりのある先生がいて結構なんです。そういう雰囲気がある限り、私の孫も任せられるんじゃないかなと自信を持った次第でした。病院が繁盛しないということはいいことですから、ますます心身ともに先生がたくましくなって、生徒もそれに見習うような雰囲気になればいいなと私も思っています。

1番目のやつだけに質問します。先生方も勉強していますと。私も陵西中学校でやったのを聞きました。確かに講演とかいろいろな公開授業とかありましたけれども、私が印象に残ったのは、高松小学校の6年生の社会科の授業。今は社会って言わないんだな。何だ、社会って。その授業、牧野先生でしたが、あの授業を聞いてすばらしいなと思った。私も小学校のときにあんな授業を受けていたらもう少し立派になったんじゃないかとうぬぼれております。ぜひ先生たちにそういう、仕事するだけではなくて、自分にインプットする時間も与えていただいて、我が市内の小中校が頑張っていけるようにしていただきたいなと思っています。

私も、3月3日ひな祭りの日に、海外留学はできませんけれども国内の貧乏留学をしてまいりました。というのは、昨秋に東京において京大の霊長類研究所の先生方が1カ月にわたって講演したのを、私又聞きしてまいりました。それで、やっぱり教育というのは、人はチンパンジーとは違うんだそうです。というのは、又聞きしたうろ覚えですけれども、チンパンジーの脳みそは400ccです。人間の脳みそは1,200ccです。共通しているのは、成長を通じて3.2倍になるということです。チンパンジーは絶望しません。人間はすぐ絶望します。それで、チンパンジーの教育方法というのは、まず1

つ、手本を示す。2番目がまねる。まねるっていうことは学ぶに通じます。3つ目が寛容であるというのがチンパンジーの教え方だと。人間は教育します。無理無理教えます。2つ目は手を出します。手を出すっていうんでない、手を添えるという。3番目が、お互いを認めるなんだそうです。認めるといっても、うなずいたり、笑ったり、ほほえんだりするという、そういう。類人猿というのが言葉ありますけれども、今や人間よりも、類猿人よりも、猿のような人よりもチンパンジーのほうが進化しているのかなと思うときがしばしばあります。私たちも人間のよさを発揮しながら、チンパンジーにも学ぶところはあるんじゃないかなと思っています。それで、先生方も勉強して——教えてだな。教育活動を通じて子供からも学んでいるんだなと私も思っています。

話が途切れますけれども、ぜひ進化、脳みそが1,400ccになるために、先生方には頑張っていたきたいなと思っています。今回いろいろな、東北地方は悲惨な目に遭っていますが、人を開発、進化させることによって、もちろん山形もよくなるだろうし、東北地方もよくなることもあるだろうと思うし、そこでぜひ頑張っていたきたいなと思っています。答弁は要りませんから、ひとつよろしくお願いいたします。

## 川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号21番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 最後の質問になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

平成24年度市政運営の要旨や過去3年間の市政運営を見たとき、私たちがこれまで20年間提起してきたことの多くが取り上げられており、評価をすると同時に、その実現を図らなければならないと思っています。しかし、課題も多くあります。寒河江市で解決できるものと、寒河江市だけでは解決できないものもあります。そこで、幾つかの課題について私の考えを含め質問いたしますので、市長の見解をお伺ひいたします。

通告番号21、分権時代における市政運営について順次お伺ひいたします。

2000年4月に地方分権一括法が施行され、財源の地方への移譲が伴わないなどの問題を残しながらも、憲法にうたわれた地方自治の本旨である住民自治と国から独立した団体自治に沿った改革がなされ、間もなく12年になります。このことによって、国と地方自治体の関係は、上下、主従の縦の関係から、対等・平等、協力・協調の横の関係になりました。つまり、国に対しても対等に物が言える関係になったのであります。

一方では、戦後長く続いた自民党政権のもと、市場経済万能論に立つ新自由主義、構造改革で外需主導を強引に推し進めた結果、社会のあらゆる分野で格差が拡大し、また相次ぐ社会保障の切り下げと相まって、国民の不満や怒りが増大したのであります。そして2009年の総選挙で国民は、国民の暮らしを優先し、外需から内需主導の政治への転換を選択し、政権交代が実現したのであります。国民の選挙による初めての政権交代が実現したのであります。ところが、民主党内閣は2年前の選挙公約を次々と放棄し、自民党政権時代にもやらなかった反国民的な政策や外需主導を中心とする新自由

主義政治への回帰を急速に進めていることに、国民の政権交代への期待は裏切られ、同時に既存の政治全体に対する不信がかつてなく増大しています。このことは憂慮すべきものと思います。

そこで、(1) 規制緩和とまちづくりについて伺います。

あらゆる分野でグローバル経済のもと規制緩和、自由競争が進められる中で、問題や格差も増大しています。本市においても、例えば商業では郊外に大型店が立地し、それに伴い地域から小売店舗がどんどん姿を消し、中心市街地の居住人口の減少や商業機能の低下など、商店街を含む中心市街地の空洞化が進んでいます。その結果、高齢者が身の回りの品や食品の買い物をするのにも困るような状況になっています。また、過剰な規制緩和、自由貿易の推進により生産工場の海外進出が進み、国内産業の空洞化問題や若者の雇用問題が深刻化しています。これらに対する対策は講じているものの、決め手となる有効な手だてもない中で、国の内外でTPPなどさらなる大きな規制緩和や自由競争の流れが強まっています。

経済活動には一定の規制、コントロールが必要であると思います。地方分権の時代においては、まちづくりを進める上で規制が必要な場合には、地方から声を上げて必要な規制を求めていくべきと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、(2) 経費削減と市民の暮らしについて伺います。

年収200万円以下がワーキングプアとして社会問題になっています。一方、寒河江市行財政改革指針アクションプランでは、民間活力の導入がうたわれ、民間委託や指定管理者制度が導入され、さらに職員定数適正化によって正規職員が減り、臨時、パートがふえています。その結果として、同じ仕事をしているのに安い人件費の支給によって官製ワーキングプアが生み出されているのではないのでしょうか。

そこで2点について伺います。一つは、10年前と現在の正職員の数及び臨時、パート、民間委託や指定管理者制度による職員数についてお尋ねいたします。二つには、臨時、パート、民間委託や指定管理者制度による従事者の年収は幾らになっているのか。低い額と高い額、全員の平均額は幾らか。また年収200万円以下の人数と、全体の何パーセントになるのか伺います。

次に、(3) 民主的な市政推進と人づくりについて伺います。

市長は、市民主体のまちづくりを掲げ、これまで地域座談会の開催、市民100人評価委員会の開催、公募委員制度の導入、審議会委員の兼任の解消、女性委員の比率向上、意見公募手続制度、いわゆるパブリックコメント制度の導入、ワークショップの活用を初め、さまざまな施策を通じて市民の市政参加の機会をふやす取り組みが展開され、着実にそのシステムや基盤がつくられているものと評価し期待をしています。同時に、これからの施策を定着させ、名実ともに実効あるものに育てていかなければならないと思います。幾ら立派なシステムを構築しても、市民の意識の改革や醸成が伴わなければなりません。そのためには不断の検証と改善、実践を続けることだと考えています。

そこで、課題を把握するために、現在の運用実態を含め4点について伺います。一つは、公募制導入に伴う応募状況及び公募制導入での課題の有無。もし課題がある場合、その改善策を伺います。二つには、意見公募手続、いわゆるパブリックコメント制度で意見を求めたテーマの数と、そのテーマごとに寄せられた意見の数、実施しての感想と、今後の課題について伺います。三つには、すべての委員会などで会議の記録を作成し、個人情報以外は積極的に公表すべきと思いますが、その実態はどうなっているのかも含めお伺いいたします。四つには、活発な議論ができる審議会運営とするために

は、委員の意識の醸成と運営の改善が必要だと思えます。その方策として、審議会などの当初において、現状や課題をかみ砕いて説明し、問題提起を行うなど、議論しなければならないものとなる基本的な事項を丁寧に説明し、委員全員が同じ土俵で掘り下げた議論ができるような工夫をすべきと思いますが、市長の見解を伺います。

こういった一連の市民の意志を集約する丁寧な取り組みを続けることが、地方自治は民主主義の学校と言われるゆえんの一つでもあるということを申しあげ、第1問といたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 川越議員からは、分権時代における市政運営ということで、大きく3点について御質問をいただきましたので、順次お答えを申しあげたいと思えます。

最初に、規制緩和の件について御質問をいただきました。

かつて資本主義諸国では、福祉国家、大きな政府と言われる体制をとって、経済・福祉・行政の面で政府が大きな役割を果たしてきたわけでありましてけれども、経済の停滞、さらには財政赤字の拡大などから、大きな政府への批判が高まって、小さな政府を指向するようになったと言われております。そして、イギリスやアメリカの小さな政府の試みが結果的に成功して経済が回復したという歴史があるように思っております。日本におきましても、財政再建を主眼に小さな政府が掲げられ、規制緩和や経済の自由化による日本経済の立て直しということが主張されまして、規制緩和が国の政策として実施されてきたわけでありまして。

規制緩和には、企業間の競争によって物価の低下、さらにはサービスの向上が図られ消費者が恩恵を受けること、また新たなビジネスチャンスが生まれ経済が活性化することなど、いわゆる光の部分があると言われております一方で、競争の激化による、先ほど川越議員のほうからも御指摘がありました、貧富の差の拡大、さらには外国企業との競争により生産工場の海外流出というものが進み、国内産業の空洞化が懸念されるなど、いわゆる負の部分も指摘されてきているところであります。

まちづくりに際して、以前のように一定の規制が必要なのではないかと、必要と考えられる場合には、国に対して強く求めていくべきではないかというような川越議員の御主張でありますけれども、規制については、市民生活の上で必要とされるもの、あるいは逆に撤廃すべきと考えられるものなど、さまざまあると認識しております。立場によって賛成、あるいは反対ということも多々あるわけでありまして。一概にはなかなか判断ができないというわけでありまして。ケース・バイ・ケースで判断をしていくということになるわけでありまして、基本的には、市民の生活にとって果たしてどうあるべきなのかというのが判断の基本になるというふうに考えているところであります。

いずれにしても、まちづくりを進めていく際には、市民の声を十分に聞き、求めているものを的確に把握して、仮にある規制緩和で弊害が生じていると考えられる場合には、その規制緩和をやめ規制を求めていくということもあるわけでありまして、規制とその緩和というのは、先ほど申しあげましたとおり両刃のやいばという側面があるわけでありまして、弊害を取り除く、あるいは緩和する別の方策を探って再構築をし、その実現を求めていくということがよりベターな方法ではないかと私は考えているところであります。

二つ目、経費節減と市民の暮らしについてということで御質問をいただきました。御案内のとおり、寒河江市におきましては昭和60年度に初めて寒河江市行政改革大綱を策定し、以来4度の大綱や指針

によって行財政改革というものを取り組んできたところでございます。現在の行財政改革指針につきましては、経費節減による効率的な行財政運営を進める方針を堅持しつつも、市民生活の活性化を図るための行政制度の見直しと仕組みづくりとして、市民が安心して豊かに暮らせる行財政基盤の確立というものを目標にしているところであります。

御質問にお答えを申しあげたいと思いますが、まず市の職員数についての御質問であります。現在の行財政改革指針前期アクションプランにおいても、定員適正化計画を示しているわけですが、業務量を勘案しつつ、工夫できるところは工夫をして適正な数として、年次別の職員数を示してきたところであります。10年前との職員数の比較についてでございますけれども、平成13年度当初の正規職員数は537人ございました。平成23年度は456人ということであり、81人の減となっているわけです。また、日々雇用職員や短時間雇用職員、いわゆる臨時職員の数につきましては、平成13年度は122人、平成23年度は170人となっております。

次に、指定管理者において従事している人数であります。平成23年度は不定期の従事者や巡回・清掃従事者をすべて含めて101人です。また、民間委託受託事業者の従事者は25人となっております。御質問の中に、正規職員数の減を臨時職員で対応しているのではないかというニュアンスの質問がございましたが、病院、学校、保育所等を除いた一般事務の臨時職員数は、平成13年度は19人ございました。平成23年度は緊急雇用創出事業の臨時職員を除いた一般事務の臨時職員は12名ということで、10年前と比較して7名減となっております。また、臨時職員につきましては、業務の集中する特定の時期や、あるいは一日のうちで通常業務量の増大する時間帯に臨時的に雇用しており、恒常的な臨時職員というのは、現在はおりません。

次に、臨時職員の賃金についての御質問がございましたが、年収200万円を超す臨時職員というのは、専門的知識を有する病院の看護師のみとなっております。本市の臨時職員の就労実態を見てみますと、市からの賃金収入を生活基盤収入として就労している方はまれでございまして、多くは配偶者の補助的収入や、世帯内で他の職についておられる方や、他の収入がある家族構成であります。臨時的に就労している方が大多数であります。また、本市の臨時職員の賃金については、県内の他の市の状況と比較しましても必ずしも低いほうではないというふうに理解をしているところでございます。

また、指定管理者につきましては、事業者の提案をもとに指定管理料を決定しておりますので、指定管理料を抑えるというものではございません。指定管理者と民間委託受託事業者の従事者の年収ということについても御質問がございしますが、個人の賃金の支給額については、雇用者である指定管理者や受託事業者と従事者との関係でございまして、私どもでは従事者個人の額というものを把握しておりません。ただ、指定管理者については、毎年度実績報告書が提出されてきているところであります。その中の決算書には人件費総額が記載されておりますので、その金額からパート職員を含めた1人当たりの人件費というものを算出してみますと、平成22年度においては、最低が約276万円程度、最高が約400万円程度となっているようでございます。

三つ目の、民主市政の推進と人づくりについてでございますけれども、最初に、審議会等の委員の募集状況と課題について御質問いただきましたが、平成22年、23年度において公募実施をいたしました審議会等は9つでございました。うち8つの審議会等において、募集人員を示して公募をいたしました。募集人員の合計23人に対し、応募者は24人という状況でございました。中身を申しあげますと、募集人員より多く応募をいただいた審議会等が2件、募集人員と同じであったのが2件、募集人

員に満たなかったケースが3件、応募者がなかった審議会等が1件という状況でございました。公募委員につきましては、市民目線での意見や女性ならではの意見というものが多く出されてまいりましたし、また豊富な知識のある方が応募され、的確な意見をいただいたという評価がある一方で、有識者や団体代表者の委員を前にして発言しづらいような雰囲気があったので、会議の後にメールやファクスなどで意見をもらうというような工夫をしたということもあったようでございます。

次に、いわゆるパブリックコメントの実施状況について御質問がありましたが、平成22年、23年度においては、現在実施中のものを含めて12の計画などについて実施しているところではありますが、現実的に意見をいただいたのは3つの計画に対してのみでございました。パブリックコメントについては、主に市のホームページにその計画案全文を掲載する形で実施してきたところではありますが、その結果を見ると、多くの方からは見ていただける状況にはなかったように思っております。こうした状況を踏まえて、全文掲載だけでなく、概要版についてもさらに掲載するなど、多くの皆さんから見ていただけるような工夫をしていかなければならないなと感じているところであります。

審議会等の議事録の御質問もございましたが、平成23年度においては、3月に開催されるものも含め23の審議会等が開催されておりますけれども、議事要旨の形態をとっている審議会なども含めますとすべてで作成をしております。議事録の公開については、情報公開条例に基づき原則は公開というものに考えております。

また、市民の皆さんが意見を多く寄せることになるような取り組みをすべきではないのかというような御質問でありましたが、今後いろいろなケースでアンケートなどを実施してまいりたいと考えておりますし、今月20日号の市報に市長あてのはがきを折り込むなどいたしまして、日常の中で市民の皆さんから市政に対する意見を寄せていただけるよう取り組むことにしているところであります。

次に、審議会等の進め方についても御質問がございましたが、審議いただく計画などに関する現状や課題などについては、計画案の中で整理している場合が多くあるわけでありまして、説明も行っているとは考えるわけでありまして、公募委員の方も参画しておられますので、審議に入る前段で、現状や課題の詳しい資料の提供でありますとか、より具体的な説明を行う必要があると考えているところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から1問目に対する答弁いただいたわけでありまして、引き続き2問に入らせていただきたいと思っております。時間の関係というか、進める関係で、(2)のやつから入って1番、2番というふうに進めさせていただきたいと思っております。

2番目の経費削減と市民の暮らしの関係でありますけれども、指定管理者なり、管理制度なり、あるいは委託でもって受託者の従事した人の賃金はどうなっているかというのは把握できないと。ただ、指定管理者の場合は報告が上がってくるので、それから逆算するというとこれくらいであろうというのはわかるというのは、それはわかりました。しかし、それぞれ入札をしたり、あるいは契約をする際に、指定管理者では計画書を出されるわけでありまして、そうしたときのもの、それから業務委託、民間委託の場合には仕様書で、そこに従業員何人を配置するというのは当然出てくるわけでありまして、そうしたときの人件費の積算というのは何を根拠にしているのか教えていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 指定管理料、それから民間委託の場合、それぞれお答えを申しあげたいと思いますが、指定管理料については、基本的に指定管理者が提案した収支計画書をもとに決定しておりますので、人件費の積算根拠というのは不明であります。

不明であります。保育所に関していえば、指定管理料は児童福祉法により保育所運営費国庫負担金交付要綱で定める保育単価を用いて積算をしている、国庫補助制度の中で運営しているということでもありますので、そういった単価を使っているということが一つあります。民間委託の場合ですけれども、設計を行いますので、人件費の積算を行うということになります。ハローワークで示される同業種の支払賃金のデータでありますとか、最低賃金、建設工事に係る積算資料の労務単価などを参考にして行っております。設計は福利厚生費などを含めた時間単価で行っておるわけですが、例えば23年度の図書館窓口業務委託の例を挙げますと、時間単価は1,217円から1,747円というふうになっております。以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、図書館と保育所の部分、説明あったわけでありましてけれども、学校給食の民間委託の場合。これはもちろん調理師何人というのでされてやっているわけです。そして積算をして、前にも申しあげておるんですが、高松小学校の場合、予定価格の60%台で落札というふうなことになっているわけです。そうしたときの、例えばその積算はどういうふうにしたのかとね。もちろん小学校の給食の調理業務なんていうのは、ほとんど人件費です。市の施設をみな使うわけでありまして。そういう場合。そして、先ほどの民間委託の関係の最高最低、これは指定管理者、あるいは民間委託もなのかちょっとわからないんですが、最低で276万円、最高400万円というふうな年収言われるわけでありましてけれども、私、当時の契約書もいただいています。入札終わった後。仕様書も全部いただいて、計算するとこういう金額にはならないわけでありましてけれども、もう一度、276万円と400万円というのは具体的にどこの部分だかと、それから高松小学校の調理業務の民間委託の場合どういうふうになっていたか、この数字とまた違うのかどうかもちょっと教えていただきたい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な数字については、担当課長のほうから御説明を申しあげます。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 私のほうからは、指定管理者の中での最低270万円と最高400万円という点につきまして御説明申しあげます。

決算書の中では、人件費という項目で金額が載っています。それで、職員数はわかりますので、それを単純に割った数字であります。人件費ですから、全額が本人に支給されているわけではなくて、雇い主のほうの福利厚生費とかそういうのも含まれておりますのでこの金額になっているものと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますというと、ちょっとここでは今わからないと思いますので、改めて別な機会にしたいと思いますが、やっぱり働いている人にどれぐらいのお金が支払われているのか。社会問題になっているのは、働いている人に年間200万円以下というのは暮らせないんでないかという、今の一体改革の中でも、年金の問題、さまざまな保険料などを含めてトータルに考えて、今社会問題になっているわけでありまして、ぜひこの辺を、やっぱり市の仕事をしてもらっているわけで



すから。確かに市の直の職員ではないわけでありませけれども、市の業務をやってもらっているわけでありませから、ぜひこの辺きちつと調査をして、問題あるならば是正できる、そういう発注者として、あるいはそれぞれの施設の設置責任者として調査をして、わかるようにしていただきたいと思ひませけれども、きょうここでなくともいいです。このことについての見解をお聞かせいただきたいと思ひませ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員御指摘の点については、我々としても、できる範囲になりませけれども、誠意を尽くして対応してまいりたいと思ひませ。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにお願ひしたいと思ひませ。

次、前にも問題提起しているんです。そういうふうな関係もありませして、公契約条例について市の内部でどういふ検討をされているのか、現状お聞かせをいただきたいと思ひませ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 公契約条例の検討状況ということで、前に御質問もいただき、その検討するという旨のお返事を申しあげたところでございませけれども、現在、制定している団体というのは、野田市、川崎市、多摩市、相模原市など数団体でありませけれども、その条例なども取り寄せて研究している段階でありませが、この条例の目的でありませ市が発注する公共工事や業務委託契約に従事する者の適正な賃金や労働条件を確保するためということでありませるので、その取り組みとして、近年において公共工事等の低入札が相次いでいたために、低入札価格調査、市として制度を設け、失格数値基準というものを導入して労働者の賃金確保、下請業者の保護等の取り組みを進めてきているところでございませ。今後におきませても、その条例についてさらに研究を進めてまいりますとともに、状況に応じた適切な取り組みというものを進めてまいりたいというふうにご考慮しているところでございませ。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 その前段の委託契約なり、指定管理者制度の中身もわからないわけでありませから、こういう公契約条例をつくることによって、それぞれ発注するときの基本的な部分をわかるようにできるという、こういう利点があるわけでありませるので、そして安い賃金で働かせるというようなことが防げるわけでありませるので、ぜひ検討して実現するようにお願ひをしたいというふうにご思ひませ。

それから市内の勤労者の年収。やっぱり寒河江市全体の市の財政や何か計画を立てる上でも、どういふ状態になっているのかって、市の職員だけでなく、市内の勤労者の年収というものも5年前と現在の比較、そして金額全部でなく、200万円以下の人が寒河江市内の勤労者でどの程度いるのかお尋ねを。寒河江市の勤労者の年収について、勤労者総数と200万円以下の人数、5年前と現在というふうなことでお聞かせをいただきたいと思ひませ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 なかなかこれは一本のデータ調査というものがない状況でありませ。市内の事業所の従業員数と支払われた賃金の額のデータということでありませが、従業員数については、事業所・企業統計調査によるデータがございませ。直近の数値では、平成18年度のものでありませ。総従業員数は2万144人ということになっておりませ。また、賃金のほうは別なデータでございませるので、県の市町村民経済計算によるデータということになります。平成18年度は656億1,800万円ということであ

ります。こういった別々のデータであります、そういうことから割り返して1人当たりの平均額というものを計算いたしますと、約326万円というふうに推計されるということになります。

そういった状況から、データの的には年収200万円以下の数というお尋ねでありますけれども、それは不明であるということでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今は、寒河江市の商工労政担当では、これは把握し切れないという状況だというふうに思うんですけれども、やっぱり市の商工労政を担当していくというふうになれば、もちろん雇用も大切です。雇用も大切ですけれども、働いている人の賃金というのはどうなっているのかというのは極めて重要な部分だと思います。そして、これはもちろん市の財政全体と全部かかわりが出てくるわけですので、ぜひ今後こういう数字をきちっと行政がつかみながら、そしてさまざまな計画を立てる際に、そういう状態だからどうだというふうに、生きた計画になるように、この点はしておいていただきたいと思っておりますけれども、このことについての見解もお聞かせをいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 やっぱりいろいろな計画をつくる際の基本はデータであります。御案内のとおり農林のデータについても、いろいろな昔あったデータが今はまとまってつくっておらないなどということもあるわけありますので、我々としても、そういう将来の寒河江の制度設計をしていく上での基礎的なデータというものを何らかの形でつくっておく、まとめておくということが必要だろうと思っておりますので、今後検討、課題にさせていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 それじゃ、1番のほうに戻ってお尋ねをしたいと思っておりますけれども。

時間も15分になりましたので、質問する論点をわかりやすくするために、少し極端な言い方にもなるかもしれませんが、お尋ねをしていきたいと思っております。

先ほど市長からもありましたように、世界では、大きな政府というか、高福祉・高負担の一つの体制がありますね。そして、先ほど市長からもありましたように、アメリカの小さな政府という部分もあります。これ、わかりやすく言いますというと、アメリカは、もうさまざまなやつは国でしない。すべて国民の暮らしにかかわる部分は民間の保険さ入ってけらっしゃいと。民間の資本で、民間活力でやりましょうやということですね。したがって言えば、年金も医療保険もありません。これは高福祉・高負担の北欧みたいなのもあります。日本とかヨーロッパのほとんどの部分は、日本は国民年金や、あるいは健康保険などのようにさまざまな保険ありますけれども、皆保険制度です、日本は。

アメリカが一つの手本ね、世の中の。そしてグローバル経済どんどんやっていって、行き詰まっているわけです。アメリカとイギリスが小さな政府というようなことでスタートして、アメリカが成功しているというふうに言われましたけれども、経済は何とかもっている。国民生活は惨たんたる状況なんです。病気しても医者にかかれない。医療保険制度がないわけですから。無保険者がいっぱいいるわけですからね。そういうふうなことを、日本もおかげで、小さな政府ということでどんどん進んできたけれども、1問目でも申しあげました。もう日本も何ともならなくなつてね、格差の拡大で。そして2009年の選挙で国民は選択したんです。それではだめだと。もう一度国民の生活というふうに戻りましょうやという選択をしたんです。したがって私は、世の中がやっぱり行き詰まって、次いいほうさ進むなというふうな思いをしていました。しかし、連立政権成立後のこの2年間、そのときと

逆の方向に行っているんですね。歴史の歯車がまた逆に回っているような思いをします。

ただ、市長に先ほどお尋ねしたのは、すべてアメリカのようにという、先ほどありましたアメリカとイギリスが小さな政府ということでこういうふうにしていったの。それで成功していると言いますけれども、私は、国民の生活という目線からいった場合に、成功していないんだと思います。したがって、今日本などのやっているようなやつをもっと強めていく。きょうの議会の中での質問だってそうでしょう。いろいろなやつ、障害者の問題も何も、国にまた求める、国でしたら市でもする、こういうことなんですね。

そうしたときに、我々は本当に小さな政府というグローバル経済の市場万能主義に行くのか、そうでなくて、今のような日本のやつを守りながら、さらに充実をさせていくという道を選択するのが極めて今重要な時期だと思うんです。そして、もっともっと自由化しろという最たるものが、アメリカの保険や医療のように、年金や医療のようなふうにと求められていたら日本どうなるんでしょうかということ、みんなで考えようじゃないかという意味があって私は質問している。TPPなんてのはまさにそうです。郵便局がアメリカのあれで、3事業、一体のやつ、分けられました。次、農協も言われています。農協も、営農の部分大変でも、それは金融と共済でカバーしながら一つの三位一体です、あそこも。そして、地域の経済や農家の経済を守っているということなんですから、それを皆民間に全部分けていったらだめだと思うんです。そういうことについて、私は1問目でお尋ねをしているんです。アメリカ方式がいいといったってアメリカが、企業はいい部分一部ありますけれども、国民の生活は破綻状態にあるということは、日本よりも大変な部分があるというふうに私は認識をしているんですけれども、改めてこの点について市長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員のお説をとれば、アメリカは市民生活が破綻をしている、ヨーロッパについては国自体が財政危機で破綻をしているという、世界的にそういう模範とするような国の運営というのが、今はない状況にあるわけでありまして。そうした中で、日本はどういった目標を持ちながら国を運営していくか、そういう世界的な海の中でどういうふうに航海をしていくかということが問われていると思います。そういった意味で、今の政権のほうでも、財政的な危機というものをやっぱりこれは克服していかなければなりません。そういった意味で、いろいろな税と社会保障の一体改革などということが出てきているわけでありまして、そのうまいというんですか、うまく将来設計をできるような仕組みづくりというものを模索しているんだと思いますし、我々としても、そういったことで日本の将来というものをしっかりと担っていくような国策、国の政策というものを大いに期待したいものだと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 その関係については、今後も引き続きいろいろ議論していきたいというふうに思います。

次に、3番目の関係でありますけれども、市民参加の関係でありますけれども、各種委員会というのは、人づくりの観点からも極めて重要だと私は思っております。それで、きのうもきょうも議論になっていきますけれども、いろいろな委員会をつくってやってきたわけでありまして、課題も明らかになったと思います。一昨日の質疑でもね。というのは、例えばデマンド交通の試行の段階の

も今やっていますけれども、それをつくる段階でも15人の委員のうち利用者は3人だけだった。したがって、実際どういうものを望んでいるのかきちっとつかみ切れていないなどということは、いいことをそういう組織をつくりながらやっているんですけれども、その中身は、委員の選び方も含めていろいろ検討さんなねんだと思います。

同じように介護保険の関係でも、保険料も納入できないような被保険者がいるという、不納欠損をしなければならないような状態があるということも、一昨日の質問の中で明らかになっています。そうしたときに、そういう計画をつくる際に、そういう被保険者の実態、こういうものがどうなっているのかを出し合いながら、もちろんそこを救済するためには、どこかでその金を出さなければならぬという問題あります。もちろんそうすると被保険者、寒河江市が保険者だからその中でだけというのではなくて、やっぱり国にも求めらんなねとか、さまざまな意見出てくるんだと思います。そういう実態を踏まえた審議がなっていないのではないかと思うんです。この辺はやっぱりきちっとしていただきたいし、先ほど1問目では、すべてそれぞれの委員会ごとに会議録をつくっているということですので、私はそれを見させていただきながら、今後は何が問題なのか具体的に検証させていただいて、問題提起をさせていただきたいと思っています。

そういう意味では、今現在、あるいはこの間の一昨日の質問を聞いていて、具体的にそういう審議会などの課題、あるいはどういうふうに改善をすべきだと、今現在市長は考えておられるのか、あるとすればお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 審議会全体の運営の課題ということにお答えをいたしますけれども、一つは、先ほど議論になりましたけれども、民間の、一般市民の方をいかに参画をさせるかということで、公募などもさせていただいて、そういう市民目線での声を運営、審議会の中に反映させていくという試みをしているところでありますし、女性の委員の方の声も反映させるということで、その委員の構成にも配慮してきているところであります。どちらかという各団体の長というような形でのメンバー構成が多かったというところがあるわけですので、そういったところを改善しながら、いろいろな分野の人の、若い人も年配の人も、女性も男性も、職種も違うというようないろいろな形の声がその審議会等の中に反映していく必要があるなど思っているところであります。そういった点でまだまだ、去年から実施をした公募制などでもありますので、いろいろな反省点もあるわけですので、そういったところを是正していきながら、よりよい審議会の議論の場をつくっていきたいと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほど私の質問の中で、アメリカの国民生活が破綻しているというふうな表現を使いましたけれども、それは訂正させていただきたいと思います。アメリカでは貧富の差が非常に激しくて、国で公的に年金も医療もないわけですので、未加入者は、医療保険などに入っていない人は病気になっても医者にもかかれないという極めて大変な層が非常に大きく、日本では想像つかないような格差があるんだという、こういう部分について、そっちのほうに行くのではなくて、日本はやっぱり今のやつをさらにいいものにしていくという、こういう姿勢が必要であろうということを申しあげたかったわけでありまして。

時間なくなりました。今回の質問に対して市長から、それぞれ実態、今まで聞いたときないことを

教えていただきました。したがって、私自身これからもそれぞれ現場に行って、さらに教えていただきながらそれを調査して、次の議会の次の機会も含め、さまざまな場を通じて提案をさせていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時58分

○高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

平成24年3月9日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第4号 第1回定例会  
平成24年3月9日(金曜日) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))
- 〃 2 議第2号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
- 〃 3 議第3号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 〃 4 議第4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 5 議第5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 〃 7 議第7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- 〃 8 議第8号 平成23年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 9 質疑
- 〃 10 予算特別委員会設置
- 〃 11 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

- 高橋勝文議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議案上程

- 高橋勝文議長 日程第1、承認第1号から日程第8、議第8号までの8案件を一括議題といたします。

## 質 疑

○高橋勝文議長 日程第9、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

承認第1号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 9ページ、10ページでありますけれども、体育館の除雪の関係です。体育館の雪をおろしたものが道路から体育館までの間に詰まっているわけですね。それで、ここの排雪の関係、もちろんあそこは駐車場にもなっていないし、歩く部分さえ確保されれば日常的に体育館を使用する上では格別支障ないと私も思います。しかし、もし万が一の場合のことを考えた場合など、やっぱり排雪をすべきだと思うし、支障ないからといって雪が解けるまであそこに置く考えなのかも含めて、今学校などでも周辺の排雪を全部しているわけでありまして、基本的な考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 清野生涯学習課長。

○清野 健生涯学習課長 雪おろしをした後の排雪関係ですけれども、これまではそのまま雪が解けるまでその場所に置いておいたという経過がございますので、格別何か支障があるということであれば排雪等も検討していかなければならないかなとは考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 常に防災というふうなこと、災害に対して防災対策をとっていくという、それは防災というよりも減災というか、何かあったときの部分なども考えれば今の排雪の部分については考える必要があるのではないかなと思いますので、ぜひ今後少し検討していただきたいということを申しあげておきます。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 このたびの補正、専決処分もやっておりますけれども、各道路で民地の空き地なりなんなり、田んぼや畑に雪をおろしております。春先にこれから入った業者が、固くなった雪を排雪するのかどうか。その辺の予算はどのようになっているのかお聞きいたします。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 このたびの除雪につきましては、例年もそうでございますけれども除雪の際に雪おろし場、排雪場として活用させていただいている農地等につきましては、春先にその散らし方について市のほうで対応させていただいているところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 市道延長約300キロメートル近くあるはずですが、そういう雪を置いたところは何カ所ぐらいあるんでしょうか、市で確認しているところは。

あと、県道と市道が交互というか交換にやっているところもありますけれども、その辺のあれほどのように対応なさるんですか。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 排雪あるいは雪おろしの箇所につきましては、各地区町内会さん等で御協力いただいているものでございますから、詳細の数については承知してございません。

なお、県道、市道については除雪路線の交換等でやっているところがありますけれども、通常道路



のわきのほうにある雪については自然に解けるのを待つしかないと思っていますけれども、先ほども申しましたとおりそれが農地等特別にそこにおろしてくれというようなことで確保している場所については、こちらのほう、あるいは県のほうと協議しながら対応させていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 毎年のように雪が降るわけであります。ことしみたいに多いと、やはり雪をおろしたところ、畑や空き地、田んぼなんか、やはり「おれのところばかり置いていって」と、御協力を受けているんですから当然その辺も住民の立場、持ち主の立場になって対応していただければ幸いだと思っています。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第2号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 これは第1表、第2表、第3表、皆まとめてよろしいんですか。全部いいんですか。

○高橋勝文議長 結構です。

○川越孝男議員 では、1表の関係でお尋ねしたいと思います。

1つは子ども手当支給事業の1億1,739万1,000円の減額、もちろんこれは国の制度の見直しによるものでありますけれども、当初の計画と制度の変更、どういうふうが変わってこういうふうになっているのかということと、市民への周知、それから市民の反応がどうなのかお聞かせいただきたいと思います。

それから2つ目でありますけれども、10ページ、県の負担金、14の1の1の6の関係です。災害弔慰金の負担金との関係でありますけれども、東日本大震災の関係のものなのかどうか、この内容をお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目、14ページの2の2の13、市税等電話納付案内事業で1,210万円減額されているわけでありますけれども、もちろんそれが23年度にやらないということだとは理解しますが、その後の対応というのはどういうふうになっているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから2表の関係でありますけれども、繰越明許費の関係で10の事業が載っています。補助金と単独を分ければ11事業が繰越明許されるわけでありますけれども、もちろん今回新たに補正があって起きる事業、これはもちろんもうきょうは3月9日でありますので、12日にこれを採択しても期間がないというようなことで繰越明許になるのは理解します。ただその事業の中で継続しているものなどもあるわけありますし、23年度補正などでできるだけ早く予算が通ったら執行すべきだと思うんですけれども、事業の効率性というようなこともあると思います。例えばものによっては外で雪があるために雪がなくなってからしたほうがより予算の効率的に事業を進めるのにはいいというものもあるだろうし、それから新規であっても地域の景気対策とか経済的な面からすればできるだけ早くやったほうがいいであろうというふうなことなどもありますので、この辺の関係について特に下の3点などについては事業期間の終わり、繰越明許をしてもいつころまでに終わらせるのか。24年度いっぱいまで終わらせるということなのか、もっと早く、先ほど申しあげたような理由からすればより早いほうがいいであろうと思いますので、そういうめどなどもどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから第3表、6ページ、7ページの関係でありますけれども、臨時財政対策債の減額というの

は、もう起債額が23年度で確定をしたというふうに、これだけで間に合うというふうになったと理解をしていいのかなのか。そして、今回減額されるわけでありましてけれども、その額の一部または全部が既に起債発行されているのかなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 子ども手当についての質問でございますけれども、予算作成する時期におきまして国においては3歳未満までの児童を養育している方に児童1人につき1カ月2万円、3歳から中学校終了前までは月1万3,000円を支給するというので予算は作成しておりましたけれども、23年度における子ども手当について、22年度における子ども手当を暫定的に23年9月までの6カ月間延長することとなりました。そこで、3歳未満については1カ月2万円ということでしたので7,000円の減となったものです。さらに23年10月から24年3月分までは特別措置法としまして3歳未満まで月1万5,000円、3歳以上中学校終了前まで月1万円、ただし3歳以上小学校終了前までの第3子以降は月1万5,000円となるなど、その支給金額の変更に伴いまして今回減額となったものでございます。

そして、市民の皆さんには数度市報等にも掲載しましたし、またホームページでも変更になったことにつきましてすぐアップしたんですけれども、市民の方々何人かからは問い合わせ等がありましたけれども、そういう混乱にはなってはおりません。

それから、10月からの特別措置法の件につきましては、全員が申請が必要だということでございますので、11月末に該当すると思われる皆さんに申請書と説明書をお送りいたしまして申請いただくようにしました。それでも申請がない場合について、申請していただくように再度郵送したところです。今現在は20名程度なんですけれども、その方については電話等で連絡をしながら申請をしていただくように促しているところでございます。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 3款民生費4項災害救助費の関係でございますけれども、今回の豪雪によりまして2月6日、田代地内におきまして屋根の雪おろし作業中に転落により亡くなられた方が災害弔慰金の支給対象となったことから、扶助費500万円を追加したものでございます。今回災害救助法の適応になったことを受けての対応でございます。以上です。

○高橋勝文議長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 市税等電話納付案内事業の減額について御説明申し上げます。

当該事業はホストコンピューターの税システムと密接な関係がございますけれども、ホストコンピューターの更新が24年度に延期されたことに伴いまして、当該事業も24年度に繰り延べするものでございます。それで今回全額減額させていただくということで、24年度の当初予算で新たに計上させていただきます。よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 2表の繰越明許の関係の消防団安全対策施設整備事業についてお答え申し上げます。

繰り越しという措置を今回とらせていただいたところでございますけれども、24年度の早期に対応するように取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上です。

○高橋勝文議長 工藤学校教育課長。

○**工藤恒雄学校教育課長** それでは、10款の陵南中学校の下水道設備改修工事事業について申しあげます。

一応基本的には夏休み中の切りかえを予定しておりますが、中にプール等のトイレがございまして、これは水泳プール授業の開始前に切りかえを予定しております。

○**高橋勝文議長** 清野生涯学習課長。

○**清野 健生涯学習課長** 体育施設整備事業ですけれども、これは最上川寒河江緑地の整備関係でございまして、大体全体的な事業が9月ごろ完成すると聞いておりますので、7月ごろまでは終了したいと考えております。

○**高橋勝文議長** 丹野財政課長。

○**丹野敏晴財政課長** 臨時財政対策債につきましては、普通交付税算定時、毎年7月ごろですけれども、この時期に発行可能額が確定いたします。今年度発行可能額は7億3,150万円と決まったということでございます。

それから、発行につきましては例年出納整理期間の5月下旬というようなことで予定しておるところでございます。

以上です。

○**高橋勝文議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 子ども手当の支給事業の関係、これは実際23年度になってから制度自体が変わったという形で今回整理されているわけでありましてけれども、先ほどお尋ねした中でこういった国の対応について実際住民に接している寒河江市としてのサービス、その事務そのものを行う寒河江市としてのこういう対応についての感想というか考え方というか、これを市長からお聞かせいただきたいと思っております。

○**高橋勝文議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、子ども手当については民主党政権の取り組みとして前の児童手当を見直して実施しているということでありまして。来年度についてもいろいろ議論されているわけでありましてから、ただ我々としては市民の皆さんへの子育て支援、経済的支援の一環だというふうに理解しておりますので、きちっと制度の決まった内容について粛々と、そして該当する市民の皆さんにその制度の内容についてきちっとお知らせをするということが第一義だろうと思っております。そういった意味で、変更があればその都度できるだけ早く正確にお伝えして、混乱のないようにしていくということが大事だろうと考えているところであります。

○**高橋勝文議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 今回の子ども手当の23年度における国の制度の変更について、自治体として対応するのは今市長からあったとおりでございます。しかし、これからもこういう国の制度、全国のすべての市町村でそれに向けて予算を編成しながら住民周知をしていく、そういう中で年度内にどんどんこのようなことが起きるといことになれば、極めて大変だと私は思うんです。したがって、こういうことについての考え方をお聞きしたつもりだったんです。23年度の部分について対応としては全くそのとおりでございますけれども、国でそれぞれのこういう重要な事業を決める際に年度途中でというのは非常に困ると私は思うんですけれども、そのことについての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 子どものための手当、名称も変更になっているわけでありませけれども、来年度に向けて、先ほども申しましたけれどもいろいろ議論にもなっているわけでありませ。また、各地方自治体にとってみれば変更に伴う新たな財政負担などということについてもやっぱり言及をしていかなければなりませんし、そこら辺はいろいろこれからの手当の動向なども十分注視をしながら、基本的には子育て世代の経済的負担の軽減ということであるわけですけれども、できるだけ効果的な制度の構築に向けて努力をしていただきたいと思いますし、また地方自治体等の財政的な負担についても十分配慮した上での制度構築をお願いしたいと考えております。

○高橋勝文議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 補正予算関連でお尋ねしますが、3月末で基金残高がどのぐらいになるのか教えてくださいたいと思います。

○高橋勝文議長 健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 見込みということでございますと、実は現在1億2,817万2,909円ほどあるのですが、今回介護保険の中で基金繰入金をお願いしてございます。また、当初予算でも繰り入れをお願いしておりますので、これらを勘案してみますと、3月末の見込みは取り崩し額の後になりますけれども2,838万6,611円となる見込みでございます。

○高橋勝文議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第10、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第11、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	承認第1号
厚生常任委員会	議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号
建設経済常任委員会	議第3号
予算特別委員会	議第2号

散 会 午前9時57分

○高橋勝文議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成24年3月12日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第5号

第1回定例会

平成24年3月12日(月曜日)

午前9時55分開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第1 議第2号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)  
" 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 3 質疑、討論、採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))  
" 5 総務常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 6 質疑、討論、採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第7 議第4号 平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
" 8 議第5号 平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
" 9 議第6号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
" 10 議第7号 平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)  
" 11 議第8号 平成23年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)  
" 12 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 13 質疑、討論、採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第14 議第3号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
" 15 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 16 質疑、討論、採決

- 日程第17 議第9号 平成24年度寒河江市一般会計予算  
" 18 議第10号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
" 19 議第11号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
" 20 議第12号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
" 21 議第13号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 22 議第14号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 23 議第15号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 24 議第16号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算

- 〃 25 議第17号 平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
  - 〃 26 議第18号 平成24年度寒河江市立病院事業会計予算
  - 〃 27 議第19号 平成24年度寒河江市水道事業会計予算
  - 〃 28 議第20号 寒河江市課制条例の一部改正について
  - 〃 29 議第21号 審議会委員の公募等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 〃 30 議第22号 寒河江市振興審議会条例の一部改正について
  - 〃 31 議第23号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
  - 〃 32 議第24号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
  - 〃 33 議第25号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
  - 〃 34 議第26号 寒河江市特別会計条例の一部改正について
  - 〃 35 議第27号 寒河江市市税条例の一部改正について
  - 〃 36 議第28号 寒河江市手数料条例の一部改正について
  - 〃 37 議第29号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
  - 〃 38 議第30号 寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について
  - 〃 39 議第31号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
  - 〃 40 議第32号 寒河江市環境基本条例の制定について
  - 〃 41 議第33号 寒河江市環境審議会設置条例の制定について
  - 〃 42 議第34号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
  - 〃 43 議第35号 寒河江市暴力団排除条例の制定について
  - 〃 44 議第36号 寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
  - 〃 45 議第37号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について
  - 〃 46 議第38号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
  - 〃 47 議第39号 寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について
  - 〃 48 議第40号 寒河江市下水道条例の一部改正について
  - 〃 49 議第41号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
  - 〃 50 議第42号 市道路線の変更について
  - 〃 51 議第43号 字の区域及び名称の変更について
  - 〃 52 請願第1号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する請願
  - 〃 53 質疑
  - 〃 54 予算特別委員会設置
  - 〃 55 委員会付託
- 散 会



本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

再 開 午前9時55分

○高橋勝文議長 ただいまから本会議を再開いたします。

東日本大震災発生から1年が経過いたしました。ここで、東日本大震災の犠牲となられました方々に対し、黙禱をささげます。

○安食俊博事務局長 御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席をお願いいたします。

○高橋勝文議長 本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第2号を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）であります。

3月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、議第2号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

議第2号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

- 高橋勝文議長 日程第3、これより質疑、討論、採決に入ります。  
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり  
これにて質疑を終結いたします。  
討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。  
これより議第2号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
御異議なしと認めます。  
よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

- 高橋勝文議長 次に、日程第4、承認第1号を議題といたします。

### 総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第5、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。  
総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。  
〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕
- 辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。  
本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。  
付託されました案件は、承認第1号の1案件であります。  
審査の内容を申し上げます。  
初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第6号））を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。  
主な質疑を申し上げます。  
委員より「灯油が1月から値上がりしたが、どれくらい上がったのか」との問いがあり、当局より「平成23年度当初予算の積算では1リットル当たり75円で見込んでおりましたが、1月は85円5銭、2月は87円15銭、3月は90円30銭という単価になり、不足を来しました」との答弁がありました。  
採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。  
以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

- 高橋勝文議長 日程第6、これより質疑、討論、採決に入ります。  
ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。  
〔なし〕と呼ぶ者あり  
これにて質疑を終結いたします。  
討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。  
これより承認第1号を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は承認であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
御異議なしと認めます。  
よって、承認第1号は承認することに決しました。

## 議案上程

- 高橋勝文議長 日程第7、議第4号から日程第11、議第8号までの5案件を一括議題といたします。

## 厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第12、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。  
厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。  
〔國井輝明厚生常任委員長 登壇〕
- 國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。  
本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。  
付託されました案件は、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号の5案件であります。  
順を追って審査の内容を申しあげます。  
初めに、議第4号平成23年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。  
質疑の内容を申しあげます。  
委員より「今回基金を積み立てることによって、基金残高は幾らになるのか」との問いがあり、当局より「今回の補正によって9,410万6,574円になりますが、来年度の当初予算で取り崩し額がありますので、基金残高は2,320万6,574円になる見込みです」との答弁がありました。  
採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、議第5号平成23年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決す

べきものと決しました。

次に、議第6号平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成23年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「審査会の開催件数が減った理由は何か」との問いがあり、当局より「委員の都合により開催できなかったところがあったものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成23年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「前年度と比べて入院・外来患者がどのくらい減っているのか。また、減少率の高い診療科はどこか」との問いがあり、当局より「平成24年2月末の延べ患者数は、入院が2万2,897人で、外来は4万8,226人です。平成23年度全体で、前年度に比べて入院は2,952人、外来は3,332人の減少になると予想しています。

減少率の高い診療科は整形外科です。これは常勤医師1名が退職したため、診療枠が減ったものです」との答弁がありました。

委員より「一般会計からの繰入基準外の受け入れ額は幾らなのか」との問いがあり、当局より「基準外の経営補てん分は2億800万円であり、このたびの8,000万円を追加することにより2億8,800万円になります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第13、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第4号、議第5号、議第6号、議第7号及び議第8号の5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号及び議第8号の5案件は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第14、議第3号を議題といたします。

### 建設経済常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第15、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託になりました案件は、議第3号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第3号平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「23年度の業者は既に決まっているが、間断なく事業を進めるということは24年度もその業者と随契で行うのかどうか」との問いがあり、当局より「施設自体が地中に入っており、それを引き継ぐ形で行いますので、随契ではなく入札を行います」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

再開は10時30分といたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時30分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第17、議第9号から日程第52、請願第1号までの36案件を一括議題といたします

## 質 疑

○高橋勝文議長 日程第53、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第9号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 予算書の41ページ、第1款の議会費についてでありますけれども、安東市議会訪問団招聘事業、209万8,000円が計上されております。議会費の第1款にこの予算を計上されたその背景とございますか、根拠について第1点お願いします。

それからもう1点は、この209万8,000円、千円単位まで数字が出ております。ということは、安東市のほうに打診をして、そして何名来られて何泊するのか、あるいは議会議員だけなのか、あるいは市長とか副市長なども来られるのかどうか。これらの窓口となったのがどの部署なのか。

それからこの8,000円という、千円単位まで計算されているということは、時期とかある程度の計画がなされてこういう数字になってきたのかなと思われましても、今申しあげた点についてお答えいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 議会費のほうに市議団の訪問団招聘事業の予算を計上した根拠でございますが、今回の事業の目的につきましては、寒河江市議会と安東市議会との相互交流を図るとというのが目的となっておりましたので、1款に予算を計上させていただきました。

それから、窓口となっている部署につきましては議会事務局でございます。

それから時期につきましては、花咲かフェアないしは神輿の祭典、いずれかのイベント期間中において招聘をしたいという考え方でございます。

人数につきましては、議会議員団15名でございます。

日数につきましては、2泊3日の予定でございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今の答弁ですと、安東市議会と寒河江市議会との交流が目的だと。大変気を使っていただいて、議会費に計上していただいたことに対しては感謝申し上げます。しかし、この時期になぜ

この交流事業をやらなければならないのか、非常に疑問なんです。非常に景気もまだよろしくない、しかも今市民からは議会議員の定数が多いのではないかと、あるいは報酬が高いのではないかと、そういう厳しい目がこの議会に向けられている時期なんです。こういうときにこういう金を議会でするということは、本当に市民に対して説明できるのか非常に疑問なんです。これは議員18人の中にはさまざまな意見があろうかとは思いますが、しかし、私ども新清・公明クラブの中でこのことを話し合ったときには、なぜこの時期だというのが、私が代表して言っているような形になりますけれどもなぜこの時期にやらなければならないのか。しかも、姉妹都市を締結しているのは寒河江市と安東市なんです。昭和49年2月に締結されているようでありましてけれども、これは寒河江市と安東市の締結であって、議会と議会の協約とかそういったものは何もないんですよ。当然これまで議会でも何人かが行ったことがあります。それはわかるんですけども、なぜこの時期にやらなければならないのかというのがまず問題なんです。もしこれをやるのであればある程度の、昭和49年の締結ですから38年経過しているわけですけども、節目のある、例えば40周年とか50周年とか、そういう時期に寒河江市全体で姉妹都市の安東市のほうからもっと幅広く招聘をして、こちら歓迎する側でも青年会議所だとかあるいは商工会だとかソロプチミストだとか、さらにはロータリークラブ、ライオンズクラブ、国際的にいろいろと交流を図っている団体も多くあるわけです。これまでの流れを見ても、大体市が主催して議会はそれに追随してきたと、こういう形態が多かったんです。一般的にはそういう流れで来ているんですよ。したがって、招聘するのであれば市が招聘をして、向こうからも幅広く、受けるこちら側でも幅広い団体から皆さんが参加して、お招きをしますと。38年経っていますから、あと2年すれば40周年ですよ。そういう節目のときに市のほうでの事業としてやるべきだと、私はこのように思いますが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安東市との交流は、大変歴史が古い姉妹都市の交友関係にあるわけでありまして、これまでももちろん節目、節目で相互交流を果たしながらも、その間、間でもあちらからも市長あるいは議会のほうからも来寒していただいて、またこちらからも昨年市民訪問団ということで20名の市民の皆さんとともに私も参りましたし、議長も参りました。そういった中で、安東市議会ともさまざまな交流を重ねてきたところであります。

そういった中で、これから両市の相互交流を果たしていくためのさらなる絆を深めていくということで、あちらの議会のほうでも大分寒河江市のほうに訪問したい旨の意思表示もあったやに聞くところであります。そういったところで今回議会同士の交流を進めて、さらにいろいろな面で我々としても交流を深めていく、そして去年の大震災などについても安東市側から、それから議会のほうからも御支援をいただいているわけでありまして、この際1年を経過した震災後の東北、さらには寒河江市の状況なども議会人として視察をしていただいて、さらに絆を深めていくということが必要なのではないかというような考えのもとに、こういう企画を進めていたということであります。もちろん来寒の時期についてはこれからの調整なども必要でありますので、また人数についても予算上はそういう形にしておりますけれども、安東市議会議員は御案内のとおり18名でありますから、その中で関係者も含めて今回15名の来寒を期待しているということでありますから、そういったことでこれから調整を図りながら実現に向かって進めていくということでありますので、議員各位にも大変御理解をいただきたいなと考えているところであります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 議会の相互交流、これを決して否定するわけではありません。否定するつもりは毛頭ございません。そして、今国際交流というのは非常に大事な時期に入っているということも認識しているんです。去年こちらから訪問したと今、市長の御答弁をいただいたわけですが、市長は就任されて初めて安東市、いわゆる姉妹都市を訪問される、これは表敬の意味も含めて非常に大事なことであったと思います。ただし、去年のあの事業というのはこれまでの日中友好協会とギレスン協会とが一緒になって、国際交流協会というふうに団体が改められた。その記念としてあの事業が計画されたと認識しているんです。ということは、国際交流協会の事業だと認識しているんです。先ほど市長からもあったように、市民から一般公募をして20人ということだったんだけど、最終的には議長も行くんだということで、議長が出張するということになれば当然事務局も随行するのが当たり前であって、20名の枠だったのがたしか22名になったと聞いているんですね。したがって、その訪問から帰ってきて議長からは報告を受けています。ぜひ寒河江市にも議会のほうから来てくださいということを言ってきたという話は聞いております。しかし、まさかことし即、去年行ってきてここに計上されるとは思っていませんでした。この予算書ができ上がって、その直前に代表者会のほうに議長からは報告ありました。予算要求している、ただそれが盛られるかどうかはまだ定かでない、こういう話があったんですけども、そのときから私は非常に大きな疑問を持っていたところなんです。言うなれば、昨年も国際交流協会の事業として行った、市長と議長も行かれた、あるいはほかの職員の方も随行されたわけですが、これは先ほど申しあげましたように市長が表敬訪問するというのはごく当たり前のことなだけで、ある意味では国際交流協会という団体の行事で行って、もちろん議長も議長という冠は持っています。したがってその会話の中で「ぜひ今度寒河江市にも来てください」と言うのは、一般社会、人間社会のお互いの話し合いの中でごく当たり前なんですよね。これはただ言うなれば社交辞令ともとられることであろうと思うんです。そして、最初も申しあげたんですが、なぜこの時期なのかというのが疑問なんです。40周年記念、そういったところになぜできないのか。したがって、先ほど冒頭に申しあげましたように、今議会に対して市民から非常に厳しい目が向けられているんです。こういうたぐいのものを今議会で使う時期ではないと考えています。市民に何と説明すればよいのか、困るんです。はっきり言って困るんです。

したがって、できればこれは1款から2款の総務費に組みかえをして、市の事業としてやっていただきたい、そういうふうには私は思っているところなんです。私個人的な意見を今述べているわけですが、正直言って議会議員全員が直前までこの事業のあり方というものをわからなかったんです。非常にこれは議会の総意ということではないと私は思うんですね。普通一般的に考えれば議会のほうに予算を盛ってもらう、これは議会として、議員として敬意を表しなければならない立場なんです。しかし、るる申しあげているようなことから議員全員がこういう事業を今初めて知った、これが現実なんです。今後これらについては総務委員会のほうに当然付託されるわけですから、そこで協議がなされると思います。しかし、議会の空気そのものを読んでいただいて、この部分を取り下げるか、あるいは先ほど言ったように2款のほうに組みかえるか、そのぐらをやっていただかないと、第9号というのは24年度の予算が1本で上程されているわけですから、その辺が理解できないままに賛成することはできなくなるんですね。したがって、今後の状況次第によっては今申しあげたような取り下げ、もしくは組みかえというものを選択肢の中に市長はお持ちなのかどうか、それだけお聞きして



おきます。あとは総務委員会の協議にゆだねます。そのことだけちょっと市長からお願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては既に当初予算の上程をして、皆さんのほうから御審議をいただくという立場でありますので、議会の各常任委員会になるのでしょうか、そういった形で十分御議論をしていただければと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の問題に関連してでありますけれども、極めて私議員として残念なんです。というのは、議会の予算、議員が理解をして組まれていけばこういう問題はないんです。ところが、議員全体がわからない中で議会の予算が組まれているというところに問題があると思うんです。昔は、私議員になった当時は議会の予算、議会側から当局にこういう予算要求をしていますと前もって話があって、そして理解を深めながら当初予算の議会に臨んできたという経緯がありました。しかし、最近そういうことがない中で、きょうのような問題が起きているんだと思います。

そして、相互理解、相互交流、安東市の議会と寒河江市の議会、私もこれは否定するものでもないし、積み上げていかなければならない重要な課題だと思っています。そうしたときに、今回安東市から15名招聘するという事は、来年度はこちらから行くのかというふうな、これはお互いさまですから、そういうことを議会の中でコンセンサスを得て、合意を得た上でこういう事業を組んでいくということがあってしかるべきだと思うんです。そういうことが全然なされない中で、やっぱり議員一人一人から見れば突如として出たと言わざるを得ないんです。したがって、先ほど当局の説明ですと安東市の議会と寒河江市の議会の相互交流ということでもありますけれども、具体的にことしこういうふうに寒河江市のほうで安東市の議会を招聘するという事は、来年向こうのほうにこういう大型団で行くということを目指して相互交流ということを言われているのかどうなのか。その辺をまずお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 今回の部分につきましては、平成20年度、過去に寒河江市議団ということで安東市を訪問した経過があるということでございますので、今回の部分についてはそのお返しと申しますか、そのような意味での交流というようなことだと思います。

また、25年度にまたこちらのほうから訪問するという話は現段階では聞いてございません。

以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり相互交流というのはきちっとそういうふうなこと、平成20年に寒河江市議団が韓国の方に訪問したと、そのお返しなんだということであるならば、そして受けるということであるならば、議会の中でそういう話をされて、議会としてやるべきだと思うんです。全然そういう相談も話もないんです。昨年も、先ほど来お話ありましたように寒河江市の国際交流協会という新たな組織が出て、その訪問団をこっちで編成して安東市に行くと、そして議会議長と事務局長が行きました。そのときも議会で問題になったんです。議会の予算の中に2名の安東市訪問のための予算という説明も何もありませんでした。旅費は当初予算で計上されておりましたけれども。そして、議論の過程の中では一般に募集をしているんです、国際交流協会として。市報にも載っているんです。こういう議会への話でした。そして、議会で全体的に合意にならない中で実質見切り発車的な実施がな

されました。これが事実なんです。そういう中でことしもそういう場がありながら、それは当局も知っていると思います。そういう中でこういう予算の計上というのは極めて私は問題だと指摘せざるを得ません。先ほど新宮議員からは2款への組みかえ、あるいは取り下げという話もありました。それに対して市長は「提案している立場だから、議会で議論してください」ということであります。私は、確かにこう予算計上していて、市長の立場はつらいと思います。しかし、私ども18名の議員は提案されたものを受けて審議をしながら、市民の負託にこたえて、市民に責任を持つような形で21日に結論を出さなければならないわけでありますけれども、その中でこの予算を通して今度提案している市長が予算執行を凍結するというふうな形も選択肢の中の1つとしてはあると思うんです。そうした場合、無理しないでやっぱり議会の立場も尊重しながら、そういうこともあるんだというふうに受けとめる考えがあるのかどうか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来、新宮議員にもお答えしましたけれども、これから議会最終日までにはいろいろな分科会等の議論の場があるわけですが、そういった議論の状況なども見きわめていきたいというふうにも思います。また、冒頭にも申しあげましたけれども、こちらは既に提案している予算案でありますから、議員の皆さんに十分議論していただければと考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 市長の立場はわかりました。したがって、私どもは今度特別委員会に付託をされ、そしてまた分科会での審査もあるわけでありますから、やっぱり議員自体が十分な審査をしながら、市民の信頼にこたえられるような審査を予算特別委員会なり分科会なりでやっていただきたいということをお願いいたします。

○高橋勝文議長 ほかに。佐藤議員。

○佐藤良一議員 私も議員に返り咲きして1年になるわけでありますけれども、大ざっぱにお聞きしたいわけであります。ページ数は申しあげませんが、病院会計に約5億円、下水道特別会計に6億2,000万円余り、国民健康保険に2億5,000万円、後期高齢者医療に1億3,000万円、介護保険に4億8,000万円ばかり計上なされております。一般会計から支出というか負担金なりに出ております。市民税は約48億円ですか、あと地方交付税も40億円台を計上しておりますけれども、今挙げましたものに対しては一般会計から繰り出しするのか、それとも交付税からなされるのかであります。どれも市民生活に大きく関与しているわけでありますけれども、その辺の考えはどのようになるのでしょうか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 企業会計、それから特別会計に対する繰出金の財源はどうかという御質問だと思いますが、一般財源というようなことではございます。一般財源と申しますのは、自由に使えるお金という格好になりますので、市税であり地方交付税でありというようなことになりますので、一概に交付税から支払いをしているということにはならないということではございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 いろいろと市税で48億円、交付税で40億円台でありますけれども、やはりこれだけ大きなウェイトを占めているわけであります。下水道にも途中で全市内計画あったのが途中でとまっているわけであります。簡易でしたか下水道の、浄化槽に切りかわっておりますけれども、やはりいろ

いろとその辺も市民の方は御理解しているのかなと私なりにつくづく思っております。国民健康保険は本当に大変であります。ことしは介護保険と医療ですか、大体6年に1回重なる時期でありますし、市民に大変な負担になるのではないかなと私なりに思います。また、介護保険もそうであります。この辺に対して市長は市民にどのように説明なされていかれるのでしょうか。お聞きいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民生活を守る、安全・安心な市民生活を営んでいただくためのそれぞれの事業であろうと思います。そういった意味で、できるだけその支出を少なくして、経費がかからないようにという気持ちはあるんだろうと思いますけれども、市民生活の安心・安全のためにはそういった特別会計への支出というものが必要であります。そういう状況になっているわけでありまして。そういった形で税あるいは交付税などの一般財源から何とか支出をして、厳しいそれぞれの会計でありますけれども、市民の安全・安心の生活のための支出だということで御理解をいただければと思っているところであります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり国民健康保険もなかなか、こんな景気の動向であります。医療費も大変かかるわけでありまして。みんな健康に対してお医者さんにかかったり病院に行ったりするわけでありまして。また後期高齢者医療特別会計におきましても、介護におきましても、同じような高齢者であります。やはりこういう雪国に対応する必要もあるのではないかなと私つくづく思っているわけでありまして。どうしても冬期間は普通の車は大変であります。車の通行でも在宅にしているにも、大変なものがあるように感じております。下水道も昨年地震がありまして、各川ですか、ポンプアップしたと。ポンプも新しく買ったり借りたりして対応していると聞いておりますけれども、やはりその辺の地震対策のほうも十分必要だと私なりに思っております。

また、今年のちょうど1年前、地震がありましたとき、高齢者のところに民生委員が声をかけてくれたのも1日か2日おくれましたけれども、その辺もこれから十分必要があると私なりに考えております。その辺の取り組みを十分御配慮くださるよう私からのお願いでございます。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第10号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 下水道でありますけれども、昨年3月11日の地震以後、汚泥の取り扱いはどのようになさっておられるのか。また、新年度からはどのように対応されるのか。また汚泥を今現在下水道処理場の中にストックなされているのかどうかであります。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 お答えします。

汚泥の処理でございますが、以前にも御説明しましたとおり3・11以降平常どおり処理してございます。したがって、浄化センター内に汚泥を蓄積しているという事実もございません。今後も平常どおり処理を行ってまいります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 汚泥に対して放射能が今問題になっておりますけれども、関東地方あたりの下水の汚泥からかなりの放射能が検出されて、今敷地内に保管しているという報道がなされております。寒河

江市では汚泥の検査はどのようになさっているのか、そして今現在までその辺の検査結果はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 放射能の検査でございますが、昨年8月に放射性物質の検査を行っております。そのときの結果につきましては、セシウムにつきまして52ベクレルを検出しております。安全な数値でございます。そして、毎月放射線量も把握しておりますが、こちらにつきましては汚泥の近くが非常に少ない数値で、0.02マイクロシーベルトという検出でございます。徐々に減ってきておりますが、そのような数値の推移でございます。至って安全でございます。むしろ外のほうが高いぐらいに安全な数値でございます。以上です。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第11号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第14号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第15号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 この4月1日から24時間体制の、介護保険が改正になれば行われるはずであります。

寒河江市で24時間対応する事業者は何社あるんでしょうか。そして、実際在宅になっている方で必要だという方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。お聞きいたします。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 お答えします。

ただいまの御質問は、介護保険制度の改正により24時間体制になるということでの御質問でございますが、当然こういう事業が始まりますと事業所として届ける必要が出てきますが、今のところ事業所はありません。以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 もしそういう事業者が、寒河江市以外から参入という言い方はおかしいんですけどもあった場合は、その辺の対応もなされるのでしょうか。

また、寒河江市内に介護施設があるわけですが、その中からこれから出てきた場合に、いろいろと手続がありますけれども、最低何カ月を要するようなものなのでしょうか、行政になった場合。その辺どれくらいかかるのでしょうか。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 ただいまの事業所の関係については、県のほうに届けるようになると聞いておりますので、現段階で私のほうでそこまでは調査をしていないということでありまして。御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第16号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第17号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第18号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 病院の会計でありますけれども、病院はやはり市民生活になくてはならない存在であります。まして消費税のお話も大きく報道されておりますけれども、新年度の予算に対しても、現在でもありますけれども市立病院でも私立病院でも国立病院でも県立病院でも同じでありますけれども、消費税というのは物を買えば必ず発生するのではないかなど。単純に電気料金、水道料金、医療器具、食材、買うと必ず消費税がかかるはずであります。それに対して、新年度からは医療費そのもの、医師の診療ですけれども0.001から0.004ぐらいの間と私は聞いていますけれども、そこで損税が当然発生するのではないかと思われるんです。大体どれぐらいの損税を見ておられるのかどうかであります。その辺の経過、今までとこれからの問題であります。どのように考えているかであります。

○高橋勝文議長 安孫子病院改革室長。

○安孫子和広市立病院病院改革室長 お答え申し上げます。

病院事業会計については、社会保険の診療報酬をしておりますが、非課税であります。購入する品物につきましては病院のほうで払っておりますけれども、患者のほうに転嫁することができないということから、損税というふうな言葉が出たと思います。今年度予算で、市立病院のほうで購入する物にかかる消費税5%と仮定しておりますけれども、4,000万円ぐらい損税になるものと思われま

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 先ほど私が言いました水道、電気、食材、医療器具のことを含めて、全体的にそのほかまだあるのかどうか。4,000万円と言われておりますけれども、それはどのようになっているのか。やはり医療報酬が0.001から0.004の間しかないわけでありまして。そして新年度からは診療する医師の役割を補充する事務補助というか、そういうのも取り入れれば少しは加算になると聞いておりますけれども、その辺は寒河江市でどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○高橋勝文議長 安孫子病院改革室長。

○安孫子和広市立病院病院改革室長 新年度からは取り組む予定はありませんけれども、今病院のアクションプランのほうで市民のほうに意見募集をしている途中であります。そのプランの中には慢性期病床と申しますのは25年度からの予定でありますので、新年度は現行の一般病床の計画であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり損税ですね、市立病院ですから固定資産税は当然払っていないわけで、私立病院では払っていると思われま

すけれども、やはりその辺の大きな違いがあるわけでありまして。そして、今山形市内の医学部初め山形県、寒河江市医師会といろいろと協議なされておりますけれども、まだプランが正式にできておりません。またその中で、看護職にもその辺のプランを話されているのかどうかであります。そのプランがいつころ提示なされるのかは、また大きな問題であります。損税で4,000万円というお話が今ありましたけれども、一般会計からもそれはしようがないなど、市立病院

は一般会計からも繰り入れなければならない存在というのは認識しておりますけれども、その辺の感じはどのように考えているのか。市長もその辺十分、こういうことをやるんだけど切りかえをいつころ、どのように考えているのかお聞きいたしたいと思います。

○高橋勝文議長 安孫子病院改革室長。

○安孫子和広市立病院病院改革室長 お答えいたします。

市立病院アクションプランにつきましては、現在市民の意見を募集中でありますので、まだ正式には策定になっておりません。策定になる予定は、県の河北病院のアクションプランと歩調を合わせて、3月末に県のほうから合わせてなるというふうに予定しております。

あと、看護師とか医療従事者が院内におりますけれども、その院内の合意形成の話であります、4回ほど正式に院内の検討委員会を行っておりますので、浸透して、皆さん理解していると考えております。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 水道工事でありますけれども、いろいろと古い管から新しい管に切りかえしておりますけれども、本管の交換というんですか、その会社、日本全国に何社あるのか。寒河江市で発注する場合はその交換の会社を指名するのか、それとも業者に任せるのかであります。

あと、水道メーターでありますけれども、寒河江市では全国に7社前後があり、一度談合の問題でいろいろと品不足があったわけです。何社あって、割合ですね、寒河江市で。大体水道メーターは7年に1回交換すると聞いておりますけれども、その辺の兼ね合いはどのようになっているのかであります。

あと、昨年地震があった後、発電機を購入しておりますけれども、毎月点検なされているのかどうかであります。その辺の経過をお願いします。

○高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 まず全国の業者ということでございますが、いろいろ出入りというふうなことがありますので把握していないところでございます。

あと、市内の業者につきましては、寒河江市の場合の水道本管の発注につきましては市内の業者というようなことで一応しておりますので、発注になる業者についてはほとんどが市内の業者になります。

あと、メーターにつきましてはうちのほうでは入札を行うわけでございますが、これまでの実績ある5社を指名しながら入札を行っております。

あと、地震に伴って整備した発電機の点検状況でございますが、毎月1回エンジンをかけて、大丈夫かどうかということでは点検を行っております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 水道の古いものから新しいものに、耐震構造に阪神大震災になってから日本全国共通じゃないかなと私なりに思うんであります。入札して、業者が管を求めると言っておりますけれども、やはり仙台、宮城県あたりの沿岸部がかなりの被害を受けております。寒河江市で下水道工事と一緒に

に古い管を交換したりいろいろあるわけではありますが、そういうのでこれからいろいろと工事のほうも少し延びるのではないかなと思うんですけども、その辺の対応もお聞きしたいと思います。やはりいろいろ会社があるわけでありまして。当然仙台に支店があったり、山形に営業所があったりするわけでありまして。その辺のことも十分認識しなければならないのではないかと思います。

あと、水道メーターです。1回談合問題があつてから、市内でも寒河江市水道事業所もかなり苦労されたと聞いております。やはりその辺のことで、何個ぐらい在庫を抱えているのかどうかであります。

○高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 震災後の管の調達がうまくいかないのではないかとということでございますが、震災当初につきましては大分その辺については心配されましたが、最近になってはそういう心配はなく、順調に材料のほうは入ってきているようでございます。

あと、メーターにつきましては年間大体3,000個弱購入しているところでございますが、今年度に限って申しあげますと、もう年度も押し迫ったということで、在庫につきましては240個ほど抱えております。

以上でございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 1つお聞きしたいんですけども、愛知時計電機というのはどういう会社か御存じでしょうか。この会社でつくったメーター器で、昨年不良製品があつたわけですね。東京都で発覚して、無料交換しているはずなんです。寒河江市で今までメーターのふぐあいがあつて交換したのがあつたのかなかつたのか。また、現在愛知時計電機というメーターの会社から寒河江市が購入しているのかしていないのかお聞きして、私の3問を終わらせていただきます。

○高橋勝文議長 奥山水道事業所長。

○奥山健一水道事業所長 愛知時計電機の営業規模でございますが、全国展開している企業のようにございます。

また、寒河江市につきましては平成23年度に13ミリ、20ミリ、30ミリ、40ミリを購入しております。購入した機器につきましては、ふぐあいというような報告は受けておりません。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第20号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第21号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第22号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第23号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第24号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 東日本大震災の被災者などに対する入湯税の免除の関係で、1年延長ということでありましてけれども、第31号の市民浴場の料金無料というのは直接メリットが見えるわけでありましてけれども、被災者がこの入湯税の免除措置によって具体的にどのようなメリットがあるのか教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 入湯税の課税免除での具体的なメリットですが、宿泊で150円、日帰りで75円の課税を免除するというので、ホテルなり旅館なりのほうで入湯税は課税しないで入浴していただいていると思います。以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 制度そのものはわかるんですけども、被災者が寒河江市の温泉を利用したという場合に、入湯税がかかっているところについてそういうふうになるわけでありましてけれども、例えば罹災証明とかというものを温泉を利用するときに提示をして、そうするとその金額をここで差し引いてくれるのかどうか。もちろんそれを今度税としてそのホテルなり旅館なり温泉サービスをしているところはなるんだというふうに思いますけれども、その辺が被災者に対して具体的にどういう説明をされているのか。その部分、差し引いて金を払っているのか。あるいはそういう制度の周知がどのようになっているのか。もちろん寒河江市に今いる人だけが対象なのか、向こうの人、被災している人がたまたま寒河江に旅行に来た場合もなるのかどうか。その辺も含めて、この1年間やってみての実際の数、利用者数。そして、ただ制度だけ条例上1年間延長しても、被災者が直接メリットがあるような、そういうふうなことをすべきだと思いますので、改善点や何か課題があって改善点をどのように考えているのかあわせてお尋ねします。

○高橋勝文議長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 入湯税の課税免除につきましては、IDカードなり、または本人の申し出によって適用していただくように各ホテル、旅館のほうには周知をしております。避難者の方に対しまして、支援のサービスの一覧表等で入湯税の課税免除についても記載させてもらっております。

これまで1年利用された方ですけれども、2,045件となっております。

以上です。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。



（「なし」と呼ぶ者あり）

議第31号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第32号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 環境基本条例の制定の関係でありますけれども、こういう時代ですので、大変すばらしい条例だと思います。もちろん今回条例をつくって、その後の基本計画が実際どういうことが視点かということで、実行あらしめるためにはそこが重要だと思いますけれども、今回提案されているこの条例について幾つかお尋ねしたいと思います。

1つは2条の定義の関係でありますけれども、第4号で「公害」という定義があります。したがって、この「公害」の定義に現在大問題となっている放射能汚染は含まれるのかどうか。その前のほうの条文などを読みますと当然含まれると私は理解をしていますけれども、含まれるのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから2つ目は、第8条で環境基本計画をつくるとなっているわけでありますけれども、その基本計画の期間、何年スパンでつくろうとしているのか、構想的なもの。そしてその計画はいつころまで、24年度中につくるとか、もういろいろして25年度まで延びるとかいろいろあるんだと思いますけれども、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 環境基本条例につきまして、2点ほど御質問をいただいております。お答えいたします。

まず、第2条第4号の「公害」には放射能汚染が含まれるのかという御質問でございました。これにつきましては、「公害」に含まれるという説と、「公害」には含まれないという説と両方あるようでございます。御案内のとおり、この条例の定義につきましては上位計画でございます環境基本法に基づいて定めているところでございます。山形県のほうにも確認申しあげたんですが、今回の放射能汚染につきましてはその原因が天災による事故であるということでありまして、「公害」には含まないというふうになっているということでございますが、いろいろとその議論についてはなされているところでございますので、その辺についてはなおいろいろとさらに検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、環境基本計画でございます。一般的には10年程度ということで考えているところでございますが、来年度審議会を開催させていただいて、その内容についても検討させていただきたいなと思っております。この次に上程させていただきます審議会の委員の方に委嘱して、24年度中には成案としてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 大変ありがとうございました。私もこの条例を読んで、一番心配だったのがそこなんです。最初事務方にも聞いたら、その前の条文を見れば環境保全の部分からずっとあるわけですね。そして、今問題になっている放射能汚染、「公害」というのは自然に起きるやつでなくて、事業とか人がさまざまな行為をやってそこから発生する大気汚染だったり水の汚染だったり土壌の汚染だったり、こういうものだというふうになっていますね。そういうことからすれば、今回の放射能は東京

電力の福島第一原子力発電所の事故によって起きていることは明らかですね。自然界にある放射性物質にない、原発の事故からでない自然界に出てこない物質があるわけですから、それこそ大問題になっているんですよ、今。土も水も大気も皆汚染されて。それであって公害でないというとらまえ方。これは常識的に公害ですよ。ところがなぜ公害でないか。公害防止法があるんですね。そこの中の土壤汚染防止法の中に、今言ったような理由で土壤が汚染された場合、そこの中に括弧書きして「放射線汚染を除く」となっているんです。ここが問題。公害というのは原因をつくった人が除去しなければならない、公害防止法という法律では。そうすると原因をつくった東京電力が全部さんなね。それをしないために今国で皆している、こういう状態をするために除外になっている。したがって、本当に安全かどうかということを解明した上でないと、本当は一般的に公害を発生させた場合には、原因をつくった人がその後始末の責任があるわけですが、そういうふうになっていけば安直に原子力発電なんていうのは進まないんだと思います。学者も政府も会社も、そこが責任除外になっているところに今のような現状が置かれているんだと思います。したがって、寒河江市がつくる今回の環境基本条例の中の定義の「公害」というのは、2つの考え方があるとしたら公害防止条例などで言うただし書きで除くようなものでない、本当の意味での公害、こういう定義にすべきだと思います。そうでないと、つくっても意味がないですよ。あと、基本計画の中でもそういうものがなくなっていくというふうに思いますので、これはもちろん今度委員会付託になりますから、委員会の中で十分議論していただきたいと思いますが、提案している市長として2つの考え方があるんだとしたら、私は市長と意見が一致すると思いますけれども、そして国のほうの法律の問題点があれば国で改善をしていくという形になるんだと思います。したがって、その辺の考え方について市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 環境基本条例ということで、全体的な環境保全のための市としての基本的な考え方並びに市民の方々にも御協力をいただいて、環境保全のための取り組みというものを条例として制定させていただこうということであります。

川越議員からは「公害」という言葉の解釈についていろいろ見解を述べられているわけでありましてけれども、我々市としての考え方については先ほど課長が答弁をしたとおり、国あるいは県の解釈なども踏まえるとそういう形になっているわけでありまして。今は第2条の(4)の話というふうには思いますが、我々としては(3)のほうにも地球環境の保全という形で放射性物質などについても影響を及ぼすようなことについて環境保全をしていかなければならないというのが、その趣旨としてこの環境基本条例には十分含まれているところでありますので、そういった意味で環境という全体の保全のための取り組みについて御理解をいただければと考えているところであります。

○高橋勝文議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

○**新宮征一議員** この第35号暴力団排除条例に関してなんですけれども、この条例は昨年8月1日に山形県のほうでも施行されております。そうした状況を受けて、それぞれの自治体でこの条例制定に向けた動きがかなり活発化してきたというか、動きがかなり出てきたように記憶しているんですね。特に最上地方などではかなりの自治体がこの条例を制定されたという状況の中で、昨年のどの時期だったか、議員懇談会の中でぜひ寒河江市でも12月定例会に提案をして、できるだけ早くこの条例を施行できないかということ、ぜひ議会の中にもそういった意見があったということをお伝えくださいというようなことは議長に申しあげた経過などもございます。というのは、県の暴力団排除条例ができたその後の効果として、寒河江市の事例が山形新聞で紹介されたんですね。いわゆる暴力団の何か会合の場所を寒河江市に設定して、業者がその予約を受けておったと。しかし、この県の条例ができたためにそれを盾にして予約を取り消したと、そういう寒河江市の事例が山形新聞に報道されました。そんなこともあって、昔からこの寒河江というのは案外暴力団からはにらまれるというかねらわれるというか、その前にも正月のしめ飾りですか、何かそんなこともあったようでありまして、そういうことから寒河江市にもいち早くできないかということで意見を申しあげた時期があったんですけれども、今回ようやくこの3月定例会に提案されました。

内容的には県の条例を踏まえた中でほぼ網羅されているように私は読んだところでありますが、ただ問題は施行期間が24年7月1日になっているんですね。先ほど申しあげたような内容から言っても、できれば4月、5月ということになると花見の時期にも入ってくる、さらには6月は寒河江市にとっては非常に外からもいろいろな人が訪れる時期でもありますね。しかし、それが終わった7月1日の施行と設定された。私はもっと早く3月議会で、恐らくこの案はこの議会でも全会一致で可決されるのかなと予想しておりますけれども、年度がわりの4月1日ではなくて7月まで3カ月間持ち越した、その理由についてだけお聞かせいただきたいと思っております。

○**高橋勝文議長** 安彦市民生活課長。

○**安彦 浩市民生活課長** お答えいたします。

県からモデル案が示されまして、その検討に要する時間がかかったという内容でございます。以上であります。

○**高橋勝文議長** 安彦市民生活課長、質問の要旨をよくとらえられてお答えをお願いします。安彦市民生活課長。

○**安彦 浩市民生活課長** 大変失礼いたしました。

7月1日といたしましたのは、この条例の内容におきまして市民の活動に一部制約を加える点がございます。こういったことから、市民に対する十分な周知を図る期間として公布から3カ月という期間を定めたところでございます。

○**高橋勝文議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** ちょっと今の答弁は理解できないんですよ。というのは、今議会に提案されているわけですよ。ではこの議会でこれが可決された場合に、その後市民から何か情報を聞くとか……、これ逆じゃないですか。議会に提案する前に、先ほど申しあげた県とのいろいろな調整で時間がかかったのはわかるんです。12月になぜ提案できなかったかということをお聞きしたいんですけども、それはそのために時間がかかった、それは理解できるんです。最初答弁あったように。しかし、これから市民に理解を求めるための何かがないと施行できないと、こういう考えなんですか。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 市民に対して周知をするということで、活動に制限を加える部分がございますので、周知の期間とするというふうなことでございます。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 何かちょっと私は余り頭がよくないので理解できないんですね。今議会でも議会基本条例なんかつくっているわけですけども、最終段階に入っています。しかし、これを議会に提案する前に市民との折衝を図るためにパブリックコメントなども行って、最終的に成案として提案するというようなことで今議会基本条例のほうでは進めているんですね。したがって、市民とのコンセンサスが全くないままに今議会に提案されたらと、こういうことなんですか。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 この条例につきましては、国の方針によって都道府県の条例が制定され、その都道府県の条例に基づいてそれを補完するために県のモデル案に基づいて作成したものでございます。市民に対してパブリックコメント等は徴しておりませんので、内容に一部市民の活動に制限を加える部分がございますので、その部分を周知するための期間を設けるため、7月としたものでございます。以上であります。

○高橋勝文議長 ほかに。佐藤議員。

○佐藤良一議員 新宮議員もいろいろと質問なされましたけれども、私なりに質問したいと思います。

昨年の10月に東京都と沖縄で、47都道府県で暴力団対策条例が施行になりまして、全国になったわけでありまして。その中でいろいろと問題があるところがあります。今は交通網が発達しているものから、高速道路も新幹線も飛行機もある世の中です。寒河江市に在住したと思ったら1時間もいないうちに県外に行ったということも考えられるわけでありまして。やはりそういうスピードの世の中であるわけですけども、そういうのを仮に市民や事業者が知った場合、寒河江市の条例でどの辺まで対応できるのかどうかであります。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 高速交通という形で暴力団の方が寒河江市内を訪れて、市の施設を借りるということについての御質問なのかなと思いますが、申し込みをいただいた方が暴力団員などということでございましたら市の施設はお貸ししないとか、そういう形で対応していくということでございます。以上であります。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 おれおれ詐欺と同じように、名前を書いて何でもあるわけでありまして。だから先ほど1問目で申しあげましたように交通網が余りにも発達しておりますので、パッときてパッと帰るというのも考えられるわけでありまして。やっぱり市民や事業者にしても、手配するにも県外にすぐ行かれるような時代でありますし、その辺に対して寒河江市の条例でも対応できるのかどうかというのを聞いたわけでありまして。できるのかできないのかだけでも結構であります。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 具体的な施設の使用について申しあげますと、施設を使用していただいた段階でその方が暴力団員か暴力団員でないかというふうなことで、警察等からの情報を得て、それで暴力団員だということがわかれば、これは当然条例に書いてあるとおりその取り消しができると、貸し

出しはしないというふうなことができる」と規定してございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 このたびの議会で通れば、寒河江市でも7月1日に、市民に通知してから施行されるわけでありませけれども、その間に国家公安委員会や国会でまたいろいろと問題になった場合、都道府県でまた条例改正になった場合に、寒河江市でも早急に条例を追加なりする考えはお持ちになっているかどうかであります。

○高橋勝文議長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 条例は4月1日に公布して、先ほど御質問にお答えしましたとおり7月1日から施行されるということでございます。もし議員のおっしゃるような何か必要な点がございましたら、いろいろ検討申しあげて追加で条例を改正するというのも考えていかなければならないのかなというふうには思っているところでございます。以上であります。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第36号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第37号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第38号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第40号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第41号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第42号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第43号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第54、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第9号から議第19号までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第9号から議第19号までの11案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第55、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	議第20号、議第21号、 議第22号、議第24号、 議第25号、議第26号、 議第27号、議第28号、 議第29号、議第30号、 議第37号、議第43号、 請願第1号
厚生常任委員会	議第23号、議第31号、 議第32号、議第33号、 議第34号、議第35号
建設経済常任委員会	議第36号、議第38号、 議第39号、議第40号、 議第41号、議第42号
予算特別委員会	議第9号、議第10号、 議第11号、議第12号、 議第13号、議第14号、 議第15号、議第16号、 議第17号、議第18号、 議第19号

散 会 午前11時55分

○高橋勝文議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

平成24年3月21日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
工藤恒雄	学校教育課長	清野健	生涯学習課長
片桐久志	監査委員	大泉辰也	監査委員 局長

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主 任



議事日程第6号

第1回定例会

平成24年3月21日(水曜日)

午前11時15分開議

再開

- 日程第 1 議第44号 寒河江市監査委員の選任について  
" 2 議案説明  
" 3 委員会付託  
" 4 質疑、討論、採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 議第 9号 平成24年度寒河江市一般会計予算  
" 6 議第10号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
" 7 議第11号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
" 8 議第12号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
" 9 議第13号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 10 議第14号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 11 議第15号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 12 議第16号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
" 13 議第17号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
" 14 議第18号 平成24年度寒河江市立病院事業会計予算  
" 15 議第19号 平成24年度寒河江市水道事業会計予算  
" 16 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 17 質疑、討論、採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- " 18 議第20号 寒河江市課制条例の一部改正について  
" 19 議第21号 審議会委員の公募等に係る関係条例の整備に関する条例の制定について  
" 20 議第22号 寒河江市振興審議会条例の一部改正について  
" 21 議第24号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について  
" 22 議第25号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について  
" 23 議第26号 寒河江市特別会計条例の一部改正について  
" 24 議第27号 寒河江市市税条例の一部改正について  
" 25 議第28号 寒河江市手数料条例の一部改正について  
" 26 議第29号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について  
" 27 議第30号 寒河江市立図書館に関する条例の一部改正について  
" 28 議第37号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定について

- 〃 29 議第43号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 30 請願第1号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 31 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 32 質疑、討論、採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第33 議第23号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
- 〃 34 議第31号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 35 議第32号 寒河江市環境基本条例の制定について
- 〃 36 議第33号 寒河江市環境審議会条例の制定について
- 〃 37 議第34号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 38 議第35号 寒河江市暴力団排除条例の制定について
- 〃 39 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 40 質疑、討論、採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第41 議第36号 寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 〃 42 議第38号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 43 議第39号 寒河江市都市計画審議会条例の一部改正について
- 〃 44 議第40号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- 〃 45 議第41号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について
- 〃 46 議第42号 市道路線の変更について
- 〃 47 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 48 質疑、討論、採決

- 日程第49 議会案第1号 脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について
- 〃 50 議案説明
- 〃 51 質疑、討論、採決
- 〃 52 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

## 再開 午前11時15分

○高橋勝文議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 本日の会議運営については、去る3月19日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議第44号議会案第1号常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての3案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第1で議第44号を上程した後、日程第2で市長の議案説明を受け、日程第3で委員会付託、日程第4で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

また、日程第49、議会案第1号を上程した後、日程第50で議案説明、日程第51で質疑、討論、採決を行い、日程第52で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることといたしました。

以上よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

## 議案上程

○高橋勝文議長 日程第1、議第44号を議題といたします。

## 議案説明

○高橋勝文議長 日程第2、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 私から、議第44号寒河江市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

本年3月31日をもって片桐久志監査委員が任期満了となりますので、寒河江市監査委員に大沼孝一郎氏を選任いたしたく、提案するものであります。御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 委員会付託

○高橋勝文議長 日程第3、委員会付託であります。

ただいま議題となっております議第44号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号については委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第4、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第44号は、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号はこれに同意することに決しました。

## 議案上程

○高橋勝文議長 日程第5、議第9号から日程第15、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

## 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第16、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

[内藤 明予算特別委員長 登壇]

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第9号平成24年度寒河江市一般会計予算、議第10号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第11号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第12号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第13号平成24年度寒河江市国民健康

保険特別会計予算、議第14号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第15号平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第16号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第17号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第18号平成24年度寒河江市立病院事業会計予算、議第19号平成24年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月12日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することになりました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

最初に、議第10号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の7案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

次に、議第9号、議第13号、議第14号及び議第15号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第17、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

委員長報告中、御異議のありました4案件を除く議第10号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第9号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号を起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号を起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第18、議第20号から日程第30、請願第1号までの13案件を一括議題といたします。

### 総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第31、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

- 辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第20号、議第21号、議第22号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第37号、議第43号、請願第1号の13案件であります。

審査に入る前に、審査の進行について議第28号の審査終了後に議第37号及び議第43号の審査を行い、その後に議第29号の審査を行うことについて諮り、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第20号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「外国人登録で、国別で言うと何カ国の方がいるのか」との問いがあり、当局より「昨年

12月の段階で、国別では13の国からの方が外国人登録しており、多いのが中国、韓国となっております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号審議会委員の公募等に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「委員を公募しても集まらない場合はどうするのか」との問いがあり、当局より「公募委員がいなければ、学識経験者をふやす場合もあります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市振興審議会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「振興審議会の委員の任命について、農業委員と教育委員を除くということだが、どのような理由なのか」との問いがあり、当局より「行政側の委員は発言しにくい場合があり、行政機関の関係者はいないほうがいいという意見があったために、今回除かせていただくことにしたものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の身分や資格はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「社会的信望があり、障がいのある者の厚生、援護に熱意と識見のある者ということでの身分、資格の規定があります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市特別会計条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公募委員は何名を予定しているのか」との問いがあり、当局より「全体の2割以上という行財政改革アクションプランの中の規定に基づき、3名と考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市立図書館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号脱原発社会に向けたエネルギー政策の転換を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「原子力発電所を減らしてほしいということで、趣旨を含めて願意妥当で、採択すべき」との意見がありました。

討論を省略して、採決の結果、請願第1号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第1号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑、意見等に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「人間の存在を否定するもの」を、「人間の存在を危うくするもの」と変えるべき」との意見がありました。

委員より「既存の原子力発電所については、「停止中の炉は再稼働させず、運転中の炉は順次廃炉にすること」を、「停止中の炉は可能な限り再稼働させないこと」と変えるべき」との意見がありました。

討論を省略して、採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第32、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第20号から議第22号まで、議第24号から議第30号まで、議第37号及び議第43号並びに請願第1号の13案件を一括して採決いたします。

ただいまの13案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。



13案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第20号から議第22号まで、議第24号から議第30号まで、議第37号及び議第43号の12案件は原案のとおり可決とし、請願第1号は採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 高橋勝文議長 次に、日程第33、議第23号から日程第38、議第35号までの6案件を一括議題といたします。

### 厚生常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 高橋勝文議長 日程第39、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

[國井輝明厚生常任委員長 登壇]

- 國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第23号、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第35号の6案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第23号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「外国人登録法の廃止による条例の改正だが、該当する外国人は市内に何名いるのか。また、外国人が印鑑証明を登録する際にどのような方法で本人確認を行うのか」との問いがあり、当局より「1月末現在で中長期在留者283名、特別永住者3名の合計286名が該当しています。本人確認は、入国する際に交付される在留カードで行います」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「避難者の市民浴場の利用状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「2月の延べ利用者数は471名です。平均すると1日当たり約17名が利用しており、被災者515名のおおむね3.3%の方が毎日利用されていることとなります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市環境基本条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「条例では市民の責務と事業所の責務をうたっているが、市外から来る人の責務はどのようにとらえているのか」との問いがあり、当局より「市外から来る人の責務については、市の責務の中で滞在される方にも配慮いただくこととなりますが、具体的には環境基本計画に盛り込む予定です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市環境審議会設置条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「環境審議会の組織体制はどのように考えているのか。また、学識経験者はどのような方を考えているのか」との問いがあり、当局より「組織体制は寒河江市環境基本条例の検討委員を踏襲し、学識経験者は環境関係の仕事をしていた県職員や小学校の先生などを考えています」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市暴力団排除条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「暴力団を判断する方法はどのように考えているのか。また、市内に暴力団と言われる組織や構成員は何名いるのか」との問いがあり、当局より「暴力団は寒河江警察署で把握しています。また、市内に暴力団組織や構成員はいないとお聞きしております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

御異議のありました議第34号を除く議第23号、議第31号から議第33号まで、及び議第35号の5案件を一括採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第23号、議第31号から議第33号まで、及び議第35号の5案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第34号を起立により採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第41、議第36号から日程第46、議第42号までの6案件を一括議題といたします。

### 建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第47、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第36号、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第42号の6案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第36号寒河江市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「「身体障がい者」を「障がい者」に改めるとのことだが、これは対象者を拡大するという意味か」との問いがあり、当局より「障害者基本法に規定する障がい者ということで、精神障がい者、知的障がい者も含めて対象を拡大するという意味で、「身体」という部分の表現をなくしたものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号寒河江市都市計画審議会条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質

疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「22年度に入札を行い、差金が出れば22年度の決算で不用額としてこの議案を上程すべきだったのではないか」との問いがあり、当局より「基本的には入札で額が決まっておりますが、現場の状況に応じて設計変更などが起きておりますので、そのあたりを加味しながら今の時期になりました」との答弁がありました。

委員より「次回からは、その都度予算の補正で対処してほしい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第48、これより質疑、討論、採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第36号及び議第38号から議第42号までの6案件を一括して採決いたします。

ただいまの6案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

6案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第36号及び議第38号から議第42号までの6案件は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第49、議会案第1号を議題といたします

## 議案説明

○高橋勝文議長 日程第50、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

### 質疑、討論、採決

○高橋勝文議長 日程第51、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

議会案第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

### 常任委員会及び議会運営委員会の 閉会中における委員会調査申出並 びに委員派遣承認要求について

○高橋勝文議長 日程第52、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午後0時03分

○高橋勝文議長 これにて平成24年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成24年3月9日（金曜日）予算特別委員会①

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会  
平成24年3月9日(金曜日) 午前10時05分開議

開 会

- 日程第 1 議第 2号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時05分

- 内藤 明委員長 おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第2号平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

### 議 案 説 明

- 内藤 明委員長 日程第2、議案説明であります。  
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議  
ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

### 質 疑



○内藤 明委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第2号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款から歳出第4款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 ちょっとこの予算書を見てもわからない部分あるんですが、というのは、この前議会に対して豪雪対策本部の立ち上げをして今回の豪雪対策についての説明がなされました。そして、その中で農業被害などもハウスなどを中心に大変な被害が起きているというふうなことがありまして、そして県の方でも対策本部があり、そして被害救済のために、それからこれから起こるであろう被害を最小限に食いとめるためにというようなことで、さまざまなことがあるというようなことが報告あって、そして、市でも対応していきたいというような話がありました。

その中で、春先の剪定時期に向けての農道の除雪というのは従来もしてきておるんですけども、それだけではことしおっつかないと。もっと早く雪掘り、雪おろしの段階からそれぞれ園地に行ける体制をとらないとだめだということを申しあげ、当局の方もすぐやりますということでありました。

そして、その後も確認をしても、もう2月中からその対応に入っていますと。そのときの説明では、補正予算も組みながら対応しますということもあった。したがって、私は既決予算のほかに補正、これは専決処分のやつでもなっているのかな、あるいはそれになればその後の今回議会にかかるやつにもあるのかなというふうに思っていました。

ところが、専決処分になっているのは建設の方の部分なんです。そして、農道の関係はありません、両方見ても。したがって、どういうふうにそこ対応するのか、どこで聞いたらいいかもわからないんですけども、議会に対する豪雪対策本部を立ち上げて豪雪に対する対策、対応の説明の際の部分の補正予算も対応しながら農道の除雪をするというふうに言われておったわけでありまして、その辺がどうなっているのかお聞きをしたいんです。

そして、実際問題谷沢の農道、樹園地農道、幹線樹園地農道はきのう現在されていません。そうしてきょうも朝ちょっと市の除雪機械などの状況も見させていただきました。そうしたら、谷沢の場合、具体的に言うと、従来やっている業者さんに委託をしているようです。

ところが、その機器では、その機械ではことしのような大雪の今の段階ではもう除雪無理だそうです、その機械では。もっとずっとすくんでいって、雪少なくなってからだとその機械で除雪できるそうですけれども、したがって、寒河江市にはロータリー車があるんです。ロータリー除雪車、そしてきょうも動いていますけれども、大きいのと小さいのは皆出ていっています。

中間的なロータリー車、ちょうど農道除雪するに都合いいような機械がきのうももう2台動いていないというふうなことがありましたし、だとすれば、それらを使って何とかできないのかというふうに思っています。きょうも見てきても動いていません。したがって、そこら辺の一連の関係どうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 農林課長。

○小野秀夫農林課長(併)農業委員会事務局長 御案内のとおりことしは記録的な大雪でございまして、2月2日か3日ですけれども、林業試験場の前で129センチを記録したということですから、

農林課といたしましては、例年、昨年と同じようにことしも通常の春先の除雪以上に対応をしなければならぬという認識のもとから、各……、

○内藤 明委員長 マイクを使ってください。

○小野秀夫農林課長(併)農業委員会事務局長 各農協さんの方が窓口になっておりますので、2月2日に農協さんの方に各地区の除雪の要望地区について取りまとめをお願いいたしました。

それで、2月8日からJAさんの方から私どもの方に来まして、そして機械の関係もございまして、2月15日から除雪を開始いたしております。

それで、昨年ですと2月16日から3月24日まで農林関係の除雪を行ったところでございますが、平成24年度につきましては、既に2月15日から行ってございまして、平野部についてはほぼ完了いたしております。

今、委員が御質問になった件につきましては、例年幹線道路としてこの大雪の場合以外でも毎年除雪している箇所でございます。その辺につきましても当然農林課の方でも除雪は急がなければならぬものですから、その辺につきましても、例年どおり3月7日、その辺のことについては各取りまとめの農協さんと調整を図りながらやってきたところでございます。

先ほど委員から御質問のあった農道につきましても、そのような過程でやってきたわけですが、一部いろいろな事務の手違いといえますか、連絡の手違いにおいてちょっと地元の人との調整がおくれてそういう形になっているかと思えます。申しわけございません。その除雪につきましては、すぐ対応いたしまして、あしたから除雪するようにいたしております。以上でございます。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 まず、なっていないかというのは、まずしょうがないです。あしたから対応するというのは、これまでの部分はやむを得ないと思えます。戻ることはできないわけですから。ただ、議会に、当局から豪雪対策本部が設置され、そしてその対応についての意見交換があったわけですね、協議の場が。そして、そこでももちろん農林課長出ていません。それは総務課長が出て説明をして、総務課長がそういうふうにするやりますと、そしてやっていますというような形です。

したがって、そういう行き違いは地域の谷沢の農業団体や農協などとの農林課との行き違いだけではないんです。私は問題視しているのは、内部での豪雪対策本部の総務課長の答弁、私どもに説明していることと農林課との関係でも問題あるということをやむ受けとめていただいて、今後そういうことのないようにしていただきたい。このことを申しあげておきます。

○内藤 明委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

先ほど農林課長がお話しになりましたように、2月19日から基幹農道の除雪が入っているというふうなことで、農道除雪につきましても、それぞれ路線ごとに計画を立てながら随時行っているというふうな状況でございました。谷沢の基幹道路の部分の農道についてはちょっとおくれたという部分についてはすぐ対応するというので、きょうも農林課長の方といろいろ話ししながら対応させていただいたところでございます。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 谷沢だけちょっとおくれたみたいな、手違いでと言いますけれども、私やっている人

たちから聞いているんです。中郷もなっていないそうです、従来やっているところ。従来やって、そしてさんなねと言って、すると言っているところが、いや、それはすぐやる、やっていたと言いながら、そういうふうな形でいっぱい抜けているというふうなことをきちんと受けとめて対応していただきたいというふうに思います。

○内藤 明委員長 市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどから御答弁申しあげておりますとおり、ことしの雪は平成18年を超えるような大雪であったということで、農道の除雪等についてもできるだけ例年に比べて前倒しで対応することです。前倒しで対応するわけでありましてけれども、やはり例年に比べてある程度機材の調達というのもそれに対応して前倒ししなければならないということで、やっぱり調整が必要でありますので、地域の皆さんからできるだけ早くという御要望は多々いただいているわけでありましてけれども、やはりその機材の関係で、どうしても希望する地域の方が希望する時期まで調整ができないということもあろうかと思っておりますけれども、できるだけ早く対応する。

それから、予算的に措置するということも申しあげていたわけでありましてけれども、やっぱり予算に乗っていないのではないかとというようなご指摘もありますが、これはどの程度、先ほどお話しありましたけれども、農道の除雪などについては、これからどの程度の経費がかかっていくか、あるいはまだ見通しが立たないということでもありますので、これは予備費などを含めて支障のないような早急な対応を我々としては考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 状況わかります。ただ、今市長も言うように、機材などの調整もあるんだと思います。したがって、計画どおり谷沢の部分なども路線もなっていてしていると言うんだけれども、現場を見ると、従来お願いしている業者さんのその機材では今無理なんだと、もっとぐっとすくんでからでないとか対応がもうわきは荷重がずっとあるわけでありましてから、したがって、うまく振りながらやっていけるロータリーで、でもロータリーも余り大きいやつだというのだめ、小さくても効率悪いというようなことで、市にあるロータリーなどが非常に効率的なんだべというふうに言われているんです。

そして、きのうもきょうも2台もそれが動いていないという、寒河江市で持っているながら動いていないというところに私問題だなというふうに思うんです。極めて単純に。いろいろなところから要望あるというふうなことを言われます。しかし、機材の対応で調整でうまくいってないんだと言いながら、機材が浮いているというふうなこと、もちろん少し余計なことまで申しあげますけれども、今度平成24年度では除雪、ハンドルのやついっぱい買って各学校に一たん置かせてもらうなんていうふうになったときも、機材だけはあっても、除雪する体制ないというのだめだという問題意識私は持っているんです。

物だけ買って、そしてこの前からなっている、そいつすら民間に何とか買うのに支援してもらえないかという議論まで議会でなっているわけです。あるんですよ、そこに今。そして使われていないんですよ。そこら辺をもっともっと有効にお金を使いながら、資材を有効に使いながら、市民の要望にこたえていくという姿勢を内部で調整してやってほしいという、これが何か批判するとか何かでなくて、前向きに何とかここできないかという意味で申しあげているんです。

○内藤 明委員長 富澤建設管理課長。

○**富澤三弥建設管理課長** きノウ、きョウロータリーの方がちょっと運行していない部分があるということでございますけれども、確かに人員の配置等を含めまして、すべてロータリーをフル稼働というふうな形にできないのがきノウ、きョウあったというふうに思います。現在、私どもの方でも市道路線、冬期間に除雪していない市道路線を中心にも道路管理者としては先にしなければならぬということがございますので、一応平場の方の冬期間の方の除雪していない市道については一定程度終わったんですけれども、今山間部の方に向かわせていただいておりますけれども、御案内のとおりことしの雪は通常のスPEEDではなかなかいかないということで、大型と、それからグレーダー使いながらセットでやっておりますけれども、オペレーターもたまたまちょっと休みもいただいたというようなこともありまして、ちょっと動いていない実態があったようでございますけれども、そういった場合についても、ことしの冬につきましては市の運転手さんなんかも出ていただきながら除雪作業をしていたところでございますけれども、機械の調整等につきましては、今後ちょっとそういった事案につきましては検討も進めていきたいというふうに思っております。

○**内藤 明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** もちろん建設課で抱えている機材というのは、そっちの方優先しなければならないというのも理解もします。しかし、農家がこの豪雪で春先からの農業生産に対しての被害を最小限に食い止めるといえば、今が極めて重要だというのは、この前の対策本部からの説明の際議論になったわけです。そうだと、ここの一致をしているわけですから、縦でこの機材はこっただけやるということではなくて、いろいろ使えるように、農林サイドにも回せるような形でぜひお願いをしたい。

きョウ聞いても、いやそれはもうきョウの話ではもちろんスタッフいないから学校の方優先というふうになったんだと思いますけれども、もう農道にはだめ、きョウは学校優先というふうなことにもなっているようで、これがもうそういう農林の方はだめなんだというふうなところまでなるというのだめですので、そこら辺はそういう縛りなくて臨機応変に対応できるんだというふうなことでやっていただきたいということを申しあげておきます。

○**内藤 明委員長** ほかに質疑はありませんか。佐藤良一委員。

○**佐藤良一委員** このたびの大雪で民生費は乗っていないんですけれども、高齢者雪おろし、ひとり暮らしや二人暮らし世帯、あと障がい者宅の雪おろしの方が乗っていないんです。何人あったのか。その辺のあれはどのようにお考えになっているんでしょうか。

○**内藤 明委員長** 佐藤委員、マイク使って発言をお願いいたします。佐藤委員。マイクを使ってください。

○**佐藤良一委員** このたびの補正予算に高齢者世帯、ひとりだの二人世帯があります。あと障がい者だのその辺の雪おろしの頼んだものが乗っていないんですけれども、どのように対策考えているのか、何人あったのか。乗ってないんですけれども、その辺のあれをどのように考えているんですか。

○**内藤 明委員長** 健康福祉課長。

○**那須吉雄健康福祉課長** 恐らくひとり暮らし等の除雪費に関しての御質問ということで御理解してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

先ほど専決処分の中でひとり暮らし老人の除雪費の支給費用について承認をいただいたわけですが、その中に扶助費ということで追加をしているんですが、その時点では非常に大雪と聞いていたんですけれども、それ以上の大雪の状況であります。したがって、現在申請件数が531件というふうに

なっております。議員がおっしゃるそれぞれのという部分についてはまだ集計はしておりませんので、その点については御理解をいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第6款から歳出第10款までについて質疑はありませんか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第2号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

### 分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましてはお手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託をいたします。

分科会分担付託案件表

委員会	付託案件
総務文教分科会	議第2号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、第2表、第3表
厚生分科会	議第2号第1表中歳出第3款の一部、歳出第4款
建設経済分科会	議第2号第1表中歳出第6款、歳出第8款

散 会 午前10時26分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成24年3月12日（月曜日）予算特別委員会①

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
清野健	生涯学習課長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会  
平成24年3月12日(月曜日) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第2号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務文教分科会委員長報告  
(2) 厚生分科会委員長報告  
(3) 建設経済分科会委員長報告  
" 3 質疑、討論、採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 内藤 明委員長 おはようございます。  
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第2号平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務文教分科会委員長報告

- 内藤 明委員長 初めに、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。  
〔辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は3月9日、委員全員出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第2号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款第2表、第3表であります。

審査に入る前に審査の進行について、議第2号第1表中歳出第9款の審査終了の後に、第2表及び第3表の審査を行い、その後に第1表中歳出第10款の審査を行うことについて諮り、異議なくそのように決しました。

審査の内容を申しあげます。

初めに、議第2号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「固定資産税額とたばこ税額を追加した要因はどのようなものが考えられるのか」との問いがあり、当局より「固定資産税額の追加については新增築家屋の評価額が見込みより多かったことと宅地等への地目変更が多かったことなどで、たばこ税につきましては平成22年10月に40%増の税率改正があり、その影響を見て、当初予算では本数を少なく見積もっておりましたが、ここにきて本数が見込みほど減らなかったということで、大きな増額となったものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「雪おろしでけがをした場合も弔慰金等はおりののか」との問いがあり、当局より「災害弔慰金の支給に関する法律並びに条例で死亡した場合の弔慰金の支給、災害を受けた場合の傷害見舞金、住宅等が壊れた場合の資金貸し出しの3種類に分けられており、見舞金の関係ではかなりの重度の方が見舞金の対象となります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「消防団安全対策施設整備事業の具体的な装備内容について」の問いがあり、当局より「消耗品については水防活動上の安全確保のために、消防団のすべての部へライフジャケットを10着ずつ配備する計画であり、備品購入費については発電機1台、投光機2台、ガソリン携行缶を一つのセットとし、消防団の66班すべてに配備する予定です。災害時の停電中でも消防ポールの拡声器による地区民への情報伝達や災害広報にも使用できるようにするものです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第2号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第2号第1表中、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。



主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「陵南中学校下水道工事の工事期間はどのくらい予定しているのか」との問いがあり、当局より「最終的な切りかえは夏休み時期に予定しておりますが、プールの便所につきましては、プール使用時に使用できるようにしていきます」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は3月9日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第2号第1表中歳出第3款の一部、歳出第4款であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第2号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）第1表中第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第2号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「子宮頸がんワクチンは中学1年から高校1年までの対象者のうち、どのくらいの人数が接種をしたのか」との問いがあり、当局より「対象者数829名のうち、1回目87.1%の方が接種済みです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 建設経済分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は3月9日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担当付託されました案件は、議第2号第1表中歳出第6款及び歳出第8款であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第2号平成23年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「創意工夫プロジェクト支援事業の詳細について」の問いがあり、当局より「果樹の出荷期間を長期にすることで、有利販売につなげることを目的に、約60坪の集出荷施設と14坪弱の大型冷蔵庫を投入する予定です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第2号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「最上川緑地の整備事業の中でソーラーパネルと蓄電池の照明設備工事請負費ですが、市内の業者で工事可能なのか」との問いがあり、当局より「工事可能です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑、討論、採決

○内藤 明委員長 日程第3、質疑、討論、採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました

閉 会 午前9時46分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 内 藤 明

平成24年3月12日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	柴崎良子	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	奥山健一	水道事業所長
安孫子和広	市立病院 病院改革室長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	清野健	生涯学習課長
大泉辰也	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会  
平成24年3月12日(月曜日) 午後1時00分開議

開 会

- 日程第 1 議第 9号 平成24年度寒河江市一般会計予算
- 日程第 2 議第10号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 議第11号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 4 議第12号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議第13号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議第14号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議第15号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議第16号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 日程第 9 議第17号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 日程第10 議第18号 平成24年度寒河江市立病院事業会計予算
- 日程第11 議第19号 平成24年度寒河江市水道事業会計予算
- 日程第12 議案説明
- 日程第13 質疑
- 日程第14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午後1時00分

- 内藤 明委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

## 議案説明

○内藤 明委員長 日程第12、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

## 質 疑

○内藤 明委員長 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第9号の質疑に入ります。

議第9号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 ページ20、21ページ、12の1の1の2、新寒河江温泉使用料の関係についてお尋ねをしたいと思います。

○内藤 明委員長 マイクお使いください。

○川越孝男委員 ページ20、21ページ、12の1の1の2、新寒河江温泉使用料について伺いたいと思います。

チェリークア・パークの方に分湯計画などをして、当時の計画と大きく変わっているというふうに思うんです。したがって、それぞれの土地購入者などの責任分湯量というか、購入量、それから分湯料金など、量というのはがさの方、この辺はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 新寒河江温泉の分湯の量でございますが、ゆ〜チェリーの方に300リッターでございます。それからシンフォニーアネックスに150リッター、それから自動車学校に50リッター、それからあとは歩道の方の除雪関係で、それは冬期間だけというふうなことで配湯しているというようなことでございます。以上です。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 当初の計画と大幅に変わっているということで、当初どれぐらいの量がそれぞれの土地に温泉つきというような分湯する権利つきで分譲するということで、年間の使用量トータルからはじき出して、そしてもちろん市民浴場で使う部分もあるし、そういうふうな形の中で料金算定もしたはずで、年間の。

ところが、当時と比較してその使用量がどういふふうになっているのか、当時の計画と同等だったならば、単価は同じでいいというふうに思うわけですがけれども、そこら辺の関係がどうなっているのか、大分時間もたっていて、極めてその辺がもう不透明になっているので、少しこの際教えていただ

きたいという意味でお尋ねをしたんです。もう一度お答えをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 今新寒河江温泉からのお湯の方のくみ上げ量、そちらの方につきましては毎分約1,000リッターになってございます。当初の計画ということになりますと、やっぱりその1,000リッターを市民浴場と、それからチェリークアの方に配分していこうというようなことの計画だったと思います。

現在は、市民浴場の方に1分間に約480リットル、チェリークアの方に今申しあげました量を配湯しているということになりますので、ほぼ1,000リッターを配湯しているということになっております。以上です。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 前は市民浴場自体が特別会計であって、その金の部分の全部収支の関係が見えておったわけでありまして、その後、一般会計に繰り入れをしてきて、そしてそれぞれの民活の用地に温泉を給湯しながらスパリゾートというようなことでしたわけですから。そして、それをやっていった場合に、特に一番大きく使うところ、それは今の自動車学校が建っている部分でありましたけれども、それらはもう別なものになって、そして今言ったように1,000リッターというような形の中のものになっているんです。

したがって、これ1,000リッターなら1,000リッターでもいいんですけども、その収支の関係で実際いろいろなところに振られているので、ちょっと見えないので、そこら辺収支の関係、新寒河江温泉にかかわるメンテナンスや何か皆ひくくめてどのようになっているのか、再度お聞かせをいただきたいと思います。

もし今ここで細部わからないとすれば、分科会の中での付託になった後資料も出していただきながら、ああこういう実態になっているのかなというようなことを議会も、あるいは当局もいろいろな意味で理解をし合うということが今重要であろうというふうに思いますので、ここで必ずしもなくても、分科会の中でも理解を深め合える場にしていきたいというふうに思いますので、そのことも含めて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 新寒河江温泉の使用料につきましては21ページにありますとおり652万9,000円でございます。平成24年度予算です。それに係る歳出というようなことになると、予算書の49ページでございます。

中ほどに新寒河江温泉管理事業509万3,000円というようなことになってございますので、若干収入の方が上回っているというような状況でございます。以上です。

○内藤 明委員長 ほかにありませんか。木村委員。

○木村寿太郎委員 私の方はページ数はちょっと余り関係なく、予算の説明書の関係でちょっとお伺いしたいんですけども、平成24年度一般会計の予算の説明書の中で、歳入中、子ども手当交付金というのが今まで子ども手当かなというふうに理解しているんですけども、そういう項目になっていませんけれども……

○内藤 明委員長 マイクをお使いください。

○木村寿太郎委員 税制改正によって今年度から新しく始まるわけですけども、年少扶養控除などの

廃止というのが出てくるわけですが、そのために個人市民税の増額を見込んでいるようですが、大体対象者としてどれぐらいいるのか、また税額などをお聞きしたいと思います。

もう1点あわせてお伺いしますが、今度平成24年度は固定資産税の3年に一度の評価がえがあります。それぞれ土地、建物、設備投資の抑制により6.9%の減額を見込んでいるようであり、評価がえによる減額のそれぞれの内訳、わかる範囲で結構でございますので、それをお伺いしたいと思います。

その2点についてお伺いたします。

○内藤 明委員長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 お答えいたします。

15歳までの年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の廃止にかかわる御質問でございますけれども、対象者は5,760名で、個人市民税で約6,000万円の増額を見込んでいるところであります。

あと評価がえについてでございますけれども、評価がえによる税の減額でございますが、土地が3.8%で、2,918万円の減、それから家屋が12.2%、1億3,911万円の減を見込んでおります。また、償却資産については設備投資の抑制等によりまして6.2%、2,550万円の減を見込んでいるところであります。以上です。

○内藤 明委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 この子ども手当の件に関しては今まで控除対象者にはならなかったわけですから、今回初めてというような経験だと思いますけれども、あくまでもこれはある程度1世帯個人的に何人というのも対象者人数は聞きますけれども、大体だと思えますけれども、予算よりはぜひ多くなった方がよろしいわけで、それを期待したいと思います。

それから、評価がえの件ですけれども、前回3年前と比較してどうなのか、その辺の変化をちょっとお聞きしたいと思います。

○内藤 明委員長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 3年前、平成21年度ですけれども、平成21年度では、土地が3.5%、2,863万円の減、家屋が7.5%、8,522万円の減、償却資産については4.9%の2,409万円の減となっており、固定資産税総額では3.3%、8,146万円の減となっております。特に、今回の評価がえとの違いは、家屋が前回の7.5%から12.2%と大きな減少幅となっておりますが、これは物価や人件費の上昇を補正する再建築費評点補正率というものがあるんですけれども、これが非木造で前回の1.04から0.96に、木造では1.03から0.99に下がったことなどによるものであります。また、新增築家屋につきましても約100棟ほど少なくなっている状況でございます。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありますか。新宮委員。

○新宮征一委員 この1款については、先ほど本会議で質問させていただきましたし、あと付託される委員会での協議にゆだねたいというふうに思いますが、ちょっとしつこいようではありますが、本会議は3問までで質疑は制約されておりますので、ちょっとだけここで申し上げたいんですが、先ほどの財政課長の答弁の中にも、いわゆる去年お邪魔をして、それに対するお返しという意味合いもあるやに伺ったところでもありますけれども、例えば前に、平成20年ですか、こちらから今の2期目の議員だ



ったと思うんですが、安東市の方に訪問しております。その翌年だと思うんですが、安東の方からこちらの方に来られた。そのときは確かに議員同士の交流ではなかったというふうに理解をしておりますけれども、やっぱりこういう事業というのは、議員だからとか、あるいは行政だからとか、そういうものではなくて、いわゆる安東市と寒河江市とトータル的に考えての事業をやるべきだと思うんです。

そのときのことなんですが、向こうから来られたときには議会の方では議長、副議長、常任委員長、こういう肩書を持った人が歓迎夕食会に参加されました。しかし、前の年に行ってお世話になってきた、先ほど申しあげましたたしか今の2期目の議員の方だと思うんですが、その歓迎夕食会には出られないんですね。したがって、二次会をセットしておいて、自分のポケットマネーを出してそのお礼の、前回の去年のお礼の意味を込めて懇親会をやった。そういうふうな経過がございます。

したがって、先ほど私申しあげたのは、なぜこの時期に議会費でそういう金を使わなければならないのかという観点から申しあげたところなんです。153億円の総額から見れば200万円、たかが知れた200万円かもわかりません。しかし、されど200万円なんですね。そして、議会が今どういう状況に置かれているかというものを考えたときに、今日的社会の環境、背景というものを考えたときには、今この時期には使うべきでないということを申しあげたところなんです。

確かにどこまでもこの問題を取り上げて言うつもりはございません。冒頭にも申しあげましたように、これは委員会の協議にゆだねたいと思いますし、市長が議会に対して気を使ってくださって、予算を持っていただいたということには感謝しますし、敬意を表しますけれども、特に、今回新しく議員になられた皆さんにも過去の状況というものを知っていただきたいために今申しあげているんですけれども、往々にしてこれまではこういうたぐいのものは議員みんなが、みんなというか、議員はせっかく予算を持ってもらったんだから、何も返す必要はないだろう、単純なそういう考えでやってきた流れが過去に何回かあります。

したがって、今回強く申しあげたいのは、そういう時代とは違っているんだよというところを、これは質問にはならないかわかりませんが、先ほど本会議で申しあげたものに一言だけつけ加えさせていただいて、議員全員が新たな感覚で今の状況というものをとらえた中でこの問題を協議していただきたいということを申しあげておきます。答弁は要りません。

○内藤 明委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 ページが44、45ページ、2款1項1目の新規で入りました予算のクリーンエネルギー自動車購入事業についてお伺いしたいと思います。

予算上500万円という額ですので、多分台数も1台ぐらいたとは思いますが、一応そちらの方、この予算は自動車の購入なのか、何台なのか、また附帯設備等あるのかどうかお伺いしたいと思います。

○内藤 明委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

クリーンエネルギー自動車購入事業ということでございまして、新たに電気自動車を購入するというふうな事業でございまして、これらに係る経費につきましては500万円を見込んでおります。台数

につきましては現在のところ1台というふうなことで予算上の方は措置してございますけれども、今後電気自動車等々の利用をさまざま勘案しながら、それらについての自動車の選定を行いながら適切に決めていきたいというふうに思っております。以上です。

○内藤 明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 これ市長からのお話もあって、今回地球温暖化対策のために試験的に導入するということでしたので、できれば電気自動車だけを導入としますと、結局それをチャージするためには火力発電であれば石炭を燃やした電気を使うというようなことになりますので、ややもすると、やはりそれは温暖化、ガソリンを使わないというだけであって、温暖化対策になるかどうかというところもあると思いますので、できれば次もう一段階進んだところになると思うんですが、例えば庁舎にパネルを設置してそれで充電して電気自動車を走らせるとなると、非常に温暖化対策に取り組んでいるシンボルともなると思いますので、ぜひそちらの方も今後御検討いただければと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 2点お尋ねしたいと思います。

一つは、58、59ページ関係で、デマンド型交通実証運行事業についてであります。

去年の11月からことしの10月まで……

○内藤 明委員長 済みません、川越委員、マイクお使いください。

○川越孝男委員 はい。デマンド型交通実証運行事業についてお尋ねします。

去年の11月からことしの10月まで運行事業をやっているわけでありましてけれども、途中で今やっている実験を変更するということが絶対できないのか、よりこの1年間の中でもっと研究するために、それなりの手続をするというところが難しいけれども、できるんだというふうなことなのかどうかお尋ねしたいと思います。ということがまず一つです、この関係で。

あと二つ目は、企業立地推進費の関係、130、131ページ、これ廃目になっています。そして、多分これ7款の方に組み替えになっているのではないかなというふうに思います。そうしたときに、これまでチェリークア・パークののり面の土地の取得、一億何がしなんですけれども、これ分割して購入するというか、1,000万円ずつ予算計上され、予算執行してきているわけでありましてけれども、この部分も7款に移ったのではないかなというふうに理解をした上でお尋ねをするんですが、実際開発公社からこの土地を取得してお金1,000万円ずつ払っていますけれども、売買の手続というのはどういうふうになっているのか、実態、これを教えていただきたいと思います。

まず、この2点お尋ねをします。

○内藤 明委員長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 デマンド型交通のことにつきましては御質問がありまして、お答えいたします。

実証実験につきましては、ことしの10月までということで1年間の許可をもらっております。途中で変更できるのかということでありましたが、実は運輸支局の方にしたところ、まずそういう例はほとんどないというふうに言われました。実は座談会等で留場地区の方から当初は入っていないんですけれども、入れないかというふうなことがありまして、再度運輸支局の方に照会をして、今度仙台の本局の方に照会をしていただきましたら、ものによるんですけれども、可能な場合もあるというふうなことでありました。基本的にはできないということでありましてけれども、変更でなくて一たん前の

申請を取り下げて新しくするというふうなことで可能な場合もあるというふうなことでありました。

○内藤 明委員長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 チェリークア・パークののり面の売買手続の実態についてというふうな御質問でございます。お答えをいたします。

チェリークア・パークののり面の用地購入につきましては、平成21年度から平成31年度までの11年間にわたり基本的に予算化をするというふうなことでお示しをさせていただいておりますが、市がいわゆる11回に分けて1,000万円ずつの用地を基本的に毎年取得をしていくというふうなことになっているわけでありまして、

基本的にその具体的な場所というふうに毎年指定をさせていただきまして、ほぼ同じ面積を毎年取得をするということで、11カ所にのり面の部分を西側の方から順次区分をさせていただきまして、面積につきましてはちょっと今手元に資料がないので、後ほどお示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、11カ年分、基本的にことしはこのエリア、この部分をとということでお示しをさせていただきながら、その部分を取得させていただいているというふうな実態になっております。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 まず最初、デマンド型交通実証運行事業の関係ですけれども、可能性あるというふうなことがわかりました。原則的にはだめなんだけれども。そして場所の部分今あったわけですけれども、この前の議会での一般質問の状況などを見ても、やっぱり私土・日、祝祭日が運行していないんです。逆に利用者を拡大をしていくというふうなことからすれば、土・日、祝日も運行するということが一つとしていいのでないかなと思うんです。

というのは、年寄りの人だが初めてぱっとなかなか利用、制度として理解してもおっくうだというのがあって、子供、孫さんなどと、小学生の高学年、中学生、あるいは高校生などと休みの日じいちゃん、ばあちゃん、ちょっと寒河江にそいつで行くべとって、日曜日、土曜日など乗ると。

そうするというと、1回乗ると何となく安心して乗り方、利用の仕方を理解をするというか、そういうことでふえていかないかなというふうなことなどもあり、ただ1年間、ことしの10月までして、登録はいっぱいあったんだけど、利用者が少ないとなると、その結果からその後の実質運行になかなか大変だというふうになるという、地域的に交通弱者に対する市でせつかくこういう事業を展開しながら、利用者がふえないという、こういうふうなことからすれば、ぜひそういうふうなことも含めて、地域のさつき出た留場という地域だけでなく、一たん取り下げて出す際に、そこら辺なども考えてすることによって、一つ利用者の拡大になるのではないかなと。

それは後々の正式運行に向けて大きく弾みになるのではないかなということが、この前の太田議員の一般質問などを聞きながら、特に感じておりまして、地域からもできれば休みのときもしてもらおうと非常に助かるなという声もありますということで、見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、土地の取得の関係でありますけれども、これで今言ったのは一つとして、このエリアを11分の1ずつ区域を指定をして買っていくんだというんですけれども、お金払いながら寒河江市の所有権というような問題との関係などあるんで、この合法的な売買の仕方として、全部を例えば市で一たん建てかえて、本当は国で買ってもらう計画ですから、当初の計画から、基本的には、

だけれども、寒河江市で11年間で買うんだとすれば、売買契約をして、そして延納もできるわけですから、合法的に。分割して払うということも違法でなくて合法的にできるわけですから、それで所

有権は最初から移転をしていて11分の1ずつ払っていくという完結をして終わりということと、11分の1ずつ払っていて、そして11年目に満額払ったときに所有権を寒河江市に移すというふうなことと、二つ契約上きちっとあるんだというふうに思います。

ただ、場所を何というか、図面でただ線引いてこの部分がことし寒河江市で買ったんだ。去年の分はここだというふうなことは、公費を出している、公金を出しているということと所有権との関係ではいかなものかなというのがちょっと疑問もありますので、そこら辺もぜひ研究していただきたいというふうに思いますので、このことについての見解などもお聞かせをいただきながら、さらに分科会の方でこの辺詰めていただきたいというふうに思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 土・日の利用も可能になれば、確かに利用はふえるとは思いますが、当初実験の際には、初めてタクシーの方もするというので、買い物の方を少し実験から外しているわけです。基本的には医療機関への足というふうなことで実験をメインにしたものですから、土・日は外したという経過もあります。

今から土・日の運行ができるかという、先ほどできる場合もあるというふうなことを申しあげましたが、最初の計画を大きく変わるような変更はもうやはり難しいのではないかなというふうに思います。最初そういうふうに山形の運輸支局の方からは言われたものですから。照会はしてみますけれども、その辺は難しいのではないかなと。

これも実際アンケートをとりながら、本格運行に向けていくわけでありましてけれども、その際にそういう意見が多く出てくるのではないかなと思いますので、そういった意見を踏まえて本格運行する場合にはどうするかというふうなことを検討していきたいというふうに思っております。

○内藤 明委員長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 所有権の移転等についてというふうな御質問でございます。

平成21年の市と土地開発公社との分譲契約の際には、基本的に分割払い方式ということで契約を締結させていただいたというふうな記憶がございます。所有権の部分につきましてのちょっと表現なんですけれども、今ちょっと頭の中にその契約書の部分ございませんので、後ほど委員会等で詳細についてご説明をさせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○内藤 明委員長 川越孝男委員。

○川越孝男委員 それぞれまた見解示していただきましたけれども、特にデマンド型交通の場合など、そういうやつを例えば10月までだから、この1年間、12カ月間の間でもずっと進んでいるわけですが、最後の3カ月間なら3カ月間、8月、9月、10月でも、今から変更して実際やってみたらどうだというのは、休みの日に運行することによってこれだけの実績があるんだというふうなことがあるという、次の計画の際に大きく弾みになるんでないか、あるいは的確な判断になるのではないかなというふうに思います。

この前は太田委員から出されているのは、15人の検討した委員いるけれども、利用する人は3人と、利用者代表は。というふうなことからすれば、利用者、当時は医者に行くのを中心にしてやったというふうに言われているわけでありましてけれども、そうでない、いろいろな意味でその五つのエリアの人たちは公共交通なくて困っているわけですから、これをするによって非常にいいのではないかな

というふうな思いありますので、これまたぜひ研究、検討していただきたいということを再度お願いをしておきます。

あと、企業立地の関係、今まで2款にもっていたのが今度7款にいった。もちろんこれは一般財産的にもう7款から金出そうと、普通財産になっているんだらうというふうに思いますけれども、もちろん後々は国に買ってもらうという、それを国からなかなかないから、市で分割して一たん開発公社から買って国に買ってもらうというふうな位置づけでの土地でありますから、これ2款から7款に移すことによって、普通財産、行政財産との絡みの中で何だかかんだかわからなくなっていく心配があるので、そういう国に買ってもらうのだというふうな思いの中で2款の中で取得をしておくというふうにした方がより後々にもはっきりしているのではないかなというふうな思いがあるんです、私は。というふうなことで、何で7款に振り替えたのか。そして、今私がそういう申しあげたことについての見解もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 2款から7款への振り替えというようなことでございますが、企業立地推進室の方が商工振興課の方に移行になったというようなことから、7款の方に予算を移した方がより効率的にできるのではないかとというように予算を振り替えしたというところでございます。

こちらの方の、いわゆる用地購入の方につきましては、企業立地推進費というようなところ、2款で購入しているときもその目に持ってございましたので、同じように企業立地7款に移しましても、企業立地推進費というようなことで目を起こして土地購入の方の予算を計上していると。以上でございます。

○内藤 明委員長 川越孝男委員。

○川越孝男委員 だというと、企業立地というふうなことだから7款に移したというのは理解をします。しかし、のり面の部分については企業立地のための取得でないんです。先ほども申しあげましたとおり、あそこ全体を開発をしたときに、あの部分は国から、国土交通省から買ってもらうと。下にいろいろなものも入ったから民間に売買できない部分だというふうなことで、地下の方に入っているものがありますから、水路などがあるので、そういうふうにしてこれは国に買ってもらうというふうにすれば、企業立地でなくて、この1億1,000万円というように計上されている、前に契約したという、平成21年に契約した11年間で分割してその土地を買うという契約の土地というのは、やっぱり公有地の取得というか、一たん市では持っているけれども、市でそこを使うというふうなことじゃなくて、国に買ってもらう土地を一たん立てかえて買っているという性格のものですから、そうすると、2款でも分けて純然たる企業立地のためにする部分と分けていく必要があるのではないかと。

逆に企業立地をして、そこに売っていくという土地とはおのずから違うというふうにすべきではないかというふうに思うんです。そこがあいまいになるといって、後々にどうなんだというふうになる、1億円の金でありますから、1億1,000万円のお金でありますから、ぜひその辺についての考え方もお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 のり面の用地、委員おっしゃるように、確かにこちらの方で、市の方で取得する場合やっぱり国土交通省の方から買っていただくというふうな土地になろうかと思いますが、ただ開発の時点では、いわゆるチェリークアの用地ということで、そののり面の部分も一緒に土地を購入し

たということですので、企業立地推進費の方に予算を計上して今度買い戻しをしていくということの方がよりベターではないかということから、計上しているということですので。

○内藤 明委員長 川越孝男委員。

○川越孝男委員 何回もここだけになっているようではすけれども、これ役所の感覚はそういうふうなことだと思いますけれども、やっぱり市民感覚からすれば、そういうふうなことは違うよということを指摘をさせていただきます。あと委員会、分科会の方できちっとさらに検証していただきたいというふうに思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 ページが85ページ、3款1項5目の補助金なのですが、これ障害者福祉施設整備事業、この中で補助金として500万円が計上されております。最近こういった施設を公営で、市でつくるといのはなかなか厳しい状況にあるわけで、そうした民間の力を活用してというような言葉がぴったりかどうかはわかりませんが、そういう方があった場合にはある程度の補助金を出してそういうふうな施設を整備していくというのは、もう基本的には非常に大事なことだというふうに思います。

そこで伺いたいんですが、この補助金というのは、例えば医療法人だとか、福祉法人だとかという、その法人だけが対象なのか。個人で事業を起こしたいといった場合にも対象になるのかどうか。

それから、ここには数字が500万円という非常に区切りのいい金額が乗っていますけれども、これのいわゆる算定基準、500万円という額を決めた根拠、何かいろいろな基準があって、例えば総事業費の何%で上限が幾らとかというように基準があると思うんですけれども、その辺の基準について教えていただきたい。

○内藤 明委員長 健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 障害者福祉施設整備事業ということで、内示にもありましたように、この事業新たな共同生活介護事業所、ケアホームの建設に対して助成する事業でございます。社会福祉法人さくらんぼ共生会において計画されているものでございますが、御質問のいわゆる民間の会社、あるいは個人の場合はどうかということでございますが、株式会社であっても国、県から補助される場合とそうでない場合があります。むしろ社会福祉法人の方は社会福祉法人でこういった施設をする場合、国、県補助が予定されるのがほとんどであります。

今回の建設に当たっても県の補助金ということで2,758万円ほど予定されているようでございまして、これはもちろん平成24年度に入りましたらそういう手続が入るわけですが、その中で国費が1,838万6,000円、県費が919万4,000円ということで、低額の補助になっております。このようなことから、本市としても県の補助同等ということに勘案したわけでありまして、委員おっしゃるように、この事業に500万円というふうになっています。また、予算書を見ていただくとおわかりのとおり債務負担行為でも500万円しておりますので、総額では1,000万円ということにしております。次年度にわたるといこともございますし、やはりこういう補助の部分については、県の補助金なども勘案しながら決定をさせていただいて、計上させていただいたところでございます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ありがとうございます。ということは、今後もこうした事業が出てきた場合、これ

は今後も継続してこういった補助事業というものを続けられると、こういうふう理解してよろしいわけですね。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 これはあくまでも予算補助で、しかも実施要項を作成するという前提になりますので、すべからく補助をするべきかという部分については予算補助ですので、いろいろと検討させていただくというふうになろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○内藤 明委員長 ほかにありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、2点お伺いさせていただきます。

まず、82、83ページ、3款1項5目障害福祉サービス事業のところについてお伺いいたします。

今年度、今やっている平成23年度の予算と見比べますと、約5,000万円ほどこちらの方が増額されているようなのですが、1目で5,000万円というのは非常に大きい増額だと思うんですけども、こちらの理由について教えていただければと思います。

そして、もう一つ、90、91ページです。3款2項3目の保育所運営事業についてお伺いいたします。

私以外の方もよくお話を聞いているかと思うんですが、市内の認可外の保育施設さんより保育士の方を紹介してほしいと、人材が非常に不足しているというお話がありました。その人材不足というのは、認可、認可外にかかわらず同様に起きていることだと思いますので、市の運営している保育所運営事業費の賃金にかかわってくるころだと思うんですが、市の認可保育所、今何名ぐらいのスタッフがいらっしゃるのか教えていただければと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 ただいま議員の方から障害福祉サービス事業について5,012万円ほど昨年度より多いわけですが、その理由ということですが、主な理由ということではよろしいでしょうか。

実は御案内のとおり平成23年度までは予算書にあります国立病院機構米沢病院、また山形病院が児童福祉法上の措置になっておりまして、市の方では全く負担がない事業でした。実は障害者自立支援法の改正によりまして、平成24年度からこういった事業についてももちろん市単独ではございませんが、ほかのサービスと同じように国、県から補助はされますが、その部分で2,772万円ほどの事業費が伸びました。

また、同じく御案内のとおり障害者自立支援法ですが、施行前の経過措置ということで本年3月まで、もっと言いますと4月には新しい体系に完全移行するという条件がございまして、これらについても相当の事業費の増になりまして、結果的に5,000万円、5,012万円の前年度より増になったということでございます。以上です。

○内藤 明委員長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 保育所の運営のための職員の人数でございますが、低年齢児が最近ふえておりますので、国の最低基準によりまして、低年齢児についてはゼロ歳児には3人に1人とか、そういう最低基準がございまして、それを補うための臨時保育士というか、職員として臨時の保育士ですが、現在25名ほど、それから早朝・延長保育をやってございますので、早朝とか、あと夕方の延長保育などのためのパートの職員が40名ほどございます。以上です。

○内藤 明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 こちら障害福祉サービス事業の方はわかりました。

済みません、保育所運営事業の方についてはもう少しお伺いさせていただきたいんですけども、今正規の、要は低年齢児を見る方とあと早朝、延長を見る方というパートの方という方がいらっしゃるんですが、これは普通の職員の方がすべて25名で、それ以外の方がパートの方が40名ということで理解してよろしいのでしょうか。

○内藤 明委員長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 正職員につきましては、現在ですけれども、調理師と合わせて43名ほどいるんですけども、先ほど申しあげましたのはそれを、正職員を補うための臨時職員が25名、それからさらに、早朝とか夕方の延長パートのために40名ほどパートの方がいるということでございます。

○内藤 明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 わかりました。先ほど認可外保育施設の方から人材不足だという話があったんですけども、そういうのも、例えば同じ市の認可保育所の中でも指定管理者の施設は土曜日も19時まで預かってもらえるために希望が多いと。やっぱり希望が集中するわけですので、なかなかすべての申し込みの方が受けることができずに、だとやっぱり土曜日仕事持っている方はもうほかのところにお願いすると。言うなれば認可外の保育所に預けるしかないというような状況のためにこのような今の流れになっていると思いますので、ぜひこの、多分私はこの賃金とかのところが一番関係あるのかなと思って質問させていただいたんですが、市の認可保育所がすべて土曜日19時までお子さんたちを預かるためには、どういったハードルがあるのか教えていただければと思います。

○内藤 明委員長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 全部の保育所が土曜日も夕方の7時までということの御要望のようでございますけれども、これにつきましては、行革とか、それから実際の保護者のニーズ、子供さんのことをいろいろ考えまして、それからあと、私立の幼稚園もございまして、認可外保育施設もございまして、それらの運営なんかもかんがみまして、また寒河江という地域ということで、これまでは地域の保育所ということで通園バスなんかを利用しながら土曜日については半日ということでやってきた経過もございまして、そういう中で、それから国の子ども・子育て新システムの動向などもございまして、そういう中において本当に必要に迫られた方がどのくらいいるのかとか、そういう実態調査もちゃんと確認しながら、そして地域の保護者の方、それから地域の皆様、市民の声などもお聞きしながら総合的に検討していかなければならないと思っております。

○内藤 明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 わかりました。特に、認可保育所の中で、この指定管理者のところはどうしても中心部にはなくて、少し外の方にあるというような状態で、やっぱり真ん中に住んでいらっしゃる方は近くに土曜日も遅くまで見てもらえる保育所があればななんていう声もあるようですので、ぜひそこから辺も今後御検討いただければと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 74、75ページ、3の1の1の28繰り出しについてでありますけれども、今回もここで国保の特別会計2億5,144万9,000円繰り出しされているわけでありまして、そこでお尋ねをしたんです。国保への繰り出し、基準以上に一般会計からの繰り出しは絶対認められないのかどうか。認められないということはないと思うんです。今年度、平成23年度市では頑張ってもらっているというふうな状況なども見ましても、したがって、絶対にできないということはないのではないのかと。



絶対できないというのであれば、その根拠もお聞かせをいただきたいし、もう全国的にもやられているケースあるというふうに私理解をしていますので、そういう実態などはあるのかどうなのかも含めてまず教えていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 言葉の整理を若干したいわけですが、いわゆる法定外繰り入れというふうになっていると理解をしますと、繰り入れは毎年市町村の国保の予算編成に当たりまして留意事項というところで出しております。その中には、特に国では国庫支出金の料金負担金や、あるいは調整交付金について地方単独事業があった場合には減額しますよと。したがって、そういう形で予算編成をしてくださいという通知がきています。

さらに、これらの国庫負担の減額相当分、これについては一般会計などで所要の財源措置を講じられたいというふうになっております。それ以外の部分についての言及は、いわゆる法定外繰り入れはしないよというふうになっているんですが、このたび平成22年度について、3月1日の国保新聞によりますと、法定外についての報道があります。しかしながら、法定外の金額ということで、一般会計の繰り入れは全国で3,979億円というふうな数字は乗ってございますが、被保険者の実態については報道されておられません。以上であります。

○内藤 明委員長 川越孝男委員。

○川越孝男委員 国保の関係については、本当にこういう制度の中でそれぞれ運営している人苦勞されています。そしてまた、こういう経済社会情勢の中で、被保険者の生活実態もなかなか大変になっているということはこの議場でも何回も議論されています。

したがって、そういうふうな中でも絶対だめでないというふうなことであるならば、少しそこら辺の実態を分科会での審査の際に出していただきながら、寒河江市としてはどういうふうにしていくのか。もちろんこうして市民の健康を保持するためにお医者さんにもちゃんとかかる、そして後で悪くなってからかかるよりも予防的な部分でもやっていくなどということが全体的に相まって国保の運営も改善に向けてやっていけるんだというふうに思います。

そういうふうな中で、やっぱり限りある財政の中でどうするかとなったときに、一般会計からの繰り入れも絶対して悪いということではないというふうに今の話も聞いて思うわけでありまして、その辺どういうふうにしていくかというのは、お互い智恵を出し合わなければならない課題だというふうに思います。

したがって、議会の中での審査の際もそこら辺が解明というか、問題点をお互い認識を一致し合いながら、今後の課題を求めていくというか、見つけ出していくという、こういうことが今議会審査に問われている任務なんだろうなというふうな思いをしますので、ぜひそういうふうな議論ができるように当局として十分な配慮を、分科会の審査に当たって配慮をしていただきたいということをお願いをしておきます。このことにつきましても、見解ありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 先ほどの断ったのは法定外という部分にこだわっておりますので、これについて従来どおり予算編成の福祉相当分、地方単独の減額についてはそのようでございますが、それ以外は御案内のとおり国民健康保険は目的税というふうになっておりますので、性格上一般会計からの繰り入れは好ましくないというふうになっております。

ただ、実態ということであれば、全国的にはそういう状況にあるということだけ御理解をいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 しつこいようだけれども、そういうのをわかった上での実態、全国的な状況なども検討する上で出して分科会の中で十分検討していただきたいというふうなことをお願いをしたんです。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 昨日もテレビで1日やっておりましたが、東日本大震災の瓦れきがなかなか片づかないようであります。宮城県だけでも5年、10年かかるのではないかなということで、瓦れきの受け入れに東京都、あるいは山形県あたりが名乗りを上げているわけではありますが、寒河江市として今から復旧・復興のことを考えれば、少しでも協力していくべきではないかなというふうに思いますが、その辺りとしての考え方を教えていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 震災瓦れきの受け入れについて御説明をいたします。

本日の新聞報道等にもございましたとおり、寒河江市におきましては受け入れを進めるという方向で検討を行っているというふうな状況でございます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤良一委員。

○佐藤良一委員 寒河江市でも一般ごみの収集やっているわけでありましてけれども、大体時間は朝の7時から12時ころまで、あと第2土曜日もやっているんですか。そういう感じでその業者が午後から民間のごみを集めているわけでありまして。その7時から12時までの拘束時間なのか、それとも7時から午後4時までなのか、その辺の感じどのように考えて、今まで2社体制できておりますし、その辺を考えなければならぬような感じいたします。どのように感じているんですか。

○内藤 明委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 寒河江市の一般廃棄物の収集の業者の収集時間についての御質問でございますけれども、御案内のとおり収集は午前7時から回収をいたします。ごみの量によりまして、午前中のみで終わる場合だけではなくて、夕方近くまでかかる場合もございます。クリーンセンターにおきましては、午後4時まで搬入することとなっておりますので、年間に割り当てされておりますそれぞれのごみの収集に合わせまして、その7時から4時までの間にすべてを終わらせるというようなことで指定をしているという形で御理解を願いたいと思います。

○内藤 明委員長 佐藤良一委員。

○佐藤良一委員 自分の認識だと大体出すのだと7時半ころきます。ビンや缶だと少し時間おくれますけれども、大体12時前後に一般寒河江市のごみを集めて、そのほかはほとんど民間のごみの収集の方にかかわっているのが余計であります。市のごみを集めるときは2人だけれども、午後からになれば運転手1人で企業ごみをやっているのが実態であります。

ですから、7時から午後4時までと契約しているんだったら、民間ごみを集めているときのあれがどうなるのかなと思っているんです。監査委員いないからしょうがないんですけれども、その辺も実態調べる必要が私あるんじゃないかなと思うんです。契約で7時から12時、13時でも結構ですけど

も、大体午後になるのは正月と連休明けです。そういう特定日があるわけでありませう。その辺のことを考えれば、午後から集めているんですから、実態は。クリーンセンターに行けば現金で払って何トンに対して何ぼですとやっているのが現状でありますけれども、少しその辺が問題あるんじゃないかなと私思うんです。

○内藤 明委員長 佐藤委員に申し上げます。

総務委員会で詳しくお聞きになっていただきたいと思ひます。

ほかに質疑はありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第5款について質疑はありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第6款について質疑はありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第7款について質疑はありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第8款について質疑はありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第9款について質疑はありませうか。後藤健一郎委員。

○後藤健一郎委員 これもことしの新規事業のようですけれども、152ページ、153ページ、9款1項5目防災施設等整備事業についてお伺ひしたいと思ひます。

説明の方では市内9カ所に防災備蓄倉庫を設置するとともに、非常用備品等を整備するというふうなことだったんですが、その市内9カ所というのがもう決まっておりますか。

また、その備蓄についてなんですけれども、おおよそ何名分と聞いてわかるかどうかなんです、非常用備品をどの程度整備する予定なのかをお教へください。

○内藤 明委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 防災施設等の整備事業でございますけれども、今回の東日本大震災を受けての防災力の強化というふうなことで予算化したものでございまして、御質問の避難所というふうなことでございますけれども、避難所につきましては小学校の14校、地区公民館3カ所、市民体育館が1カ所の合計18カ所でございますけれども、平成24年度につきましては9カ所、平成25年度で9カ所というふうなことで、平成24、25年の2カ年で計画していきたいというふうに思っているところでございます。

あと備蓄倉庫につきましては、現在進めているのが非常用の毛布関係とか、あと簡易トイレ関係とかそういったものを取りあえず備えつけるというふうなことでございます。以上でございます。

○内藤 明委員長 後藤健一郎委員。

○後藤健一郎委員 済みませう、その毛布やトイレというのは何名程度のところをまずは整備、これも2年かけてやるのでしょうか。だとすると、1年目例えば何名分ぐらいの、多分毛布も1人1枚とかという感じだと思うんですが、教えていただければと思ひます。

○内藤 明委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 具体的な枚数でございますけれども、避難所用の毛布でございますが、100枚ほ

ど準備するというなことで、これを4カ所、合計400枚というふうなことで今進めているところでございます。

あと、簡易トイレでございますけれども、50万円ですので、簡易トイレ、それを4カ所の方に配備するというふうなことで今進めているところでございます。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。佐藤良一委員。

○佐藤良一委員 193ページです。皆13まで終わっておりますけれども、ぜひお聞きしたいもので、よろしいでしょうか。

○内藤 明委員長 どこ。

○佐藤良一委員 193ページです。一般給料職のことに対してです。

○内藤 明委員長 ちょっとお待ちください。佐藤良一委員に申しあげます。

佐藤委員、総務文教常任委員になっておりますので、どうしてもこの際政治的なもので執行部、市長等に聞かなければならないということだけにとどめていただきたいと思います。それ以外については総務文教常任委員会等で御質問なさっていただきたいと思います。

○佐藤良一委員 では、一つだけお伺いします。

市長にも寒冷地手当というのがつくんです。つくはずなんです。その辺でことしみたいに大雪のとき非常に助かると思うんです。

○内藤 明委員長 佐藤良一委員に申しあげます。

何ページでした。

○佐藤良一委員 その前、190ページ。191ページは一般です。

○内藤 明委員長 総務費関係で既に終わっている項目だと理解していますが。総務文教常任委員会の方で詳しくお聞きなさってください。(「はい、わかりました」の声あり)

ほかに歳出第13款についてありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号について質疑はありませんか。木村委員。

○**木村寿太郎委員** 浄化槽の整備事業については12月の議会で議決になりまして、それで今回の予算で決まれば4月から実施という方向にいくわけでございますけれども、私も基本的には生活環境の保全や公共用水を保つ上では本当に基本的なことでも大変私どももうれしく思っていますけれども、的を射た、時を得た本当にすばらしい事業だと思いますけれども、御案内のように公共下水道とこの市町村型合併浄化槽をやった場合の比較、そういうものをやったことが、やったことがあるというのは失礼な聞き方で、やったことがあるからこういうふうになったんでしょから、その辺の比較をやったことがあってどんな結果が出ているのか、あればちょっとお伺いいたします。

○**内藤 明委員長** 山田下水道課長。

○**山田敏彦下水道課長** お答えいたします。

前年度、平成22年度に寒河江市生活排水処理基本計画の見直しを行っているわけでございますが、その際今後の処理方法について検討を加えてございます。その中で、御質問の経費の比較、経済比較を行っているところでございます。

内容的には国土交通省のマニュアルにしたがって作成されたものでございますが、事業費を、数値を指数で置きかえれば、下水道で整備した場合の事業費を100とした場合に、浄化槽で整備した場合の事業費は42という数値を示してございました。人口密度の高いところ、いわゆる中心市街地につきましては下水道で整備した方が有利というふうな結果になりますが、比較的人口密度の低い地域につきましては戸別処理浄化槽での処理が優位というふうな結果が出てございます。

○**内藤 明委員長** 木村委員。

○**木村寿太郎委員** ありがとうございます。今回の新聞報道なんかにもよりますと、東日本大震災では公共下水道よりはずっと浄化槽の方が復旧が早かったというような報道も出ておりましたし、まさにすばらしいタイミングではないかなというふうに思いますし、市民からも大変好評が得られるのではないかと考えていますけれども、水洗化率としては100%になるということはなかなか難しいでしょうけれども、そんなものを大いに期待しながら頑張っていたいただきたいと思います。以上です。

○**内藤 明委員長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第13号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第14号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第15号について質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** ことしも大雪で非常に大変ですけれども、介護保険でデイサービス受けていながら、雪が多いためにサービス提供事業所でもう迎えに行かれないと、家の前まで。だから、夏分はデイサービスを受けているんだけど、冬期間ストップというふうに言われている人が実際にいるわけでありましてけれども、そういう実態どのように把握されているのか何だか、介護保険の方で。もちろんそれの対応というのは別な部分だというふうに思いますけれども、そういう実態をどういうふうにつかまれているかお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 お答えします。

実は2カ月に1回ぐらいですが、施設の関係のケアマネジャーの会議をしています。ただ、今回2月のたしか15日だったと思うんですが、間違ったら申しわけないですが、その辺ころにケアマネジャーさんからそういう打ち合わせはあったんですが、その段階ではそういう時間がなかったのだろうと思います。したがって、委員ご指摘の部分についての話題についてはその中ではなかったというふう聞いております。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 やっぱり私ら身近な部分は把握できるんですけども、寒河江市全体的にそういう実態どういうふうになっているのだから、どういう地域にあるのだからによって、今度建設経済常任委員会の方の検討の中で具体的に除雪の部分出てくるわけですけども、その基礎となる実態を知るにはやっぱりそっちの方からお聞きをしないとつかめないというふうな状況もありますので、後で教えていただきたいというふうに思います。何らかの形で把握をしていただいて、お願いをしたいと思います。そのことについてお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 ただいま申しあげたとおり2月の次は大体4月に開催される予定にしておりますので、その件について話題にさせていただいて、なお、その会議のみならずいろいろと施設対応で困った場合なんかはこれまで以上に相談に応じているわけでありまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第18号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

## 分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教分科会	議第9号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第17号
厚生分科会	議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第18号
建設経済分科会	議第9号第1表中歳出第2款の一部、第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第10号、議第11号、議第12号、議第19号

散 会 午後2時17分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

平成24年3月21日（水曜日）予算特別委員会②

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	安孫子和広	市立病院 病院改革室長
工藤恒雄	学校教育課長	清野健	生涯学習課長
大泉辰也	監査委員 監事		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局 局長	佐藤肇	局長 補 佐
佐藤利美	総務 主 査	兼子亘	主 任



予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会  
平成24年3月21日(水曜日) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第 9号 平成24年度寒河江市一般会計予算  
日程第 2 議第10号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
日程第 3 議第11号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
日程第 4 議第12号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  
日程第 5 議第13号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
日程第 6 議第14号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 7 議第15号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算  
日程第 8 議第16号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
日程第 9 議第17号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
日程第10 議第18号 平成24年度寒河江市立病院事業会計予算  
日程第11 議第19号 平成24年度寒河江市水道事業会計予算  
日程第12 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務文教分科会委員長報告  
(2) 厚生分科会委員長報告  
(3) 建設経済分科会委員長報告  
日程第13 質疑、討論、採決  
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○内藤 明委員長 おはようございます。

ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。

会議に入る前に申し上げます。

本委員会の傍聴の申し出があり、委員会条例第19条の規定により、委員長においてこれを許可しておりますので、申し添えます。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 議 案 上 程

○内藤 明委員長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

○内藤 明委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務文教分科会委員長報告

○内藤 明委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。辻総務文教分科会委員長。

[辻 登代子総務文教分科会委員長 登壇]

○辻 登代子総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月13日及び15日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款第2表、第3表及び議第17号であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第9号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「財産貸付料の細部の内容について」の問いがあり、当局より「土地貸付料につきましては元町にあります国の森林管理署が344万5,000円、チェリーランドが237万6,000円、その他の貸付は分館の敷地です。建物貸付料につきましてはフローラのテナント貸付料です」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。質疑の中で、安東市議会訪問団招聘事業について審議を深めるため、質疑を一たん保留とし、後ほど質疑を再開しその後に採決することを諮り、そのように決しました。そのため、付託されましたすべての案件の採決終了後に歳出第1款の質疑を再開することとし、13日及び15日に審議を行いました。

主な質疑意見の内容を申し上げます。

委員より「安東市議会訪問団招聘事業ですが、自分なりに交流も必要と思います。市長等も来ると考えているのですか」との問いがあり、当局より「考えておりません。昨年こちらで訪問しました。一昨年は安東市から訪問しましたので、考えていないところです」との答弁がありました。

委員より「安東市議会訪問団招聘事業を2款の総務費に組み替えることは可能ですか」との問いがあり、当局より「組み替えについては私どもの方では考えておりません」との答弁がありました。

委員より「取り下げの話もありましたが、そういう考え方はありますか」との問いがあり、当局

より「当初予算は各課の要求に基づき、いろいろ勘案して重点的に配分して練り上げてつくり上げてきたものですので、この件について取り下げる考えはありません」との答弁がありました。

委員より「姉妹都市を結んでからかなりの年数たっていますけれども、数字の区切りの5とか、10とかの指摘ありましたが、予算を配慮していただき財政当局に感謝申しあげたい」との意見がありました。

また、委員より「議員としての交流もすごく大切なことだと思います。それから、これまでのつき合い、取り組み方を見てみますと、寒河江市の議員がこれまで伺った方が安東市から来ていた方よりもずっと人数的に多い。やはり日本人は礼には礼を尽くすというのがあります。ぜひ礼を尽くすためにもことし来ていただくのが一番いいのではないかと考えております。交流は昭和47年から行っております。それだけ世話になってきたということもあります。さらに、ことしは花咲かフェア10周年、神輿の祭典30周年ということで、周年事業にも当たっておりますので、こういった時期に来ていただくのがいいのではないかと私は考えています」との意見がありました。

また、委員より「散会中に代表者会議や議員懇談会を開催し、その中でもお話がなされましたが、この訪問団の招聘事業については、議員全員の合意に基づくことが前提ということで、それを踏まえてこの原案に対して了としたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「庁舎の耐震化事業に係る地下水の検査結果と耐震化工事の発注は地元の業者ができるのか」との問いがあり、当局より「地質調査の結果についてはほとんど砂れき層で工事に支障ないということです。また業者については建っている建物に免震装置を施す工事はレトロフィット工事といい、それを手がけている業者はこの辺にはなく、大手ゼネコンで施工した実績のあるところになると考えております」との答弁がありました。

委員より「デマンド型交通実証運行事業が10月までとなっているが、本格的な運転をするとなった場合補正となるのか」との問いがあり、当局より「実際に本格運行する場合、許可をもらう必要があり、10月までの結果で判断せず、その前段で判断することになります。実際に行うと決めた場合、9月で補正ができればと思います」との答弁がありました。

委員より「市庁舎の耐震工事で出入り口の規制はするのか」との問いがあり、当局より「市庁舎の耐震工事につきましては庁舎床下を全部掘り、免震装置を設けることになり、周りを安全対策のために囲うことになります。出入り口は、現在の検討では1階の議会入り口と西、北の出入り口の2カ所になると思います」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「災害救助事業に使ったお金は後々国や県から戻ってくるのか」との問いがあり、当局より「今回の予算の内訳として国、県からの支出金が3,193万2,000円という形で入ってくるようになります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防災施設等9カ所の内容と中身について」の問いがあり、当局より「防災施設の倉庫は全体で18カ所、全小・中学校14、地区公民館3、体育館の1の18カ所で、平成24年度は其中で9カ所を予定しております。防災倉庫の装備は毛布、簡易トイレ、投光機、衛生用品等を考えています」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小学校の学校給食事業の委託費の内容で、何校でそれぞれの金額は」との問いがあり、当局より「3校分の委託料で、西根小学校611万1,000円、高松小学校434万7,000円、柴橋小学校680万6,000円です」との答弁がありました。

委員より「体育館の授業で各種競技種目の大会をするとスポンサーが出ていますが、体育館そのものでスポンサーとのかかわりはあるのか」との問いがあり、当局より「体育館とは関係ございません、それぞれ主催する競技団体の方で大会運営のために支援を受けて行っているようです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「農道の除雪は幾ら温暖化になっても時期が来るとしなければならぬので、予備費充当ではなく農林予算に組んでいただきたい」との要望があり、当局より「農道の除雪経費については当初予算に計上しております。通常ですとその額で間に合うのですが、今回のような豪雪の場合ですと時間もかかるということで、予算を上回る部分については予備費で対応しております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第17号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「財産区で下刈りや枝打ちなどの作業をするのですが、保険の適用はあるのか」との問いがあり、当局より「三泉財産区では作業前に保険を掛けて作業を行っております。ほかの財産区では作業時前の保険掛け金ということで計上はしておりません」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。國井厚生分科会委員長。

〔國井輝明厚生分科会委員長 登壇〕

○國井輝明厚生分科会委員長 おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、3月12日及び3月13日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第18号であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第9号平成24年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「防犯対策事業におけるLED街路灯は何灯設置するのか、また今後の設置計画はどのように進めていくのか」との問いがあり、当局より「平成24年度は50灯を設置する予定です。今後はすべてLED街路灯を設置することで進めていきます」との答弁がありました。

委員より「町会長運営事業でフローラさがえに開設する町会長連合会の事務所は常設なのか」との問いがあり、当局より「常設の事務所になります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求めました。

ここで一たん散会し、翌3月13日午前9時30分より会議を再開し、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「民生児童委員活動事業で、民生児童委員や主任児童委員の配置基準はどうなっているのか。また、配置に対してどのような要望があるのか」との問いがあり、当局より「市内の民生児童委員は79名、主任児童委員は11名で、世帯や学区等が配置基準となっています。配置の要望はみずき団地から委員を置いてほしいとの要望があります」との答弁がありました。

委員より「地域福祉計画の進行管理はどのように進めていくのか」との問いがあり、当局より「地域福祉計画の策定委員については、推進委員会の委員を兼務していただくことになっており、平成24年度に推進委員会を開催し進行管理も検証していただくことにしております」との答弁がありました。

委員より「子育て支援医療給付事業は何人該当しているのか。また、医療費は予想と比較して多いのか少ないのか」との問いがあり、当局より「平成23年12月1日現在で、就学前の児童は2,358人、小学校1年生から小学校3年生までは1,122人となっています。また、小学校4年生以上の入院者は22名おり、合計は3,502名です。医療費は予想していた医療費より少ないです」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「献血推進事業について本市の現状はどうなっているのか。また、3歳児健診における予定人数や視覚障害者の早期発見のための取り組みはどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「平成22年度における献血の実施状況は、目標は900名でしたが、966名の実績でした。3歳児健診は、毎月35名から40名を年12回実施しております。視覚障害の早期発見については、ランドルト環を使った視力検査後に精密検査が必要な人に補助を行っております」との答弁がありました。

委員より「放射能の検査において側溝から高濃度の放射能が出た場合の仮置き場はどのようにするのか」との問いがあり、当局より「高濃度放射能等の指定廃棄物は近くの公園や市有施設の敷地内に仮置きすることにしていきます。指定廃棄物は、容器に入れて遮水シートの上に置き、さらに遮水シートで覆った上で立ち入り制限をします」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第13号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「国民健康保険税の収納率を高める方策はどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「納税相談で滞納者と接する機会を設け収納率の向上に当たっています」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第14号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第15号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「地域支援事業についてどのような介護予防事業を行っているのか」との問いがあり、当局より「さわやか運動教室や元気アップ教室、口腔機能向上教室など実施し、ほかに一部事業の委託を行っています。平成24年度からは新たに市立病院にも委託して予防事業を行う予定です」との答弁がありました。

採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第16号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第18号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「市立病院アクションプランは平成24年度にスタートとなるが、初年度はどのような準備をするのか」との問いがあり、当局より「アクションプランでは、慢性期病床の導入や病棟の増改築の検討などを予定しています。アクションプランが成案になってから具体的に対応してまいります」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について報告を終わります。

## 建設経済分科会委員長報告

○内藤 明委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。工藤建設経済分科会委員長。

〔工藤吉雄建設経済分科会委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は3月12日、13日、14日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第10号、議第11号、議第12号及び議第19号であります。

審査の都合上、議第9号中歳出第5款の審査終了後に歳出第7款の審査を行い、その後に歳出第6款、歳出第11款第1項、歳出第8款、歳出第11款第2項の順に審査することを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第9号平成24年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中心市街地活性化センターの状況について」の問いがあり、当局より「商業テナントスペースとしては、地下は9割以上、1階は1割から2割程度、2階は半分程度が空いている状況です。テナント料は、月約250万円で100%入った場合の半分程度、買い物客数は、平成16年の1日平均と比べて半減以下の903人と厳しい状況が続いております」との答弁がありました。

委員より「ふるさと財団に本調査を申請しているようだが、建物内のにぎわいだけでなく、中心市街地を活性化させるための拠点施設という基本目的があるので、寒河江市全体の中での位置づけを考えていただきたい」との意見がありました。

委員より「寒河江の旬情報発信事業の中でバスツアーを計画しているが、その内容は」との問いがあり、当局より「宮城県や福島県の被災地を含めてバス100台、約4,000人を目標にバスツアーを計画しております。花咲かフェアやさくらんぼ狩りなどに合わせて、昼食なども含めたコースの中でツアー料金に1人当たり1,000円程度の補助を見込んだ形で委託を検討しております」との答弁がありました。

委員より「にぎわいが出ただけでもよしとしなければならないが、1,000円もうけるにはどれだけ買ってもらわないといけないのか。公金を出すのだから、余り簡単に考えてはだめだ」という意見がありました。

ここで一たん散会し、翌3月13日午前9時30分より会議を再開しました。

委員より「チェリークア・パークののり面分割購入の公有財産購入費が組織の変更によって2款から7款に移動したが、財産購入なので基本的には2款にすべきと思うが」との意見があり、当局

より「財政当局とも協議しながら来年度以降については検討させていただきます」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「耕作放棄地の現状と今後の目標は」との問いがあり、当局より「1月現在での耕作放棄地は79ヘクタールで、5年間で15ヘクタールを解消したいと思っております。国から5万円の補助が別枠で来ますが、市単独で3万円を上乗せして耕作放棄地の解消に向けて頑張っております」との答弁がありました。

委員より「平成24年度の新規事業として青年就農給付金とあるが、どういった内容か」との問いがあり、当局より「原則45歳未満の新規就農者に対して年間150万円を交付します。就農の形態は問いませんが、他の業種から参入した方、親の経営を継ぎながら自分の独立した経営部門を持った方が対象になります」との答弁がありました。

委員より「農作物の放射能検査の補助金の関係ですが、10万円の予算がなくなった場合補正で対応していくのか」との問いがあり、当局より「市としても全面的に協力していくつもりなので、農家の人たちが大勢申請してきた場合はそれなりに対応しなければならないと思っております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第9号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「橋梁の長寿命化修繕計画については、災害はいつ起こるかわからないので、ぜひ前倒しをするくらいの対応をしてほしい」との意見がありました。

委員より「機械やオペレーターによって除雪にばらつきがあるが、業者との調整会議のようなものを開催していないのか」との問いがあり、当局より「除雪シーズンの前後に除雪協力会の役員の方と意見交換会を行っておりますが、それなりに要望や苦情などもありましたので、課題を整理しながら入れかえ等も含めて検討していきたいと思っております」との答弁がありました。

委員より「南町公園の防災機能はどの程度のものを盛り込むのか」との問いがあり、当局より「備品倉庫、マンホールを利用する災害用トイレ、板を外すとかまどになるベンチなどが主なものです」との答弁がありました。

委員より「花咲かフェア委託料の中身は」との問いがあり、当局より「花壇整備や花の植えつけ、手入れなどの会場整備管理委託が1,050万円、会場巡回やごみ拾い、アンケート調査やステージイベント運営などの運営管理委託が2,050万円になります」との答弁がありました。

委員より「交流人口がふえても経済効果に結びつかないなら何もならない。費用対効果に重点を置いて全体的に庁舎内で協議して、今後の方針をいい方向にしていきたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。



次に、議第9号第1表中歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

ここで一たん散会し、翌3月14日午前9時30分より会議を再開しました。

次に、議第10号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現段階での特管の水洗化率は」との問いがあり、当局より「平成22年度末で人口比率では57.3%、戸数割では62%です。平成24年度につきましては、利子補給制度も充実しながらPRを中心に普及対策を行っていきたいと考えております」との答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第11号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「設置を希望したが排水先につながらないとか、排水先がなかなかできず待たなければならないようなことがないようにだけ配慮していただきたい」との意見がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第12号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、特に御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第19号平成24年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「平成24年度の市の水道水源の放射能調査はどのように対応していくのか」との問いがあり、当局より「それぞれ水源ごと月1回測定していく予定です」との答弁がありました。

委員より「水道料金の値下げをしてほしい」との意見があり、当局より「施政方針並びに水道ビジョンの中にも明記しておりますが、平成24年度に見直ししていきます」との答弁がありました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

○内藤 明委員長 日程第13、これより質疑、討論、採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 先ほどの総務文教分科会委員長の報告で、結果としては了解したつもりでありますけれども、多少気になる部分がありますので、確認のためにお聞きをいたします。

この安東市議会訪問団招聘事業に関しては、12日の本会議で、今この時期に議会として200万円ほどの金を使ってやるべき事業ではないのではないかという理由から、本会議ですので、これは提案者である市長に質問する以外にはなかったわけですけれども、この1款議会費から2款総務費に組み替えてはどうかと、あるいは取り下げてはどうかということを事実上私の考えとして市長にお聞きしたところであります。

もちろんこれは動議の扱いではありませんでしたけれども、それに対して市長は、これは議会の問題だから議会で協議してほしいと、こういう御答弁をいただきました。本当に市長に対して大変失礼な私の質問だったということを私も自覚しております。

それに対して、議会で議論してほしいという、その御答弁に対して、私は議会の方で、つまり総務文教分科会で慎重に協議してほしいと、それにゆだねますということで質問を終わったところであります。

その後、今の報告を聞きますというと、大変問題を慎重に扱っていただいたということには感謝をいたしております。先ほどの報告にもありましたように、いわゆる会派代表者会、あるいは議員懇談会を経て再度総務文教分科会で審査した結果、全議員の合意を前提として原案を了とすると、こういう報告でありましたけれども、委員長報告というのは、いわゆる経過と結果の報告なんです。その見えない部分、つまり代表者会、あるいは議員懇談会で約束されたものが表に見えてこない。これではちょっと困るんです。

つまり代表者会、あるいは議員懇談会では一人でも反対者がおった場合には、この事業は行わない、つまり予算執行はしないと、こういう約束があつて……（何事か言う者あり）

ちょっとあなた黙っていなさい。私は委員長の許可を得て発言しているんです。

○内藤 明委員長 静粛に願います。新宮委員、質問を続けてください。

○新宮征一委員 そういうことで、その部分が見えてこないんです。前提という表現で、議員全員の合意が前提、これはわかります。素直にとれば一人でも反対がいればできないんだと、これはわかるんですけれども、全議員の合意を前提として今後議会の中で協議をした。その結果もう大多数がやるべきだと、そういうふうなムードになったときに一人でも二人でも反対者がおつても、もう大多数がやるべきだと、こういうことだから、これはやりましょうというふうになった場合には困るんです。

したがって、確認させてもらいますけれども、この代表者会、もしくは議員懇談会で約束された、いわゆる当初私が要求したのは取り下げか、あるいは組み替えというものを要求したんですけれども、それは執行部の方ではできない。これは当然だと思います。しかし、その代案として一人でも反対者がいればこの事業はやらないと、これが代表者会と議員懇談会での結論なんです。その部分が表に出てこないものですから、今私はここで聞かなければならないんです。

したがって、今私が申しあげたように、一人でも反対者がいればこの行事はやらないと、そして予算執行はしない、こういうような解釈でよろしいんですね、委員長。

○内藤 明委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時34分

○内藤 明委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

辻総務文教分科会委員長。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

○内藤 明委員長 マイクお使いください。

○辻 登代子総務文教分科会委員長 分科会での中のことは、議員懇談会の協議内容を確認しておりますので、それ以外は出ませんでした。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 確認したということですので、根本的には代表者会、そして議員懇談会での結果がはっきりしているということですので、私の委員長に対する質問はこれで終わります。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。工藤委員長。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 質疑ではありませんが、先ほどの報告に足りない部分がありましたので、つけ加えさせていただきたいと思いますが。

○内藤 明委員長 それでは、総務文教分科会委員長の報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

工藤委員長の方から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 済みません、建設経済分科会委員長報告の中で、報告が一部抜けたところがありましたので、つけ加えさせていただきたいと思いますが。

○内藤 明委員長 委員長、どうぞ。許可します。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 議第19号平成24年度寒河江市水道会計予算を審議しまして、採決の結果を御報告するのを抜けてしまいました。「採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました」をつけ加えていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 ただいま工藤委員長の報告がございました。これをつけ加えて御審議いただきたいと思います。

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 これ私も所属する分科会でありまして、委員長の報告では多数でもって原案を了とするというふうなことでありました。それで、私も説明を受けながら疑問点について質問をしながらやってきたんですが、結果的にもう疑問点その場で解明できなかったのも、同意することできないというふうなことで賛成には回りませんでした。しかし、提案されている中身を議員として十分に審査をして賛否の態度を決めていきたいというふうに思いますので、というのはどういうことかと申しますと、先ほど分科会委員長の報告にもありました。

JTBにお客さんを連れてきてもらうという事業展開をする中で、バス1台40人乗りにして1人1,000円というふうなことで4万円、これを100台、そして、そのための取り組み経費100万円というふうなことで、500万円予算計上されているという説明がありました。そして、このお金は緊急雇用対策、このお金を使ってこの事業をやるんだという説明であります。

そして、このお金は条件としては2分の1が緊急雇用対策でありますので、人の雇用、人件費に充当されなければならないという要件が課せられるんだそうです。したがって、私は分科会の中で、その500万円の中でどの程度人の雇用があるのかということをお尋ねしたかったわけでありませうけれども、そこでは質問をさせていただきませんでした。

これは一つのルールだというふうに思いますが、しかし、そこでは、したがって、その部分が私考えるには会計検査院の対象にもなるのではないかと、その金。そうした場合には、その条件を満たしていない計画だというふうになった場合に非常に問題があるなというふうに思ったのでお尋ねをしたかったわけですが、分科会では解明することができませんでした。

したがって、本会議から予算特別委員会にこの案件、当初予算付託をされているわけでありますので、私予算特別委員の一人としてこの部分を大丈夫なのかどうなのか当局から見解をお聞かせをいただきたいというふうに思うんですが、あるいはまた、分科会委員長自身その部分についてどういうふうに理解をされているのかまずお聞かせをいただきながら、不明であるならば当局の方から説明をしていただいて、そして私自身が間違いのない予算に対しての判断をしていきたいというふうに思いますので、ぜひ予算特別委員長なり、分科会委員長の配慮をお願いしたいというふうに思います。

以上、お尋ねをいたします。

○内藤 明委員長 工藤委員長。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 休憩をお願いしたいと思います。

○内藤 明委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前11時03分

○内藤 明委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤委員長。

○工藤吉雄建設経済分科会委員長 先ほどの質問にお答えします。

さくらんぼキャラバン事業は、総額2,000万円で、すべて緊急雇用対策事業でその2分の1以上が人件費ということで、当局より事業説明がなされております。委員長としては問題ないと考えております。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

各分科会委員長報告の中、異議のありました4案件を除く議第10号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

7案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の7案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

起立多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号を起立により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長の報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

起立多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前11時08分

○内藤 明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 内 藤 明